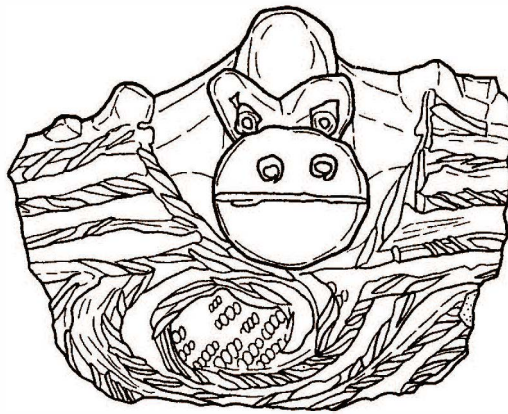


一般国道289号南倉沢バイパス遺跡発掘調査報告 1

南倉沢遺跡
稲干場遺跡



2003年

福島県教育委員会
法人福島県文化振興事業団
福島県土木部

一般国道289号南倉沢バイパス遺跡発掘調査報告 1

なぐらさわ
南倉沢遺跡
いなほしば
稲干場遺跡

序 文

一般国道289号は、中通り地方南部の西郷村と南会津地方の下郷町間で一部通行不能区間があり、その整備は地元の長年にわたる悲願でありました。

このうち「一般国道289号南倉沢バイパス」として整備される下郷町大松川から南倉沢区間には、先人が残した貴重な文化遺産が埋蔵されています。

埋蔵文化財は、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であると同時に、我が国の歴史や文化の正しい理解と、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであります。

このため、福島県教育委員会では、福島県土木部道路建設課や南会津建設事務所と埋蔵文化財の保護・保存について協議を重ね、平成13年度から現状保存が困難な遺跡については試掘確認調査を実施し、平成14年度から発掘調査を実施してきました。

本報告書は、平成14年度に発掘調査された下郷町南倉沢に所在する南倉沢遺跡と稲干場遺跡の調査結果をまとめたものです。南倉沢遺跡では、在地の土器に混じって関東地方との交流を示す土器や平安時代の竪穴住居跡等が発見されています。

今後、この報告書が県民の皆様の文化財に対する理解を深めるとともに、地域の歴史を解明するための基礎資料として、さらには生涯学習等の資料として広く活用していただければ幸いに存じます。

最後に、この発掘調査に当たり御協力いただいた福島県土木部、財団法人福島県文化振興事業団をはじめとする関係機関並びに関係各位に対し、深く感謝の意を表します。

平成 15 年 3 月

福島県教育委員会

教育長 高 城 俊 春

あ い さ つ

財団法人福島県文化振興事業団では、福島県教育委員会からの委託により、県内の大規模開発に先立ち、対象地域内にある埋蔵文化財の調査を実施しております。一般国道289号南倉沢バイパスにかかる遺跡の調査については、平成13年度に試掘調査、平成14年度は発掘調査を実施しています。

本報告書は、平成14年度に発掘調査を実施した下郷町に所在する南倉沢遺跡と稲干場遺跡の調査成果をまとめたものです。

南倉沢遺跡からは、縄文時代前期の遺物包含層や平安時代の竪穴住居跡が確認され、古くから当地が集落として利用されていたことが分かる貴重な資料が得られました。また、稲干場遺跡では、落とし穴が確認され狩猟場として利用されたことが分かりました。さらに縄文時代後期や弥生時代前期・中期の土器が見つかり、山間部における祖先の諸活動を裏付ける貴重な成果が得られました。

今後、この報告書が郷土の基礎資料として、歴史研究や生涯学習の場で広く活用していただければ幸いに存じます。また、埋蔵文化財の保護につきましても、今後より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この調査に御協力いただきました福島県南会津建設事務所をはじめ下郷町・下郷町教育委員会、並びに地元の多くの方々に深く感謝の意を表します。

平成 15 年 3 月

財団法人 福島県文化振興事業団

理事長 佐藤 栄佐久

緒 言

- 1 本書は、平成14年度に実施した一般国道289号南倉沢バイパス関連遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 本書には、福島県南会津郡下郷町に所在する2遺跡の調査成果を収録した。
南倉沢遺跡（遺跡番号：36200046）南会津郡下郷町大字南倉沢字稲干場・玉家
稲干場遺跡（遺跡番号：36200047）南会津郡下郷町大字南倉沢字上風ヶ窪
- 3 本発掘調査事業は、福島県教育委員会が福島県土木部の委託を受け、発掘調査を財団法人福島県文化振興事業団に委託したものである。
- 4 財団法人福島県文化振興事業団では、遺跡調査部遺跡調査課の次の職員を配置して調査にあたった。
文化財主査 福島 雅儀 文化財副主査 吉野 滋夫
文化財主事 山元 出 文化財主事 福田 秀生
文化財主事 三浦 武司
- 5 本書の執筆は、調査を担当した職員が分担して行い、各文末に文責を明記した。
- 6 本誌に掲載の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図・1/200,000地勢図を複製したものです「(承認番号) 平14東複第444号」。
- 7 本書に掲載した岩石の名称は、真鍋健一（福島大学教育学部教授）に鑑定していただいた（敬称略）。
- 8 南倉沢遺跡・稲干場遺跡出土土器の付着炭化物の炭素年代測定については、今村峯雄（国立歴史民俗博物館教授）・坂本 稔（国立歴史民俗博物館助手）・小林謙一（総合研究大学院大学院生）の協力をいただいた（敬称略）。
- 9 南倉沢遺跡出土金属製品の成分分析については、文化財主事 奥山誠義が担当した。
- 10 南倉沢・稲干場遺跡の火山灰分析については、株式会社古環境研究所に委託した。
- 11 本書に収録した遺跡の調査記録および出土資料は、福島県教育委員会が保管している。
- 12 発掘調査および報告書作成にあたり、次の諸氏・諸機関から御指導・御助言・御協力をいただいた。
星 英男・星 征一・星 太一郎・室井睦博・下郷町教育委員会・下郷町建設課・下郷町南倉沢地区・下郷町大松川地区・株式会社渡部工務所・国立歴史民俗博物館（順不同・敬称略）

用 例

1 遺跡・遺構の測量は国土座標Ⅸ系のX=134,400m, Y=6,900mを原点とした。遺構・遺物の検出位置は測量原点から10m毎の方眼(グリッド)を設定し、東西方向にAからのアルファベット, 南北方向に1からの算用数字を付し, それらを組み合わせて表示した。

2 本書における遺構図の用例は, 以下のとおりである。

- (1) 方 位 遺構図・地形図の方位は真北をさす。方位の無いものは, 全て図の真上を真北とする。
- (2) 傾斜表示 原則として遺構内の傾斜面はケバで表現した。
- (3) 土 層 基本土層はアルファベット大文字Lとローマ数字を組み合わせ, 遺構内の堆積土はアルファベット小文字lと算用数字を組み合わせで表記した。
なお, 土色の観察は小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖』を使用し, 本文中の記号は同書に準拠する。
- (4) 標 高 東京湾からの海拔高度を示す。
- (5) 縮 尺 各挿図中に縮尺率を示した。
- (6) 網 点 遺構・遺物図で使用した網点の具体的な用例を下図に示した。下図に示さない網点については, そのつど挿図中に示した。



(7) 破 線 平面図中の短破線「---」は, 推定線と挟り込み線とを表す場合がある。

3 本書における遺物実測図の用例は, 以下のとおりである。

- (1) 土器断面 縄文土器・土師器は断面を白ヌキで, 須恵器は断面を黒く塗りつぶして表示した。粘土紐の積み上げ痕は器面では実線で, 断面では一点鎖線で表記した。胎土に繊維を混入する土器は断面に▲で示した。
- (2) 遺物番号 遺物は挿図ごとに通し番号を付した。遺物番号の次には出土位置・層位を示した。遺構図中の遺物番号は遺物図中の番号と一致する。
- (3) 遺物計測値 遺物の計測値は図中に示した。推定値は(), 遺存値は[]を付して表示した。
なお, 石器には岩石名称も示した。

4 本書における写真図版中の遺物番号は, 挿図番号と対照できるように表記した。例えば1-2としたものは本文挿図中の図1の2番の遺物を指している。

5 本書で使用した略号は, 次のとおりである。

下郷町……………CG	南倉沢遺跡……………NGS	稲干場遺跡………IBB
グリッド……………G	竪穴住居跡……………SI	土 坑………SK
埋 葬……………SM	特殊遺構・性格不明遺構…SX	ピ ッ ト………P

6 参考・引用文献は執筆者の敬称を省略し, 各編ごとにまとめて取めた。

目 次

序 章	1
第1節 調査に至る経過	1
第2節 位置と環境	2
第3節 歴史的環境	5

第1編 南倉沢遺跡

第1章 遺跡の環境と調査経過	11
第1節 遺跡の位置と地形	11
第2節 調査経過	13
第2章 遺構と遺物	14
第1節 遺跡の概要と基本土層	14
第2節 竪穴住居跡	18
1号住居跡 (18) 2号住居跡 (22)	
第3節 土 坑	26
1号土坑 (26) 2号土坑 (26) 3号土坑 (26)	
4号土坑 (28) 5号土坑 (29)	
第4節 その他の遺構と遺物	29
1号埋甕 (29) 1号特殊遺構 (30) 遺物包含層 (32)	
第3章 考 察	71
第1節 縄文時代の遺構と遺物	71
第2節 平安時代の遺構と遺物	83
第3節 竪穴状建物の復元について	89

第2編 稲干場遺跡

第1章 遺跡の環境と調査経過	103
第1節 遺跡の位置と地形	103
第2節 調査経過	103
第2章 遺構と遺物	106
第1節 遺跡の概要と基本土層	106
第2節 土 坑	108
1号土坑 (108) 2号土坑 (109) 3号土坑 (109) 4号土坑 (110) 5号土坑 (110)	
6号土坑 (112) 7号土坑 (112) 8号土坑 (113) 9号土坑 (115) 10号土坑 (116)	

第3節 その他の遺構と遺物	116
1号性格不明遺構 (116)	遺物包含層出土遺物 (119)
第3章 ま と め	130

付 編 自然 科学 分析

付編1 福島県南倉沢・稲干場・赤沢B遺跡出土試料の炭素年代測定	135
付編2 福島県南倉沢・稲干場遺跡の火山灰分析	145
付編3 福島県南倉沢遺跡出土金属製品の化学分析について	147

挿 図 ・ 表 目 次

序 章

〔挿 図〕

図1 国道289号南倉沢バイパス位置図	1	図3 国道289号南倉沢バイパス路線図	4
図2 グリッド配置図	2	図4 周辺遺跡位置図	6

〔 表 〕

表1 周辺の遺跡一覧	7
------------	---

第1編 南 倉 沢 遺 跡

〔挿 図〕

図1 調査範囲と工事計画図	12	図22 遺物包含層出土土器 (10)	44
図2 遺構配置図	15	図23 遺物包含層出土土器 (11)	45
図3 基本土層	17	図24 遺物包含層出土土器 (12)	47
図4 1号住居跡 (1)	19	図25 遺物包含層出土土器 (13)	48
図5 1号住居跡 (2)	20	図26 遺物包含層出土土器 (14)	50
図6 1号住居跡出土遺物	21	図27 遺物包含層出土土器 (15)	51
図7 2号住居跡	23	図28 遺物包含層出土土器 (16)	53
図8 2号住居跡出土遺物	25	図29 遺物包含層出土土器 (17)	54
図9 1～5号土坑	27	図30 遺物包含層出土土器 (18)	56
図10 4号土坑出土遺物	28	図31 遺物包含層出土土器 (19)	57
図11 1号埋甕	30	図32 遺物包含層出土土器 (20)	59
図12 1号特殊遺構, 出土遺物	31	図33 遺物包含層出土土器 (21)	60
図13 遺物包含層出土土器 (1)	34	図34 遺物包含層出土土器 (22)	61
図14 遺物包含層出土土器 (2)	35	図35 遺物包含層出土石器 (1)	64
図15 遺物包含層出土土器 (3)	36	図36 遺物包含層出土石器 (2)	65
図16 遺物包含層出土土器 (4)	37	図37 遺物包含層出土石器 (3)	66
図17 遺物包含層出土土器 (5)	38	図38 遺物包含層出土石器 (4)	67
図18 遺物包含層出土土器 (6)	40	図39 遺物包含層出土石器 (5)	68
図19 遺物包含層出土土器 (7)	41	図40 遺物包含層出土石器 (6)	69
図20 遺物包含層出土土器 (8)	42	図41 前期後葉の土器共伴例と墓坑例	75
図21 遺物包含層出土土器 (9)	43	図42 南会津地方の標高700m以上の 縄文時代遺跡 (伊南川流域)	78

図43	南会津地方の標高700m以上の 縄文時代遺跡(阿賀川流域)	79
図44	1～3号建物位置	90
図45	1号建物(1)	91
図46	1号建物(2)	92

[表]

表1	南倉沢遺跡前期後葉土器片点数	71
----	----------------	----

図47	2号建物	93
図48	3号建物	94
図49	木組みと復元模式図	95
図50	竪穴住居跡の類例	98

表2	南会津地方標高700m以上の 縄文時代遺跡一覧	79
----	----------------------------	----

第2編 稲干場遺跡

図1	調査範囲と工事計画図	104
図2	遺構配置図	106
図3	基本土層	107
図4	1～6号土坑	111
図5	7～10号土坑	114
図6	2号土坑出土遺物	115
図7	1号性格不明遺構	117
図8	1号性格不明遺構出土遺物	118
図9	遺物包含層出土土器(1)	119

図10	遺物包含層出土土器(2)	120
図11	遺物包含層出土土器(3)	122
図12	遺物包含層出土土器(4)	123
図13	遺物包含層出土土器(5)	124
図14	遺物包含層出土土器(6)	125
図15	遺物包含層出土土器(7)	126
図16	遺物包含層出土土器(8)	127
図17	遺物包含層出土土器(9)	128
図18	遺物包含層出土石器	129

写真図版目次

第1編 南倉沢遺跡

1	調査前東部近景	153
2	調査前東部近景	153
3	調査前北部近景	154
4	調査前東部近景	154
5	調査区東部	155
6	調査区東部	155
7	調査区南部	156
8	調査区東部	156
9	基本土層	157
10	作業風景	157
11	1号住居跡全景	158
12	1号住居跡土層断面	158
13	1号住居跡カマド全景	159
14	1号住居跡細部	159
15	2号住居跡全景	160
16	2号住居跡土層断面	160
17	2号住居跡カマド全景	161
18	2号住居跡細部	161
19	土坑(1)	162
20	土坑(2)	162
21	4号土坑	163
22	1号埋嚢	163
23	1号特殊遺構全景	164

24	1号特殊遺構細部	164
25	1号建物全景	165
26	1号建物外観・細部	165
27	1号建物内部(1)	166
28	1号建物内部(2)	166
29	2号建物全景	167
30	2号建物外観・細部	167
31	2号建物内部(1)	168
32	2号建物内部(2)	168
33	3号建物全景	169
34	3号建物外観・細部	169
35	3号建物内部(1)	170
36	3号建物内部(2)	170
37	1・2号住居跡出土遺物	171
38	1号住居跡出土遺物	171
39	4号土坑出土土器	172
40	1号埋嚢・1号特殊遺構出土遺物	172
41	遺物包含層出土土器(1)	173
42	遺物包含層出土土器(2)	174
43	遺物包含層出土土器(3)	175
44	遺物包含層出土土器(4)	176
45	遺物包含層出土土器(5)	177
46	遺物包含層出土土器(6)	178

47 遺物包含層出土土器 (7)	179	50 遺物包含層出土土器 (10)	182
48 遺物包含層出土土器 (8)	180	51 遺物包含層出土石器 (1)	183
49 遺物包含層出土土器 (9)	181	52 遺物包含層出土石器 (2)	184

第2編 稻干場遺跡

1 調査前近景	187	13 土坑 (3)	193
2 調査前近景	187	14 土坑 (4)	193
3 調査区近景	188	15 土坑 (5)	194
4 調査区近景	188	16 土坑 (6)	194
5 調査区南部	189	17 土坑 (7)	195
6 調査区南部	189	18 1号性格不明遺構	195
7 調査区南部	190	19 1号性格不明遺構・遺物包含層出土土器	196
8 作業風景	190	20 遺物包含層出土土器 (1)	196
9 基本土層東部	191	21 遺物包含層出土土器 (2)	197
10 基本土層西部	191	22 1号性格不明遺構・遺物包含層出土土器	197
11 土坑 (1)	192	23 遺物包含層出土土器 (3)	198
12 土坑 (2)	192	24 1号性格不明遺構・遺物包含層出土土器 ・石器	198

序 章

第1節 調査に至る経過

事業内容

一般国道289号は、新潟県三条市を起点として越後山地を越え南会津の山岳地を経て、いわき市に至る延長約260kmの道路である。しかし、下郷町と西郷村、只見町と三条市のあいだは、急峻な地形のため車両の往来ができない交通不能箇所となっている。これを解消するために、下郷町塩生から大松川を結ぶ大松川バイパスが造られた。さらに、これを延伸するために南倉沢バイパスと甲子トンネルの工事が行われている。南倉沢バイパスは、大松川から南倉沢に至る延長約6.2kmの2車線道路である。

これにより、会津地域と県南地域が直結され、福島県全体の幹線道路のネットワークが達成されることから地域に与える大きな効果が期待されている。

平成13年度の調査経過

観音川支流の小谷川に架かる東開橋は、甲子トンネル工事に際し大型掘削機械等を運搬する車両の通行が困難であるため、橋の架け替えを含めた300mほどの工事が必要となった。この工事区域に周知の遺跡である南倉沢・稲干場遺跡が含まれることが判明した。そこで、6月1日に福島県教育委員会と福島県土木部・福島県南会津建設事務所により、埋蔵文化財の取り扱いを協議した。そ

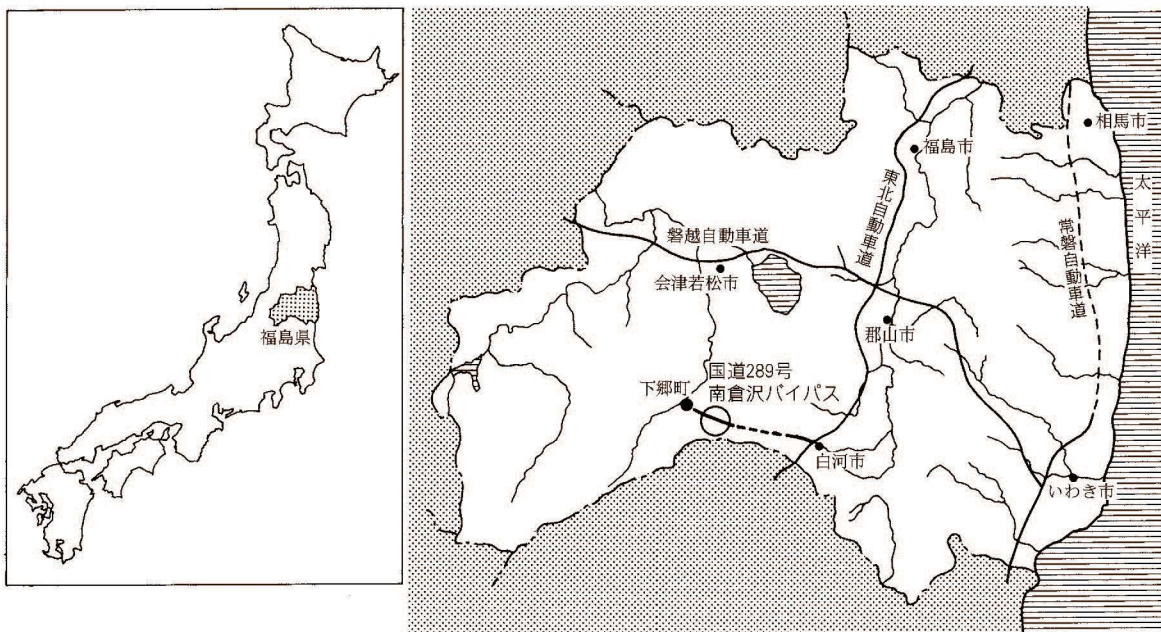


図1 国道289号南倉沢バイパス位置図

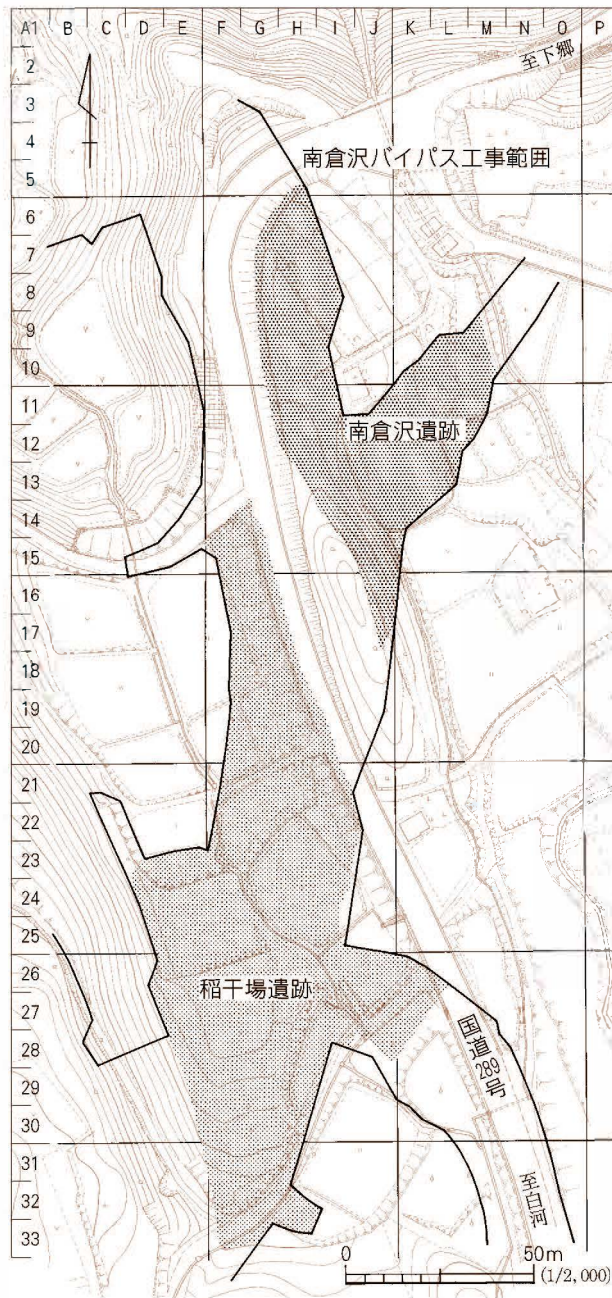


図2 グリッド配置図

7は、未試掘範囲があるため保存面積は未確定のままである。

(吉野)

の結果、試掘調査は県教育委員会に対応することとした。

6月20日には、福島県教育委員会・下郷町教育委員会・南会津建設事務所による現地協議が行われた。その結果、平成14年度には東開橋の供用を開始する意向から、発掘調査が必要な場合は早急に実施する必要があること。南倉沢バイパスの区間についても表面調査を行っていないため、改めて実施する必要があること。単一市町村の担当では適当でない規模の事業であるので県で取り扱うべきであることなどが確認された。

7月30日からは南倉沢バイパス6.25kmの表面調査について、福島県教育委員会の委託を受けて福島県文化振興事業団が実施した。調査は幅約40mで実施し、25haを表面調査対象範囲とした。8月3日には表面調査が終了し、南倉沢遺跡・稲干場遺跡の他に7箇所(CG-B1～B7)を遺跡推定地とした。

9月17日からは南倉沢遺跡・稲干場遺跡と遺跡推定地7箇所を調査対象とした面積計71,800㎡の試掘調査を開始、11月22日に終了した。その結果、南倉沢遺跡3,100㎡、稲干場遺跡6,200㎡の保存面積が確定した。遺跡推定地のうちCG-B1～B4は、遺構・遺物がなく保存対象から除外した。CG-B5～B

第2節 位置と地形

平成14年度に発掘調査を実施した南倉沢遺跡・稲干場遺跡は、福島県南会津郡下郷町大字南倉沢地内に所在している。南倉沢遺跡は小字下ノ原・川向ほかにまたがり、発掘調査を実施した部分は、字玉家・稲干場に当たる場所である。また稲干場遺跡は字上風ヶ窪・稲干場地内の一部である。

現在の福島県は、明治9年に中通り地方を管轄していた福島県に磐前県・若松県をあわせて成立

した。江戸時代には多くの藩と幕府領が複雑に入り組み、大きな地域的まとまりが形成されるようになったのは、これ以降である。しかしながら県土は、地形および気候風土から阿賀川（新潟県では阿賀野川）流域の会津地方、阿武隈川流域と久慈川上流域を中心とする中通り地方、太平洋に面した浜通り地方に区分され、経済や文化などもこの区分にそって展開する傾向が大きい。

県土の西部を占める会津地方は、北部の盆地部と只見川流域の会津南西部、阿賀川上流域を中心とする会津地方南東部に大きく分かれている。下郷町は、会津地方南東部の東部に位置する。この地域は阿賀川上流部に発達した盆地で、地形的には阿賀川から溪谷を形成しながら貫流するものの会津盆地とは小野岳と大戸山によって閉ざされている。この盆地は中世には長江荘と呼ばれ、田島町を中心とした上郷と、この川下に当たる下郷とに区分されていた。この地域は、会津盆地と下野方面を結ぶ交通路の中間に当たり、縄文時代以来、栃木県方面と強い結びつきをもっていた。下郷町の面積は316.96km²、人口7,571人（2001年1月1日現在）である。

下郷町を流れる阿賀川の両岸は、会津若松市との境から下郷町役場近くの榎原地区・塩生地区にかけて高さ50m前後の崖が連なっている。これによって、東西の地域が大きく分断され交通の障害ともなっていた。したがって明治時代に道路が開削される以前は、この溪谷を避けて大内地区を廻る下野街道が主要道となっていた。

阿賀川の西岸は標高1,000mから1,300mの山塊が点在し、谷部の沖積平野は狭く大きな河岸段丘は形成されていない。これに対して東岸では、阿賀川にそって大きな河岸段丘が形成され、標高500m前後の平坦面が帯状に発達している。また下郷町南部には標高600m前後の猿楽台地が広がり、この台地は、加藤谷川を越えて田島町齊藤山北麓方面に続いている。

さらに東岸では、奥羽山脈から那須山に続く山々が連続して地形上の屏壁を形成している。これらの山々の多くは、標高1,300mよりも高く、なかには標高2,000m近い高山もある。したがってこの山を源とする河川は、西岸の河川に比べて上流では深い急峻な溪谷を造り、阿賀川近くの中下流では比較的大きな河岸段丘を形成している。一方阿賀川東岸でも北部では、高原地帯を開析して狭峻な溪谷となり、険しい地形となっている。標高1,642mの大白森山を源とする観音川、標高1,854mの三倉山から流れ出す加藤谷川が比較的大きな河川である。

南倉沢の集落は、下郷町の東南部に位置し、阿賀川東岸の標高700mの高地に立地している。会津鉄道会津下郷駅からは、南東へ直線距離約6kmの地点である。観音川の支流小谷川によって形成された河岸段丘の南端部に立地する。南倉沢集落の北側には水田や畑地が広がるものの周辺帯は、急峻な山岳と深く狭い溪谷が連続する地形と高原丘陵状の独立丘陵と凹地が発達した地形である。

下郷町の気候は、奥羽山脈の西側に当たることから、日本海側の気候帯に属している。しかも、阿賀川近くでも標高500mに近い高地にあることから、冬が長く寒冷な気候である。11月には降雪があり、12月から3月までは根雪に覆われる。ただし只見川流域のような豪雪地帯と比べれば降雪量は少ない。それでも南倉沢付近では、一夜に1m近い降雪を記録することも少なくない。これに対して夏季は、比較的冷涼である。植生は標高800mより低い場所では落葉広葉樹林が発達し、標

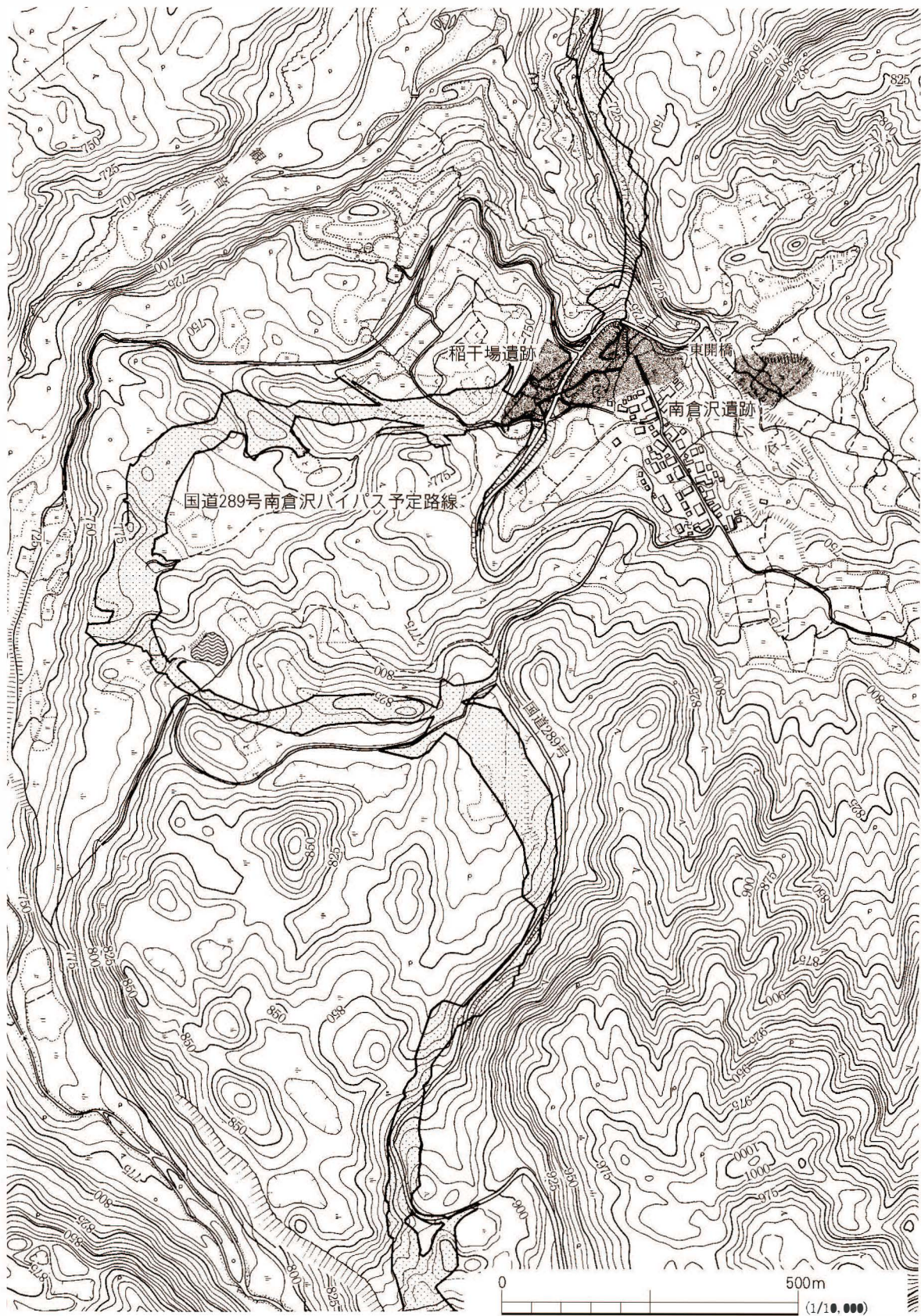


図3 国道289号南倉沢バイパス路線図

高1,500mを超える地域では、ササや矮小な灌木が茂る高山帯になる。南倉沢集落の周辺は落葉広葉樹が茂り、山の幸に恵まれた場所である。

第3節 歴史的環境

下郷町には、これまでに実施された遺跡の分布調査や各種工事などによって確認された縄文時代から明治時代にわたる143ヶ所の遺跡が知られている。時代が重複することもあるが、各時代の遺跡数は、縄文時代約100カ所、弥生時代31カ所、古墳時代3カ所、奈良・平安時代18カ所などである。これらは主に阿賀川・鶴沼川・戸石川・観音川にそった河岸段丘の上に形成され带状に分布している。縄文時代以降、生活の基盤が河川周辺の河岸段丘上にあったことを示している。

旧石器時代の遺跡は下郷町では知られていないが、田島町丹藤地区の大明神遺跡からナイフ形石器が採取されている。やはり阿賀川の河岸段丘上に立地する遺跡である。

縄文時代に確認されている遺跡の多くは、発掘調査が実施されていないことから詳しいことは不明である。発掘調査が実施された遺跡には、豊後海遺跡や栗林遺跡・的場遺跡・瀧平遺跡・家ノ下遺跡がある。いずれも部分的な発掘調査である。的場遺跡は戸石川中流域の標高600m前後にある遺跡で、縄文時代晩期の遺物と土坑・柱穴多数が確認されている。この北側の瀧平遺跡からは、縄文時代後期から晩期にかけての土坑や配石墓が検出されている。

栗林遺跡は、阿賀川東岸の河岸段丘上に位置し、縄文時代早期・前期・中期・後期の遺物が出土している。また掘立柱建物跡も1基検出された。縄文土器のなかには、阿玉台式や堀ノ内式など関東系の土器が多く含まれている。家ノ下遺跡からも、縄文時代前期から晩期にかけての遺物が出土している。

下郷町役場近くの豊後海遺跡では、縄文時代前期の浮島式土器が出土し、縄文時代前期にはこの地域が東北地方よりも関東地方東部と社会的交流が形成されていたことの一部を示している。

遺跡の分布調査で確認された下郷町で最も古い遺跡は、道州遺跡から出土した縄文時代早期の田戸下層式土器である。これ以降は縄文時代の各時代にわたる資料が確認されている。このうち、縄文時代前期後半、中期中葉、後期前半の遺跡が数多く分布している。これに対してそれ以外の時期では、遺跡数は少ない傾向がみられる。これは当時の気候条件などとも関連するであろうが、詳しいことは不明である。縄文時代の遺跡は、標高700mより高いところでは赤土B・C遺跡や竹ノ下遺跡など数カ所が知られている程度で、標高750mを越える高地で集落遺跡は、確認されていない。この付近が生活場所としての限界線であり、これは弥生時代と平安時代でも同じであるとともに、現在の集落もこれより高地には存在していない。

弥生時代の遺跡は、縄文時代の遺跡と重なるように分布している特徴がある。多くは阿賀川周辺の河岸段丘上に立地している。弥生時代遺跡の周辺は、現在も集落が営まれ、周辺には水田も多く存在している。これらの水田の多くは阿賀川やその支流に設けた堰から引いた用水を確保すること

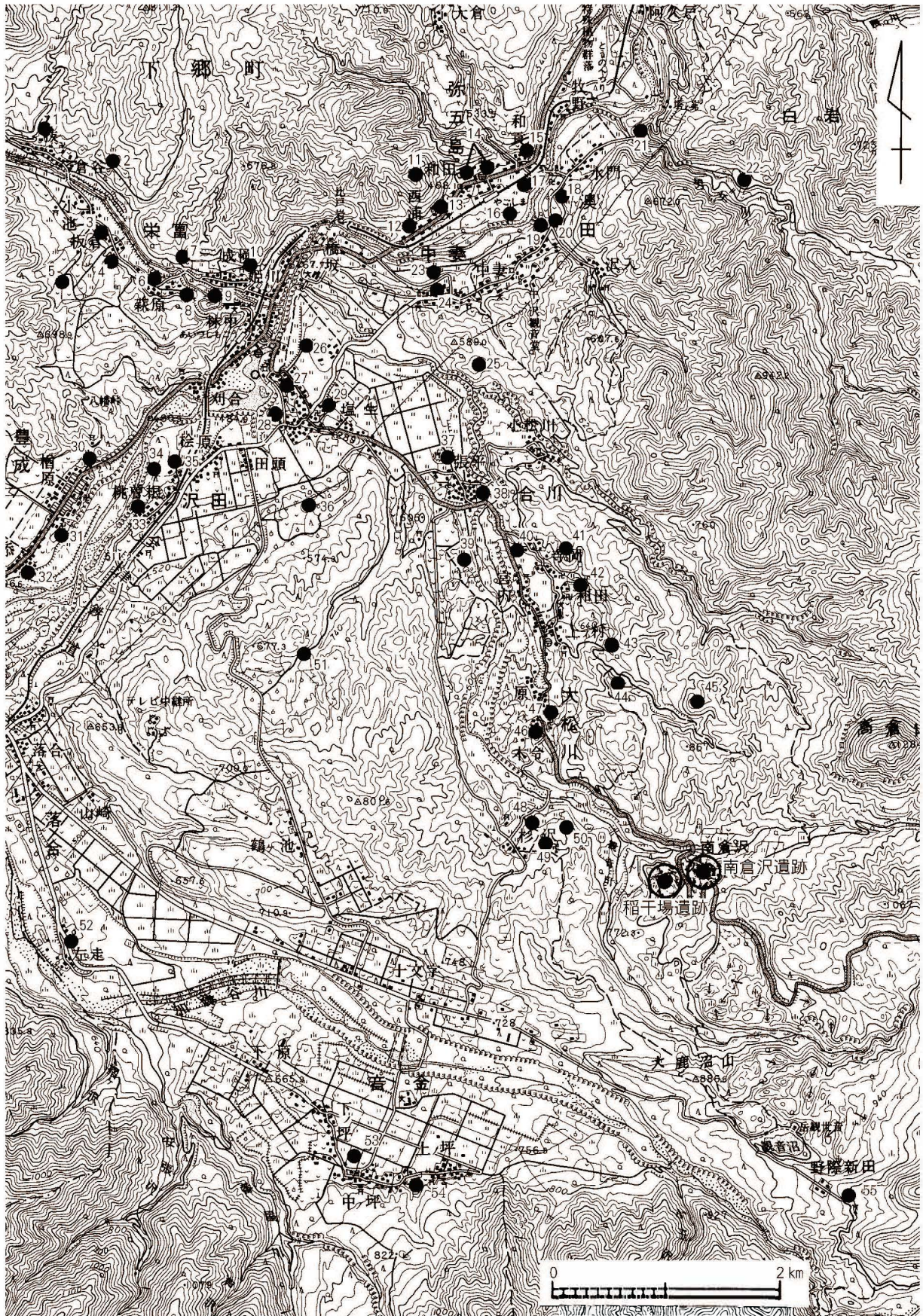


図4 周辺遺跡位置図 (国土地理院1/5万地形図 承認番号:平14東復第444号)

表1 周辺の遺跡一覧

No.	遺跡名	時代・種別	No.	遺跡名	時代・種別
1	水技	縄文	29	塩生	縄文・弥生
2	勝負平	縄文・奈良・平安	30	明地	縄文・弥生
3	板倉	縄文	31	小平城跡	中世, 城館跡
4	名無塚	縄文	32	下平	縄文・弥生
5	大道上	縄文	33	桃曾根	縄文
6	萩原	縄文	34	下林B	縄文
7	上ミ田	縄文	35	下林A	縄文
8	大矢	縄文～古墳	36	塩生小山	弥生・奈良・平安
9	家ノ下	縄文	37	張平北	縄文
10	屋敷	縄文・弥生・奈良・平安	38	張平	縄文
11	草岡館跡	中世, 城館跡	39	羽子石	縄文
12	西之浦居村	縄文	40	二階岨	縄文
13	中ノ内	縄文	41	赤岡館跡	中世, 城館跡
14	和田	縄文	42	和田原	縄文
15	小野平	縄文・弥生	43	上ノ台	縄文
16	中原	縄文・弥生	44	藤ノ沢	縄文
17	和貢	縄文	45	陣場館跡	中世, 城館跡
18	水門	縄文	46	木令	縄文
19	中妻館跡	中世, 城館跡	47	原	縄文・弥生・奈良・平安
20	栗林	縄文・弥生	48	和久坂	縄文・奈良・平安
21	半道田	縄文・弥生	49	札幌	縄文
22	上技平	縄文・奈良・平安	50	杉ノ沢一里塚	近世, 塚
23	辻堂下	縄文	51	道州	縄文・近世
24	辻堂	縄文	52	左走	縄文・奈良・平安
25	九々布城跡	中世, 城館跡	53	中坪	縄文
26	豊後海	縄文・平安, 集落跡	54	宮ノ下	奈良・平安
27	宮田	弥生・古墳	55	野際口留番所跡	近世
28	塩生館跡	中世, 城館跡			

によって、営まれている。これに類する堰が、弥生時代に設けられたとは考えられない。むしろ縄文時代の遺跡と重複していることからすれば、生業の基盤は畑作か山が中心となっていた可能性が考えられる。

古墳時代の遺跡は3ヶ所で確認されているにすぎない。近接する田島町の遺跡を含めても、10ヶ所程度である。このうち田島町折橋C遺跡と上ノ原遺跡からは鬼高式に含まれる土器が出土している。これ以外は断片的な資料しか知られていない。遺跡の規模も小さい。阿賀川近くに点在していることから、集落というよりは、会津盆地と栃木県方面を結ぶ交通路の拠点的な役割をもった遺跡であろう。古墳時代は比較的冷涼な気候にあったと推定され、福島県内では標高300mを超える高地でこの時期の集落はほとんど形成されていない。南会津地域の古墳時代は、居住人口が希薄で大半は山林となっていたと推定される。

南会津地域の開発が急速に伸展するのは、奈良・平安時代になってからである。奈良・平安時代の遺跡は縄文時代の遺跡と比べると少ないが、これはあまり注意が向けられていなかった結果で、遺跡の見直しが進めばもっと当時の集落数は増大するであろう。阿賀川周辺から南倉沢集落のような高地まで、この種の遺跡が知られている。会津盆地内のような大型集落ではなく、少数の堅穴住居により構成された集落が、居住適地を求めて営まれたのであろう。この種の集落では、今回の調

査で南倉沢遺跡から出土したように、鉄器や金属製品、須恵器・土師器、筒形土器が出土する例がある。会津盆地の竪穴住居跡から出土する遺物と比べても大きな格差はない。律令体制のなかで、各種物資の流通組織や支配体制の整備が進み、地方の統治がなされたのである。これを受けて、山間部の開発も急速に進んだことをこれらの遺跡は示している。

平安時代後期には田島町と下郷町の大半を含む長江荘が成立するのも、律令時代からの開発が進んだ結果である。この時期の集落については詳しい調査がなされた訳ではないので具体的なことは不明である。しかし、平安時代以降に創建された寺院、あるいは神社などが現在の集落の一角に存在していることも少なくないし、鎌倉時代や室町時代の仏像なども伝えられている。このことから、鎌倉時代には、現在の集落に繋がる原型が形成された時期と推定されよう。これ以降、江戸時代までは田島に拠点を置く長沼氏を中心とする支配が行われた。また各地に遺る館跡は、これに連なる地元の土豪層の居館であり、あるいは外敵の進入や争乱に備えた施設である。

近世になるとこの地域は、幕府領ではあるが実質は会津藩の支配下におかれた。現在に通じる集落が形成された。この地域の物産は、阿賀川周辺では大規模な堰が造られ水田開発が急速に進められたが、会津盆地と比べると穀物生産に占める畑作の割合は高いものがあった。寛文6年(1666年)の『会津風土記』によれば阿賀川段丘面にある弥五島村は、家数69軒人口339人石高556石あまり、馬63匹である。このうち田畑の面積は、田13町3反2畝に対して畑は70町5反6畝である。畑作の占める比重は高い。作物は、早稲・糯稻・晩稲・大麦・小麦・大豆・小豆・粟・稗・蕎麦・芋・大根があり、ほかに蠶・漆・養蚕などを生産した。

これに対して南倉沢村は、家数26軒・人口126人・石高167石あまり、雑駄7匹である。作物は、稗・粟・大豆・小豆・蕎麦・麻・タバコ・芋・早稲があり、ほかにきび藪・仕付縄・諸材木・太布などを生産した。村内の耕地はほとんどが畑地で、観音川下流にある大松川村に山野入会地を提供する代わりに他村への出作によって米を確保していた。

下郷町の各集落では、山間部にあつて水田よりは畑作が中心であり、それぞれの気候・土地条件にあわせた生活を行っていた。このほか会津若松と宇都宮を結ぶ南山通りの街道筋では、運送業も重要な産業のひとつとなっていた。弥五島で、馬が多く飼育されているのは、物資輸送に使用するためである。現在にあつては、政治経済の急速な発展によって、農村の急速な変化が起きているが、この地域が山間部で農業・林業を主な産業のひとつとしていることに変わりはない。(三浦・福島)

引用・参考文献

- | | | |
|-----------|------|-----------------|
| 田島町史編纂委員会 | 1985 | 『田島町史』第1巻 通史 |
| 下郷町 | 1998 | 『下郷町史』第6巻自然編 |
| 福島県教育委員会 | 2002 | 『福島県内遺跡分布調査報告8』 |

第1編 なぐらさわ南倉沢遺跡

遺跡記号 CG-NGS

所在地 南会津郡下郷町大字南倉沢
字稲干場・玉家ほか

時代・種類 縄文・平安時代 集落跡

調査期間 平成14年4月22日～8月8日

調査員 福島 雅儀・吉野 滋夫・
山元 出・福田 秀生・
三浦 武司

第1章 遺跡の環境と調査経過

第1節 遺跡の位置と地形

南倉沢遺跡は、福島県南会津郡下郷町大字南倉沢字玉家・稲干場ほかに所在する。昭和40年代に耕作中に称名寺式土器が出土したことによって発見された遺跡である。

下郷町は本県西方の会津地域の南東部にあたる。町の中央を貫流する阿賀川（大川）の東には奥羽山脈、西には会津山地が迫っている。遺跡のある南倉沢地区は、町の中心部で国道121号線から分岐し、大川支流の観音川沿いの段丘を通して甲子峠へ抜ける国道289号沿線の山間部に位置している。町の中心部、甲子峠までそれぞれ6kmと中間付近にあたる。遺跡付近の標高は約750mで、中心部との比高差は約300m、甲子峠とは約600mである。

南倉沢地区は下郷町の南東部に位置し、奥羽山脈の西縁にあたる。北東に高倉山・鎌房山・鍋山、東に足倉山、南東には観音山・甲子山など1,200～1,600m級の山々に囲まれ、南には観音川が西流する。地形の大部分は奥羽山脈から西に向かったのびる山地性丘陵で占められ、そこに観音川およびその支流・支谷によって樹枝状の深い谷が刻まれる。さらに更新世末期に起きた甲子旭岳の崩落に伴う土石流によって山地形や凹地が各所に形成されるなど、平坦地が少なく、集落を営むには不向きな場所である。

唯一、高倉山の南麓を西に流れる小谷川の両岸には、標高730～800mのなだらかな段丘が長さ1.2km、幅700mにわたって広がっている。段丘の西側は再び急斜面となって観音川へ下っている。段丘西端部には小谷川に向かって南から支谷が入り、段丘の緩斜面が谷底へと続いている。谷底の標高は730～750mである。谷底には湯田沢と呼ばれる小河川が流れ、段丘の西端で小谷川に合流する。支谷の西側には、切り立ったやせ尾根状の残丘が北へと延び、隣接する谷との間を区切っている。この尾根の標高は750mで、谷底との高低差は20mほどである。

南倉沢遺跡は、この西端の谷部、および小谷川を挟んだその対岸の段丘面上が遺跡として登録されている。上述したように、ここは山間部に開かれた平坦な段丘であり、側に小河川が流れる生活条件の整った場所に立地している。遺跡の範囲は、南岸の尾根の頂部から北に開く谷の開口部分にあたる東西100m、南北200mの範囲、および北岸の段丘面上の東西170m、南北200mの範囲の2箇所である。『下郷町遺跡分布調査報告書』によれば南岸がA地点、北岸がB地点とされ、遺跡発見の契機となった称名寺式土器はA地点から出土したという。

今回はこのうち南岸の西端部分にあたる、尾根頂部から湯田沢まで下る東向き斜面の標高740～750mの部分、3,100㎡について調査を行った。調査区周辺の現況は水田・畑・山林・宅地・墓地である。調査区内の尾根は山林が残り、斜面は耕地造成のために数段に区切られていた。湯田沢の対岸にあたる谷底の平坦部は水田・宅地として利用されている。尾根の西側斜面は国道289号によっ

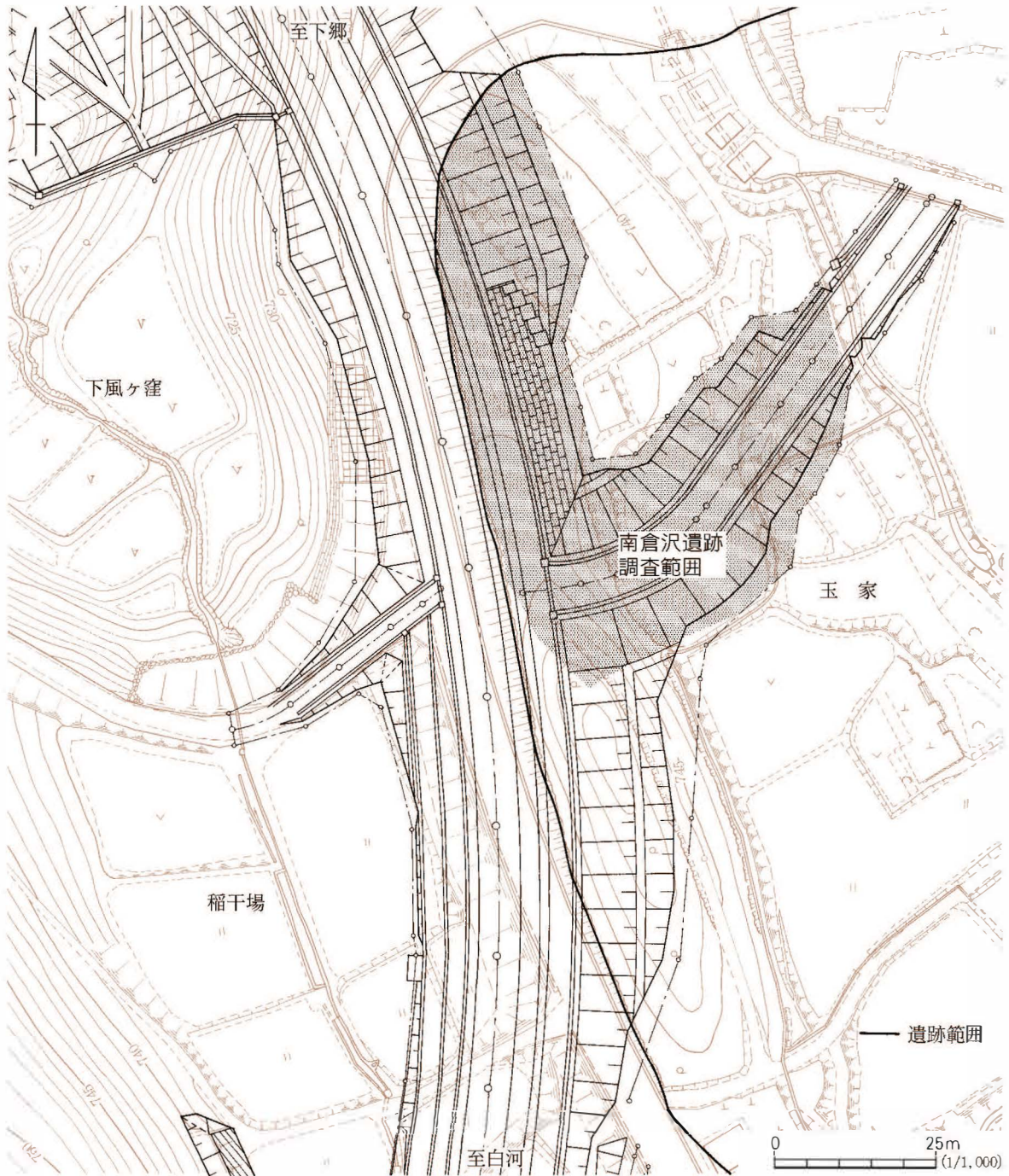


図1 調査範囲と工事計画図

て切れ、そこから下った隣接する谷は、本書第2編に所収される稲干場遺跡である。

また、調査区の東に隣接して21戸で構成される南倉沢集落が営まれている。甲子峠に向かって最奥に位置する集落である。集落には茅葺き屋根の家屋や炭焼き小屋などが現存し、昔懐かしい農村風景が残されている。遺跡は、国道289号からこの集落への入り口部分にあたり、南倉沢バイパスはこの集落の西側を抜けて甲子峠へ向かう。今回調査を行ったのは本線および集落に入る取り付け道路部分である。

(山 元)

第2節 調査経過

南倉沢遺跡の調査に先立って、4月初旬に担当調査員による現地確認を行ったところ、いくつかの条件整備を整える必要があった。それについては、調査工程のなかで順次解決していくこととし、4月22日から調査を開始した。4月23日には作業員22名の雇用手続と安全衛生講習を実施、その後、器材収納と調査区周辺の環境整備を行った。翌日にはバックホー1台を搬入し、表土剥ぎを開始した。排土置場は調査区の隣接地に設定できなかったため、ダンプカーで残土処理場に運搬することとした。作業員による遺構検出作業も順次行い、調査区南東部から縄文時代前期後葉を中心とする土器が出土した。なかには獣面を文様とした縄文土器なども含まれていた。

5月上旬からはバックホー1台、クローラ・キャリア1台とダンプ2台を順次搬入し、排土運搬を開始した。遺構検出作業も順調に進み、竪穴住居跡・土坑などを検出した。5月中旬から遺構の掘り下げを行った。竪穴住居跡はカマドが付設され、出土遺物から平安時代のものであることが判明した。土坑のなかには2個体の縄文土器が横倒しとなったものもあった。表土剥ぎは石楠花の移植が未了な北端部を除いて終了した。なお、保存範囲の南端部については、路線変更によって工事に入らないため調査は行わなかった。

6月上旬には、人骨が遺存している墓坑を発見した。警察に連絡し、田島警察署鑑識課が現地を検証したところ事件性はないとの判断であった。その後の対応は、南倉沢地区の意向を踏まえてすることとし、まず、担当職員と福島県教育委員会が住民に発見の経緯を説明した。それを受けて地元は、魂抜き儀式を執り行った後に調査を実施することを要望した。

6月18日にはテレビの取材が行われ、竪穴住居跡や縄文土器・石器などを収録し6月30日に放映された。18日には、南会津建設事務所からボーリング調査の実施とパイプハウスの耕作者から花の収穫のため、通路を造成して欲しいとの要望があった。それを受けて該当箇所の250㎡について引渡を行った。6月中旬には遺構の掘り下げが終了したが、遺跡見学会に向けて調査は一時中断し、墓坑の調査を継続した。6月下旬には石楠花の移植が終わり、北端部の表土剥ぎが終了した。

下郷町では遺跡の関心が高く、見学者は町長・助役・収入役・教育長・建設事務所所長・町議会議員文教委員・289号道づくり委員会など、周辺地区の住民も随時訪れた。7月上旬には墓坑の調査が終了した。墓坑の数は6基で、出土したのは遺骨と寛永通宝・煙管・櫛・釘・ガラス製数珠などで、近世の所産であることが判明した。地元の住民に墓坑の調査結果について説明を行った。出土品は県教育委員会の判断で文化財から除外され、遺骨と副葬品は地元の無縁墓地に改葬された。

調査当初より下郷町教育委員会から遺跡見学会の開催を要望されていたが、7月27日に県教育委員会が主催で実施された。町内を中心に100名を超える見学者が訪れた。8月2日には遺物包含層の掘り下げが終了し、遺跡の全景写真撮影と器材撤収を行った。8月8日には南倉沢遺跡を建設事務所への引渡が行われ、発掘調査が終了した。

(吉野)

第2章 遺構と遺物

第1節 遺跡の概要と基本土層

遺跡の概要

南倉沢遺跡は小谷川の段丘上およびその段丘に向かって開く谷に形成された遺跡である。今回の調査区は遺跡の西端部にあたる尾根上、および段丘に向かって下る谷の東向き斜面を調査した。遺跡の所在する谷の底には地元で湯田沢と呼ばれる小河川が流れ、調査区の東はそこで区切られる。

調査区内の地形を概観すると、調査区西部の尾根は、調査区の南側に頂部があり、徐々に標高を下げながら北に延びる。尾根の斜面には浅い支谷が北東から入り込んでいる。その谷は尾根から一旦5m程の崖をなして落ち込んだ後、湯田沢に向かって比較的緩やかに下っている。斜面下の湯田沢は縄文時代においては現在よりも流れが西に偏っていたようで、東端部は1mほど落ち窪んでいる。その旧流路は、縄文時代後期の遺物を含む土によって埋められ、その上にⅢ層とする平安時代の堆積層が乗っていることから、平安時代以前には流れを変えていたようである。この埋没谷を含む東向き斜面は、現状では耕地開発により切り土・盛土され原地形は大きく改変されている。

調査では、平安時代の竪穴住居跡2軒のほか、縄文時代の土坑1基、埋嚢1基、近現代に属する特殊遺構1基、時期不明の土坑4基が確認された。その他に谷部に堆積するⅣ層が縄文時代の遺物包含層となっており、出土遺物の総点数は5,347点を数える。

次に各時代の調査区内の状況を概観してみる。まず、遺跡の基盤となるのは土石流に由来する巨礫混じりの粘土層である。この土石流は更新世末期に起こったものとされている。基盤層においては谷部の崖直下、標高739.0m前後の部分で礫が集中して露出している。土石流がこの谷に流入した際に尾根の急斜面にとどまれない礫が傾斜の緩い場所にたまったものと思われる。

縄文時代にはⅣ層とした、黒ボク土が堆積することによって谷を覆っていく。この黒ボク土には約5,000年前に比定される、本遺跡の北東約40kmに位置する沼沢火山の噴出物（NP）が含まれる。Ⅳ層は縄文時代早期中葉から後期後葉までの遺物包含層となっている。この遺物包含層の形成時期は、層中にNPを含んでいることからその噴出時期である前期末葉を上限とし、また後期後葉に属する1号埋嚢がこの黒ボク土を掘り込んでいることから後期後葉を下限とする。前記した基盤層の礫はⅣ層中に頭を覗かすものもあることから、縄文時代前期以前においては、谷には基盤層の礫が露出しており、遺構を掘り込む状況にはなかったことがわかる。

この谷部には、縄文時代前期後葉に4号土坑、後期後葉に1号埋嚢が構築されるが、いずれも礫の露出の少ない谷の肩部に位置するのは以上のような理由によると思われる。そのほか5号土坑とした小型の土坑が谷の中央から検出されているが、遺物がなく詳細な時期は分からない。

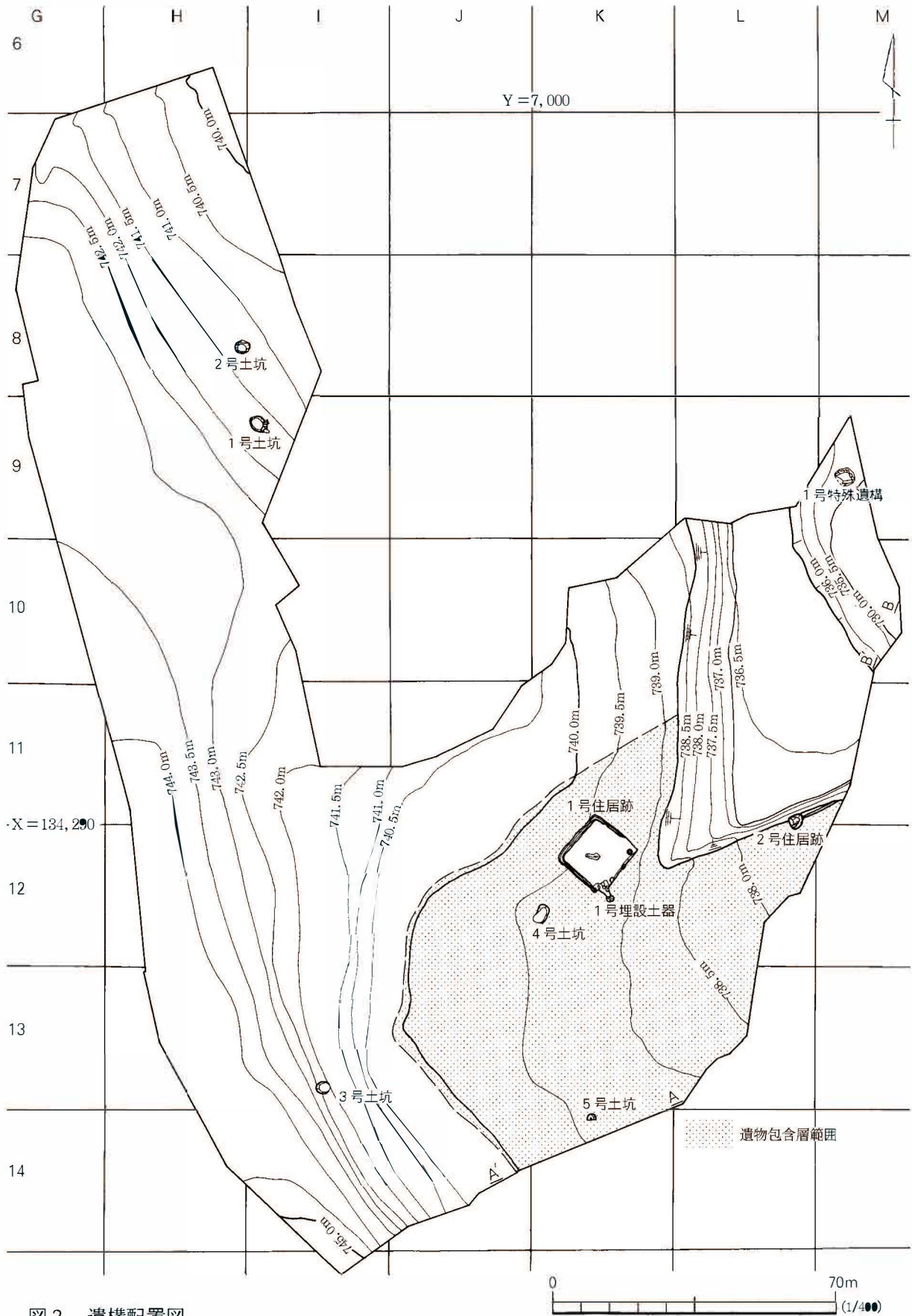


图2 遺構配置図

また、尾根部は堆積土が薄く、表土直下が基盤層となっている。尾根頂部では粘質土層すら失われ、凝灰岩の岩盤が露出する。このことから縄文時代以来、尾根自体は地形をあまり変えることなく、堆積した土は随時斜面下に流出するような状況であったと考えられる。尾根部においては1～3号土坑とした円形の土坑が縄文時代のものかと思われるが、詳細な時期は不明である。これ以外、尾根部に生活の痕跡は認められない。このように縄文時代においては調査区内に構築された遺構が少なく、包含層出土遺物の給源は調査区内には求められない。また湯田沢の旧流路の出土遺物については縄文時代後期初頭から前葉に属する土器の割合が高い。これらの土器は摩滅が著しく、沢の流れによって運ばれてきたことが明らかで、湯田沢上流に給源が求められる。

平安時代においては、住居跡がこの埋没谷上の緩斜面に造られる。1号住居跡は浅い谷の肩部、2号住居跡は黒ボクの堆積の厚い谷の中央部に構築される。掘り込むと礫が顔を出す尾根もしくは急斜面の直下を避けているものと思われる。斜面下を流れる湯田沢まで、距離が20～30m、比高差2～3mで水利、水害予防の面で適した立地といえる。

近現代にいたって、調査区周辺の緩斜面は段で区切られた水田となる。湯田沢の旧流路上にも平坦面が造り出され、1号特殊遺構が構築される。

基本土層

遺跡内堆積土は、巨礫を含む粘土質の遺跡基盤層まで土質・含有物などから第I～VI層の6層に分けた。前記したように尾根部の堆積土は大部分で表土のみであった。土は調査区中の支谷または遺跡の立地する谷底に流出したものと考えられる。また谷においては基盤層の標高736～738.5mの間を大きく削平されており、II～V層を失っている。以下に各層の特徴を概述する。

I層(L I)は、遺跡を覆う表土層で、山林であった尾根では腐植土、耕地として利用された谷部では盛土・耕作土などである。層厚30～80cmを測る。

II層(L II)は、次に述べるIII層で主体となる軽石由来の白色細粒を多量含む黒色土で、III層の表層が再堆積した層であろう。谷部にのみ認められ、尾根にはない。層厚は河床部で最大60cmを測る。形成された時期はIII層の堆積後であるので中世以降と考えられる。

III層(L III)は、軽石と見られる白色細粒砂を主体とする層である。尾根部では認められない。層厚は6～14cmを測る。調査区東端の湯田沢旧流路でも同様の砂層が認められるが、水の影響のためか褐色に変色している。土師器・須恵器を若干包含し、古墳時代以降に堆積したものと考えられる。テフラ分析の結果、この白色砂はHr-FP(榛名二ツ岳伊香保パミス)の可能性が指摘されており、この結果が正しいものであれば、6世紀以降の堆積層と判断される。

IV層(L IV)は縄文時代の堆積層である。谷の斜面では粒径1～3cm程度の沼沢火山の噴出物(NP)を多量含む黒ボク土層である。層厚は18～48cmを測る。縄文時代の遺物包含層となる。出土する遺物は早期から後期の土器が混在しており、二次堆積層と考えている。その堆積時期は前期末葉とされるNPの噴出以後であることから中期以降と考えられ、後期後葉に属する1号埋嚢がこ

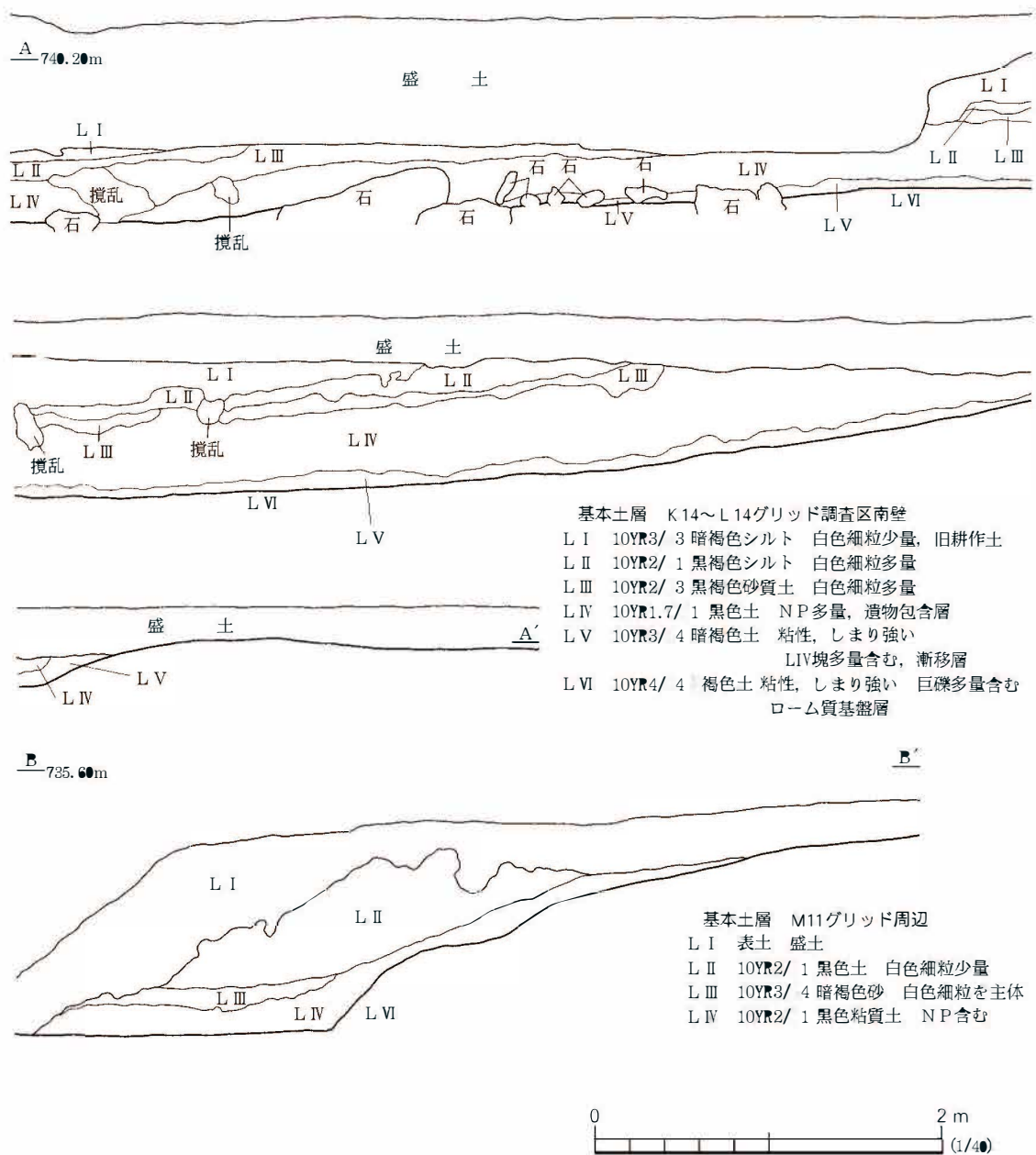


図3 基本土層

の層を掘り込んでいることからそれ以前までである。湯田沢旧流路内も同様の土の堆積が認められ、斜面上位からの土の流入によって埋没したものといえる。

V層(L V)はL IVの主体となる黒色土とL VIの粘土が混在する漸移層である。尾根の斜面の一部と谷にのみ認められ、湯田沢の旧流路内には見られない。層厚2~10cmを測る。含有物にNPは認められないことから縄文時代前期以前に堆積したものである。尾根の斜面では凝灰岩片が多量混じるところもある。遺物は出土していない。

VI層(L VI)は礫を多量含む黄褐色粘土層で、遺跡の基盤層である。更新世末期の甲子旭岳の崩落に伴う土石流によって形成されたものである。前述したように谷の739m前後の付近では礫が密集する。一部はL IV中にも飛び出し、礫の間にL IVが堆積するという状況も見られる。(山 元)

第2節 竪穴住居跡

南倉沢遺跡の調査では、平安時代の竪穴住居跡を2軒確認できた。下郷町において平安時代の竪穴住居跡の調査事例は3例目である。また標高700mを越える高地に営まれた竪穴住居跡でもあり、福島県内でも調査例は少なく、山間部に営まれた集落を知ることのできる数少ない例である。

1号住居跡 S I 1

遺 構 (図4・5, 写真11~14)

本遺構は調査区中央部のK12グリッドに所在する。遺物包含層が形成される谷地形の北岸、南東向き斜面に位置する。床面の標高は739.35mである。付近ではLⅢ除去作業時から土師器・須恵器片が出土していたが、LⅣ上面にいたってLⅢ類似の白色細粒を多量含む黒色土の堆積範囲を確認し、これを住居跡と判断して調査を行った。耕地造成に伴う削平により北西壁のみLⅥで確認している。住居跡内の堆積土は3層に分層され、いずれにも白色細粒を含有する。ℓ3は白色細粒のほかにNPも少量認められることから、壁の崩落に由来する自然堆積と考えられる。住居跡の大部分を埋めるℓ2も均質な土質から自然堆積と考えられる。

住居跡の平面形は方形である。主軸方向は斜面の傾斜に合っており、周壁は真北から45°傾き、各コーナー部がほぼ東西南北方向に位置する。規模は北西壁4.04m、北東壁3.85m、南東壁4.2m、南西壁3.8mを計り、若干北東-南西方向に長い。

周壁は最も残りのよい北西壁で、19cmの高さを測り、立ち上がりは垂直に近い。斜面下位の南東壁は検出作業の際にかなり削ったようで、5cmとほとんど立ち上がりがない状態になっていた。南東壁を除いて、壁際に壁溝が確認されているが、それぞれの壁において異なった特徴がある。北東壁では南半分には検出されず、北寄りで一旦途切れる。幅は15cm程度で、床面からの深さ4cmと狭く浅い。北西壁では幅25~34cmと幅広く、床面からの深さは4cmと浅い。南西壁では幅18cmと狭く、深さは7cmと若干他よりも深く掘られる。特にカマド脇の南コーナーでは非常に狭い。カマド断ち割り時の土層観察ではカマド右袖が壁溝にかぶっている様子は窺えないため、壁際には板材が存在し、それに密着させてカマドを構築したことが分かる。

床面に貼床はされない。北西壁際のみLⅥ、それ以外はLⅣを掘り込んだ面をそのまま床面としている。床は凹凸を持ち、中央部には石が露出するなど平坦ではない。

カマドは南コーナーの南東壁に検出された。残存状況は悪く、燃焼面・右袖・煙道の一部を確認したのみである。袖は周壁から40cm程度張り出し、燃焼部の奥壁は住居外へとび出す形態である。

右袖は燃焼面側に立てた平石を心材として、南コーナー部に粘土を貼り込んで構築される。平石の内側にも粘土を貼り、緩やかな傾斜面を形成するが、焼土化して地山との境界は明瞭でない。左袖は確認できない。燃焼面左脇に床面に貼り付くように粘土塊が出土していることから、廃絶後破

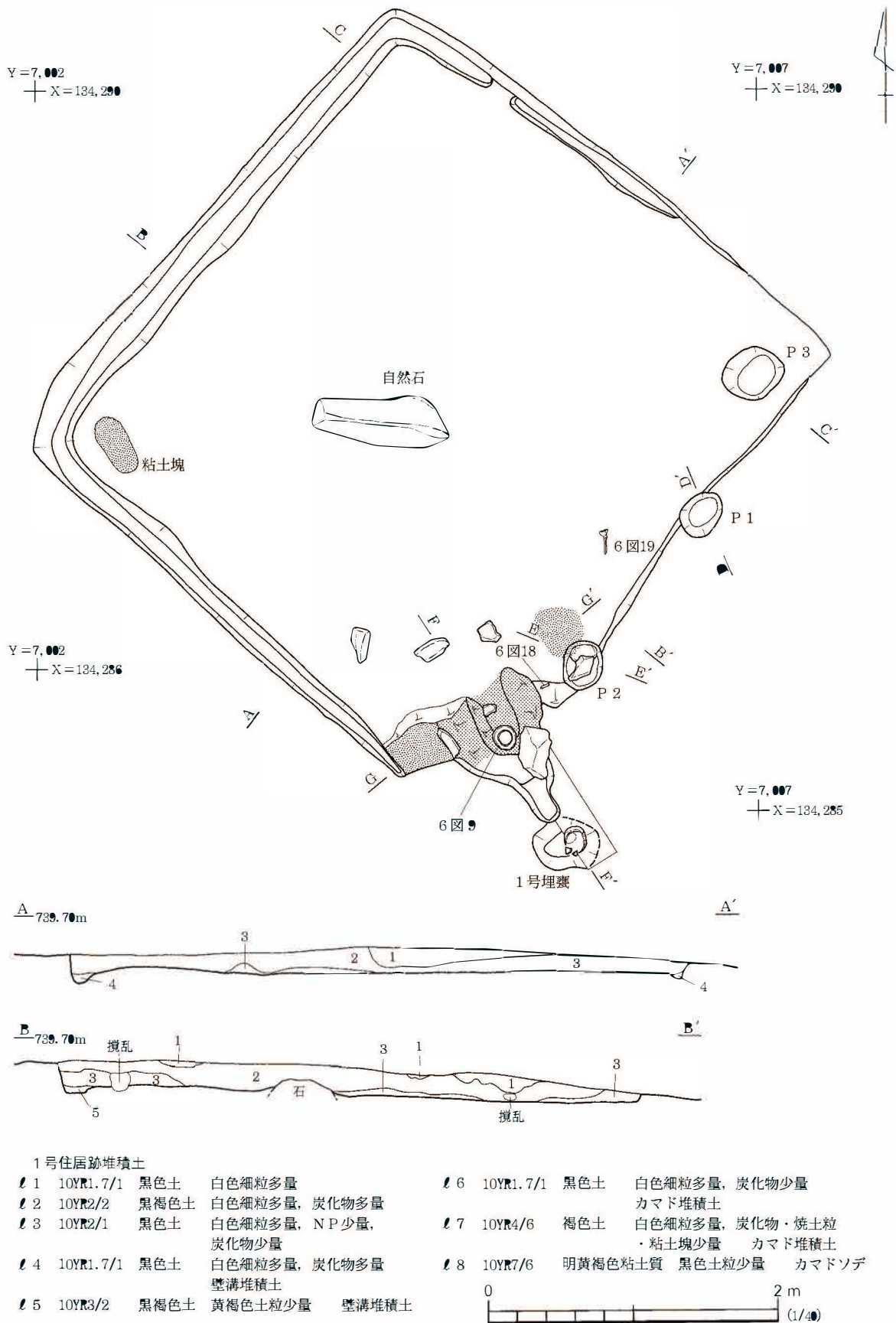


図4 1号住居跡(1)

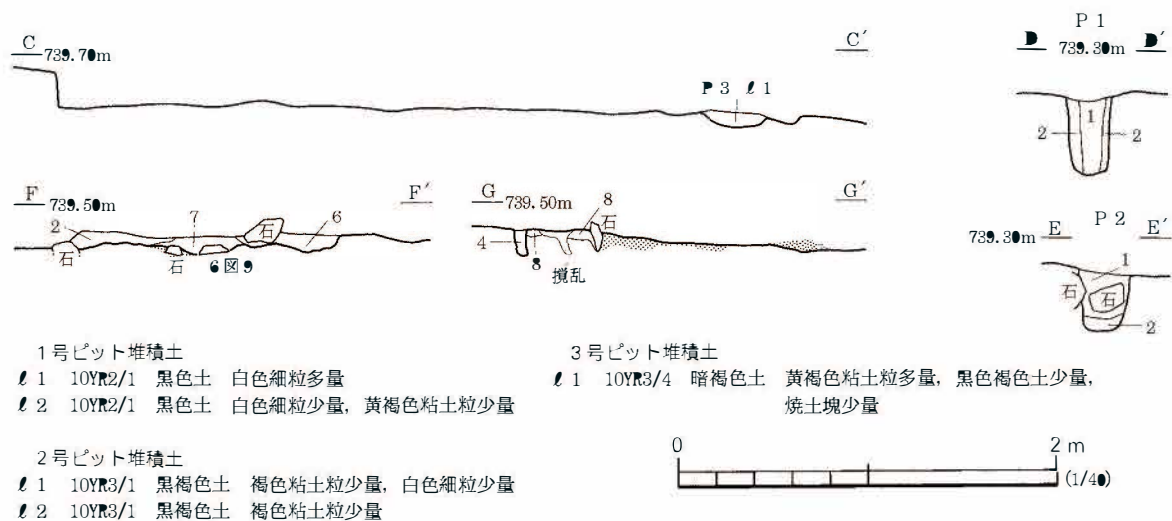


図5 1号住居跡(2)

壊され、脇に構築材が投棄されたものと考えている。燃烧面は東西67cm、南北50cmの範囲が赤色変化している。両袖から中央に向かって緩やかに窪み、さらに奥壁に向かって窪んでいる。窪んだ中央部については焼け面の厚みが薄い。下部に掘形は確認できず、LIVが焼けたものと判断している。また、窪んだ燃烧部奥には須恵器杯が倒置されている。これも特に掘形はなく、薄い焼け面上に乗っていた。燃烧部堆積土は焼土を主体とし、人為堆積と判断される。

煙道に関してはカマドから斜面下方に当たる南東方向にのびる、1号埋嚢を含む住居内堆積土 l2 に似た土の堆積範囲をそれと考えていた。断ち割りの結果、土器埋設部は底部の残存する縄文土器が埋設され、その堆積土に白色細粒が含まれないことから本住居よりも古い別遺構と判断した。ただ、深さ 9 cm と浅いものの白色細粒を含む土の堆積も認められたため、その堆積範囲を煙道として認識し、図面上に付け加えた。堆積土が住居内堆積土 l2 に似ることから自然堆積と考えている。

以上のことからカマドの廃絶状況について、カマド機能停止→天井部破壊・構築材廃棄→須恵器杯倒置→燃烧部焼土による埋め戻し→煙道・燃烧部上自然埋没、という過程が想定される。

ピットは3個検出されている。P3は東コーナー部床面で検出された、円形の浅い窪みである。堆積土に焼土塊を含むことから人為的に埋めたものと判断される。性格については水嚢等の据え置き穴かと考えている。P1・2は住居跡検出面では確認できず、住居跡の調査終了後LIVの掘り込み中に検出された。位置が南東壁に沿っていることから本住居跡に伴うものと判断している。底面標高はP1が738.53m、P2が738.80mで、住居床面から50cm以上掘り込まれていることになり、柱穴として機能していた可能性がある。P2は堆積土が住居内堆積土 l2 に近く、内部からは石が出土していることから人為的に埋め戻されている。P1は、中心部の l1 のしまりが若干弱く、柱痕と考えられることから、廃絶時に内部に柱材が残っていた可能性もある。

また、北コーナーでは白色粘土塊が床面から若干浮いて出土している。焼け面などは認められないことからカマドの廃材ではなく、土器制作・カマド構築用に持ち込まれたものと考えている。

遺物 (図6, 写真37)

遺物は土師器48点, 須恵器5点, 鉄製品2点, 縄文土器45点, 石器3点が出土している。うち縄文土器と石器は, 住居が構築された遺物包含層中の遺物が混入したものと理解できる。それ以外の遺物のうち, 図化可能なものは図6に示した。

土師器・須恵器はほとんどが堆積土中の出土で, 確実に住居跡に伴なうものはカマドに倒置され

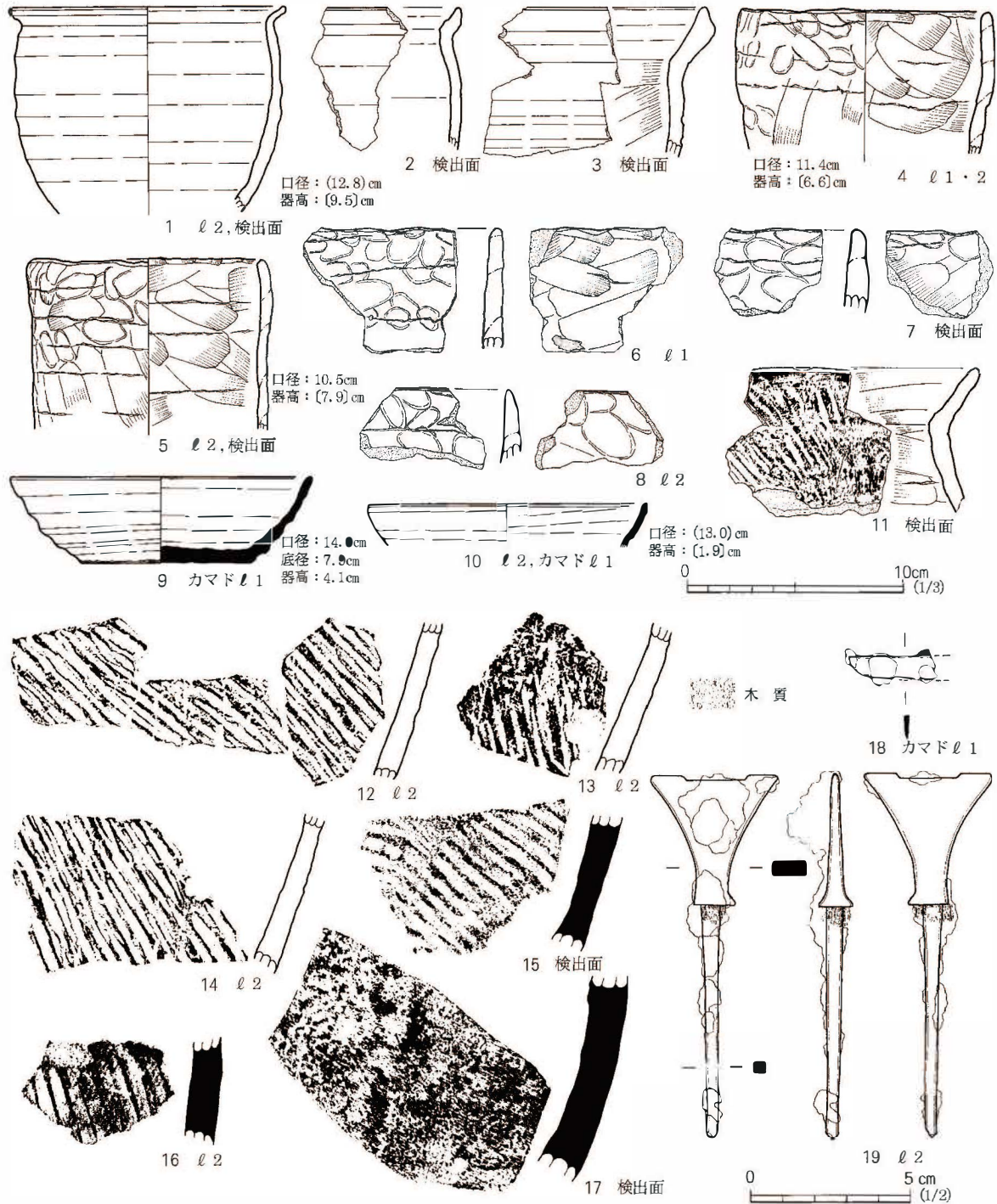


図6 1号住居跡出土遺物

た須恵器杯ぐらいである。土師器のうち多くを占めるのは筒形土器であり、それにロクロ整形の甕が若干加わる。杯はない。1は小型の甕である。口唇部は丸いが、若干上につまみ上げられたように見える。2・3は甕の口縁部片である。4～8は筒形土器で、指頭によるオサエとナデのみで調整され、粘土紐の積み上げ痕を明瞭に残す。須恵器には杯・甕が認められる。9はカマドに倒置されていた杯である。幅広の底部から内湾して立ち上がる器形を持つ。外面のロクロ目は明瞭に凹凸をなす。切り離しはヘラ切りである。色調は淡褐色を呈する。10も内湾する杯の口縁部片である。11～14はタタキメのある土師器甕片である。内面はヘラナデによってアテ具痕を消している。15～17は、須恵器甕の破片である。15・16のタタキメは、土師器甕のタタキメに比べてやや幅広い。

鉄製品はカマド左脇の床面から刀子片、カマドから南東壁沿いに1mほどの床面から鉄鏃が出土している。18は刀子の切っ先部分と思われる。19の鉄鏃は、逆台形の鏃身に断面方形の茎がつく。刃部の中央が凹む形状から、先端の折れた雁又鏃を再生したものとも考えられる。茎の付け根部分には木質が残され、樹皮を巻いた痕跡も観察できる。

ま と め

1号住居跡は谷部に作られた古代の住居跡である。カマドは南側に設置され、隣接する2号住居跡と共通する要素を持つ。カマド脇の壁際に2個の柱穴を配するものの、それ以外の箇所からは検出できず、上屋の構造は不明確である。カマドは人為的に破壊され、須恵器の杯が倒置されていた。住居の使用時期は出土土器から9世紀前葉から半ば頃と考えられる。出土遺物に鉄鏃があることから山間部での狩猟も想像されるが、土器の組み合わせは平安時代における会津盆地の特徴にも通じるものである。 (山 元)

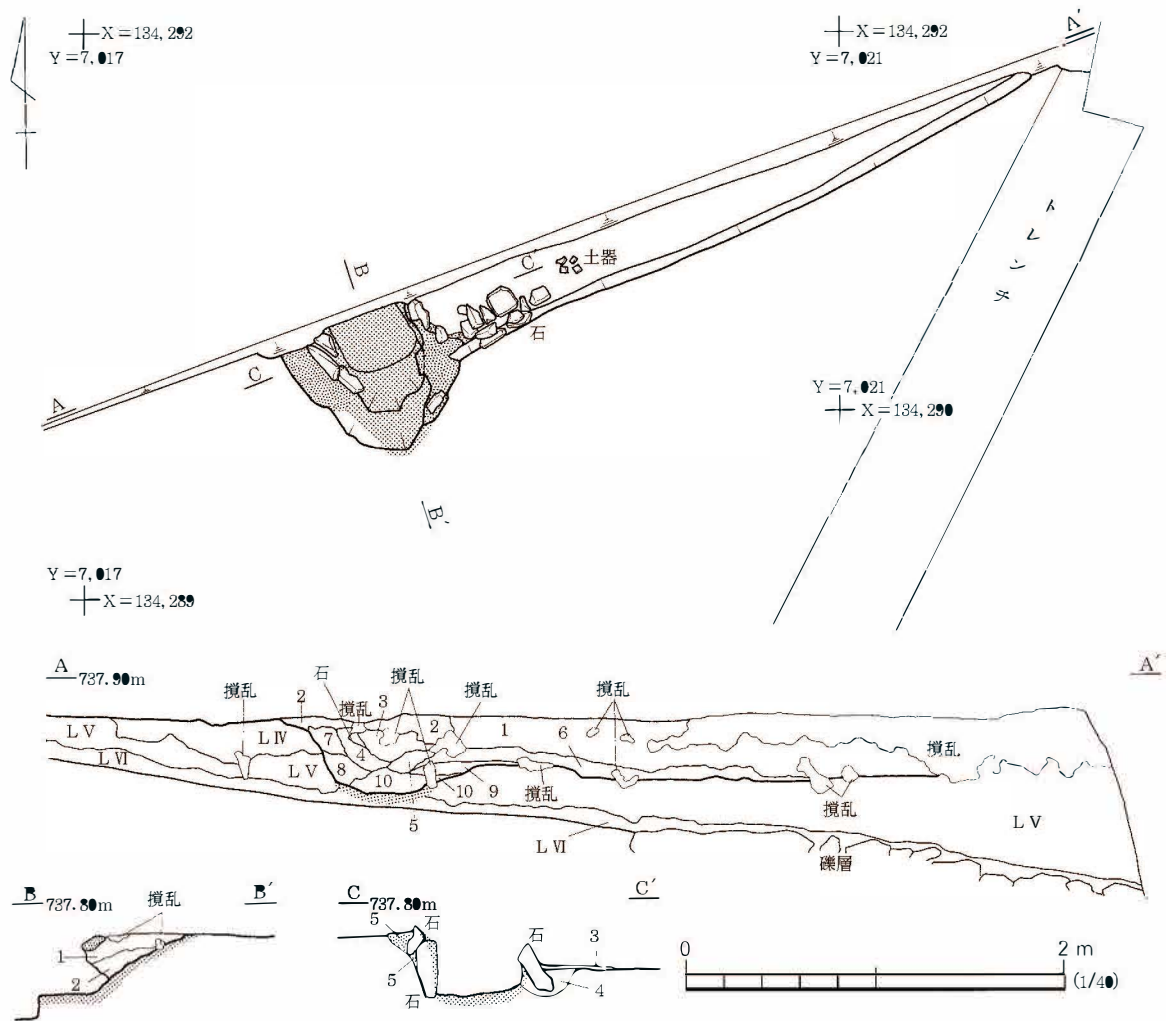
2号住居跡 S I 2

遺 構 (図7, 写真15～18)

2号住居跡は調査区北東端のL11・M11グリッドに位置する。周囲は北東方向に向かって開く浅い谷状地形で、緩やかな傾斜になる。標高は737.7m付近である。遺構検出面はLIVとしたNPを含む黑色土の上面である。1号住居跡とは約12mほどの距離がある。現況は傾斜地を掘削して作られた段々畑となる。2号住居跡はちょうど高さ1mほどの段差部分にあたり、住居の大部分は削平されて遺存していない。

2号住居跡は南壁と南西隅に造られたカマドを確認しただけである。南壁の遺存長は4.2mである。近接する1号住居跡とほぼ同じ大きさと推定している。南壁の方向は真北に対して西に約25度傾いている。1号住居跡と比べ、住居の向きは若干異なっている。

床面の残存幅は30cmと床面全体の詳細は不明であるが、1号住居跡にみられた壁溝は確認できない。またカマド脇の南壁に柱穴も確認できないなど、1号住居跡との相違点も見られる。床面は平坦であるが、カマドの東側がわずかに高くなる。カマド東隣の床面上に、大きさ10～20cmの石が数個まとまって出土している。この石の出土状況から人為的にまとめて置かれたものと判断している



- | | | | |
|-----------------|------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 2号住居跡堆積土 (A A') | | 2号住居跡カマド堆積土 (B B', C C') | |
| ℓ 1 | 10YR2/2 黒褐色土 白色細粒少量 | ℓ 1 | 10YR3/2 黒褐色土 焼土粒・炭化物粒多量, カマド天井崩落土 |
| ℓ 2 | 10YR2/1 黒色土 黄褐色土粒, 焼土粒極少量 | ℓ 2 | 10YR2/1 黒色土 焼土粒・炭化物粒 |
| ℓ 3 | 10YR3/2 黒褐色土 焼土粒, 黄褐色土粒 | ℓ 3 | 10YR3/3 暗褐色土 黄褐色粘土粒多量, 焼土粒極少量 |
| ℓ 4 | 10YR2/1 黒色土 黄褐色土粒, 焼土粒極少量 | ℓ 4 | 10YR1.7/1 黒色土 黄褐色粘土粒極少量, カマド掘形 |
| ℓ 5 | 10YR3/3 暗褐色土 黄褐色土粒, 焼土粒極少量 | ℓ 5 | 2.5YR8/4 淡黄色粘土 |
| ℓ 6 | 10YR2/3 黒褐色土 黄褐色土粒, 焼土粒極少量 | | |
| ℓ 7 | 10YR7/3 にぶい黄褐色粘土 カマド袖材 | L IV | 10YR2/2 黒褐色土 NP少量 |
| ℓ 8 | 10YR3/2 黒褐色土 黄褐色土粒, 焼土粒極少量 | L V | 10YR2/1 黒色土 白色細粒を均質に含む |
| ℓ 9 | 10YR3/3 暗褐色土 黄褐色土粒多量, 焼土粒極少量 | L VI | 10YR3/3 暗褐色土 黄褐色土塊, |
| ℓ 10 | 10YR2/1 黒色土 焼土粒・炭化物粒極少量 | | |

図7 2号住居跡

が、その用途については不明である。また床面上から筒形土器片も出土している。周壁については南壁を確認しただけであるが、ほぼ垂直に立ち上がる。

カマドは住居跡の南西隅に位置し、1号住居跡と同じ位置に設けられている。カマドは焚き口の先端部分を欠くが、カマドの奥側は良好な状態で遺存している。カマドの構造は燃烧部と袖からなる。カマドの燃烧部は床面より10cmほど低くなる。燃烧部底面はカマド奥に向かって高くなる。燃烧部底面はL V層を掘り込んだままで、掘形は確認できない。その表面は火熱をうけ赤褐色に焼き締まり、その厚さは最大で5cmを測る。なお、燃烧部底面には支脚などを据え置いた痕跡は確認で

きない。

カマドの袖は、一辺の長さが20～30cmの平石を心材とし、これに粘土を被覆して造られている。カマドが住居隅に位置するために左右の袖の構造に若干の違いが認められる。右袖は住居の西壁に接し、平石を住居壁に密着させ、わずかに内傾するように立てている。平石の上部は小石を持ち送り状に組み重ね、粘土で厚く被覆している。右袖上部は、住居壁の傾斜が緩くなることから、住居構築時には右袖下端部を掘り残して段差をつけていたことがわかる。左袖は心材の平石を据えるための掘形があり、これに平石を立ち並べて粘土で被覆している。右袖と比較すると、心材となる石が住居壁に接していないためか、石の数が多く、奥側まで石が認められる。

カマドの天井部は遺存していないが、左袖が部分的にオーバーハングしている。燃焼部底面から天井までの高さは25cmほどと推定できる。

カマドの煙道は、明確な痕跡がなく不明である。従来の研究成果では、竪穴住居の深さが約1mと推定されている。2号住居跡の煙道は、カマド底面の傾斜に沿って地上まで延びる構造であったが、そのほとんどが削平されて遺存していないのであろう。

柱穴や壁柱穴などの施設は確認できないため、本住居跡の上屋構造は不明である。

遺物 (図8, 写真38)

2号住居跡からは土師器片20点、須恵器片1点、縄文土器片9点、銅銭1点、銅製品1点が出土している。このうち形状が分かるものを図8に示した。出土遺物は住居内の堆積土中から出土したものがほとんどである。縄文土器を除けば、周辺に明らかに時期を前後する遺物がなく、本住居跡に直接伴う遺物と判断した。

1は土師器で、甕の口縁部破片である。成形方法は粘土紐巻き上げで造られ、整形にロクロは用いられていない。口縁部が「く」の字状に屈曲する。外面には炭化物が付着しているため、整形痕は不鮮明である。口縁部はヨコナデで仕上げられ、体部は縦位のナデ痕が観察できる。

2は須恵器破片で、体部下半がわずかに遺存している。器種は長頸瓶または広口瓶であろう。胎土は緻密で、非常に硬質である。器形は底部から直線的に立ちあがる。断面形が三角形をなす高台が貼り付けられている。外面は底部付近まで自然釉がかかる。整形痕は不鮮明であるが、底部付近はロクロの回転を利用したケズリ痕が観察できる。内面はロクロの回転によるナデが施される。

4は土師器小形甕の口縁部小破片である。ロクロを用いて整形している。内外面ともロクロナデが観察できる。体部下半にケズリ痕跡は認められない。3は筒型土器の口縁部小破片である。外面は摩滅しているが、粘土紐積み上げ痕が明瞭に残り、口縁部は指でつまみ上げて造られる。内面は外面に比べれば丁寧な造られ、器面にはナデが観察できる。

5は銅銭である。カマドの底面付近から出土した。土層観察ではカマドに明瞭な攪乱はなく、本住居跡に伴うものと考えている。4分の1ほどの破片で、銭名が判読できない。直径は23～24mmである。付編3に採録した銅銭の成分分析の結果から、古代に遡る可能性が示されている。古代の国産銅銭であるならば、和同開珎をはじめとする皇朝十二銭のひとつであろう。

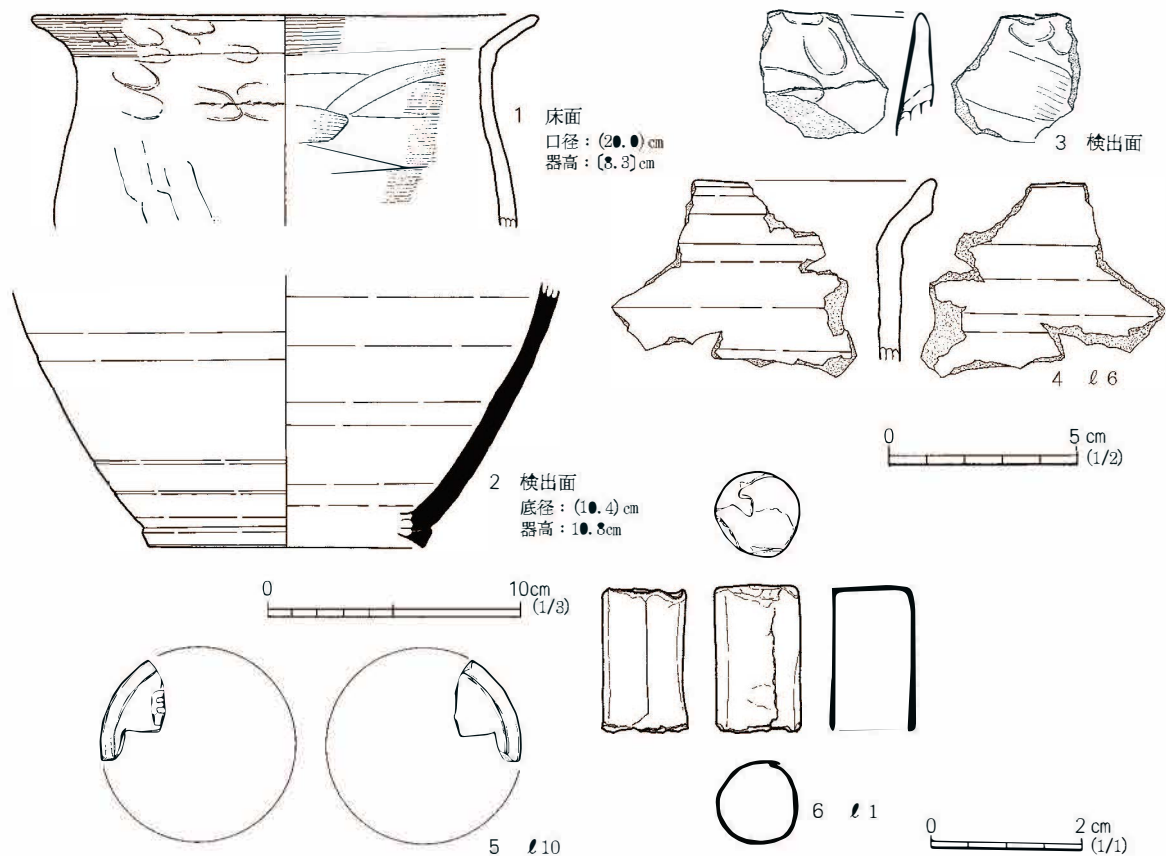


図8 2号住居跡出土遺物

6は銅製筒金である。成分分析ではほぼ純銅である。出土状況は南壁の中央で、床面から10cmほど浮いた堆積土中から出土した。形状は直径1.1cmの円筒形をなし、一方が塞がれている。この用途は不明である。

まとめ

2号住居跡はそのほとんどが失われ、わずかにカマド周辺を確認したに止まる。そのため住居の上屋構造などは不明な点が多い。近接する1号住居跡と比較すれば、規模やカマドの位置などは共通点が見出されよう。年代については、出土遺物の特徴から9世紀前半代と考えている。また土器類の他に銅製品や銅銭が出土している。分析結果によれば、銅銭は古代に遡る可能性があり、国産銅銭であるならば、和同開珎など皇朝十二銭の一つに比定できよう。銅製品は平安時代における会津盆地内の集落でも出土例が少ない。さらに南倉沢遺跡が標高750m前後の高所に所在していることから、平安時代に顕著となる山間部に営まれる小規模集落のあり方を考える上で、極めて象徴的な遺物となるのであろうか。

(福 田)

第3節 土 坑

1号土坑 SK1 (図9, 写真19)

1号土坑は調査区の北西側、I9グリッドに位置する。周囲の地形は、南北方向に延びる細尾根の北東側斜面である。標高は740.70mである。検出面はLVIとした直径30cm前後の礫を多量に含む黄褐色ロームの上面である。1号土坑の周辺は急斜面となり、縄文土器を含む黒色土層は確認できない。深さ20cmほどの表土直下で検出面となる。

本遺構の平面形は楕円形である。規模は長径が1.3m、短径1mを測る。検出面からの深さは、最大で40cmと深い。周壁は上端部がわずかに崩れているが、ほぼ垂直に立ち上がる。周壁の西半には地山に含まれる礫が出ている。底面は全体的には平坦で、周囲の地形に沿ってわずかに北東方向に傾斜している。

遺構内堆積土は5層に分けた。暗褐色土を基調とし、NPやLVI粒などを含んでいる。3層は黄褐色土塊で壁面の崩壊土である。堆積状況から、斜面上位側から自然に埋没したと判断している。1号土坑からは遺物は出土していないため、その性格や年代を特定することができない。(福田)

2号土坑 SK2 (図9, 写真19)

2号土坑は調査区の北西側、H8グリッドで確認した。南北方向に延びる細尾根の北東側斜面に位置している。2号土坑の南5mには1号土坑が所在している。遺構検出面は表土直下のLVI上面である。

平面形は楕円形である。規模は長径が1m、短径が0.9mを測り、深さは30cmである。遺構内堆積土は黒褐色土を基調とし、NPをわずかに含んでいる。堆積状況から自然に埋没したと判断している。周壁は攪乱が多く不明瞭だが、南半が急傾斜に立ち上がる。底面は周囲の斜面に沿って北東側に向かってわずかに傾斜している。

2号土坑から縄文土器片が1点出土しているが、摩滅した小破片であるため詳細な特徴は不明である。土坑の遺存状態が悪く、その性格を特定することができない。(福田)

3号土坑 SK3 (図9, 写真20)

3号土坑は調査区の南端、I13グリッドで検出した。南北方向に延びる細尾根の北東向き急斜面に立地している。遺構検出面は表土直下のLVI上面である。標高は742.5m付近である。

平面形は円形をなす。その規模は直径が80cmを測る。急斜面に立地することから、斜面下位側の周壁は遺存していない。底面は周囲の斜面に沿って、北東側に傾斜している。

遺構内堆積土はNP・黄褐色土粒をわずかに含む黒褐色土である。遺構自体が浅く堆積状況は不明であるが、土質が均質であることからすれば、自然に埋没したと推定している。

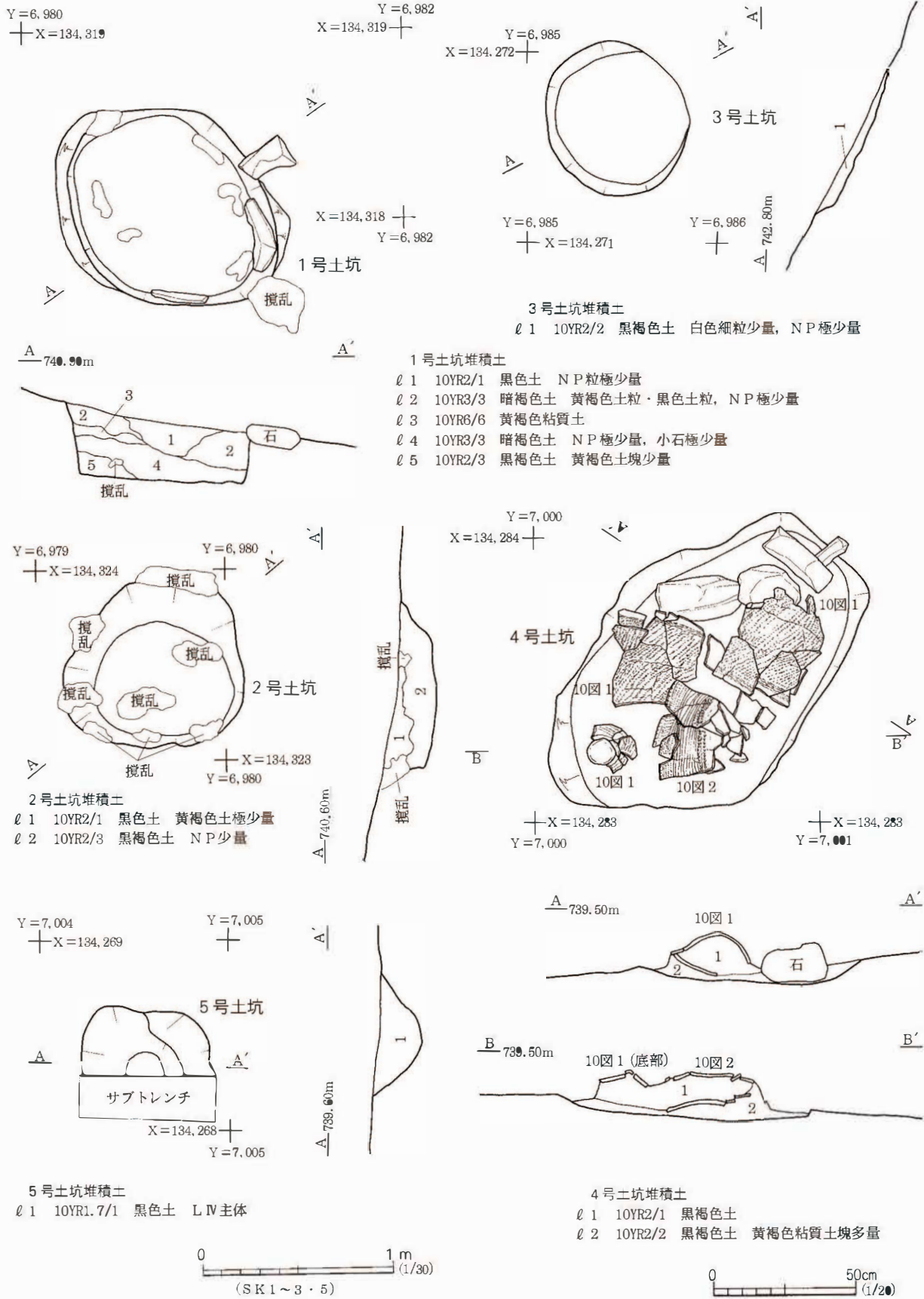


図9 1~5号土坑

3号土坑から遺物が出土していないため、その性格や年代を特定できない。(福田)

4号土坑 SK4 (図9・10, 写真21・39)

4号土坑はK12グリッドに所在する。調査区中央部の遺物包含層が形成された谷の北岸付近に位置する。検出状況はLIVとする遺物包含層である黒色土の下部において、ほぼ完形の土器2個体分が出土した。土器の遺存率の高さから、遺構に伴う可能性を考慮して周囲の精査を行った。その結果、基本土層のV層において土器の周囲に黒色土の堆積範囲が認められたことから土坑として調査を行った。

土器の出土状況は、土器1が南西端に底部が倒立し、その北東に口縁部から胴部の破片が縦に半分に分かれて口縁部を互い違いに向き合わせた状態で検出されている。接合した結果、一部の小片を欠くものの完形品に復元できた。土器2は土器1の南側において横位に出土している。口縁部は西方向を向いている。底部を欠くものの、それ以外はほぼ復元できた。土器1を挟んで土器2と対称の位置に石があり、北東端にも数個の石が配される。土器1の出土状況は明らかにこれらの土器が人為的に破碎されて、並べられたことを示し、廃絶遺構内への土器の廃棄とは異なる、土器の副葬などの行為が想定される。

土器取り上げ後に掘込の調査を行った。黒色土中に黒色土の検出状況であったため確認に手間取

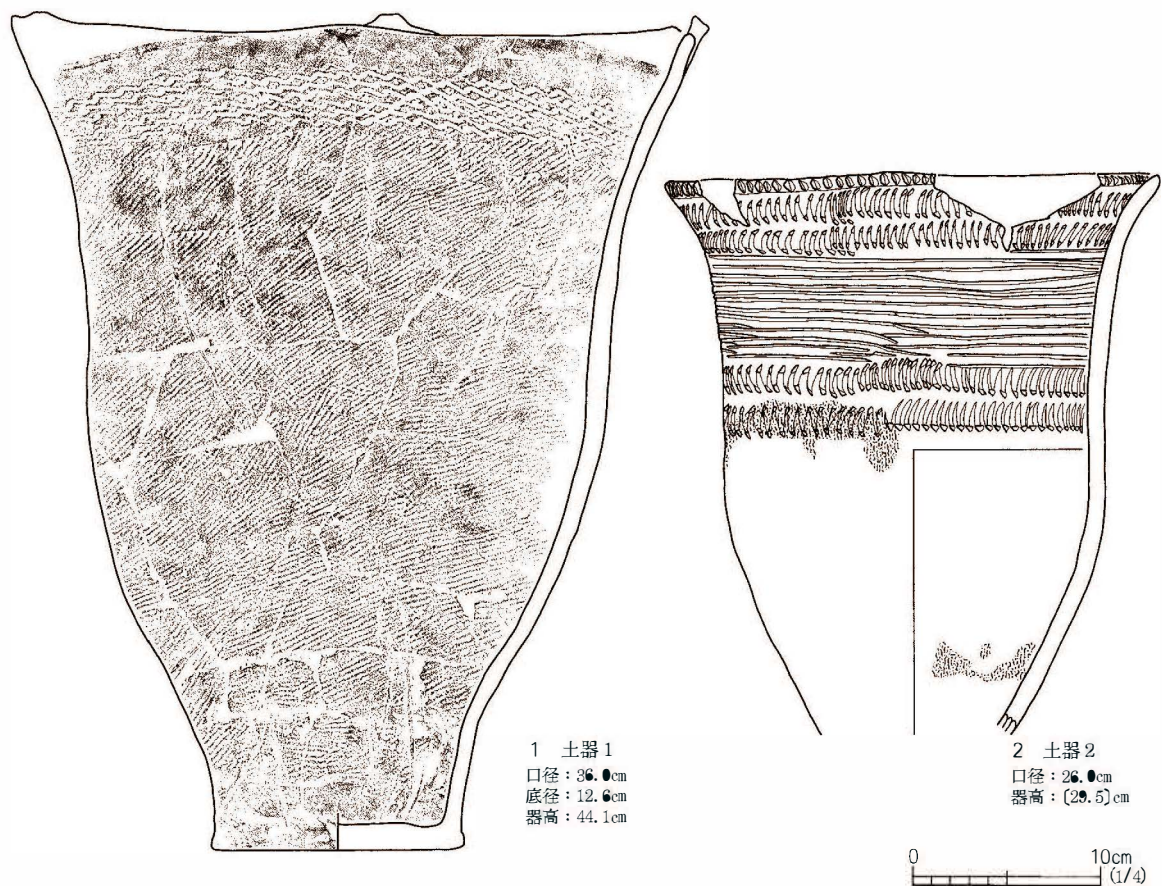


図10 4号土坑出土遺物

り、周壁を大きく削ってしまったようで非常に浅い窪みしかなかった。平面形は北東-南西方向に長い不整形である。規模は長径126cm、短径80cmである。検出面からの深さは9cm、土器の上端からは18cmある。堆積土は土器より下位には人為堆積であるLVI塊を多量含む黒色土が堆積し、土器の周囲および内部には、NPを含まない黒色土が堆積している。

土器1は図10-1に示した。口縁部に3単位の突起を持つ深鉢である。口縁に向かって開く器形で、胴部中位にやや膨らみを持つ。文様は口縁直下が無文となり、区画帯として結節部回転による綾絡文が施される。胴部は地文のLR縄文のみである。大木4式に比定される。土器2は図10-2に示した。口縁部平縁の深鉢である。口縁に向かって開く器形で、胴部中位がやや膨らむ。口唇部に粗い条線帯を有し、上下を2列の変形爪形文で区画された文様帯に横線文が描かれる。文様帯以下は無文である。文様から浮島II式に比定される。両者ともに胴部下半は被熱し、外面上位には吹きこぼれ、内面下位にはコゲが付着する。

土器の編年観から本遺構は、縄文時代前期後葉に構築されたと判断される。堆積土にNPを含まないことも本遺構が前期後葉に帰属する1つの証拠となる。 (山元)

5号土坑 SK5 (図9, 写真20)

K14グリッドに所在する。調査区南部の遺物包含層が形成された谷の中央に位置する。周囲の標高は739.5mである。検出面はLVIで、LIV類似の黒色土の堆積範囲を本遺構と判断した。調査時に断ち割ったために南半分は残っていない。

平面形は隅丸方形である。断面形は底部の丸いすり鉢状を呈する。規模は小さく、上端の最大径は71cm、深さ26cmを計る。堆積土はNPを含む黒色土の単層である。しまりのある均質な土質であることから自然堆積と考えている。

5号土坑からは、遺物が出土していないことからその性格・年代を特定することはできないが、堆積土にLIII由来の白色細粒を含まないことから、平安時代以前の遺構と推測される。 (山元)

第4節 その他の遺構と遺物

南倉沢遺跡の調査では竪穴住居跡や土坑の他に埋甕1基、特殊遺構1基が見つかった。埋甕は縄文時代後期後半頃と考えられる。特殊遺構は鍛冶炉と考えられ、年代は近現代であろう。その他に遺物包含層からは、縄文時代前期後葉を主体とする土器や石器が多数出土した。

1号埋甕 SM1 (図11, 写真22・40)

遺 構

1号埋甕はK12グリッドに所在する。当初、1号住居跡カマド煙道の延長線上に土器の口縁部が検出されたことから、煙道の先端に埋設された土師器甕と考えていた。しかし調査の結果、埋設さ

れた土器が土師器ではなく、カマド煙道も土器の底部よりかなり浅かったことから1号住居跡とは無関係の遺構と判断した。この土器が縄文土器であり、その周囲に掘形が確認できたことから、埋甕とした。

土器は口縁を上にして埋設されており、若干南方向に傾いている。掘形の形状は不整で、底部は丸く、土器の底部にあわせて北側に偏在する。堆積土は土器内外で異なる。土器内のℓ1はしまりがなから埋設後、土器内に流入した土と内容物との混土と推測される。土器外のℓ2は土器埋設時の埋土である。

遺物

埋設されていた土器は口縁の内湾する深鉢である。器壁は薄く、色調は黒褐色を呈する。器面には横位の縄文が回転施文される。内外面に噴きこぼれ及びコゲと思われる炭化物が広範囲に付着することから、日用品を転用したものである。

まとめ

本遺構は単独で存在する埋甕である。埋設された土器は器形から縄文時代後期後葉の粗製深鉢と考えられ、遺構の時期もそれに従うものである。 (山元)

1号特殊遺構 SX1

遺構 (図12, 写真23・24)

1号特殊遺構は調査区の北端、M9グリッドに位置する。1号特殊遺構は調査区の中でも最下段に立地し、東側には湯田沢とよばれる沢が流れている。周囲は近年に南側を大きく削平して、その掘削土を北側に押し出して平場が造られた部分である。遺構は、厚さ30cmほどの表土・盛土を重機で除去している過程で、遺構の外周を囲う石組みを確認した。

1号特殊遺構は長方形に石を組んで、その内部に粘土を充填し、底面を造る構造である。平面形

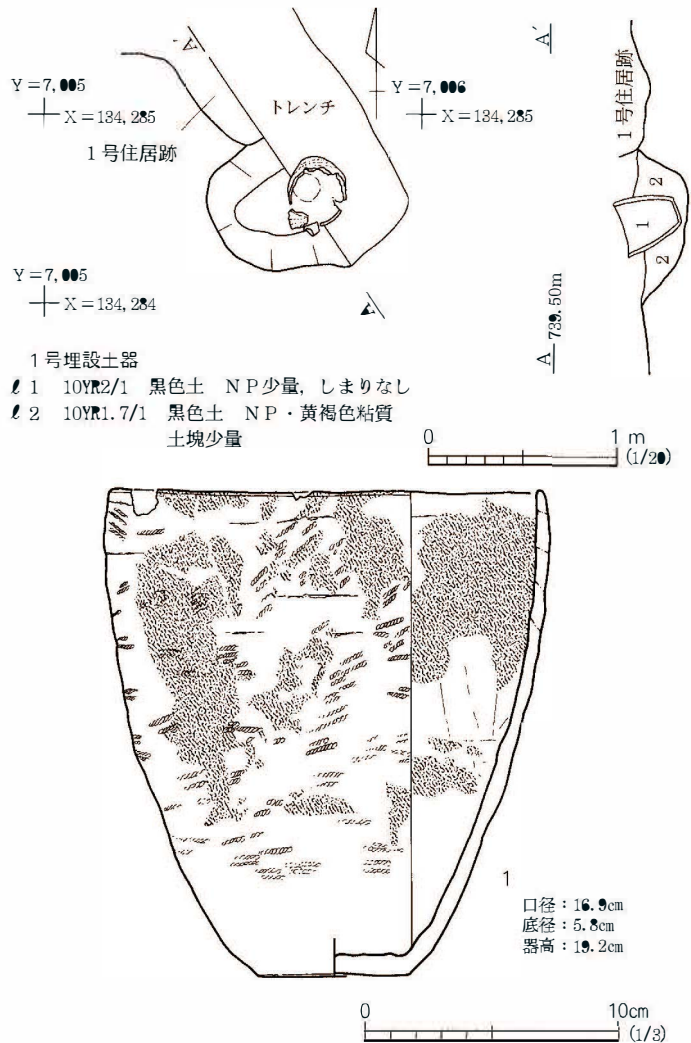


図11 1号埋甕

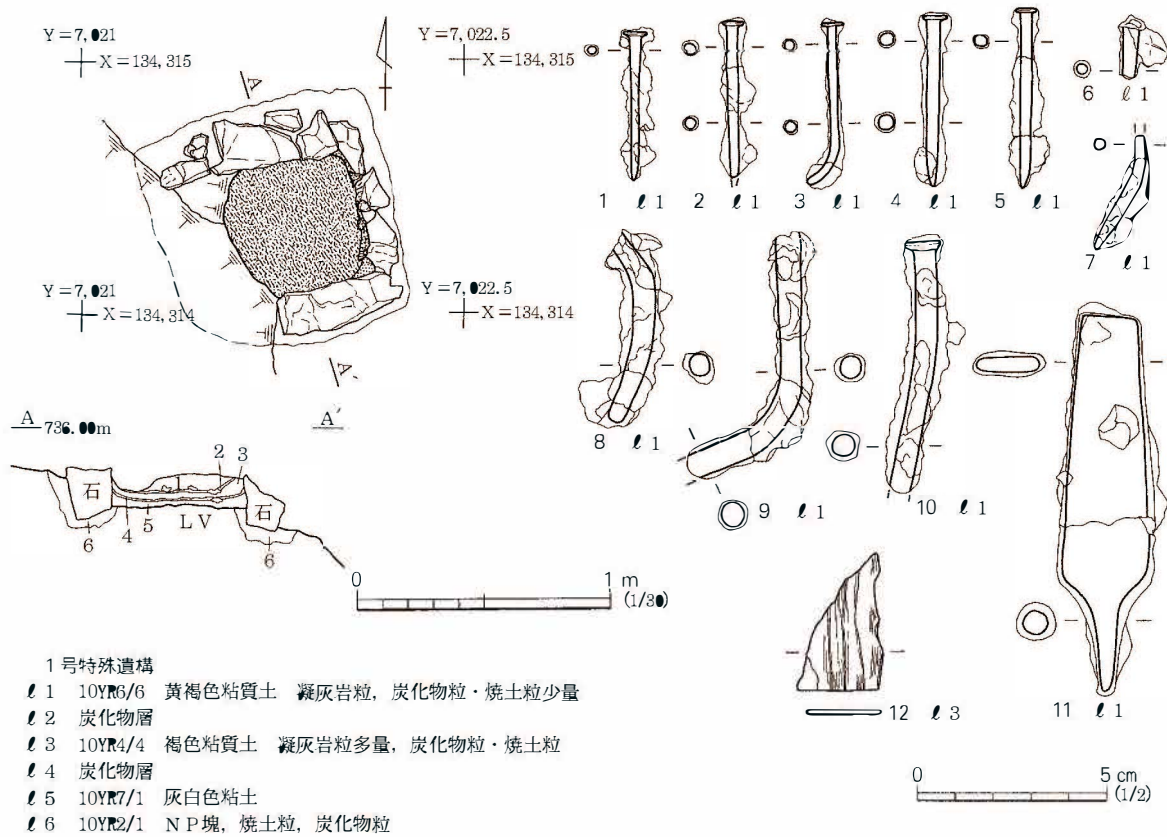


図12 1号特殊遺構, 出土遺物

は南東側が削平されているが、遺存する石組みから判断して長方形となる。石組みの内法での規模は、南北長が50cm、東西長が70cmである。石組に用いられた石は長方形の石材が多く、その大きさは一辺が20~40cmである。石組みは南北辺には比較的大きな石で、東辺は小さな石を用いている。石の組み方は、内法側で石の長辺をそろえて並べ、その隙間に粘土を被覆している。また、石の側面は、底面に対して垂直になるように配している。

遺構内堆積土は6層に分けた。1層は炭化物層を覆う黄褐色粘質土で、炭化物や焼土を含み、人為的に埋め戻したと判断した。3層は1層と同じく人為的に埋め戻した褐色粘質土であるが、その上面が焼けて赤褐色になることから、2層の炭化物層に起因する火床面となっている。5層は灰白色粘土で、その上面は焼けて赤褐色になる。6層は石組みの掘形に充填された土で、焼土や炭化物を含んでいる。2・4層は炭化物層で、その厚さは0.5~1cmである。この炭化物は樹皮のような細片が重なり合っている状態で確認できた。

土層観察の結果、2・4層とした炭化物層の直下で底面を2面確認した。いずれの底面も粘土を貼り付けて造っている。底面の上端部は焼けて赤褐色になる。底面の中央は平坦であるが、石組みと接する部分ではわずかに高くなる。

本遺構の構築方法は、①掘形を掘る。石組み部分は石を据えるために一段深く掘る。②掘形の外周に沿って石を配する。石組みの内側を真っ直ぐ揃えるように並べ、小石や粘土を用いて裏込めをする。③石組み内部に粘土を貼り付け底面を造る。

遺物 (図12, 写真40)

1号特殊遺構からは砥石片2点, 鉄釘10本, 用途不明鉄製品1点が出土した。図12-12は薄い砥石片である。表面には, 幅3mmほどの溝状の研ぎ痕が2・3条認められる。鉄釘などの先端を研いだのであろうか。図12-1~10は鉄釘である。1~5は長さが4.5cmほどで, ちょうど1寸5分である。釘頭は薄い円板で, 直径は6mmである。釘の断面は円形で, 直径は3mmを測る。8~10はいずれも先端部を欠き, 全長は不明である。釘の断面形は円形で, 直径が6mmと太い。5寸釘であろうか。11は鉄製品で先端部を欠損する。錆が進行し, 全体的な形状は不鮮明である。身は先端部を欠くが, 先端に向かって細くなる。断面の形状は楕円形をなし, 明瞭な刃部を確認できない。中茎は身から緩やかな弧を描くように細く作られる。中茎の長さは3cmを測る。中茎端部の断面形は円形で, その直径は4mm前後である。明瞭な刃部を形成していない点から, 刀子など刃物とは考えにくい。さらに砥石なども出土することから, 金属用の仕上げヤスリの可能性を指摘しておく。

まとめ

1号特殊遺構は長方形に石を配し, その内部に粘土を貼り付けて底面を造っている。底面や石組みの内側面が焼けていることから, 火を用いるための遺構と考えている。出土遺物に鉄釘や砥石などが出土することから, 鍛冶に関連する遺構であろう。また, 鉄釘は断面が丸く, いわゆる洋釘である。年代は近現代の可能性が高い。 (福田)

遺物包含層

ここでいう遺物包含層は縄文時代の遺物を含む第IV層(LIV)とした沼沢火山の噴出物(NP)を多量含む黒ボク土層を指す。調査区南半から東部にかけての北東に開く浅い谷状地形の740.0m以下の部分に堆積し, 遺跡西側の尾根には認められない。ただ, 尾根に構築された1~3号土坑の堆積土中には若干のNPを含んでいることから, 尾根にも元来同様の堆積土が存在したことが想定され, その堆積土が流出して, 傾斜の緩い谷部に堆積したものと捉えられる。近現代の耕地造成によって標高736.0~738.5mの部分は大きく削平され, 失われた遺物も多い。

LIVにおける縄文土器の出土状況は10cm以下の破片が散らばった状態で出土している。遺物の取り上げはグリッド別に行ったが, 複数グリッド間で接合したものが多く, 同一個体片が一カ所から集中出土することはない。出土する土器の時期は谷部の上位, 標高738.5~740.0mの部分では前期後葉の遺物が集中して出土し, そこに早期中葉および後期中葉から後葉の遺物が混じる。東端の湯田沢の旧流路においては状況が異なり, 後期初頭から前葉の遺物が多く, 前期後葉の土器が若干混ざって出土している。破片の点在, 複数時期の混在, 早期・前期の土器がNP混じりの土から出土するというこれらの状況はこの層が二次堆積層であることを示している。

遺物包含層からの出土遺物の数は, 5,000点を超えており, 主体となる前期後葉の時期には近隣で集落が営まれていたと想定せねばならない。出土遺物の給源は, 遺構が少なく, 基盤に巨礫が露出する尾根筋には求めにくく, 遺物包含層が形成される谷状地形を挟んでいる調査区外の微高地上

が想定される。また、湯田沢旧流路内の後期の遺物に関しては、いずれも摩滅が激しく、川の流れによって運ばれてきたことが明らかで、調査区の南東に当たる湯田沢の上流から流れて来たものと考えている。

縄文土器（写真41～50）

縄文土器は大きくは6期区分に従って大分類を行った。さらに数量の多い前期後半に属するもののみ型式別に分け、文様要素別に細分して記述した。時期別の出土点数は早期～前期前葉142点、前期後葉2,963点、後期320点、判別不能の無文部破片もしくは摩滅した細片1,391点である。

グリッド別の出土点数は、調査区中央のK12グリッドが1,093点、K13グリッドが1,338点と多く、隣接するJ12グリッド562点、J13グリッド647点が次ぐ。そのほかは削平のため100点前後で止まる。唯一、湯田沢旧流路内のM10グリッドにおいて386点が出土している。前述したように、M10グリッドでは後期の土器の出土量が多いが、その他のグリッドにおいては、多量の前期後葉に位置づけられる土器に早期・後期の土器が少量混じるという状況である。

早期～前期前半の土器（図13-1、図17）

図13-1、図17-1～26は早期中葉の沈線文系土器である。図13-1は平縁の深鉢で、斜め方向に平行沈線が引かれる。同様の胴部破片が図17-23～25である。図17-2～7は沈線に棒状工具による斜方向からの刺突を沿わせる。同図8・9は細い単沈線によって斜格子を描く口縁部である。同図10は胴部中位の破片で、連弧のモチーフを描いている。同図17は波状口縁の波頂部で、楔状の押し文が波頂部を取り囲んでいる。同図19～22は平行沈線による波状線、曲線を用いてモチーフを描く。19・20のモチーフ内には貝殻腹縁が充填される。26は胴部下半で、ケズリが明瞭に認められる。1～16・18が田戸下層式に、17・19～25は田戸上層式に比定される。これらの沈線文系に分類されるものは90点を数える。内面にはミガキ、外面も丁寧なナデやケズリが施され、器面が滑らかなものが多い。

図17-27～42は早期中葉の常世1式に比定される。27～35は全体のモチーフは不明だが、平行沈線、棒状工具による刺突、貝殻腹縁文を用いる。口縁部は波状を呈するものもあり、27～29の口唇部内面には刻みが加えられている。36・37は同一個体である。2本1組の櫛状工具で平行沈線と斜め方向からの刺突を施す。38～42は同一個体で、胴部中位で屈曲する器形を持つ。平行沈線によって「米」字状の文様を描き、2本1組の櫛状工具の斜め方向からの刺突および貝殻腹縁の垂直刺突を充填する。以上、常世式に比定されるものは45点を数える。器壁は5mm程度と薄く、色調が淡褐色または赤褐色を呈する。沈線文系土器のように内面を磨くものは少なく、器面は荒れ気味である。

図17-43～46は早期後葉の条痕文系土器である。いずれの胎土にも繊維痕が認められる。図17-43は胴部中位で屈曲する器形を持つ。隆起線と円形竹管刺突が認められ、鵜ヶ島台式かと思われる。図17-44はヘラ状工具の刺突によって文様を描くもので、茅山下層式に比定される。この時期に比定されるものは6点のみである。

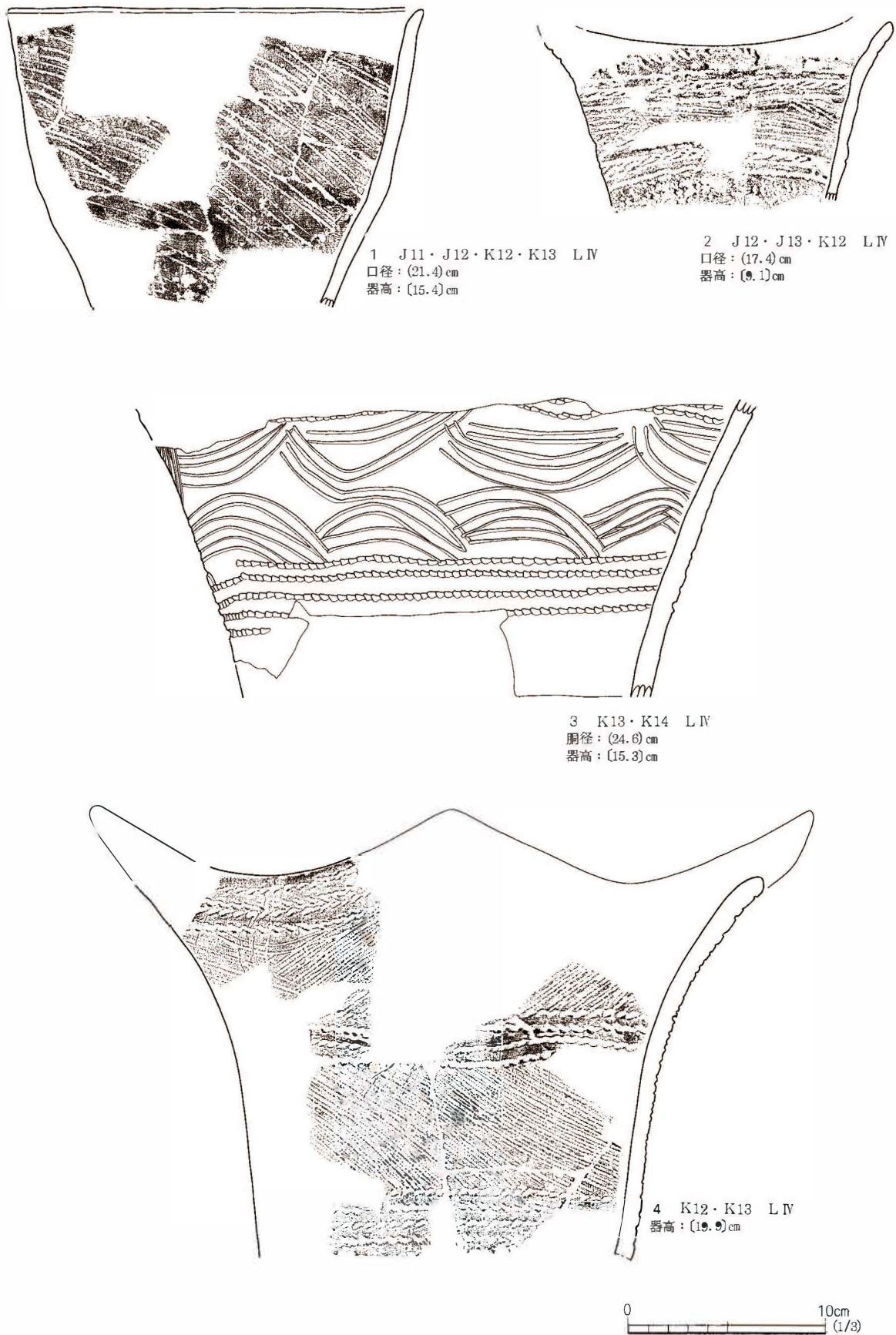


図13 遺物包含層出土土器 (1)

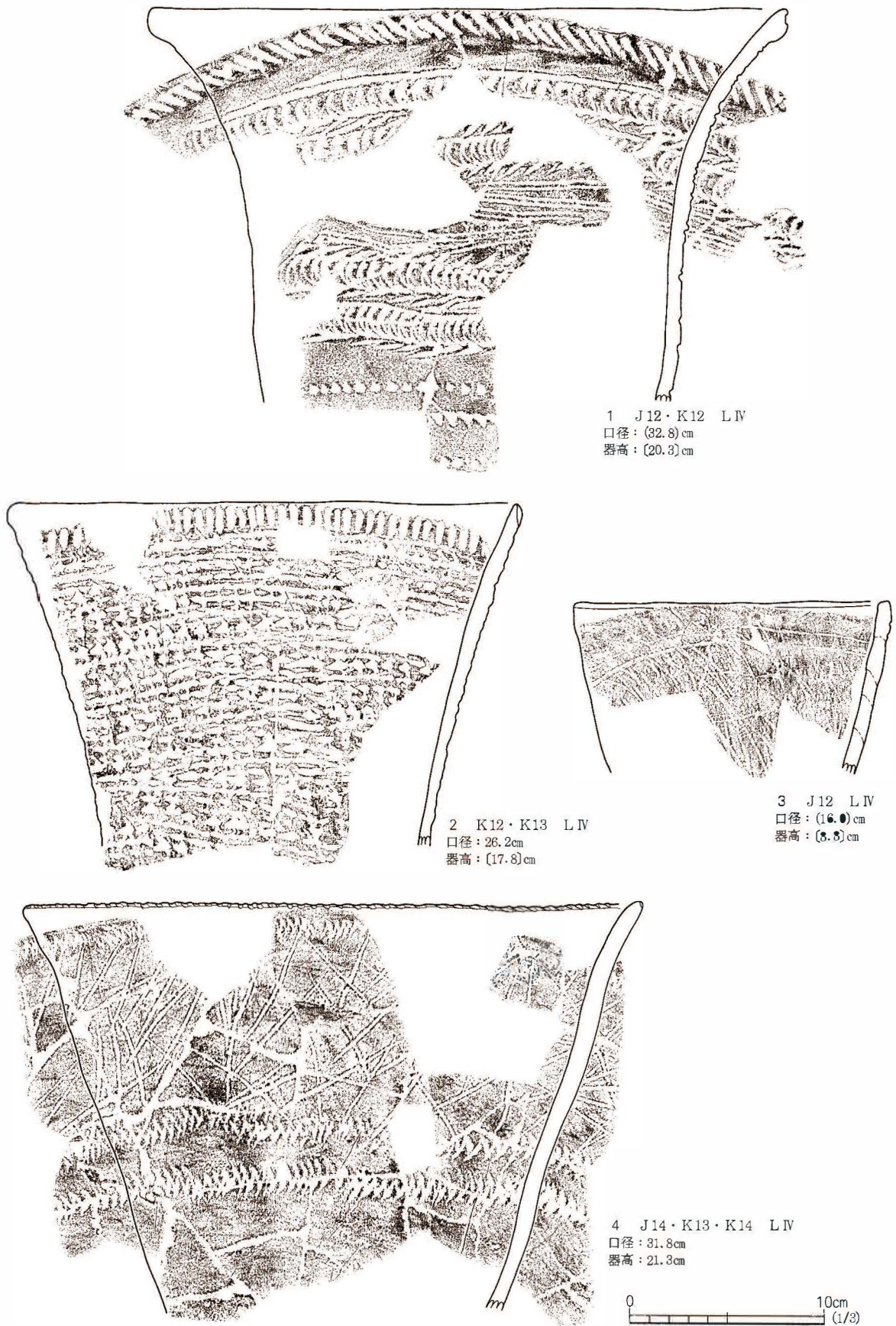


図14 遺物包含層出土土器 (2)

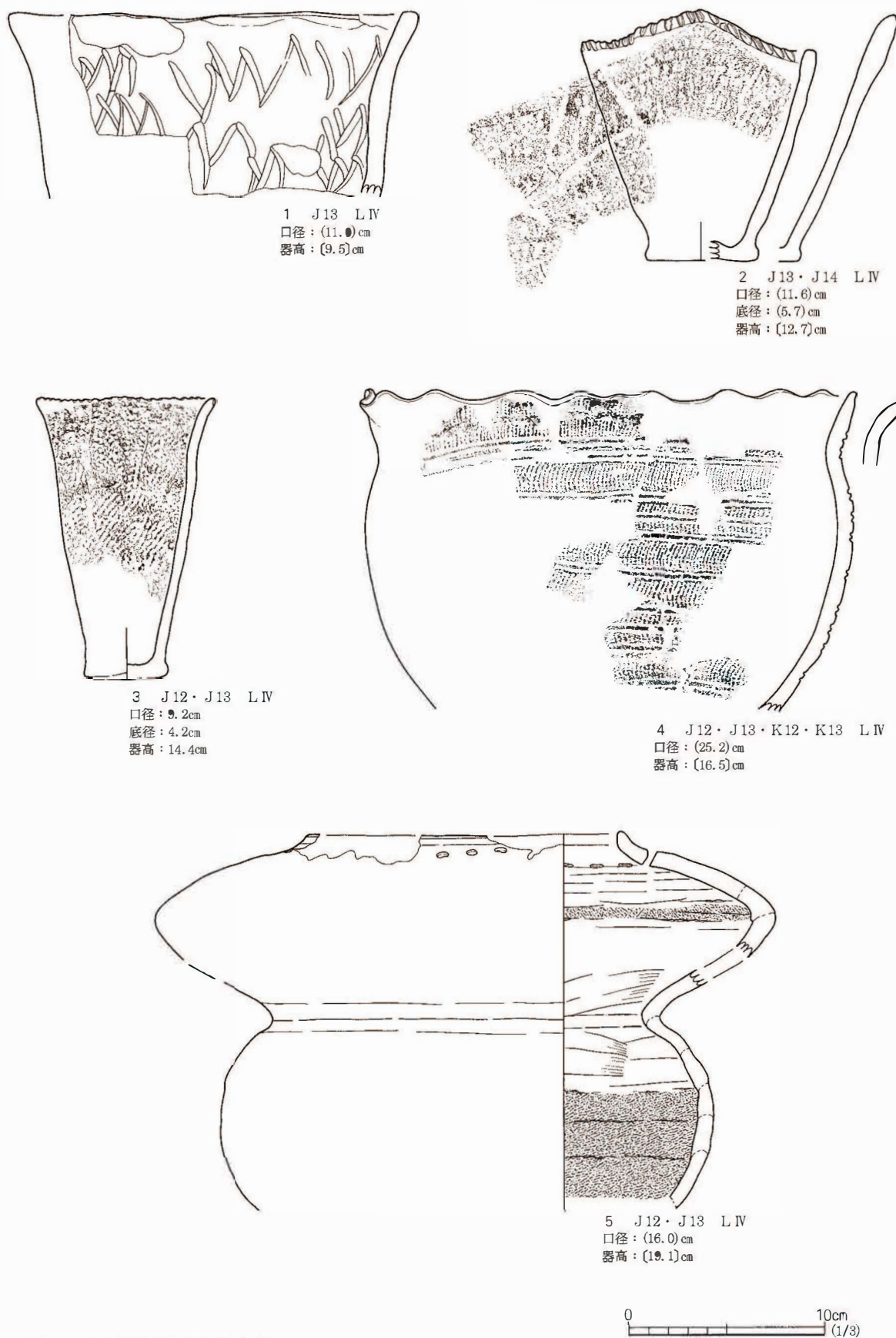
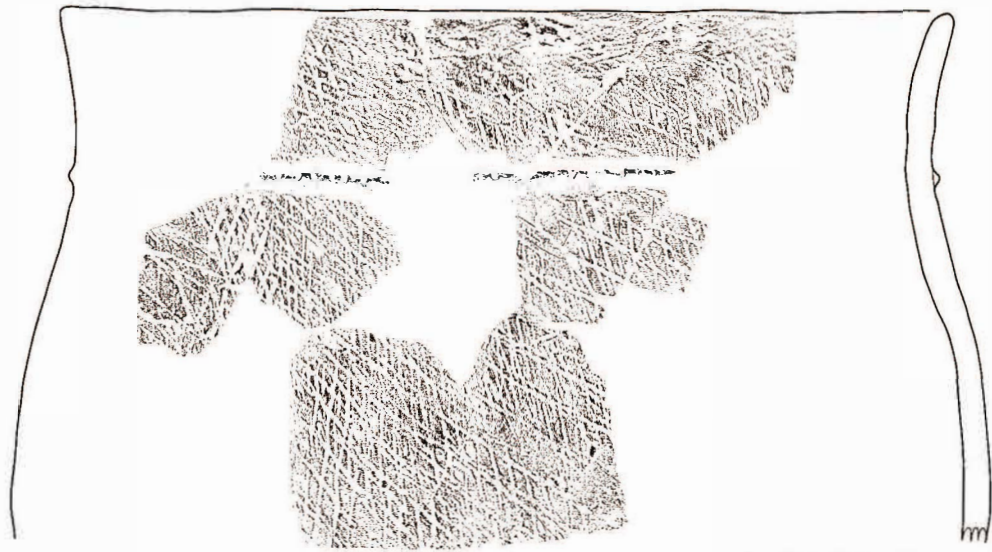


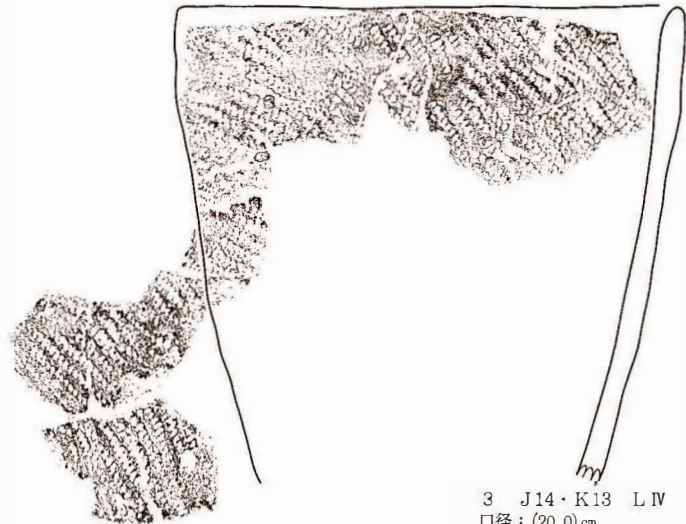
図15 遺物包含層出土土器 (3)



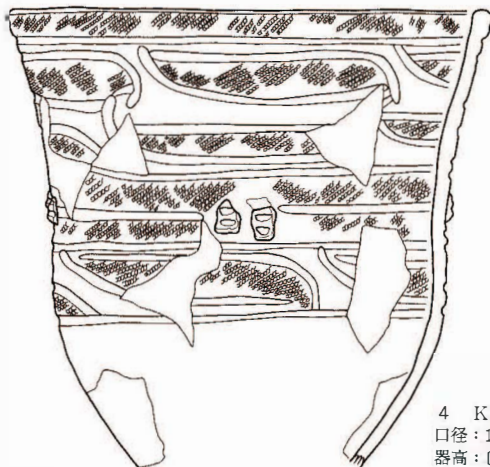
1 J14・K12・K13・K14 LIV
口径：(35.0) cm
器高：(21.0) cm



2 J13・J14 LIV
口径：14.0 cm
器高：(9.2) cm



3 J14・K13 LIV
口径：(20.0) cm
器高：(18.8) cm



4 K13・K14 LIV
口径：18.8 cm
器高：(18.0) cm



図16 遺物包含層出土土器 (4)

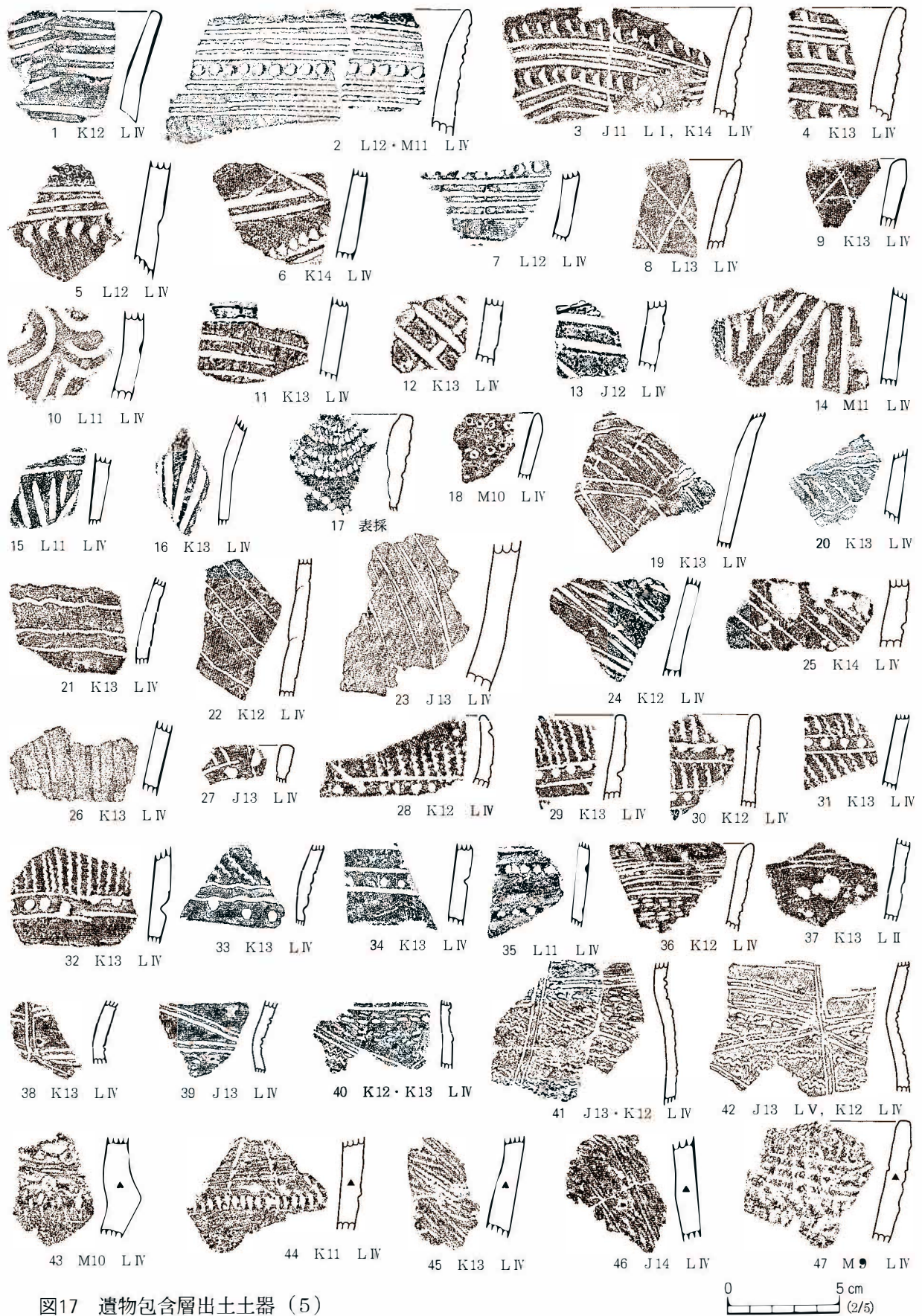


図17 遺物包含層出土土器 (5)

図17-47は前期前葉に属する土器で、1点のみ出土した。波状口縁の波頂部で、半截竹管による押し引きを3条横方向に施す。胎土には繊維痕が認められる。

前期後半の土器 (図18~33)

浮島I●式(図18~20) 肋骨文・山形文・弧線文に特徴づけられるものを集めた。破片から推定される器形は口縁部が開く、時には外反する深鉢であり、口縁部形態は平縁と4単位の波状口縁の両種が見られる。口唇部は角頭状になる。輪積みによって成形され、内面にはミガキが施されるが、外面調整は成形時のナデがある程度である。胎土には砂粒を含むが器面が荒れる程ではない。中には海綿骨針状物質が認められるものも僅かにある。口縁部から胴部中位まで上下を区画した文様帯を描き、その内部に種々の文様を描く。文様帯以下には地文として撚糸文・縄文・撚糸文を模した条線および貝殻文が施されている。ここに分類した土器は425点を数える。

a種(図18-1・2・7~14) : 爪形文・変形爪形文・有節平行線を用いてモチーフを描くもの。

図18-1は変形爪形文で山形文を描く。変形爪形文間に円形竹管で右方向から刺突を加えたものを区画線としている。地文は単節縄文である。同図2・7は有節平行線で弧線文を描いている。同図8~11は肋骨文を描く。同図12~14は撚糸文地文の胴部で、爪形文を区画線とする。

b種(図13-3, 図18-15~27) : 弧線文を描くもの。

図13-3は平行沈線で弧線文を描く深鉢である。区画線は有節平行線で、胴部は無文である。同様に弧線文を描く胴部破片を図18-15~27に示した。15・16のように円形竹管の刺突を加えるものや21・22のように弧線の空間に縦位の沈線を渡すものもある。24~27は同一個体で木葉文もしくは入組弧線文の一部であろう。

c種(図19-1~17) : 有節平行線を区画線として山形文・大型菱形文などを描くもの。

図19-1~17は有節沈線を区画線として用いる。1~10は口縁部、11~20は胴部破片である。口縁部は波状も見られるが、平縁が多い。1を見る限りでは文様帯を2段設け、文様帯内には平行沈線によって山形文を描くものが多いようである。1・11・12は同一個体で文様帯間に低隆起帯を設けている。17には撚糸文を模した条線文が認められる。

d種(図19-18~図20-42) : 平行沈線のみ認められるもの。

図19-18~図20-42は平行沈線のみで文様を描く。モチーフは山形文・菱形文・横線文などが認められ、基本的にc種と変わらない。また、地文を観察できるものがなく、諸磯●式古段階の平行沈線文系土器との判別が難しい。そのため本種の中に浮島式と諸磯式が混在している可能性は否定できない。図19-20~22は同一個体で口唇部には棒状工具の押捺痕が鋸歯状に認められる。図19-23の口唇部上には斜位の刻みが施されている。図20-14~17は斜線を組み合わせて小型の菱形文を描いている。同図29~35は区画線のみ残され、31~34は擬似貝殻波状文、39は撚糸文を模した平行沈線が地文として施される。同図37~42には乱雑に引かれた平行沈線が認められる。

浮島II式(図13-2・4, 図21~23) 幅の広い変形爪形文と集合沈線による文様を特徴とする。器形は口縁部が開くか、外反する深鉢で、2単位もしくは4単位の波状口縁となるものが目立つ。

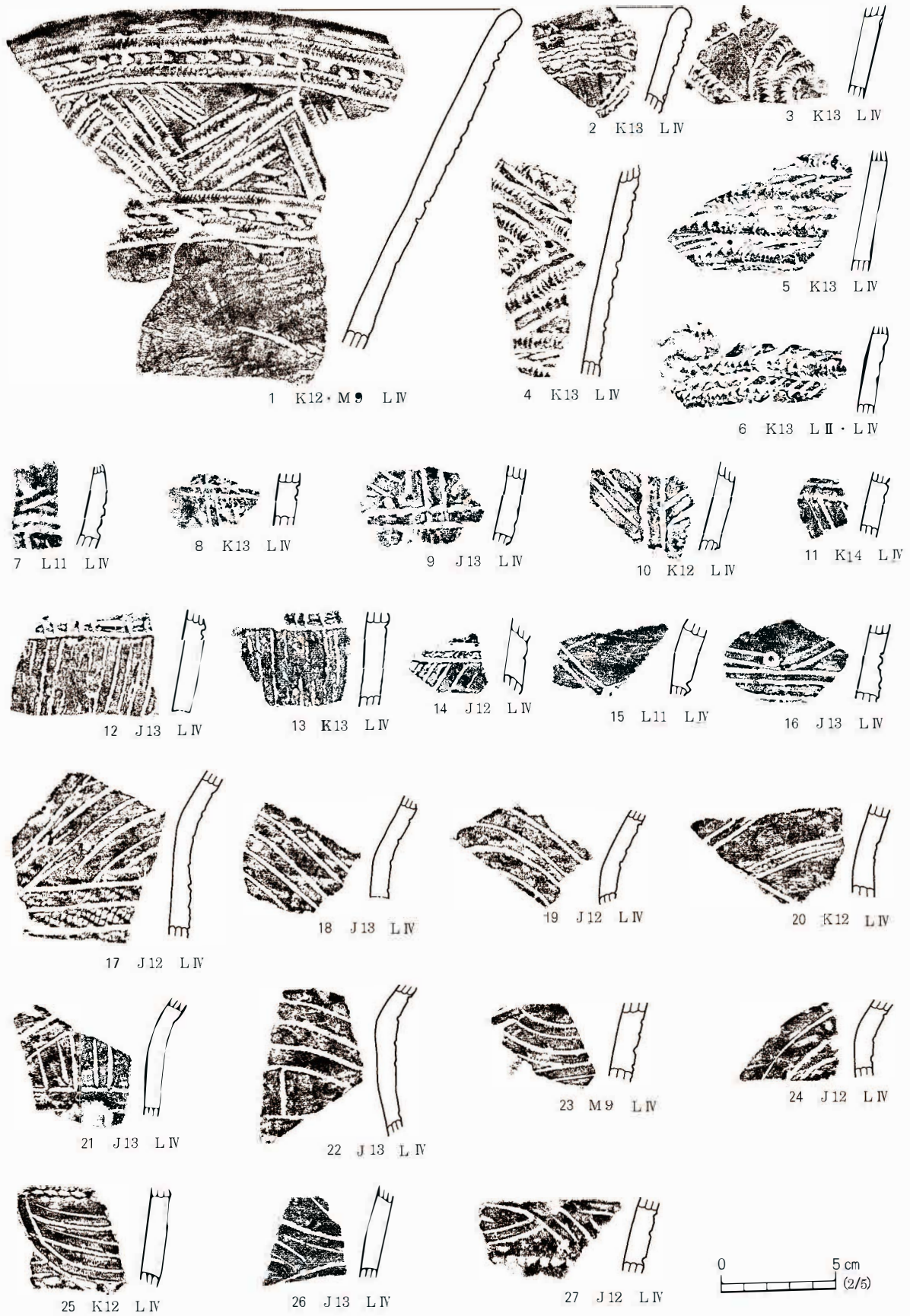


図18 遺物包含層出土土器 (6)

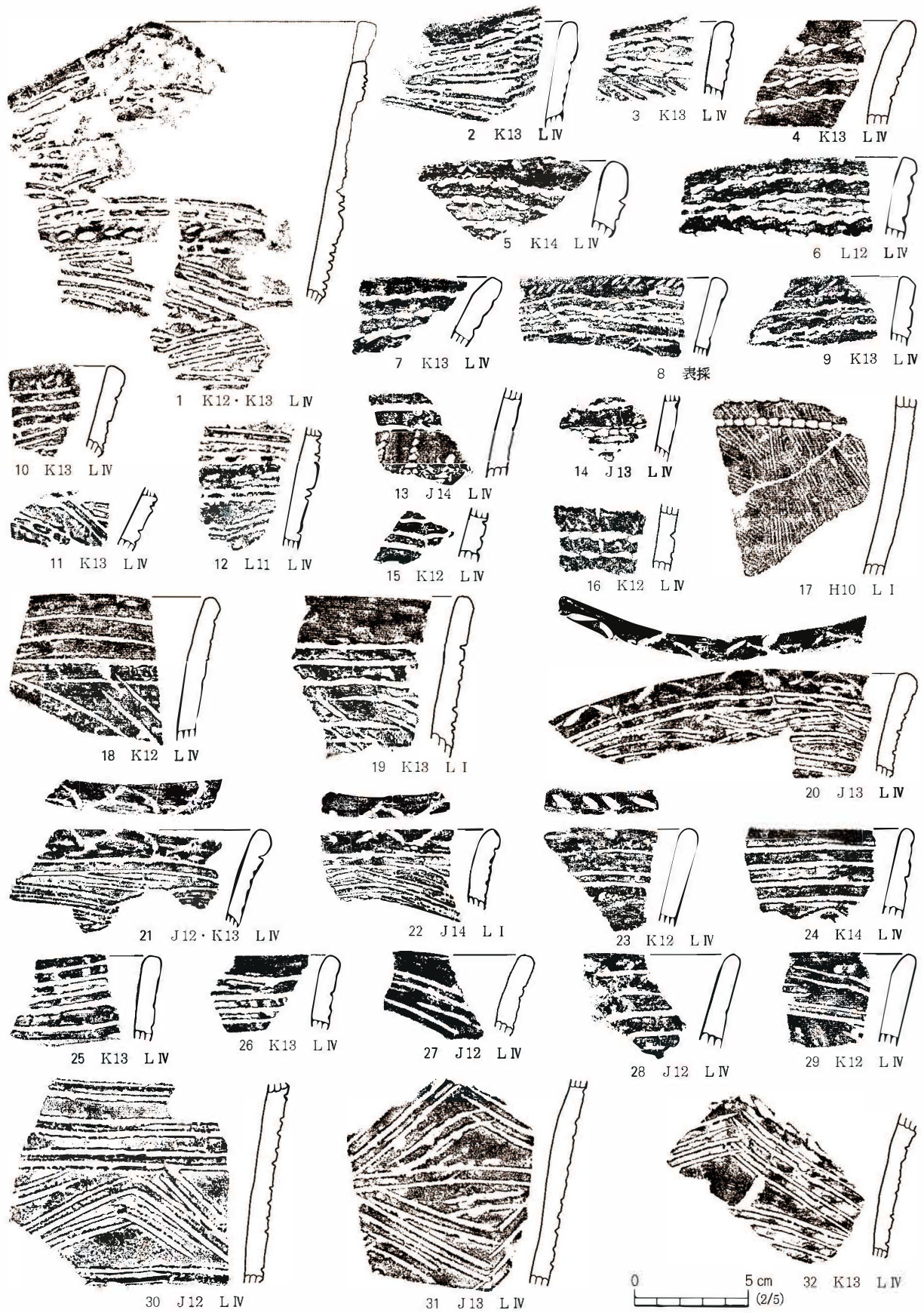


図19 遺物包含層出土土器 (7)

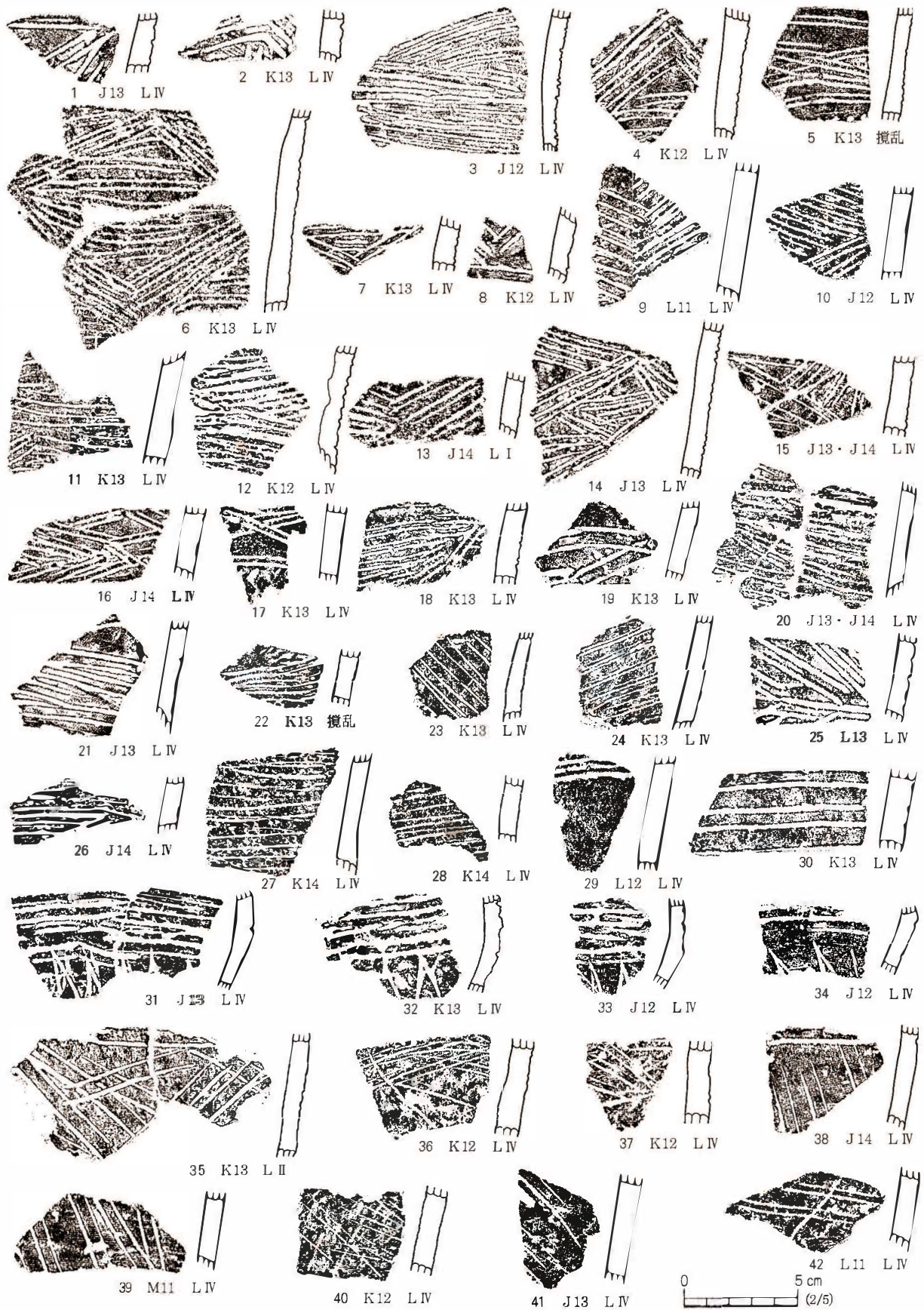


図20 遺物包含層出土土器 (8)

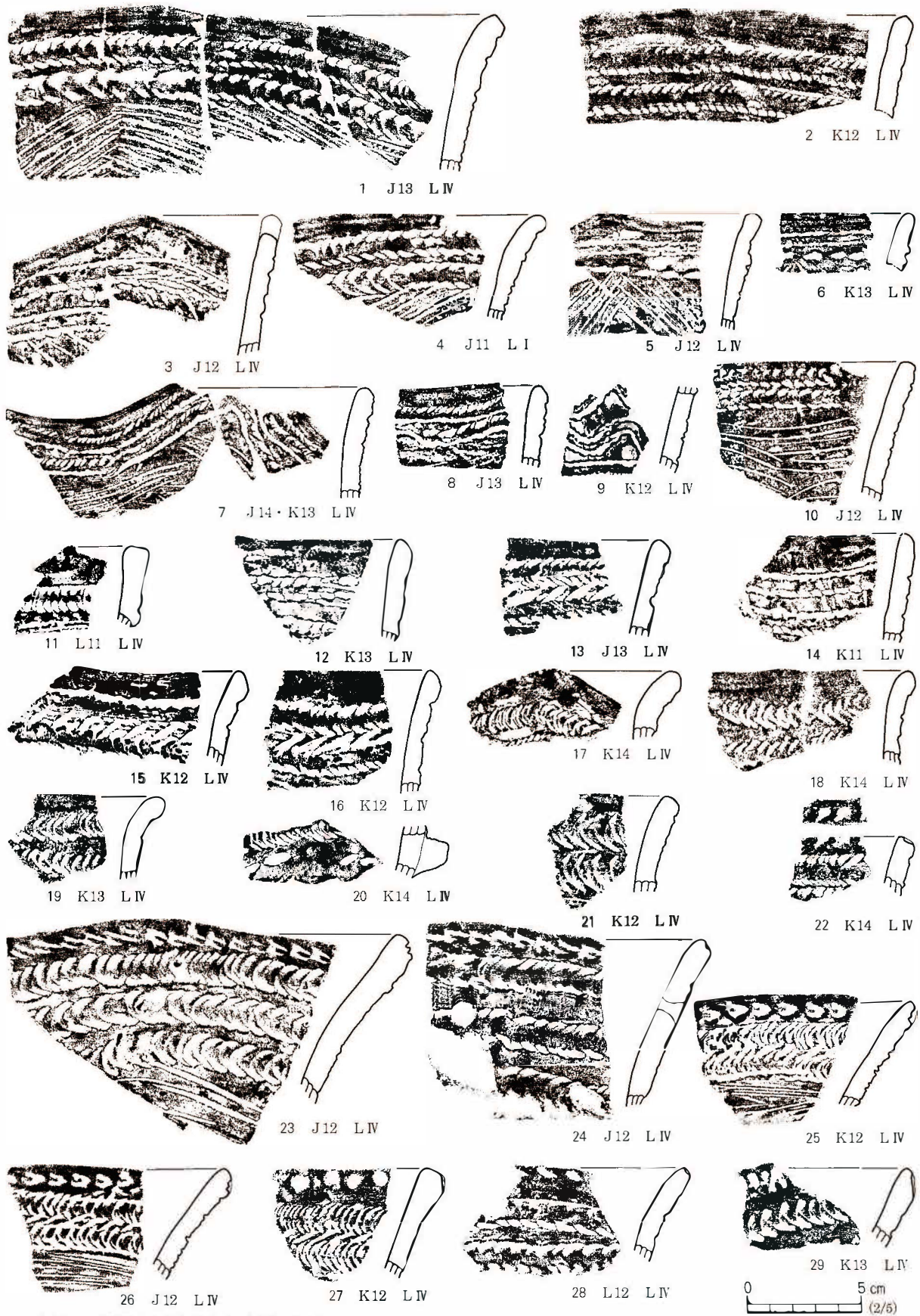


図21 遺物包含層出土土器 (9)

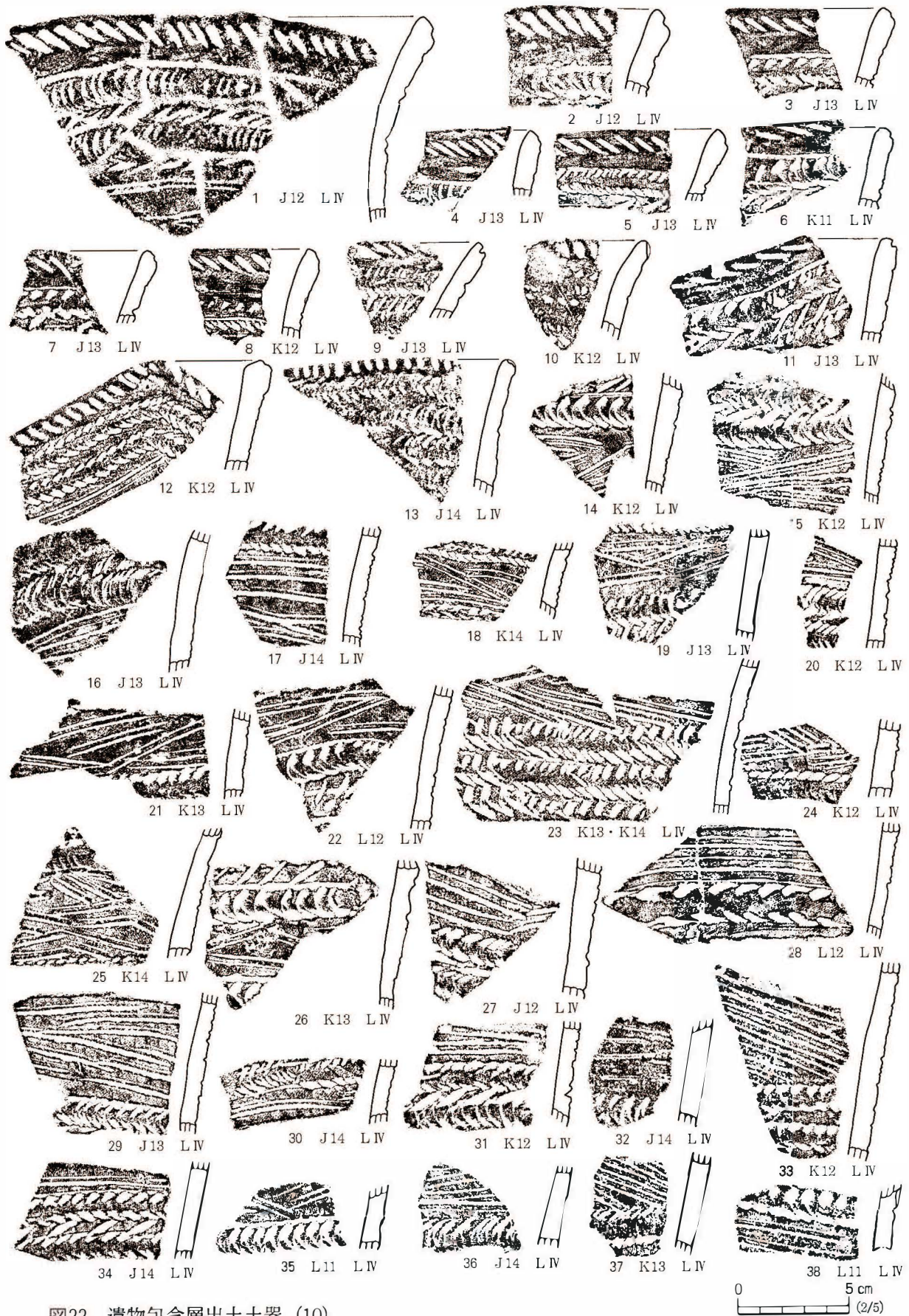


図22 遺物包含層出土土器 (10)

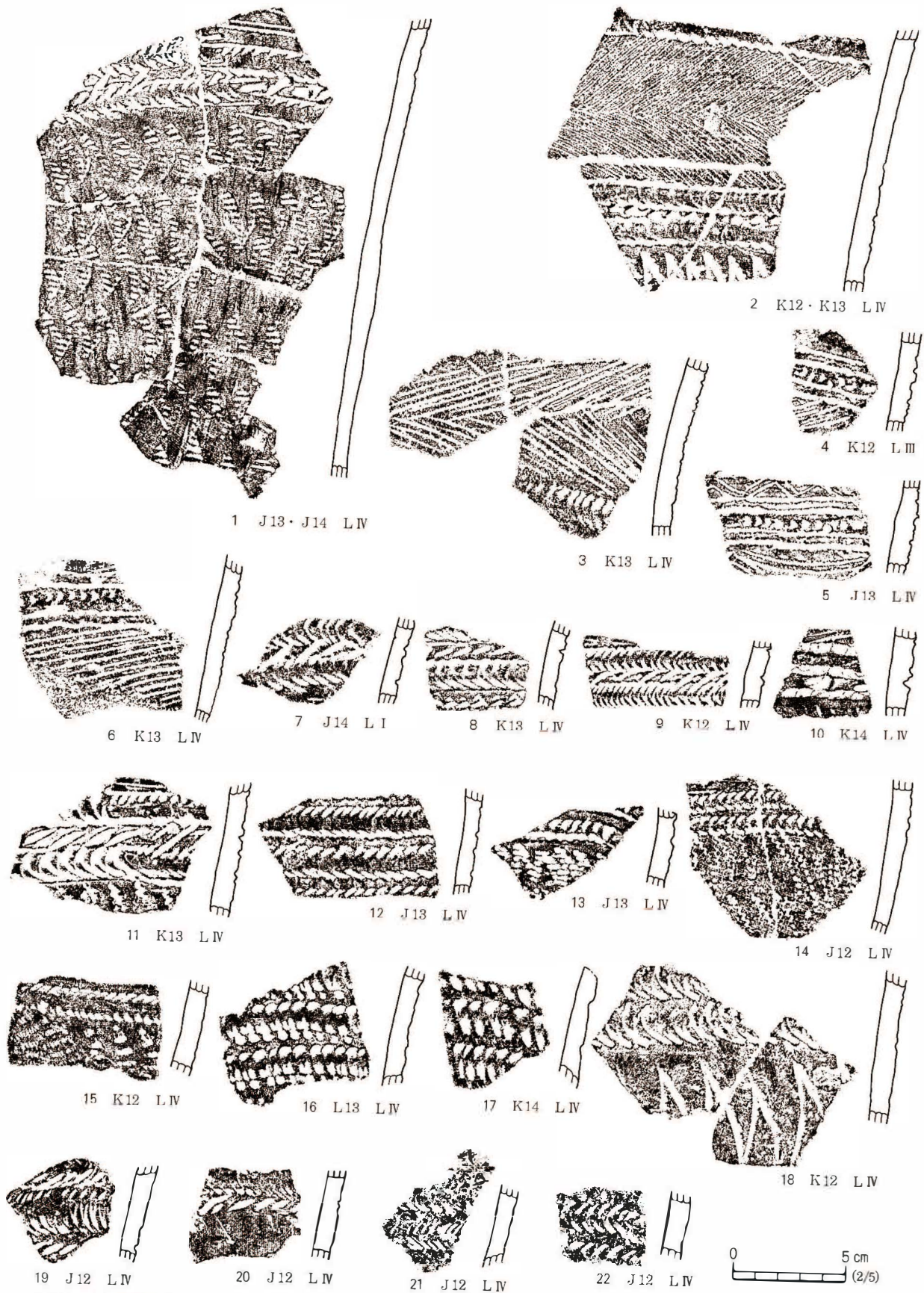


图23 遺物包含層出土土器 (11)

口唇部は角頭状のものが多く、口唇部に斜位の条線を有するものに関しては断面三角形を呈するようになる。成形・調整・胎土は浮島Ⅰ式とあまり変わらない。口縁部から胴部中位までを文様帯とし、区画に幅の広い変形爪形文を用いる。文様帯内には区画線よりも幅の狭い工具の平行沈線を集合させて矢羽状文・菱形文・横線文などを描く。文様帯下には貝殻波状文が施されるか無文となる。4号土坑出土土器（図10-2）はここに含まれる。

図13-4は4単位の波状口縁を持つ深鉢である。集合沈線によって山形文が描かれる2段の文様帯は2条の変形爪形文によって区画される。山形文の空隙には弧線を充填している。胴部地文は貝殻波状文である。図13-2は2単位の波状口縁を持つ小型の深鉢である。線間に刻みを施す2条の変形爪形文で区画された文様帯に菱形文を描く。口唇部上には斜位の刻みが施される。胴部地文は貝殻波状文である。

図21~23には破片資料を示した。口縁部は波状を呈するものが多く認められる。図21-11・20のように突起がつくものもある。図21-23~26の口唇部上には竹管による刺突、同図27~29の口唇部上には指頭の押捺が施される。図22-1~13は口唇部に斜めの条線が引かれるもので、浮島Ⅱ式の中でも新しい要素である。図22-14~図23-6は文様帯を一部残す破片である。文様帯には菱形文・矢羽状文・横線文が描かれる。図23-7~24は文様帯区画以下の胴部破片で、地文には貝殻波状文が施される。

浮島Ⅲ式（図24・25）口唇部条線帯および三角文に特徴づけられるものである。破片から復元される器形は浮島Ⅱ式としたものと大差ない。口唇部形態が断面三角形となり、そこに縦位の条線帯を施す。成形・調整・胎土も前段階と大差ないが、押し引き文を施すものには堅く引き締まった胎土を持つものも見られる。文様は浮島Ⅱ式まで意識された菱形文などを描く文様帯を持つものは減少し、横位の三角文や押し引き文、変形爪形文が重層的に展開するようになる。地文はない。

a種（図14-2, 図24-1~図25-18）：口唇部に縦位の条線帯を持つもの。

図14-2は口縁部に向かって直線的に開く深鉢で、半截竹管の乱雑な押し引きを横方向に施す。同様の押し引き手法による破片が図25-10~16である。図24-1~9は変形爪形文を施す。図24-1・4は同一個体で4単位の波状口縁の深鉢である。2条の変形爪形文で区画した文様帯に菱形文を描く。同図7は変形爪形文間に刻みを施し、文様帯内には貝殻波状文を施文している。同図9~11は同一個体で変形爪形文を施すのみで文様帯はない。胴部に貝殻波状文を施す。図25-5~9も同一個体で、変形爪形文のみを多段に横走させる。施文具の角度が浅いためか下側が器面から離れず有節沈線となっている。図25-17は複合口縁上に条線が引かれ、工具によって粘土をよせた凹凸文を持つ。同図18は半截竹管押し引きを交互に施し、上下に刻みを加えている。

b種（図14-1, 図25-19~28）：三角文を持つもの。

図14-1は口縁部が外反する深鉢である。口唇部に斜位の条線帯を持ち、2条の変形爪形文によって区画される幅の狭い文様帯に菱形文、胴部に三角文を描く。図25-19~28は無地文に三角文が施される胴部破片である。

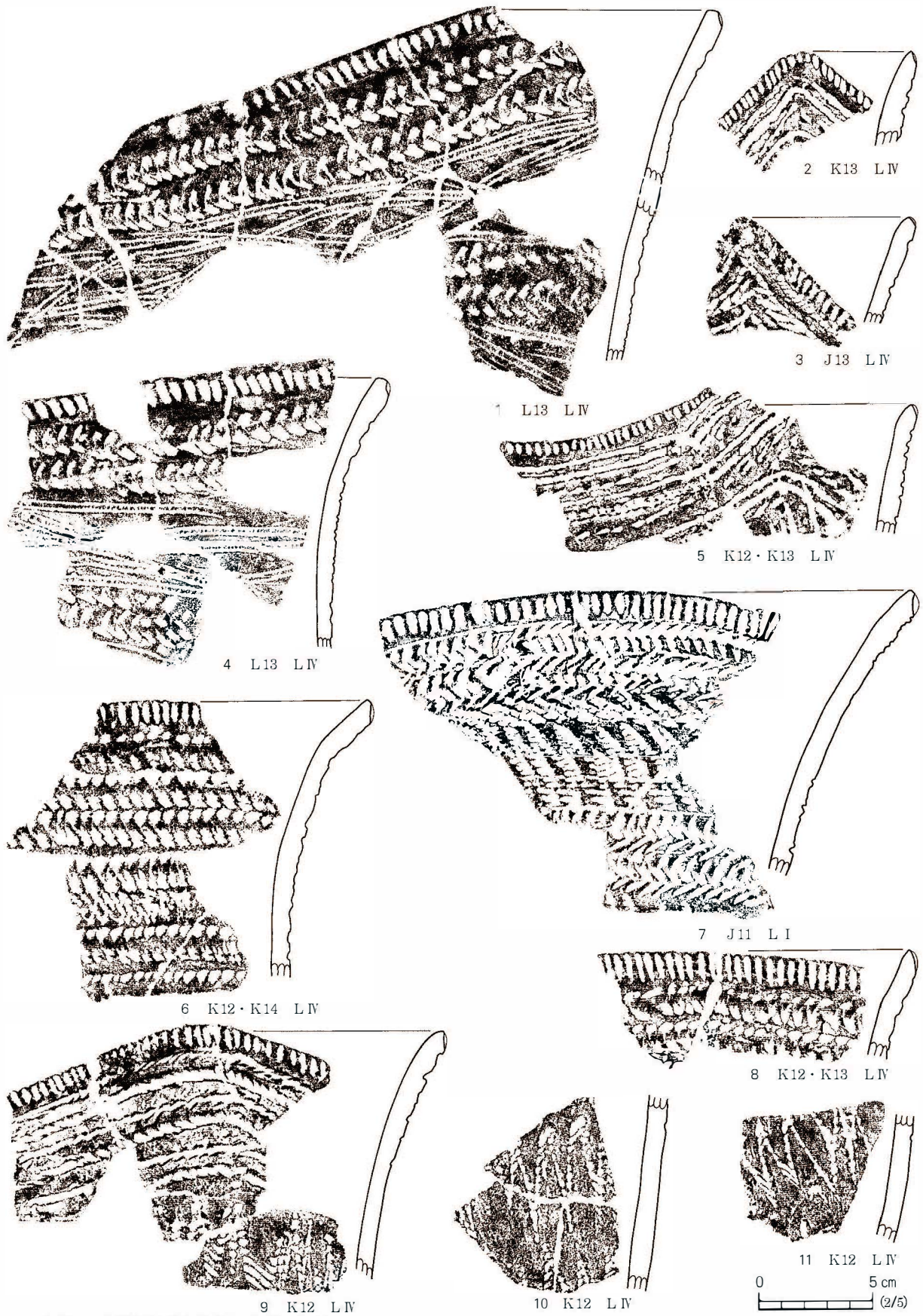


图24 遺物包含層出土土器 (12)

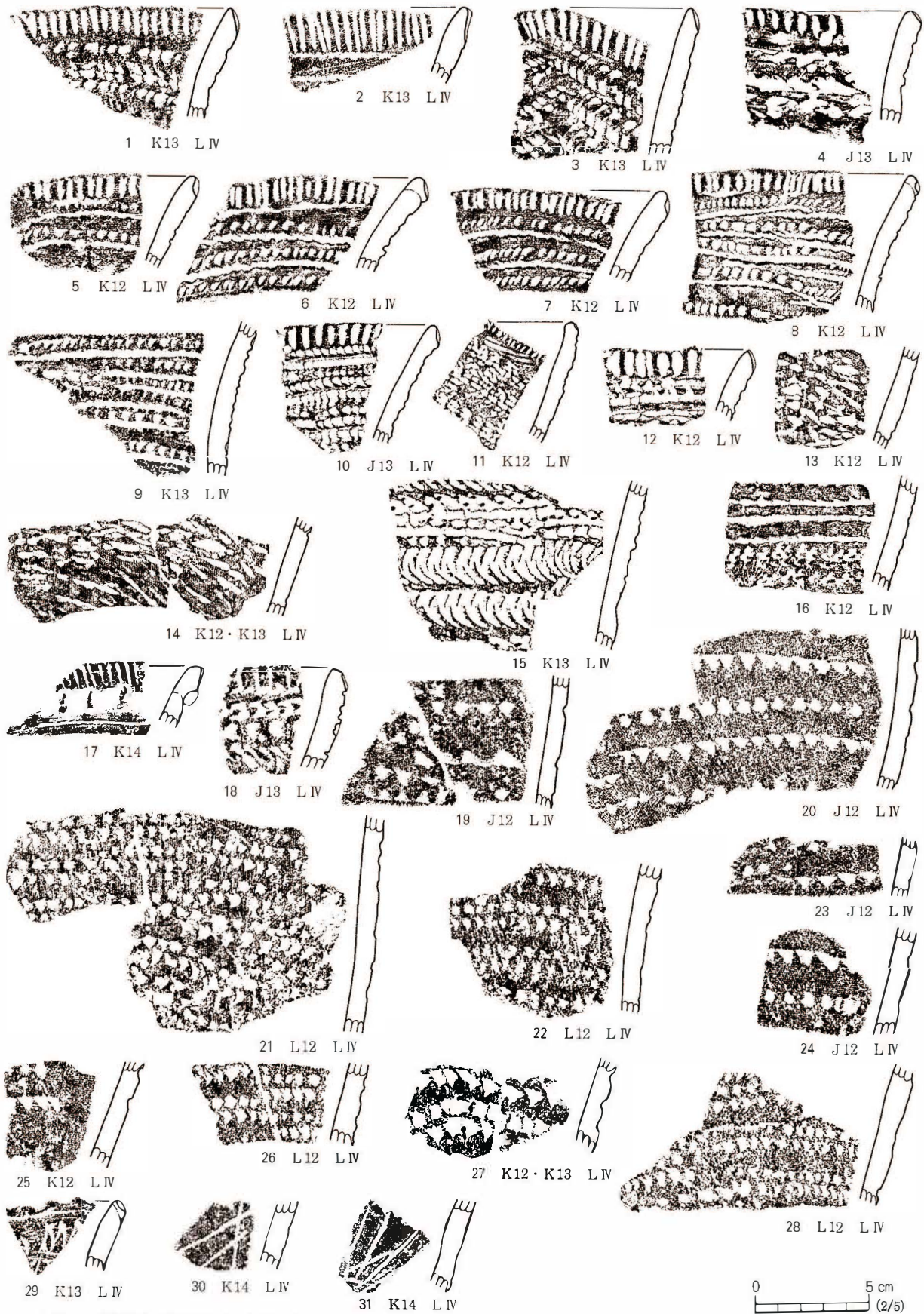


図25 遺物包含層出土土器 (13)

c種（図14-3・4，図25-29~31）：ヘラなどの単沈線によって粗雑な斜格子を描くもの。

図14-4は口唇上面に刻みが施され、小波状を呈する。文様帯を半截竹管ロッキングによる波状文で区画し、胴部は無文である。図14-3は小型の深鉢で、平行沈線によって区画している。図25-29~31は同様の破片である。29は口唇上に指頭の押捺がなされ小波状を呈する。

浮島式（図26）貝殻による施文のみが観察される土器を一括した。299点が出土しているが、浮島Ⅰ・Ⅱ式の胴部破片が多いと思われる。

a種（図26-1・2）：集合沈線状を呈するもの。

器面と施文具のなす角度が小さいため放射肋が離れず集合沈線状に表出されたもので、浮島Ⅲ式に特徴的な技法と指摘されるものである（松田1995）。1は口唇部に条線帯を持つ。

b種（図15-2・3，図26-3~20）：ロッキング手法による波状文を描くもの。

図15-2・3は小型の深鉢である。2は口縁に向かって開く器形で、2単位の波状口縁となる。口唇部上には刻みが加えられる。3は平口縁に刻みが加えられ小波状を呈する。外面には炭化物が付着するが、内面にはない。図26-3の口縁も小波状を呈する。そのほか、図26-4~20は胴部破片である。

c種（図15-1，図26-21~30）：擬似貝殻文を描くもの

波状文を描くもののうち放射肋が認められず、貝殻文を模倣したと考えられるものである。図15-1は口縁部がやや外反する深鉢である。図26-21~30は同様な深鉢の胴部破片である。

興津Ⅰ式（図15-4，図27）口縁部条線帯および横に展開する押引き文に特徴づけられる。破片数にして169点出土している。

器形は口縁部が外反する器形と、口縁部が「く」字状に屈曲して開き、胴部が張り出す金魚鉢形の深鉢も見られる。口縁部の形態には平縁・大波状・小波状がある。口唇部は丸くなり、条線帯は口唇部直下に施される。成形は輪積みによる。胎土には砂粒を若干含むものの、浮島式としたものに比べて器壁が薄めで、器面を丁寧に磨いているものが多い。文様は刺突・押引き・平行沈線の組み合わせによって描かれる。使用される施文具は半截竹管、3~5本1単位の櫛歯状工具および半截竹管束、貝殻などである。いずれも器体に対して右もしくは左に傾けて施文している。菱形文を持つ文様帯を有するものと、刺突・押引き、平行沈線を重層施文するものが見られる。

図15-4は金魚鉢形を呈する深鉢である。口縁部は1指頭幅ごとに外側につまみ出すことによって小波状に仕上げている。胴部は半截竹管によって多段に区画された内部に、櫛歯状工具による横方向の押引きを施して、貝殻文を模している。

図27に破片を示した。1~16は貝殻文もしくは擬似貝殻文を施すものである。擬似貝殻文は2~4本を1単位の束ねた半截竹管、または図15-4と同様に櫛歯状工具を斜め方向から刺突している。1~3は4単位の波状口縁を持つ同一個体である。変形爪形文を区画に用いる。櫛歯状工具刺突で波頂部に渦巻を描き、同工具による平行沈線で文様帯内に菱形文を描く。爪形文、平行沈線の両側に櫛歯の刺突が沿う。さらに下書き線としてヘラまたは爪の先を浅く押し引いた痕跡もモチーフに沿っ

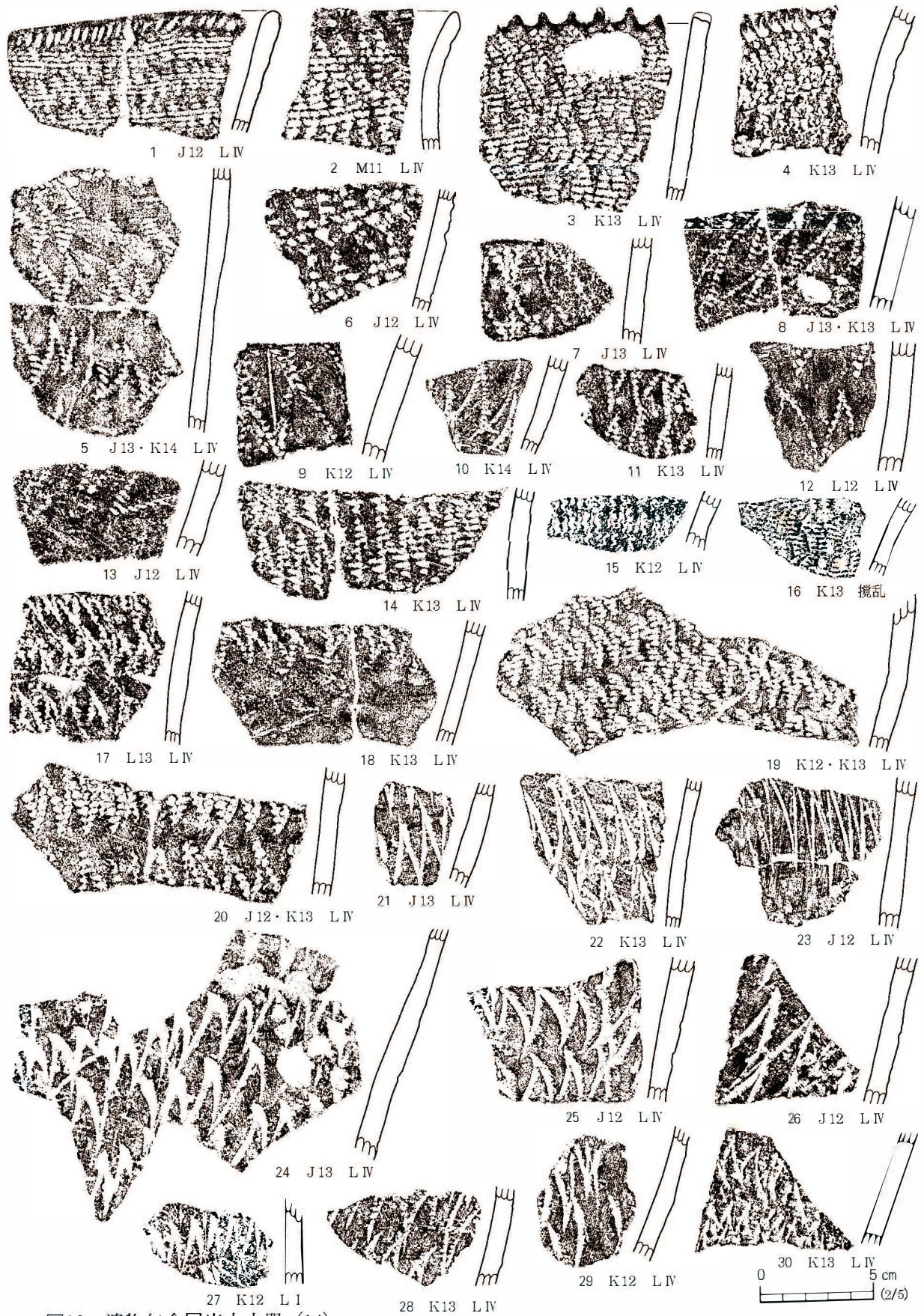


図26 遺物包含層出土土器 (14)

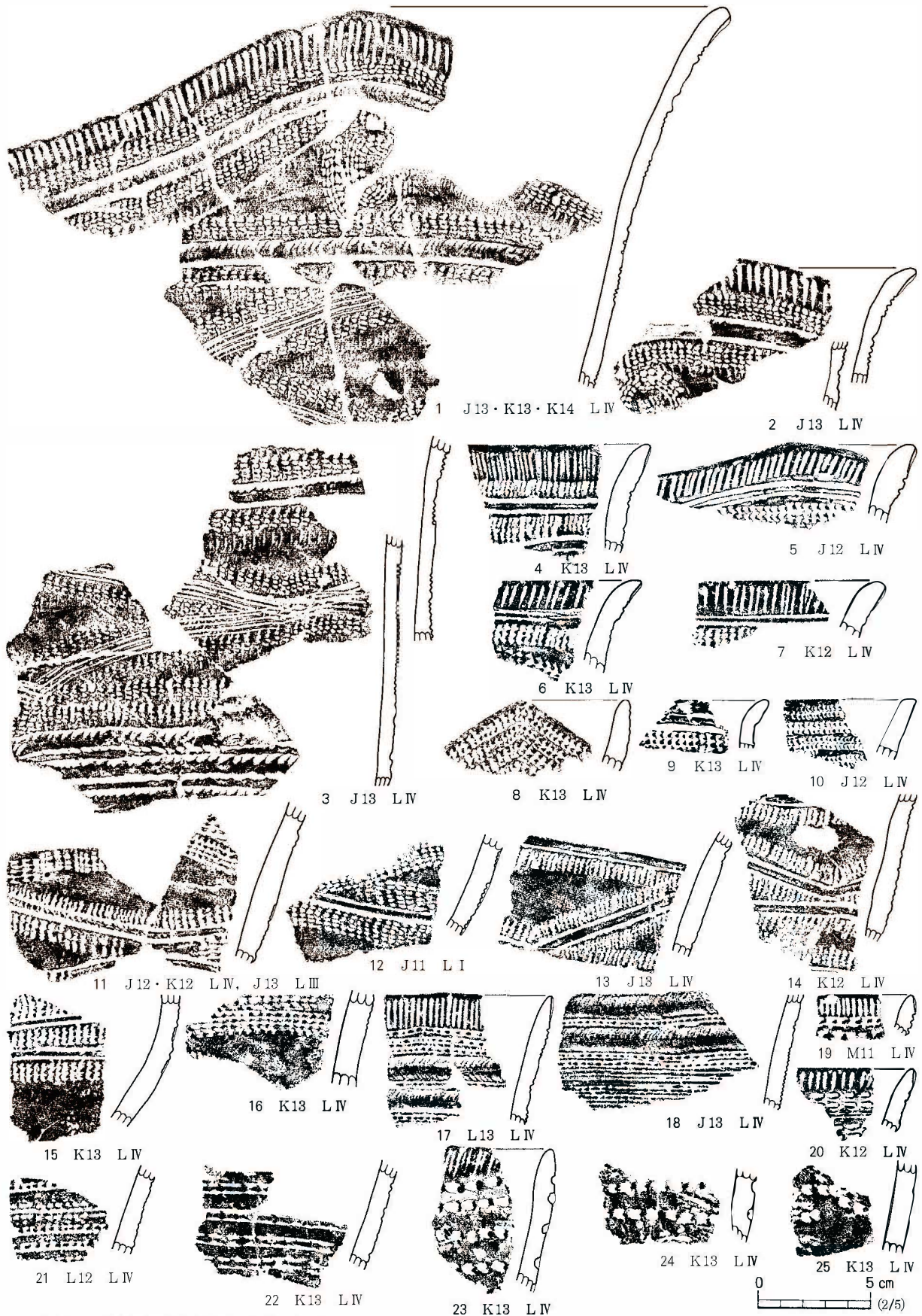


図27 遺物包含層出土土器 (15)

て残っている。4～16も同様の文様を描くもので、4・11・12が貝殻腹縁押引きのほかは、いずれも半截竹管の束を用いている。

同図17～25は半截竹管刺突もしくは押引きを横位に施すものである。同様の技法は浮島Ⅲ式にも認められるが、本類に含めたものはより精緻に施され、上下のぶれなどが小さい。17・18は同一個体で、幅の狭い半截竹管による沈線・押引きを組み合わせた文様帯を多段に設定し、その間に幅広い竹管による爪形文を施す。23～25も同一個体で、口唇部条線帯直下に円形竹管を左方向から刺突した列を2条、それより下部は半截竹管による右方向からの刺突を施している。

諸磯Ⅱ式(図17・28～30)爪形文や浮線文を持つものである。そのほか地文に縄文を持つ平行沈線のみで施文される土器もここに含めた。

a種(図17-3～6, 図28-1～5):爪形文系の土器。

a種に分類したものは少なく、11点を数えるに過ぎない。爪形文を用いて浮島Ⅰ式に似た肋骨文や弧線文を描く。浮島式には見られない要素としては入組文や地文縄文が施される点がある。肉眼で見る限りでは浮島式に分類したものと間に胎土の違いは認められない。成形・調整も浮島式と同様である。図28-1～3は肋骨文を描く。縦横の区画を爪形文、斜線を平行沈線で描いている。同図4・5は弧線文を描いている。図17-3～6は2条の爪形文で入組文の一部と思われる菱形や渦巻状の文様を描く同一個体資料である。爪形文間には刻みが施されている。胎土には小石を多量に含む。本種は諸磯Ⅱ式の中段階に比定される。

b種(図28-6～図30-9):浮線文系の土器。

b種に分類したものは256点を数える。諸磯Ⅱ式の中段階に比定されるが、浮線に丸い粘土紐を用いるものと、扁平な粘土紐を用いるものの2種がある。器形はいずれも口縁部が内湾するキャリパー形である。胎土はa種と同様、浮島式とあまり変わらない。内面は磨かれるが、浮島式に比して粗い印象がある。

図28-6～図29-10には丸い粘土紐を用いて、高さのある浮線文にするものを集めた。図28-6～14は精巧な獣面突起を持つものである。6～9, 10・11, 12～14がそれぞれ同一個体である。6は摘み上げられた波頂部に目・鼻を貼り付けて成形している。瞳・鼻孔は円形竹管の垂直方向からの刺突で表現している。口縁部文様帯には矢羽状の刻み付浮線で渦巻文を描く。口唇部上には小突起が付けられている。10は目より上を欠損している。波頂部に橋状に把手を取り付けて成形されている。鼻孔は棒状工具の刺突によって表現され、鼻の頭には小型の円形竹管の刺突が2列施される。口縁部文様帯には圧痕付の浮線によって対弧線文を描く。口唇部上には刻みが入る。13は平縁の一部に粘土を盛り上げ、そこに目・鼻・頭を貼り付けている。鼻孔は棒状工具の刺突、瞳・口は横一文字の沈線によって表現している。口縁部文様帯には刻み付浮線を用いて風車状渦巻文を描く。浮線は器面に丁寧にすりつけられている。同図15～21はその他の口縁部破片である。15～17は口唇部上に波状の浮線を貼り付ける。18の口唇部上には刻みが加えられる。図28-22～図29-10は同様の胴部破片である。これらの特徴をまとめてみる。口縁部は内湾し、波状口縁となるか、突起が取り



図28 遺物包含層出土土器 (16)

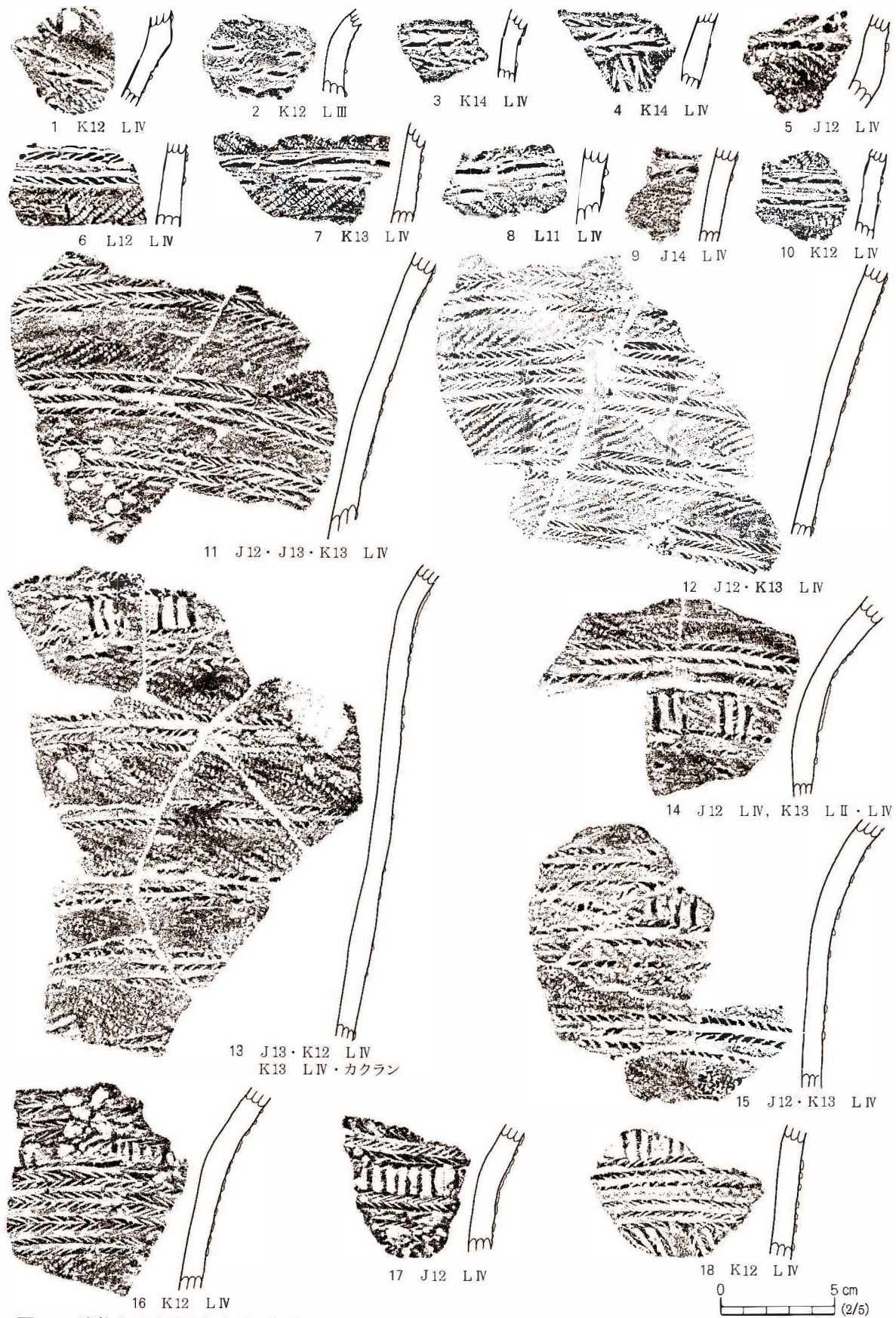


図29 遺物包含層出土土器 (17)

付けられる。突起には獣面突起も見られ、その作りは丁寧である。口唇部は小突起や刻みを加えて飾られる。口縁部文様帯には対弧線文や入り組み文などが描かれ、胴部には横位の浮線文が施される。地文は縄文が浮線の貼付前に施されるが、貼付後に浮線を撫で付けているために消されてしまっている部分が多い。これらの特徴を持つものは諸磯Ⅱ式の中段階でも前半期に位置づけられる。

図29-11～図30-9は扁平な浮線文を持つ。図29-11～18は多段化した浮線文を持つ胴部片で、大破片が多い。浮線は扁平である。11・12、13～15がそれぞれ同一個体である。文様は矢羽状に刻みを付した2～3本の浮線を1単位とし、それを1～4単位ずつ横走させる。キャリパー形のくびれ部分では縦位に浮線を貼付け、上下の単位を橋状につなぐ。地文は貼付前に縄文が施される。図30-1～3は口縁部で、内側に強く折れ曲がる。4～10は胴部の小型破片である。5～7は刻みが強く施され、浮線がほとんど目立たない。8は浮線間に列点を沿わせている。以上の扁平化した浮線を持つものの特徴をまとめる。口縁部は内側に屈曲し、口唇部上の飾りは認められない。胴部は浮線の間隔が狭くなり、2～3本1組の浮線文帯を構成する。胴部に関しては浮線よりも矢羽状の刻みを重視するようで、浮線となっていないものも認められる。これらの特徴を持つものは諸磯Ⅱ式の中段階でも後半期に位置づけられている。

c種（図30-10～15）：平行沈線文系の土器。

本種は10点のみである。地文縄文を持つ平行沈線文の土器である。図29-10～15は地文に縄文が施され、その上に集合沈線で鋸歯状文もしくは菱形文を描くものである。12は集合沈線中に蕨手状になる部分も認められる。諸磯Ⅱ式の古～中段階に比定される。

d種（図15-5、図30-16～27）：有孔土器・浅鉢など特殊な器形を持つもの。

a種に分類されるものは64点を数える。図15-5は無文の有孔土器である。口縁部破片と体部破片は接合しないが、同一個体と思われることから復元して図示した。口縁部から一旦強く外に張り出し、そこから中位でくびれて丸い体部へと続く。いわゆる円盤形浅鉢と称される器形に近い。口縁部は端部が上に反り気味で、なで肩である。体部は深く、復元したプロポーションは浅鉢と言いつい難い。肩部と体部下半の内面は黒く変色しており、有機物が付着していた可能性がある。

図30-16～20は2本1組の単沈線によって入組木葉文・渦巻状の入組文を描く。沈線間には刻み・列点を付す。なお17・18の無文部には赤色塗彩の痕跡が認められる。同図21は有孔浅鉢の口縁部である。同図22・23は無文の胴部片で段を有する。図29-24～27は浮線文が施されている。胴部の中位でくびれて稜をなす器形である。稜の部分には縦の浮線を付したレンズ状モチーフを横位に連続させ、その下部は刻み付浮線を貼り付けている。

大木3式（図16-1、図31-1～3）刻み目つき隆帯が頸部を一巡するものである。52点が出土している。器形を復元できる図15-1は口縁がほぼ直立し、胴部は膨らみを持つ器形である。地文には網目状撚糸文が施される。図30-1～3は同様の器形を持つ口縁部破片で、地文は単節縄文である。いずれも胎土に繊維痕が認められ、内面は丁寧に磨いている。

大木4式（図31-4～図32-13）大木4式に分類されるものは77点を数える。胎土に砂粒を多量

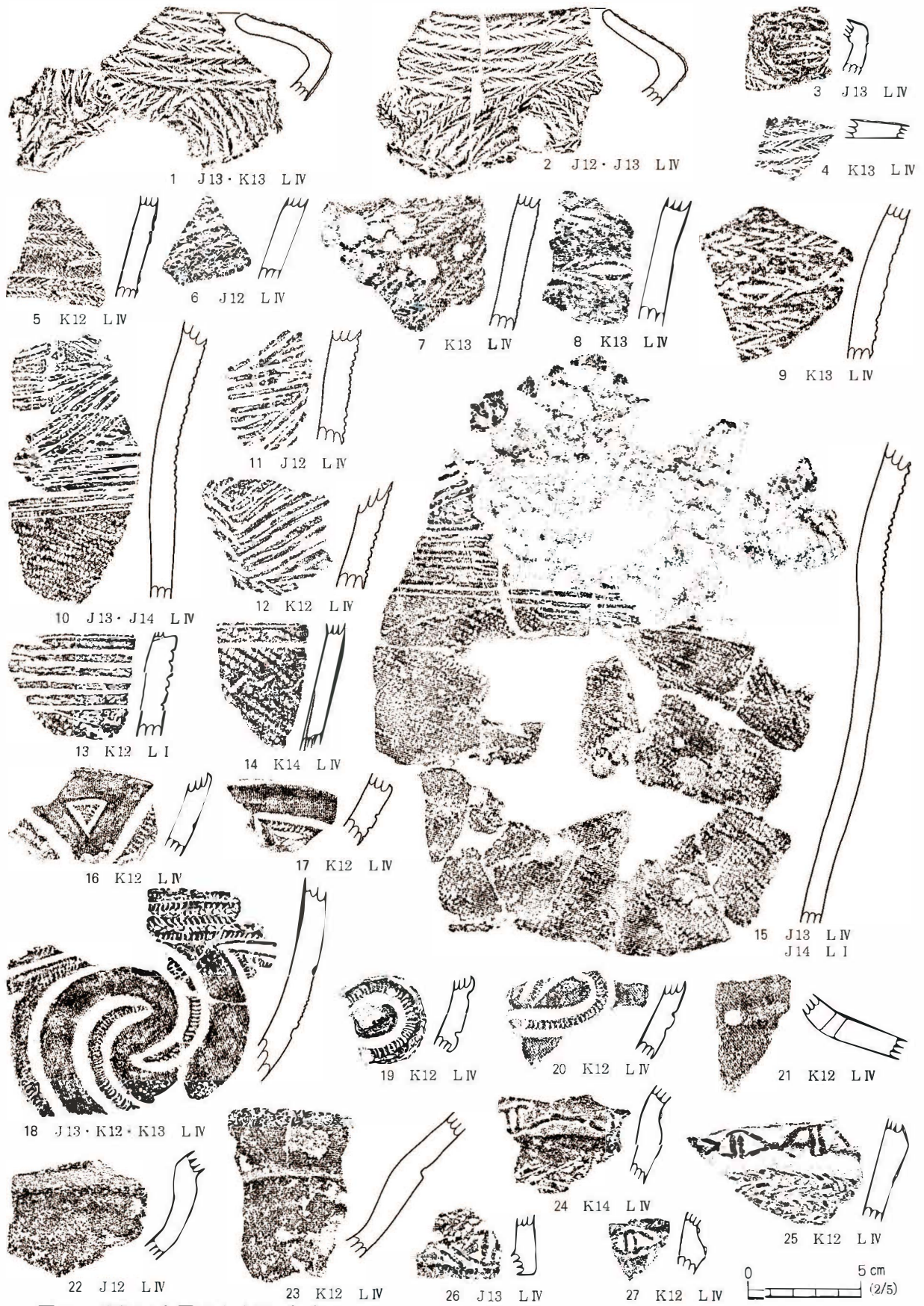


図30 遺物包含層出土土器 (18)

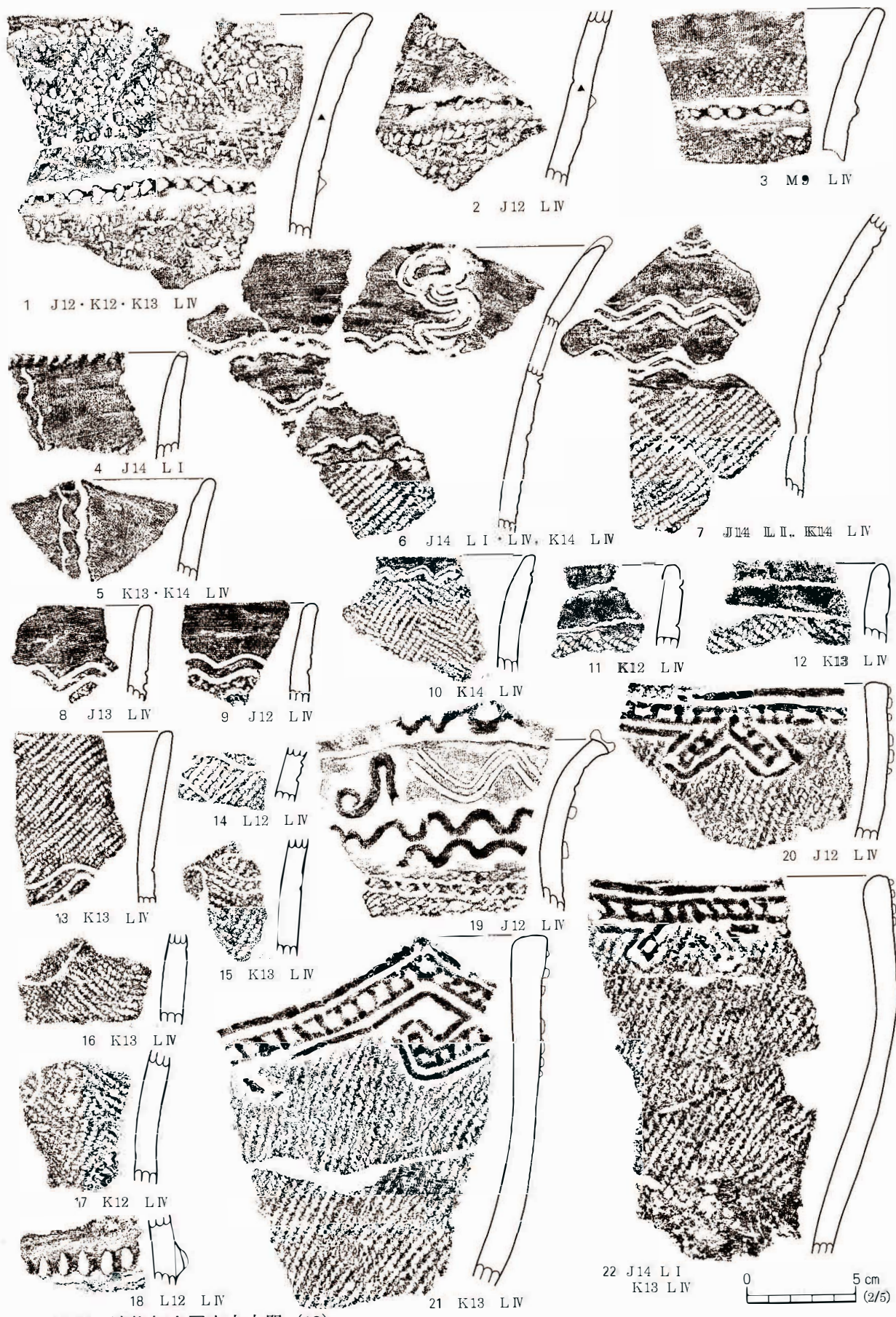


图31 遺物包含層出土土器 (19)

含み、手に取ってざらついた感触のものが多い。内面はナデ調整のみで、磨かれるものは少ない。

a種 (図31-4~17) : 沈線文を用いるもの。

図31-4・5は口縁部波状をなし、波頂部にはコンパス文を垂下させている。4の口唇部上には刻みが入る。6・7は外反する口縁部に突起を持つ同一個体の資料である。突起の下部には蛇行線を組み合わせたモチーフを描き、その下位に波状文を3条描く。胴部の地文には単節縄文を用いる。内面にナデ調整による擦痕が顕著に認められる。8~10は口縁部が無文で、平行沈線の波状文を区画線としている。11・12は幅広のコンパス文で区画している。13は口縁部までL R縄文が施文され、そこに波状文が描かれる。14~17は胴部破片で、沈線によるモチーフの断片が見える。本種をまとめると口縁部は直立するか外反する。口唇部直下は無文となり、コンパス文・波状文で縦横の区画を施す。突起の下部には、単位文様が描かれる。

b種 (図31-19~22) : 貼付文を用いるもの。

19は波状の粘土紐を貼り付けるものである。口唇上にはボタン状の貼付と波状の粘土紐を貼り付ける。外反する無地の口縁部には平行沈線による波状文と「凡」字形の貼付を施す。口縁部文様帯と胴部の境にも波状粘土紐を2条巡らせ、その下位に結節回転文を配する。20~22は同一個体である。3~4単位の波状口縁である。口唇部に梯子状貼付文を施し、そこから派生させる形で同様の貼付による幾何学文を描く。口縁部は内湾し、胴部中位に弱いくびれを持つ。地文はL R縄文である。この土器だけは内面にミガキが観察される。また、内面にはコゲが付着している。

c種 (図32-1~13) : 綾絡文を施すもの。

図32-1~3は口縁部が無文となり、縄の結節部を横回転することによる綾絡文を描く。同図4~13は綾絡文が施される胴部破片である。これらからは口縁部が直立もしくは外反し、膨らみのある胴部を持つ器形が復元され、a種の器形もこれに近いものかと思われる。また4号土坑出土土器(図10-1)もここに分類されるものである。

大木6式(図31-18)1点のみ出土している。図31-18は外反・肥厚する口縁の直下が複合口縁状に隆起する土器の一部と思われる。口縁部無文で、隆起に刻みが施される。

大木系の縄文施文土器(図16-2・3, 図32-14~24)胎土に微量であるが繊維痕が観察される地文縄文のみの土器である。118点を数える。

図16-2は円筒形を呈する。胎土に繊維をごく僅かに含む。原体はR L縄文で、縄尻が口唇部上にかかるように施文している。内面は磨かれている。図16-3は口縁が開く器形である。これも胎土に繊維を僅かに含む。原体はR L縄文である。内面はナデのみ観察される。図32-14~24は破片である。14・15は口縁、23・24は底部でその他は胴部破片である。原体は単節縄文が多く、無節(22)、複節(19・20)も認められる。これらの破片も内面がナデ調整のみのものが多い。

その他(図33)前期後葉に属するが、上記に含められなかった地文縄文のみ施文されるもの、無文のもの、底部を一括して図32に示した。1~7は縄文施文の土器である。1の口唇部には縄圧痕、2には斜めの刻みが認められる。6は撚糸文が施文される。8~13は無文のものである。8~10は

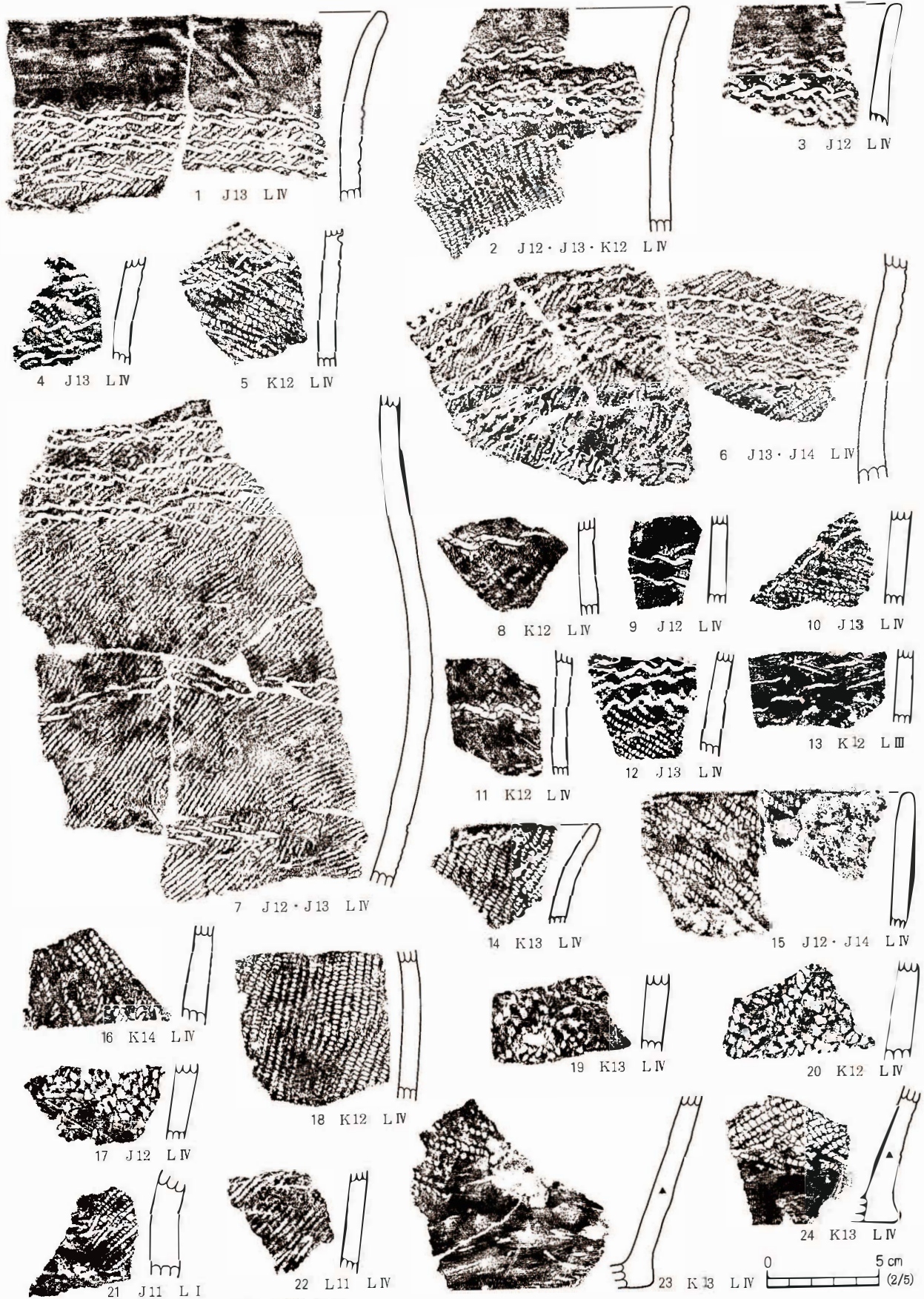


図32 遺物包含層出土土器 (20)

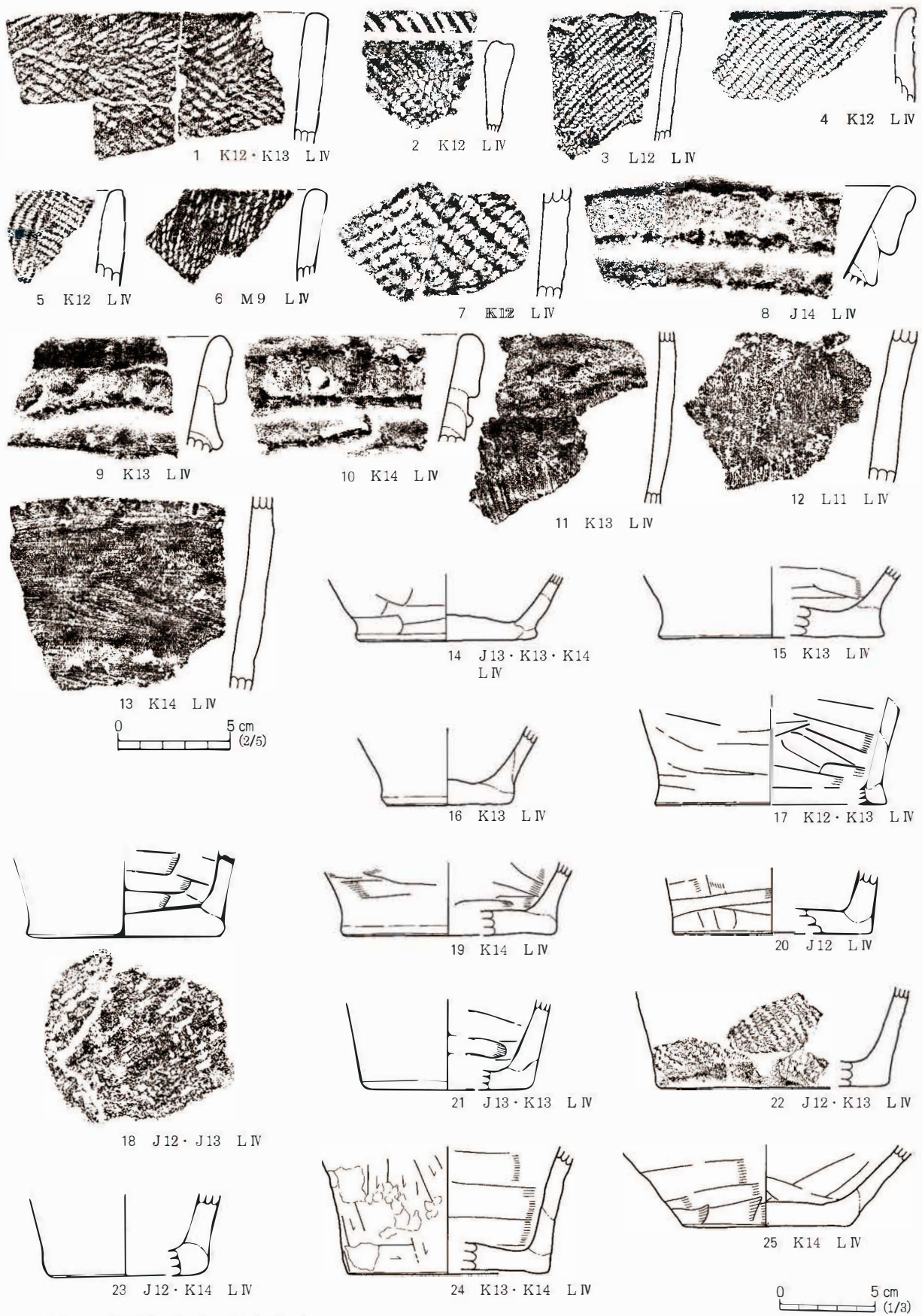


図33 遺物包含層出土土器 (21)



图34 遺物包含層出土土器 (22)

厚手の複合口縁を持つ土器である。11～13は外面に擦痕がつく。14～25は底部で、底面が外に張り出すものが多い。25は浅鉢の底部で、以外は深鉢である。調整は24のように二次焼成を受けて不明瞭なものが多いが、ナデのみ認められるものが多い。18の底面には網代痕が薄く残っている。

後期の土器 (図16・34)

図16-4は後期末葉に属する精製の深鉢である。開き気味の口縁から若干くびれて、膨らみのある胴部へと続く器形である。口縁は平縁で、突起の痕跡も見られない。文様は入組帯状文を描き、胴部のくびれ部分に2個1組の貼瘤を4単位施す。瘤には横方向の刻みが2条付けられる。

その他の破片は図34に示した。1～17は後期初頭～前葉に属する土器である。94点出土している。多くは調査区東端の湯田沢の旧流路部にあたるM10グリッドから出土しているが、摩滅が激しく図化できるものは少なかった。1～4は初頭に位置づけられる。1・2は口縁部の突起で、3は口唇部からC字状貼付文が垂下する。5～17は後期前葉に位置づけられる。5・6は口縁部を飾る突起である。5は注口土器に付けられたものか。15にも突起が付けられていた痕跡が残る。13・14には連結する渦巻状の文様が描かれる。17は列点が施される土器で、北陸系の土器かと思われる。

同図18～25は後期中葉に属する。これらは30点を数える。初頭から前葉の土器とは異なり、谷の上位から出土するものが多い。18・19・23・24は沈線により区画された縄文帯を点もしくは刻みで区切る。18・24は同一個体である。20は内面に刺突と沈線を加える、開く器形の土器である。21は算盤玉状に屈曲する。23は胴部下端片で、区画内に斜沈線が充填される。25は内外にC字状の飾りを付した口縁部で、飾りの下に貫通孔があく。口唇部は沈線で区切って外側には列点、内側には刻みを加える。

同図26～30は後期後葉に属する。図15-4も含めると破片数は29点を数える。これも中葉の土器と同様に谷の上位から出土したものが多い。27は横位に連結する貼り瘤である。その他は縄文帯で文様を描くものである。

同図31～36は後期の粗製土器である。42点出土している。31～33は楡歯状工具で波状文を、34・35は斜格子を描く。36は網目状の撚糸文が施されるもので、晩期に下る可能性もある。

石 器 (図35～40 写真51・52)

石器は351点出土している。グリッド別の出土量は縄文土器同様で、K12・K13グリッドが最も多く出土している。石器は二次加工の部位、成形された形態および肉眼による使用痕の観察から機能を推定し、先学の研究に従って器種名を当てはめた。剥片石器については頁岩・凝灰岩・チャートを主体的に用いている。また打製石斧や礫石器などには基盤にも含まれる安山岩質岩石を多用している。周囲の表層地質から考えると凝灰岩・閃緑岩・安山岩は在地の石材と考えられ、その他の頁岩・チャートなどは持ち込みの石材であろう。

石鏃に属するものは10点出土し、図35-1～9に図示した。欠損品、未成品が多い。1・4～6が成品、2・3が欠損品、7～9は未成品である。4・5は周縁のみに加工が施されるものだが、十分に使用可能で成品と考えている。形態は3～5のような二等辺三角形の平基鏃と1・2のよう

な瘦身の凸基盤がある。

石槍は6点出土している。1点を除き欠損した断片である。図35-10~13の4点を図示した。10は石鏃としては大型であることから小型の槍と考える。11~13は欠損品である。11は被熱し、先端部がはじけていた。13は基部に抉りが入る。10は頁岩、11~13は珪質頁岩である。

石錐は図35-14~16に図示した3点が出土した。14・16は上端が幅広でつまみ状を呈する。15は断面三角形の棒状に加工される。両端ともに使用可能である。14はチャート、15は珪質頁岩、16は鉄石英である。

石匙は図36-1~4に示した4点が出土した。若干つまみを作り出しただけの粗雑なものしかない。1は縦長剥片の側縁に加工を施して刃部とする。器体は肉厚で、つまみの抉りも小さい。2は未広りの剥片の端部を除去してできた出っ張り部分をつまみとする。3は周縁のみに加工を施す。4は肉厚の不定形剥片の端部を刃部とし、打面側に加工を集めてつまみとする。1・2は珪質頁岩、3は頁岩、4は流紋岩である。

搔器と考えられるものは図36-5・6の2点である。側縁から大きめの剥離を入れて台形・長方形に整形し、末端に細かい剥離を加えて刃部としている。5はチャート、6は流紋岩である。

図36-7~図37-9は剥片の側縁に二次加工が施されるもので、削器と考えている。14点を図示した。縦長・横長を問わず長い縁辺に二次加工を施して刃部とする。出土遺物の中で成品と認められるものとしてはこのような石器が最も多い。図36-9~図37-1は縦長剥片、図37-2・3は横長剥片、その他は不定形剥片を素材とする。図37-2は背面右側（図では上）に両側から加工されて抉れていることから石錐であるかもしれない。

図37-10は二次加工のある剥片であるが、刃部と思われる加工部位のないものである。背面側の稜を除去したいのか、細かな剥離を入れている。不純物を多く含む珪質頁岩である。

以上の剥片石器の材料となる剥片は240点、碎片は43点出土している。石鏃未成品や碎片が出土していることから、遺跡内で石器の製作を行っていたことは確かである。剥片の形状は不定形であることが多く、縦長・横長の規格的な剥片はあまり見られない。この剥片・碎片の石材のうち多くを占めるのが、凝灰岩95点および頁岩90点である。これらに関しては、同一母岩から剥離された剥片が複数認められること、未加工の剥片を捨てていること、石核が出土していることから、粗割りした原石、もしくは小型の礫素材を持ち込んで剥片剥離を行っていると考えられる。その他のチャート・玉髓・鉄石英などは碎片の数も少なく、素材は剥片の状態を持ち込まれることが多かったと思われる。

石核は図37-11・12の2点を示した。11は珪質頁岩であり、半分に割った礫の剥離面を打面として剥片剥離している。残存する剥離面からは長さ2.5cm程度の小型の剥片が採取されたことが分かる。12は安山岩角礫の角をたたいて剥離している。石器の未成品の可能性もある。

磨製石斧は図38-1・2に示した2点が出土した。いずれも断面方形である。1は基部上端と刃部に剥離面が認められ、欠損していることが分かる。同時に磨りかけた剥離面も認められ、数度の

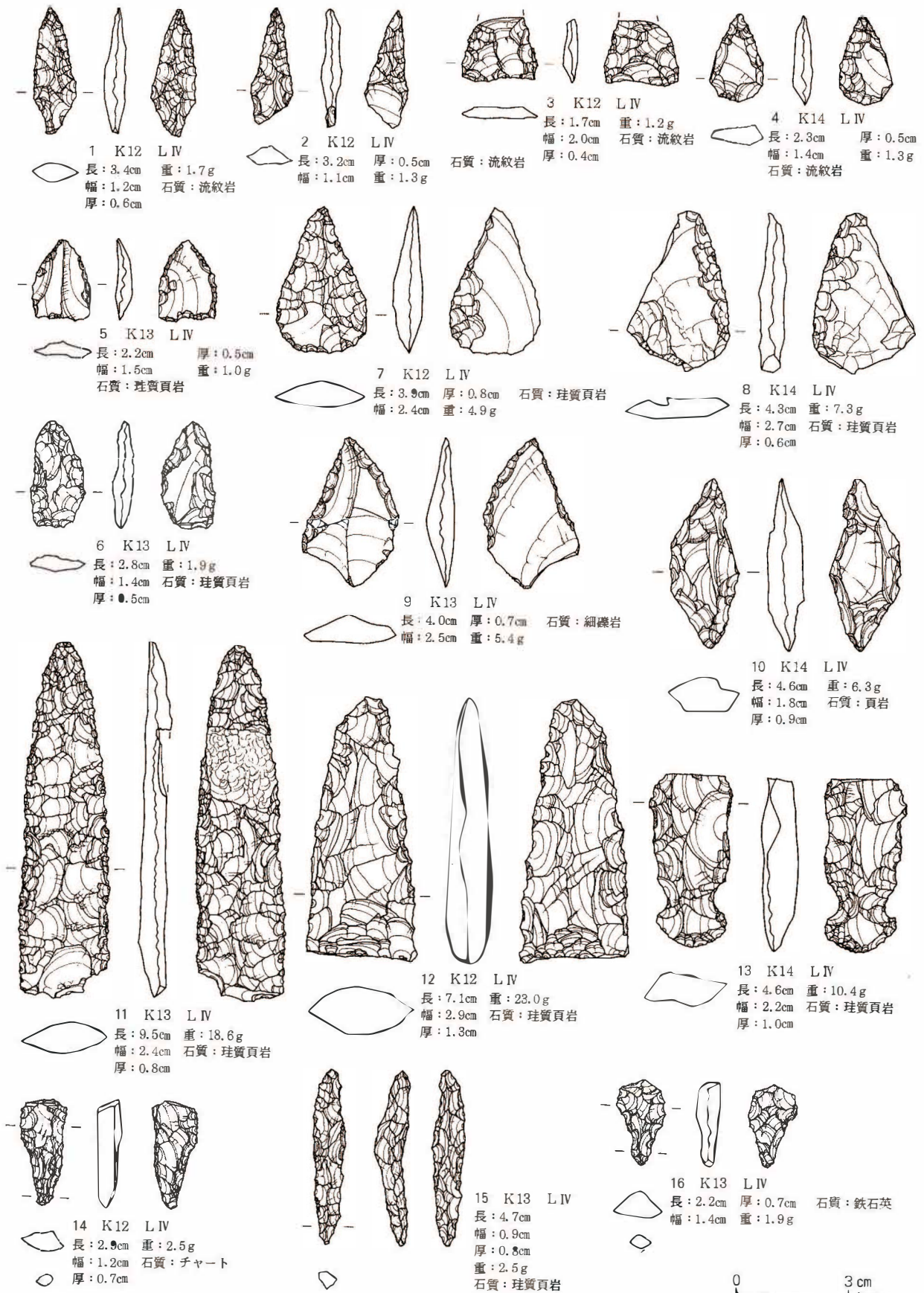


図35 遺物包含層出土石器 (1)

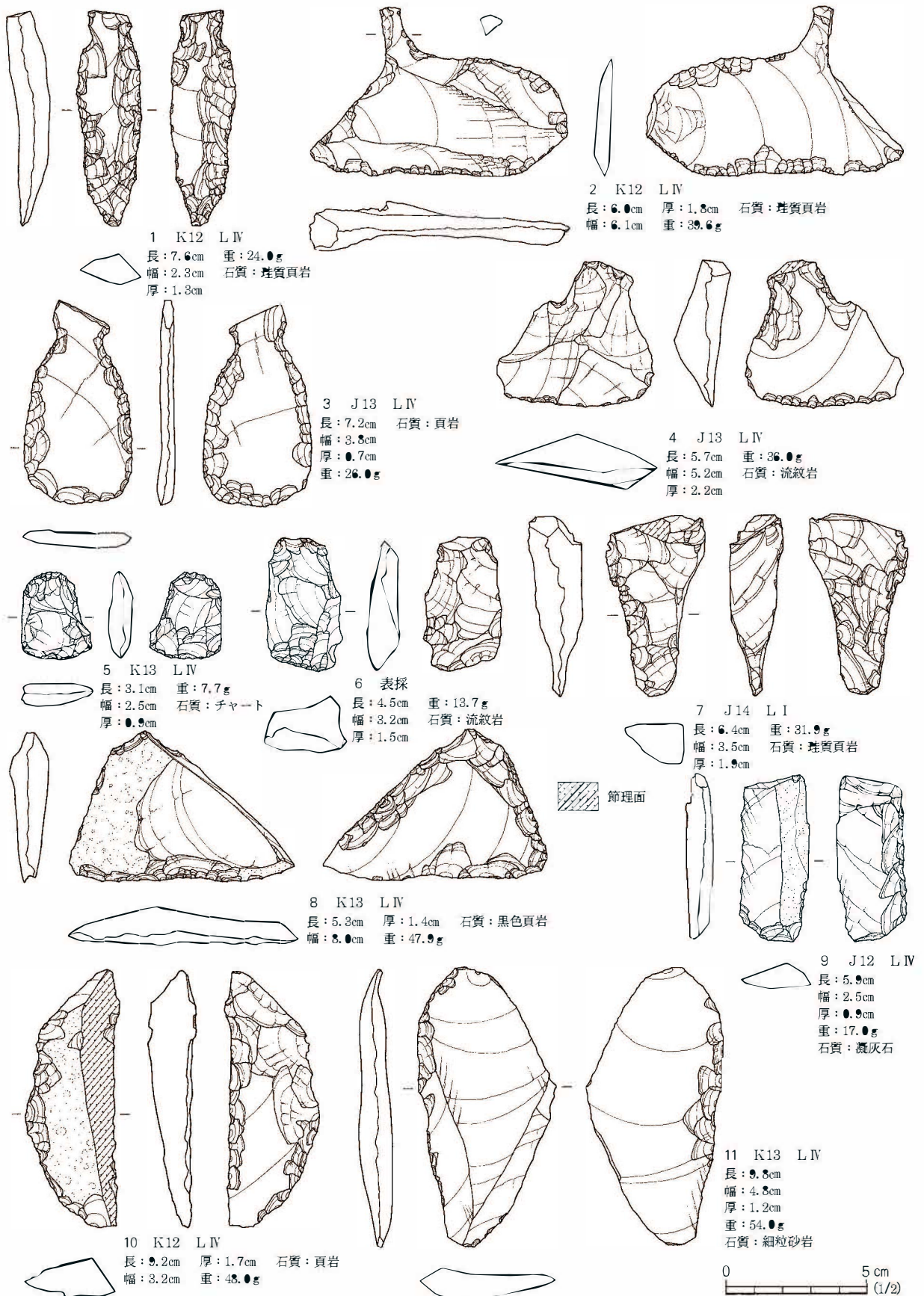


図36 遺物包含層出土石器 (2)

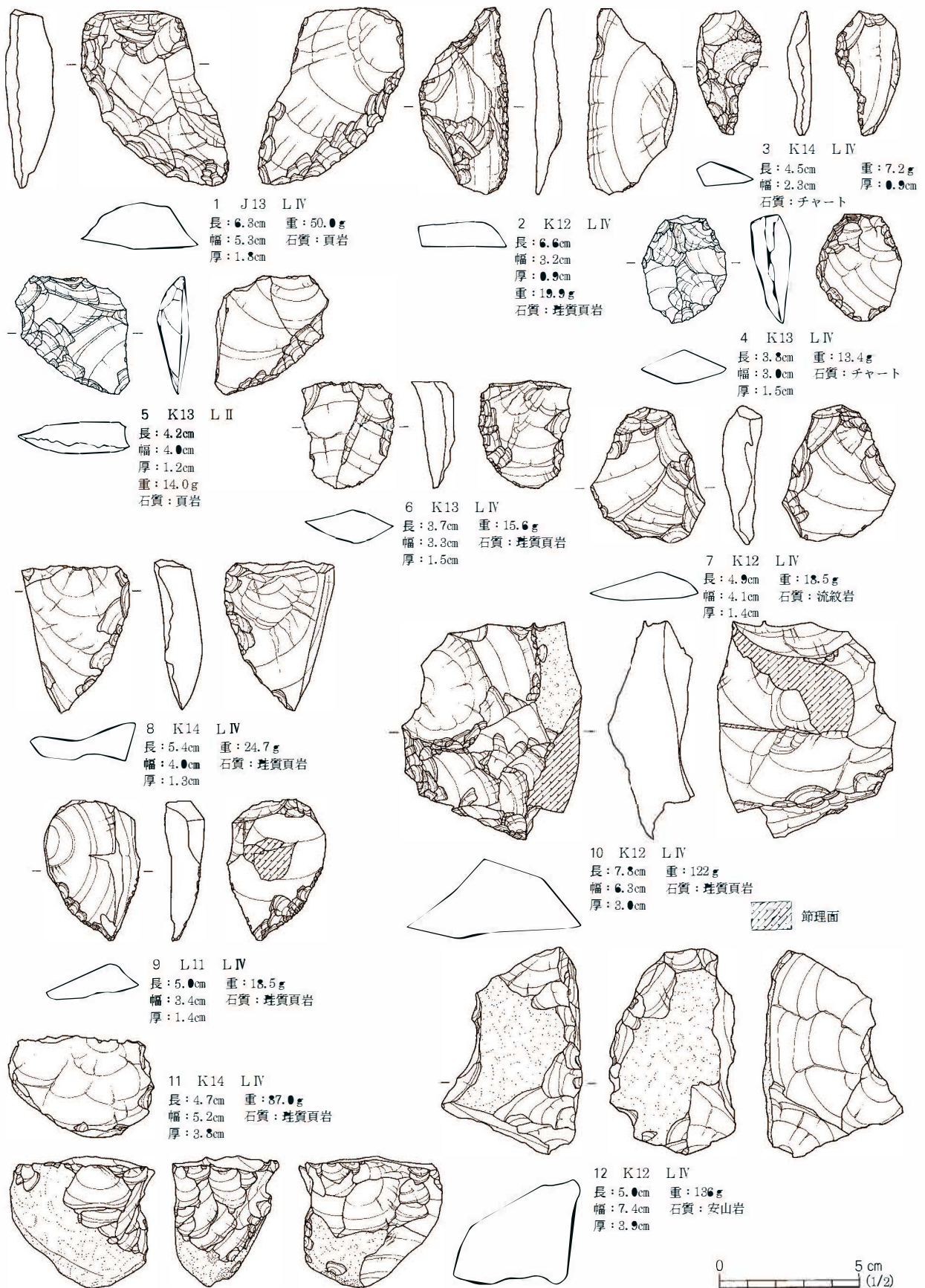


図37 遺物包含層出土石器 (3)

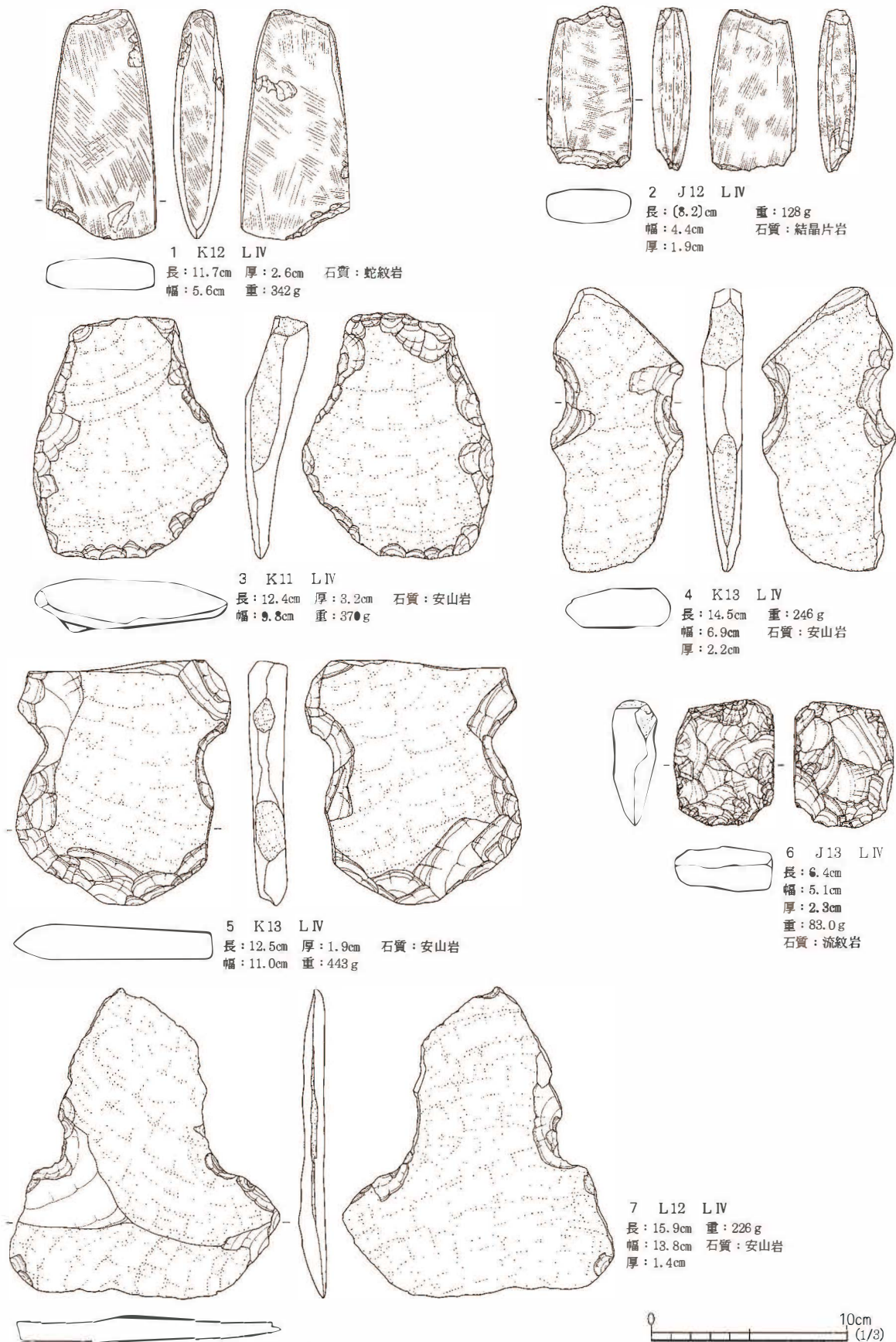


図38 遺物包含層出土石器 (4)

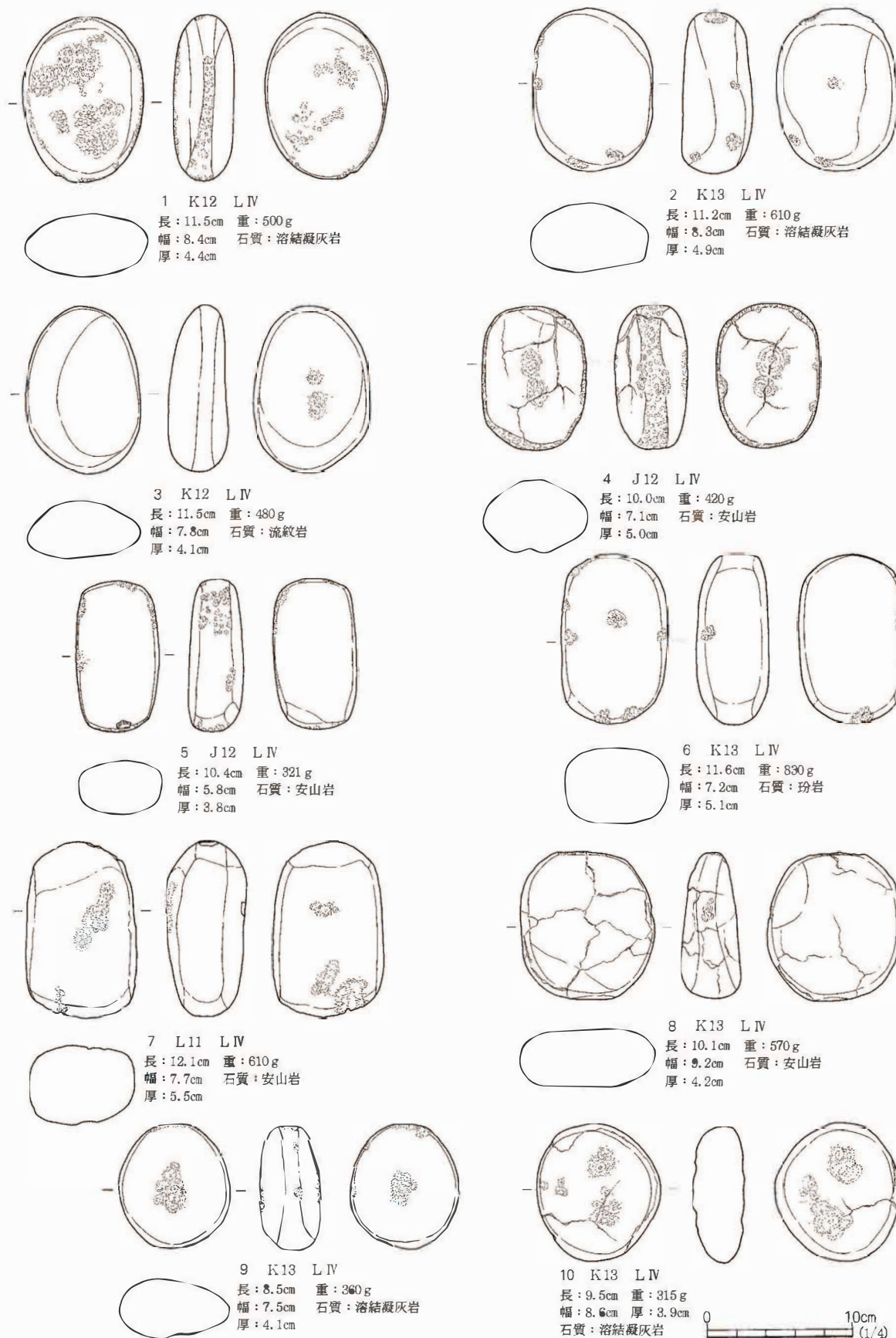


図39 遺物包含層出土石器 (5)

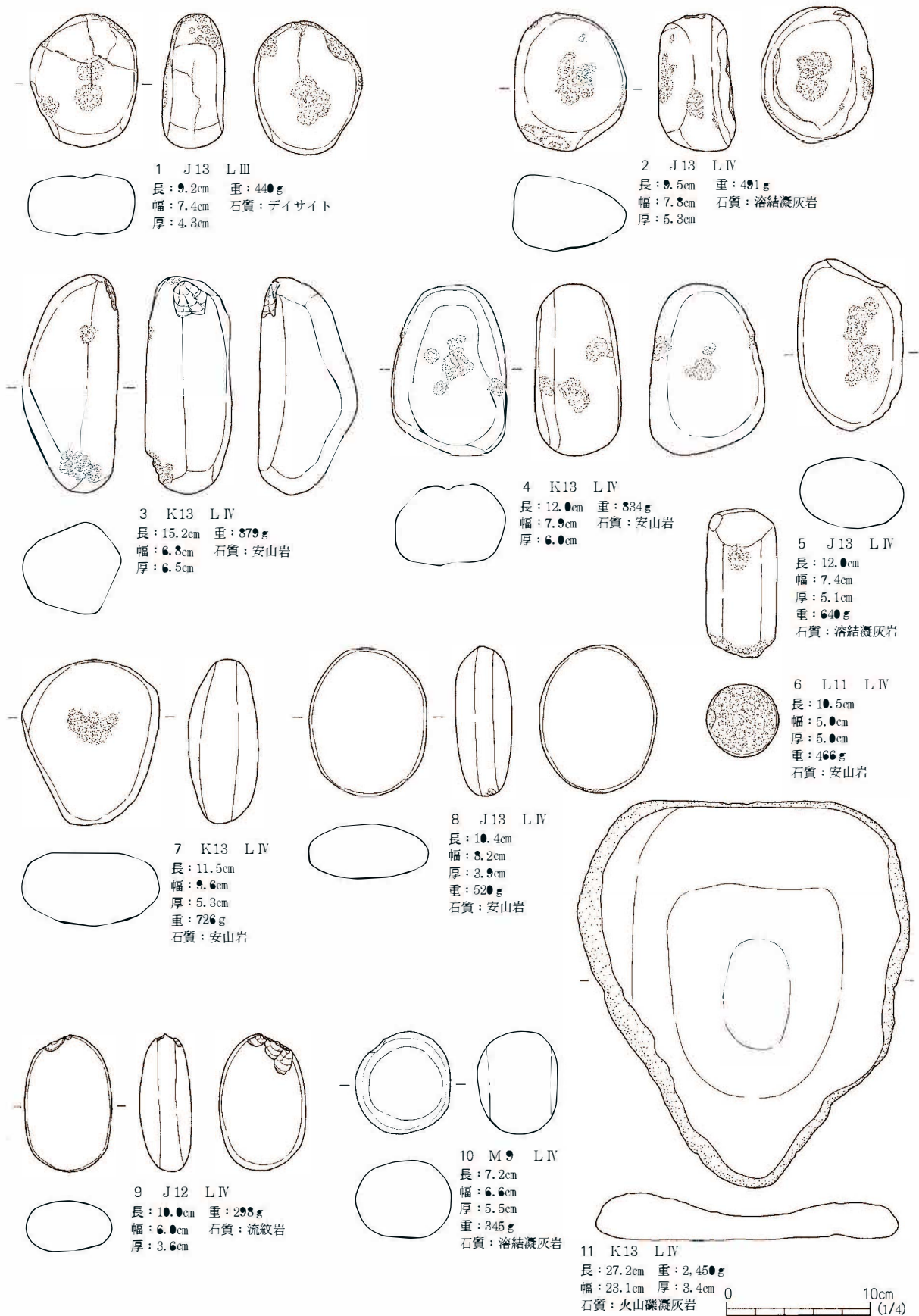


図40 遺物包含層出土石器 (6)

再生が行われたと考えられる。2も基部上端と刃部を欠損する。1は蛇紋岩、2は結晶片岩である。成品の状態の本遺跡に持ち込まれたものであろう。

いわゆる打製石斧と呼ばれているものは、図38-3～7の5点が出土した。うち、3～5・7は基盤層中に含まれる安山岩質岩石の破片を素材とし、末端部とくびれ部に若干の加工を施すのみのものである。1次的な剥離面は風化が著しいため、自然に剥離した素材に若干手を加えただけかもしれない。これらに関しては従来土掘り具として解釈されていた。しかし、素材となる石質が軟質の石材であること、末端部が粗雑な加工によって鈍角に成形されている状況から鋤・鍬としての機能は認めがたい。かえって、くびれ部のつぶれ及び摩滅の状況から石錘としての機能を考えたい。6については小型の石斧と考えている。上端と図の右側面には平坦な古い剥離面が残され、直方体に近い石核が素材となっていることが分かる

図39・40には磨石・凹石類を示した。85点出土し、うち20点を図示した。いずれも全面に研磨痕を有し、そこに敲打痕や凹みが重複するものが多いため磨石・凹石として一括して扱う。凹み・敲打痕を持つものは、楕円礫素材で磨面が弧状をなすもの（図39-1～4、図40-4・5）、形状が方形に近く断面方形のもの（図39-5～7、図40-1・7）、扁平な門礫を素材とするもの（図39-8～10）、断面多角形となるもの（図40-2・3）がある。図40-6のみは破碎した石棒を素材としている。凹みが残されていることから再生途上の石棒未成品ではないと判断している。図40-8～10は研磨痕のみ認められ、8・9は楕円形、10は球形である。安山岩や溶結凝灰岩など在地の石材の川原石を用いたのであろう。

石皿・台石は図40-11に示したものののみ完形で出土した。粗粒の凝灰岩の平石を素材とし、中央を窪ませて磨面としてある。そのほかに破碎した断片が5点出土している。（山 元）

第3章 考 察

第1節 縄文時代の遺構と遺物について

1 縄文時代前期後葉の遺構と遺物

前期後葉土器の系統

今回の調査では前期後葉の時期に属する土器が多数出土した。これらは、主に茨城県を中心として関東北・東部に分布する浮島式、関東西・南部から中部にかけて分布する諸磯[●]式で、これに東北南部に分布する大木式が若干混在する状況が確認された。

前期後葉における各系統別の破片点数を表1に示した。浮島式・興津式系統に置けるものが約半数を占め、この系統が本遺跡の主体であることが分かる。諸磯[●]式・大木式に関しては、判別不能な縄文施文土器が20%以上も占めていることを考えるともう少し量が増えると思われるが、浮島式におよぶことはない。

近隣に所在する同時期の遺跡である田島町の石橋・上ノ台・会下・折橋B、下郷町の豊後海などの各遺跡では浮島式・興津式土器が主体となって出土し、該期の南会津は関東圏の影響の強い地域として指摘されていた。今回の調査によって、むしろ南会津は関東、特に浮島式・興津式の土器文化圏に含まれていたことが明らかとなった。

表1 南倉沢遺跡前期後葉土器片点数

土器の製作

土器の器面に残される調整、胎土を見ている。浮島式・興津式に関しては黒雲母や方解石、長石などからなる砂粒を少量含む胎土を輪積みによって成形し、外面は軽いナデ、内面にはミガキが施されている。焼き上がりの色調は淡褐色、赤褐色、暗褐色などである。諸磯[●]式についても肉眼で見ると限り浮島式とあまり変わらぬ粘土を用いているらしく、焼き上がりの色調に違いは見られない。混和材についても、小石を含むものがあつたりもするが、基本的にあまり変わりない。調整についてはキャリパー形の器形のためか、内面が磨かれるものの浮島式ほど顕著には認められない。大木式も粘土については同様のものである。大木3式の段階では胎土に繊維を混和材として用い、内面にはミガキを施す。

系統	型式・段階	破片点数	割合
浮島式・興津式		1,447	48.84%
	浮島Ⅰ式	425	14.34%
	浮島Ⅱ式	254	8.57%
	浮島Ⅲ式	300	10.12%
	浮島式貝殻文	299	10.09%
	興津Ⅰ式	169	5.70%
諸磯 [●] 式		341	11.51%
	古段階	11	0.37%
	浮線文中段階前半	140	4.72%
	浮線文中段階後半	116	3.91%
	平行沈線文	10	0.34%
	浅鉢	64	2.16%
大木式		247	8.34%
	大木3式	52	1.75%
	大木4式	77	2.60%
	a種：沈線文	25	0.84%
	b種：貼付文	8	0.27%
	c種：綾絡文	44	1.48%
	大木式縄文	118	3.98%
その他	縄文	678	22.88%
	無文	91	3.07%
	底部	159	5.37%
	計	2,963	100.00%

大木4式になると胎土に砂粒を多量含む。内面にはミガキが施されるものは少なく、ナデによる擦痕が認められるものが多い。

各型式を比較してみる。浮島式・興津式と諸磯●式の間には、器形、文様は異なるものの、土器を成形する手法の違いはあまりないものが多い。加えて胎土にも顕著な違いが認められない。このことは、これらの関東系の土器が互いの分布の中心から搬入されたものではないことを示しており、本遺跡に居住した人々が地元で製作したものと言えるだろう。それに対し大木式は、関東系の土器とは全く異なる特徴が認められる。これは数的な面だけでなく技術的な面でも、南倉沢遺跡における大木式が主体とならないものであり、搬入品であることを示している。

土器の器種および使用法

今回出土した土器は深鉢が主体を占める。特に主体を占める浮島式・興津式に鉢・浅鉢は認められない。その代わりとなるかは分からないが、器高が15cm程度の小型の深鉢が数点認められる。大木式は点数が少ないこともあり、器形は深鉢しか見られない。諸磯●式に関してのみ、キャリパー形深鉢の他に鉢・浅鉢、有孔土器が認められる。従来から言われるとおり、深鉢には、器面に炭化物が付着するものが認められることから、煮炊きに使用していたのは間違いない。鉢・浅鉢類には赤色塗彩の痕跡を残すものも認められ、食膳・供献の用があったことも分かる。

この中であって、本遺跡の有孔土器には炭化物の付着と思しき黒変が見られ、注意に値する。従来、有孔浅鉢、縁孔土器と呼ばれるこの器種は赤色塗彩が認められるものもあることから、非日常的な土器と考えられていた。ここに炭化物の付着があると言うことは、煮炊きにも使用した可能性が指摘できる。これに関しては、器種ごとの機能がそれほど重視されていない結果、もしくは用途変更などの二次使用によるものだろう。

また、これらの系統間における組成の違いが何に起因するかについては定かではない。ただ、浮島式の浅鉢は報告例が少なく、浮島式の中心となる東関東に見られるに止まっている。このことから、本遺跡を初めとする浮島式の中心から外れた諸磯●式と相互乗り入れするかのような地域では、異なる系統間で足りない器種を相互に補填し、複数系統の土器をもって1セットとしていた結果ではないかとここでは推察しておく。

各系統内における時期差

南倉沢遺跡の遺物包含層については二次堆積と考えられるため、層的なまとまりから土器群の変化を検討することは不可能である。一方、浮島式・興津式、諸磯●式の変遷については、既に関東において詳細な段階設定と対比が行われている。それに従って今回出土した土器を見ると、諸磯●式では口縁部が開く器形で、主に半截竹管による平行沈線や同工具を連続して押引いた爪形文で文様を描く古段階、口縁部が内湾するキャリパー形の器形を持ち、浮線文によって文様を描く中段階の土器が出土している。中段階はさらに細分され、丸い粘土紐を用いた浮線が古く、扁平な浮線が新しい様相と言われ（関根1999）、本遺跡出土土器の浮線についても、その2種が認められる。

浮島式は、諸磯●式古段階に近い器形・文様構成で、地文に撚糸文、貝殻文を施し、半截竹管を

ジグザグに押し引く変形爪形文で文様を描くⅠb式、2または4単位の大波状となる口縁部が外傾する器形で、幅広の変形爪形文が特徴となるⅡ式、口唇部条線帯と三角文が特徴となるⅢ式と変遷し、そのいずれもが出土している。Ⅰb式としたもののうち、c種・d種とした平行沈線で主文様を描く土器に関しては、平行沈線が集合沈線化するものが多く、諸磯b式でも中段階の特徴に類似することからⅠb式でも新しい部類に入るものが多いと考えている。これらの関東系の土器に関しては諸磯b式古段階と浮島Ⅰb式、諸磯b式中段階は、当初は浮島Ⅰbが残るものの、Ⅱ・Ⅲ式、諸磯b式新段階は浮島Ⅲ式～興津式という併行関係が説かれている（松田1999）。

福島県内における大木3・4式は、層土的出土例がなく、大木式が設定された仙台湾周辺とは様相を異にするため、その変遷について不明である部分も多いが、変遷案もいくつか出されている（鈴鹿1990、新堀1997）。大木3式は前段階の地文である「S」字状撚糸文が残存する初期の段階から、無地の文様帯に刺突を充填した区画帯・刻み付隆帯で曲線文様が描かれる段階、地文縄文上に沈線で曲線文様を、刻み付隆帯などで縦横の区画を施す段階への変遷が考えられている。今回の調査で出土したものに関しては地文縄文上に刻み付隆帯が貼り付けられることから新しい段階に入ることが分かる。大木4式は、沈線文を主体に用いて文様を描くもの、粘土紐貼付を用いて文様を描くものの2種については、沈線文が古く、貼付が新しいと指摘される。綾絡文で口縁部を区画するものの位置づけに言及しているものはないが、他遺跡での出土の状況を見るに、古相から新相まで連綿と続くようである。

系統内における各段階の数量も表1に示した。これによれば浮島式では浮島Ⅰb式に分類されるものが多く、興津式にいたって数量を減ずる。浮島Ⅱ式において一旦数量が減じているように見えるが、これは胴部破片が貝殻文と分類した中に含まれているからであろう。諸磯b式内においては古段階としたものが少ない。中段階において数が増加し、新段階に属するものは見られない。また平行沈線文系の点数が少ないのは縄文施文土器内に胴部破片が含まれているからだろう。中段階も前述した浮線の特徴によって前後に分けたが、数量は同程度である。大木式に関しては大木3式・4式とも数量はあまり変わらない。大木4式内の数量は綾絡文が多く、沈線文が次ぐ。貼付文は、破片は大きいが個体数としては少ない。故に大木4式については沈線文が施文される古相の土器が中心となるのだろう。

4号土坑の性格について

今回の調査で検出された縄文時代の遺構のうち、前期後葉に位置づけられるのは4号土坑のみである。この土坑は故意に破碎した土器を伴っている。この時期の故意に破碎した土器を配した土坑の例として、埼玉県上福岡市鷺森遺跡50号土坑、福島県矢吹町赤沢B遺跡184号土坑が挙げられる。

鷺森遺跡は諸磯a式からb式にかけての集落で、北西部5軒、南西部10軒の弧状に並ぶ住居跡に囲まれた中に土坑群が存在している。この土坑群からは土器や珧状耳飾など装身具が出土していることから墓域と推定されている。その中の50号土坑は長径137cm、短径110cmの卵形の土坑である。土器は床面から5cm程度浮いた位置に扇形に開いて出土しており、屈葬遺体の腐食によって遺体上

に並列された1個体の土器が陥没したものと判断されている。底面からは削器が出土し、副葬品と推定される。

赤沢B遺跡では住居跡1軒とそれに伴うと思われる土坑および多数の落とし穴が前期後葉の時期に当たると考えられている。184号土坑は長径111cm、短径80cmを測る不整楕円形の土坑である。前期の遺構としては、住居跡から15mほど離れた位置に単独で存在している。南西部底面から5cmほど浮いた状態で土器が出土し、土器の上にさらに石皿を載せ、土器から土坑の長軸に沿って礫が2列並べられている。これについては土器の下部に頭部を置いた屈葬位が報告者によって推定されている。

これらはいずれも墓坑とされているが、当該期の確実な墓坑の例の中には、神奈川県横浜市北川貝塚P-55のように、頭部に諸磯●式の深鉢が被せられた屈葬人骨および滑石製管玉が検出された例がある。確かに当該期の墓には、遺体に土器を被せる例があることがわかる。

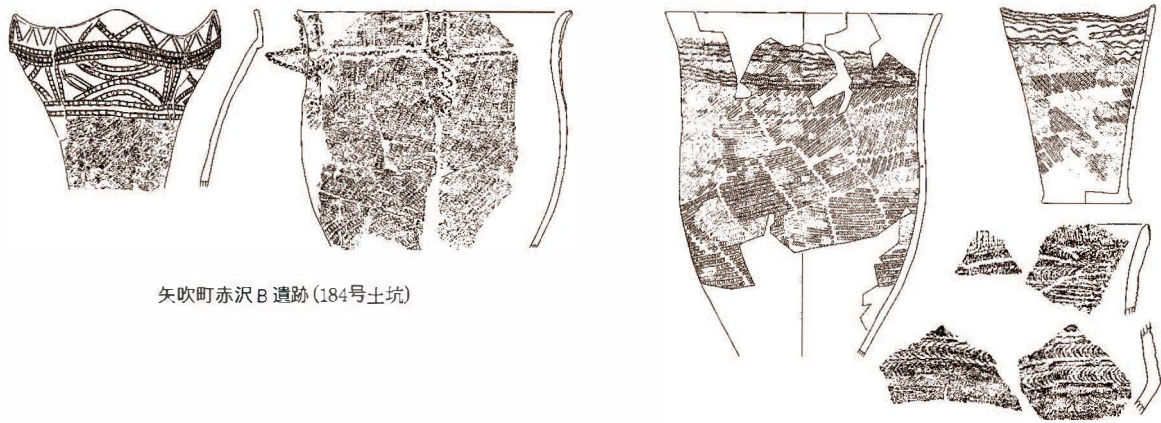
鷺森50号土坑については副葬品と思われる石器が出土し、墓域内に位置していることから、墓である可能性が高い。破壊した土器を被せるという行為は、埋葬に伴う事例があることから、これに土坑の内容物を閉じる・封じるといような儀礼的な意味があることを示す。しかし、本遺跡も含めた福島県の2例は、北川貝塚や鷺森遺跡の例とは異なり、埋葬遺体、副葬品、装飾品が出土していない。土坑が群集して墓域を形成する様子もない。このような副葬品・装飾品の出土がない単独の土坑は、埋葬された対象が人ではなく、家畜や犠牲獣であった可能性も考えるべきかもしれない。

関東系土器と大木式の併行関係

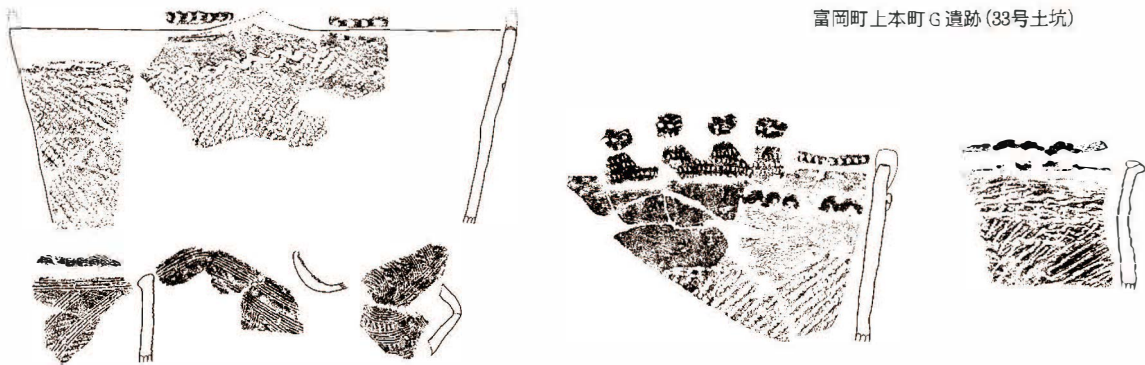
浮島式は、それ自体が諸磯式期における東関東系の土器として分離・提唱されて以来、西村正衛などによって諸磯式との関係性からその細分が検討されてきた。最近においては、松田光太郎や佐藤典邦らによって、浮島式の成立から各段階の詳細な対比がなされている（松田前掲、佐藤1991）。一方、これらの関東系の土器と大木式の併行関係を吟味する資料は、本県以外ではほとんど見られない。この場合でも遺物包含層中で共伴する例が多く、明確な併行関係を示す例が少ないため、予察として併行関係が語られていたことが多い。その中であって、今回検出された4号土坑での異系統土器の共伴は、両者の各段階における対応関係を示す貴重な例と言える。上記したような各型式内における段階が追えるとして、ここでは当該期の関東系土器と大木式の対応関係について、他遺跡も含めた数少ない遺構内での共伴例も参考にしながら検討してみたい。

今回の調査で検出された4号土坑については、図10-1に示した口縁直下に綾絡文を持つ大木4式と図10-2に示した口唇部条線帯を持つ浮島Ⅱ式が共伴している。図10-2については三角文を持たないことから浮島Ⅱ式としたが、口唇部条線帯は浮島Ⅲ式以降に特徴的な装飾であり、浮島Ⅱ式の中でも新しい部類に入るだろう。その他の主だった共伴例を図41に示した。

矢吹町赤沢B遺跡184号土坑は、破碎した土器片を人為的に配した墓坑と推定され、その一括資料としての可能性が唯一高いものである。ここからは、地文縄文上に刺突付隆帯で装飾される大木3式新段階の土器と爪形文で鋸歯文を描く諸磯●式古段階の土器が伴出している。



矢吹町赤沢 B 遺跡 (184号土坑)



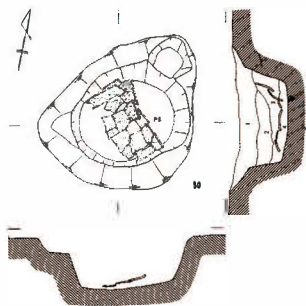
富岡町上本町 G 遺跡 (33号土坑)

飯館村羽白 D 遺跡 (23号住居跡)

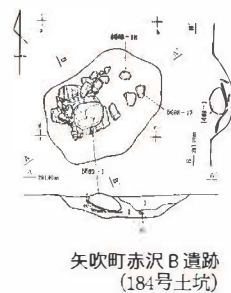


会津高田町胃宮西遺跡 (3号住居跡)

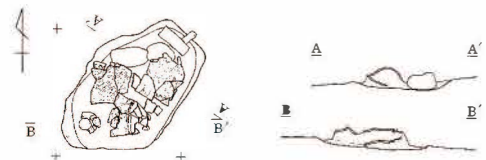
(縮尺 任意)



上福岡市鷺森遺跡 (50号土坑)



矢吹町赤沢 B 遺跡 (184号土坑)



下郷町南倉沢遺跡 (4号土坑)



図41 前期後葉の土器共伴例と墓坑例

富岡町上本町G遺跡33号土坑では、堆積土中から口縁部を綾絡文で区画する大木4式2個体と口唇部に条線帯を持つ浮島Ⅱ式の口縁部片が出土している。

飯館村羽白D遺跡23号住居跡においては、沈線によって文様を描く内傾する諸磯●式口縁部片と波状の貼付文が特徴的な大木4式が出土している。諸磯●式に関しては「靴先状」と称される口縁部形態になると思われ、新段階に比定できる。大木4式に関してはその貼付文が後続する大木5式に連なるものと捉えられ、新相とされる。

会津高田町冨宮西遺跡の福島県文化センター調査分の3号住居跡では、住居内堆積土中から大木5式が興津式、諸磯c式と破片資料ではあるが、共に出土している。

以上、赤沢B例から、諸磯●式古段階＝浮島Ⅰ●式には大木3式新相が併行し、続く大木4式は、本遺跡の例から諸磯●式中～新段階＝浮島Ⅱ・Ⅲ式に併行することが現実となった。冨宮西例はこれが諸磯c式期までは下らない可能性を示している。また大木4式は浮島Ⅱ式でも新しい様相を持った土器と伴出することが多く、浮島Ⅱ式の初めの段階には大木3式が継続している可能性も指摘できる。

本遺跡の各段階の出土点数を見ると、浮島式はⅠa式がなく、興津式は点数が少ない。諸磯●式は古段階以前は少なく、新段階以降は確認できない。大木4式に関しても古相が多く、新相を示すものは少ない。この点数の変遷は上記した併行関係とも一致している。

土器の出土点数から前期後葉における南倉沢遺跡の盛衰を考えれば、浮島Ⅰ●式の古い時期から活動を始め、浮島Ⅰ●式の新しい時期、すなわち諸磯●式の中段階前半の時期がピークとなる。浮島Ⅱ・Ⅲ式期つまり諸磯●式中段階を通してその活動は安定していたが、興津式期に入ると衰える。

ま と め

以上をまとめると南倉沢遺跡は、関東東部の浮島式・興津式土器の文化圏に含まれ、関東西部の諸磯●式文化圏ともつながりの深い人々がいた。彼らが最も活発に活動した時期は諸磯●式中段階＝浮島Ⅰ●(新)～Ⅲ式期である。前期も末葉とされる時期、土器型式で言えば興津式期が近づくとつれ、その活動は縮小し、他地域とのつながりが失われたといえる。彼らの活動は、今回の調査で検出された遺構が少なく推定しがたいが、出土土器の量や、4号土坑という埋葬施設と考えられる遺構が検出されていることから、第2章第4節の遺物包含層の項で述べたように調査区外の微高地上に小規模な集落を営んでいたものと推測される。

4号土坑については、出土した大木4式土器(図10-1)に付着する炭化物を使用して、AMS法による炭素年代測定を行っている。詳細は付編1に譲るが、3880-3790cal BCという結果が出ている。同様の測定結果による前期末葉にあたる十三菩提式の年代が3650-3500cal BCである(今村他2002)。このような年代測定は、層位学や型式学による土器編年に年代幅を与え、土器型式の実年代における位置づけが可能となる。データの蓄積によっては、ワンモーメントにおける集落様相などが理解されることとなり、縄文時代研究の進展にも役立つ結果となろう。

上記したような年代が与えられた、今回の調査区における活動のピークである諸磯●式中段階の

時期には群馬県内でも浮島式の出土量が増加することが指摘されている。浮島式土器を製作する人々が関東西部に向かって活動の範囲を広げていくのがこの時期といえ、本遺跡の形成はその活動範囲拡大の一環と捉えることができる。

本遺跡が所在する下郷町は、北境の大戸岳、小野岳などの山地を挟んで会津盆地と接する。会津盆地は大木式が主体をなす地域であるが、盆地南西縁の会津高田町の冑宮西遺跡などでは相当量の興津式の出土が認められる。下郷町北境の山地においては主要河川である阿賀川は峡谷となり、川伝いの通行は難しくなっている。この山地が、会津地方における浮島式・興津式と大木式の文化圏の境界であり、対峙する地域となるのだろう。つまり、南倉沢遺跡は浮島式・興津式土器文化圏の末端部に位置する遺跡といえることができる。(山 元)

2 南会津における縄文遺跡の分布について

南会津地域の地形概観

南会津地域は会津山地を中心とし、東に那須・奥羽山脈を背負い、西は越後山地へと連なる、山地を主とした地形である。奥羽山脈の西には阿賀川が北東に向かって流れ、会津山地との境をなす。会津山地中には只見川水系の伊南川が上流域では北へ、後に北西へと蛇行しながら流れ、福島・新潟県境を北流してくる只見川と合流している。

阿賀川流域の田島・下郷には標高500～600mの河岸段丘が形成され、小盆地状となる。さらに段丘は阿賀川支流沿いにも形成され、盆地は樹枝状の広がりを見せる。ただし、段丘と河川の間には最大50mの崖面が存在し、溪谷となっているため河谷の利用は困難である。阿賀川も下郷町北部の山地で深い溪谷となって盆地は一旦途切れ、会津盆地とは隔てられている。

伊南川流域については標高450～650mの範囲で段丘が形成され、幅1km程度の細長い盆地地形が続く。それ以上の箇所では館岩・鱒沢・湯の岐・西根・檜枝岐などの各支流および深い沢に枝分かれし、不連続な狭い段丘が形成されるか、溪谷となる。伊南川の左岸の越後山地では1,500m、時に2,000mを越す険しい山がそびえるのに対し、中流域の右岸は、山頂部の傾斜が緩い1,000m前後の山地で、諸所に湿原が見られる。上流の各河川間は1,300m以上の山が連なり、それぞれが隔絶されている。

分布状況と立地条件

『福島県遺跡地図』（福島県教育委員会1996）を見る限りでは、上記した河川の流域に周知の遺跡が多く分布する。いずれの流域でも調査例が少なく、現状では表面調査で土器の散布が認められただけの遺跡が多いこと、また表面調査も網羅的には行われておらず、今後遺跡が増加する可能性もあることを前提とする。

阿賀川水系の縄文時代の遺跡は、田島・下郷両町を合わせて66,743ha中に、田島町45遺跡、下郷町96遺跡が登録される。多くは盆地内に立地し、標高が上がるにつれ、その数を減ずる。標高750m以上の場所に集落は発見されていない。図43には700mの等高線をトレースしたが今回調査した

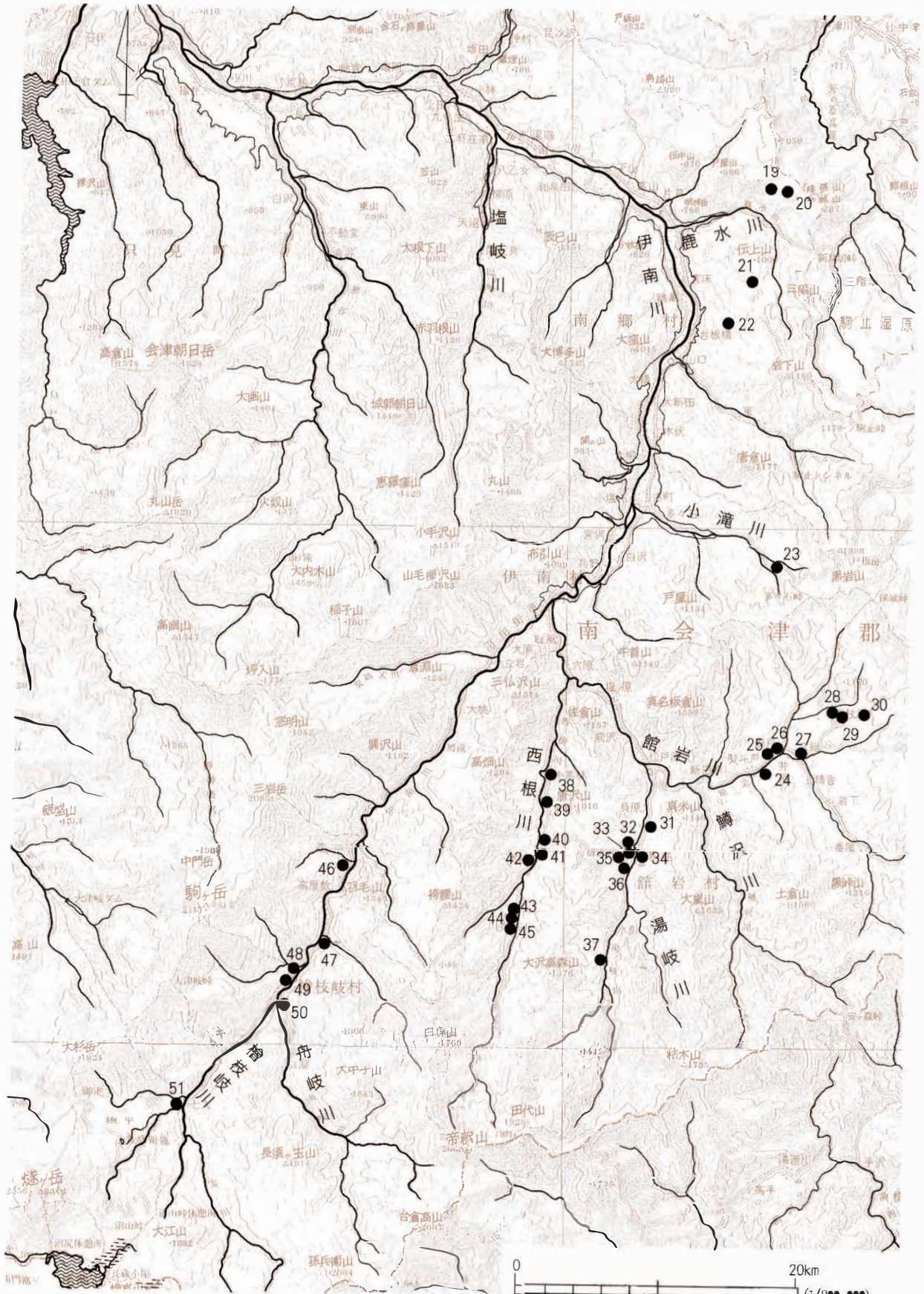


図42 伊南川流域の標高700m以上の縄文時代遺跡 (国土地理院1/20万地勢図 承認番号: 平14東復第444号)



図43 阿賀川流域の標高700m以上の縄文時代遺跡 (国土地理院1/20万地勢図 承認番号：平14東復第444号)

表2 南会津地方標高700m以上の縄文時代遺跡一覧

遺跡名	標高(m)	時 期	遺跡名	標高(m)	時 期	遺跡名	標高(m)	時 期
1 丑ヶ曾根遺跡	710	早・前・後期	18 鎌越遺跡	730	前期	35 鐘突堂遺跡	740	後期
2 藤ノ沢遺跡	710		19 高清水遺跡	810		36 岩狹遺跡	750	
3 南倉沢遺跡	730		20 かくま谷地遺跡	830		37 水引遺跡	850	
4 稲干場遺跡	740		21 宮床湿原遺跡	840		38 野狹遺跡	710	
5 竹ノ子下遺跡	700	22 馬乗番場遺跡	720	39 上ノ原遺跡	720			
6 赤土A遺跡	710	23 穂積遺跡	890	40 荒屋敷遺跡	760			
7 赤土B遺跡	730	24 百日鬼遺跡	740	41 朴木坂遺跡	780			
8 赤土C遺跡	740	25 糸沢遺跡	760	42 半在家遺跡	790			
9 中坪遺跡	700	26 堀坪遺跡	760	43 糸沢山B遺跡	860			
10 石橋遺跡	740	27 上平遺跡	760	44 糸沢山A遺跡	860			
11 堀割遺跡	740	28 高杖原B遺跡	870	45 川衣遺跡	870			
12 下ノ宮遺跡	730	29 高杖原C遺跡	890	46 大戸沢遺跡	850			
13 宮ノ下遺跡	740	30 高杖原遺跡	960	47 追分遺跡	920			
14 沖遺跡	740	31 貝原遺跡	710	48 滝沢遺跡	940			
15 木賊峠遺跡	710	32 丸山遺跡	730	49 下ノ原遺跡	940			
16 和田遺跡	720	33 岩窓遺跡	740	50 上ノ台遺跡	970			
17 大日向遺跡	730	34 湯本遺跡	740	51 七入遺跡	1,050			

南倉沢・稲干場遺跡をはじめとする、標高700m以上に位置する18遺跡は河川沿いに山地に入り込む等高線の端部にプロットされる。序章第3節にあるとおり、ここが生活場所としての限界線であり、これ以上の山地内には段丘その他の緩斜面がほとんど形成されていないことによる。

伊南川流域においては、只見町29遺跡、南郷村15遺跡、館岩村24遺跡、伊南村6遺跡、檜枝岐村7遺跡の計81カ所が縄文土器の散布地として登録される。流域町村の合計面積は167,421haで、2,000haにつき1遺跡程度と非常に遺跡密度が低い地域である。遺跡の多くは阿賀川同様、盆地内に立地する。館岩村の遺跡数が多いのは村内に多くの支流を持つからである。支流の流域別に考えた場合、それぞれ10カ所以内の遺跡が見つかるに過ぎない。標高が上がるほど遺跡数が減少する傾向がここでも捉えられる。阿賀川流域と同様に、標高700m以上の33遺跡を図42にプロットしたが、上流域に標高750mを超える遺跡が多数存在し、檜枝岐村の七入遺跡のように1,000mを超す場所にも遺跡が存在している。とは言え、この上流域における立地は狭い段丘か扇状地に限られ、急傾斜の山間部には入り込んでいない。中流域では段丘上の他に、南郷村のかくま谷地・高清水・宮床湿原・馬乗番場遺跡、加えて伊南村の穂積遺跡が標高700mを超える伊南川東岸の山頂部付近に位置する。先述したように東岸では、山頂部とは言っても台地状の緩斜面となる場所が多く、上記の遺跡もそのような地形に立地している。これらの遺跡は沢に挟まれた舌状に張り出す尾根もしくは山頂部直下に形成された湿原に位置し、沢によって伊南川やその支流と結ばれている。只見川との合流点に近い只見町では段丘上が450m程度で、700mは河川から離れた山間部の急斜面に位置してしまうこととなり、遺跡が発見されていない。他所同様、伊南川の段丘上に多く分布するが、鷹埋山遺跡のように右岸の山頂部緩斜面に遺跡が存在することもある。これも伊南川と沢で結ばれ、南郷村の山間部遺跡と同様の立地といえる。

以上の状況を分析してみる。まず、遺跡の立地条件としては、①支谷の開口部を望む緩斜面、②支谷開口部の扇状地形、③段丘山際の沢開口部、④河川の合流点を望む段丘上、⑤山間部小支谷に挟まれた舌状の尾根上がよく見受けられる。

先に述べたように、阿賀川や主要な支流は溪谷となっており、これらの生活用水としての利用は難しい。故に段丘と河床面の高低差の少ない沢に近い段丘上か伏流からの湧き水が期待できる扇状地を占地するのであろう。阿賀川水系では750mが生活場所の限界線となっているが、伊南川流域では800mを超す遺跡が相当数あり、同様に線を引くことはできない。ここから阿賀川流域に見られた生活の限界線は、年平均気温などの気候によるものでないことが分かる。遺跡の立地する条件から考えられる生活場所の選定基準は、住居を構築する平坦面が存在することであり、水の利用が容易なことである。阿賀川水系については、段丘が形成されない上流域の利用が難しく、標高750mを超える箇所に遺跡がないのである。対して伊南川流域では、頂部に緩斜面を持つ山地が中流域に存在しているのに加え、上流域では谷底に狭小な段丘が各所に作られているため1,000mを超える高所にまで遺跡が分布すると理解される。ただし、山間部にある遺跡の性格は、少量の土器片や石器が単独で発見されている遺跡が多いことから、キャンプサイト的なものが多いと思われる。

時期別の傾向

次に時期別の分布傾向を見る。まず、南会津地域では草創期の遺跡はほとんど確認されていない。上述した馬乗番場遺跡で土器片が僅かに採取されているに過ぎない。ここは、沢に挟まれた高燥な尾根上に位置し、旧石器時代から継続する遺跡である。同様の山間部尾根上に遺跡が発見される可能性が高い。次に、早期・前期の土器が確認された遺跡の数は早期18カ所、前期46カ所である。早期後葉から前期中葉までの土器が採取された遺跡は少ない。出土している土器は、田島町石橋遺跡において早期前葉の時期に格子目押型文土器が見られる他は、田戸下層・上層式、常世式土器などが見られ、東南北部の状況と変わらない。前期後葉にいたって浮島式・興津式、諸磯式土器が大量に流入し、関東の様相を見せる。立地は、先に述べた①～③によく認められ、それが山間部にまで広がる。さらに伊南川流域の馬乗番場、高清水など⑤の立地はこの時期にのみ認められる。山間部の早・前期遺跡の発掘調査例は少なく、石橋遺跡での断片的な調査が知られるに過ぎない。『田島町史』に記されたその概要を見ると、調査では遺構は検出できていない。また同遺跡の表面調査において出土する土器の時期が早期前葉から前期後葉までと時期幅が広く、その分布域は数カ所に分かれるようである。前述したように、その他の遺跡でも採取される遺物は乏しい。ここに1遺跡に集中して多くの人間が居住する様子はなく、居住箇所を移しながら小規模な集落が営まれた様子が窺える。南倉沢遺跡においての想定居住域もけっして広いものではなく、大集落ではありえない。早・前期においては、その生活拠点は山間部にまで広がっているものの、個々の集落の規模は小さいという状況が推測される。

中期は遺跡の数が最も多く52カ所である。中期でも前半の遺跡が多い。出土する土器は初頭から前葉は関東系の五領ヶ台式や阿玉台式など関東系が多いものの、中葉になると大木8a・b式が増加し、大木系土器文化圏に入ると思われる。しかし、中期後葉・末葉の大木9・10式期の遺跡は非常に少なくなり、人々は南会津から離れているようである。該期の遺跡の分布は、盆地内の①～④の立地条件によく認められる。阿賀川水系における中期の遺跡は盆地内にほぼすべてが収まる。伊南川流域においては、例外的に上流域の岩窓・鐘突堂遺跡のように標高700mを超える支流の不連続な段丘上にも位置するケースが認められるが、山間部に入り込まない点は同様である。集落の規模は、館岩村の松戸原や鐘突堂、田島の寺前や上ノ台遺跡などの断片的な調査結果や、その他の遺跡の採取されている遺物の量から見て前期の段階よりも拡大しているといえる。

後・晩期の土器が確認された遺跡は後期37カ所、晩期30カ所である。中期以前の状況に戻って、山間部の①～④の条件の場所に多く認められるが、早・前期のような⑤の地形には存在しない。盆地内の中期の居住地に再び占地するか、檜枝岐の遺跡のように上流域の狭い段丘上まで進出することもある。若干の調査結果や分布の状況から想定される集落は、中期ほどの規模はなく、早・前期同様、分散して小規模な集落を営んでいたといえる。

中期以外の遺跡が山間部にも立地するのに対し、中期とくに中葉の大木系の土器を出す遺跡は、ある程度の広さを持った段丘を必要とし山間部には進出していない。集落の規模・数量ともに他時

期よりも増大しており、山間部から盆地内に移住し、数カ所に集中して居住しているようでもある。これは、今回の調査で中期の土器が出土していない事実と符合しており、山間部に中期の集落は存在しないと考えられる。

このように中期中葉には集落が集中化するが、後葉・末葉には一時的に衰退し、後期初頭には再び集落分散化の状況が認められる。この動向は、一般的な縄文中期の集落変遷像と一致する。この論は環状集落の発達と崩壊から述べられるものであり、南会津で全貌の明らかになった集落遺跡自体がなく、実状は不明である。ここでは類似する可能性を指摘するだけにとどめる。

人の移動

河川沿いに縄文時代各時期の遺跡が分布することからは、縄文人が河川や沢伝いに移動する様相が窺える。今回の調査でも分かるように南会津は関東とのつながりが強い。河川を溯り、峠に至るルートを通ったと思われるが、関東へ抜けるためには那須・奥羽山脈、帝釈山、燧ヶ岳をはじめとする山地を越える必要がある。那須・奥羽山脈を越えるルートには、観音川上流から甲子峠を通過して阿武隈川源流を下って中通りを經由するルート、加藤谷川上流から大峠を越え那珂川流域に抜ける松川新道がある。燧ヶ岳の東麓には檜枝岐から尾瀬を抜ける沼田街道が通る。那須と帝釈山の間の分水嶺には阿賀川上流の山王川から山王峠を通り鬼怒川上流の男鹿川に抜ける下野街道、伊南川支流の鱒沢川から安ヶ森峠を抜け鬼怒川支流の湯西川に抜けるルートがある。それぞれ近世において利用された街道であり、現代においても山王峠などは幹線道路として利用される。

那須山・奥羽山脈、帝釈山以西の山地は2,000mを超す険しい高山である。これらを越えるルートの通行には難が伴うだろう。これら2つの山岳の間、館岩から下郷まで続く県境の分水嶺は1,000~1,500mと比較的低い。また、山頂部付近まで阿賀川上流の山王川や伊南川支流の鱒沢川などの河川が入り込んでいる。さらに峠を越えるとすぐに男鹿川や湯西川といった鬼怒川水系の河川が流れており、通行は比較的容易と思われる。これらの場所に山王峠、安ヶ森峠などの交通路が開かれている。男鹿川流域の塩谷郡藤原町の縄文時代遺跡には、早期に常世式が見られ、前期後葉には浮島式が卓越する。中期においては大木式が流入するものの、末葉に至ると大木10式が減少するなど南会津の変遷に近い様相を見ることができる(上野2002)。ここに、南会津と鬼怒川水系流域との密接な関係が認められ、これを伝っての関東系土器の流入が推測される。地域間の交流で最もわかりやすい例が石器石材の交換であろう。藤原町では、東北系の珪質頁岩が数多く確認され(上野前掲)、南会津では、田島町での表面採集資料中の黒曜石が鬼怒川流域の高原山産と判定された例もある(樋口1996)。また、今回の調査で出土した土器の文様からは施文具として貝殻が搬入されていたと思われ、関東地域と結びつくことにより海産物を得ていた可能性も指摘できる。

また、川伝いの通行を考えたときに、小野岳・大戸岳が作る阿賀川の渓谷は交通の障害となる。会津盆地へ向かうには小野川を溯り大内を經由して会津高田・本郷方面へ出るルートが考えられる。会津高田の前期後葉の遺跡において興津式の相当量の出土が認められることは、ここが、該期に浮島式・興津式土器の文化圏であった南会津から会津盆地へと抜けるルートであったことを示す。こ

れはかつての下野街道と同様のルートである。

ま と め

南会津における縄文遺跡は、盆地、山地問わず、河川の合流点や沢の開口部など水利面で有利な平坦地・緩斜面を必須条件としている。その変遷は、早・前期には小規模な集落が山頂部緩斜面までの広がりを見せ、中期には盆地内に比較的規模の大きい遺跡が集中して形成される。中期末葉の一時的な衰退期を経て、後・晩期には再び山間部も含めた段丘上に小規模な遺跡が築かれるようになる。また、これらの遺跡の分布状況から見えてくるのは、河川伝いの交通である。他地域との交流も河川遡行―峠―河川下行というルートが推測される。土器の様相からは、関東方面では鬼怒川流域との繋がりが強いと思われ、会津盆地方面では高田を通過しての交流が考えられる。

南倉沢遺跡の特徴を以上から評価すれば、①標高750m付近に位置する、②支谷の開口部付近の緩斜面に立地する、③出土土器は早期・前期・後期に属し、中期が欠落する、④想定される集落の規模は小さいなど、南会津における山間部遺跡の典型といえることができる。今回の出土遺物は関東系文化が主であり、そこに東北系文化が混じっている。上述した交流の下に形成された遺跡である。

遺跡の分布状況には、700mを越す高所に冬季も居住していたかという季節的な移動など居住の形態に関する問題が関わる。変遷には、生業や社会構造の変化などが関わる。調査例の少ない現状では議論する材料が皆無であり、これらは資料の増加を待っての検討課題である。 (山 元)

第2節 平安時代の遺構と遺物

南倉沢遺跡では平安時代の竪穴住居跡が2軒確認できた。遺物は須恵器・土師器など土器類の他に鉄製品・銅製品が出土している。また下郷町で確認された平安時代の竪穴住居跡は、瀧平遺跡・豊後海遺跡の事例に加え3遺跡目である。さらに南倉沢遺跡は標高750m前後に位置し、福島県内でも最高地に営まれた集落跡のひとつである。本節では、南倉沢遺跡における平安時代の遺構・遺物に検討を加え、山間部集落の意義について考察する。

1 遺物の特徴とその年代

南倉沢遺跡で平安時代と考えられる遺物は、1・2号住居跡から出土したものだけである。その内容は須恵器・土師器・筒形土器・鉄鏃・刀子・銅銭・銅製筒金である。ここでは1号住居跡出土遺物を中心に、その年代について検討をする。

土師器・須恵器 1号住居跡の出土土器は、須恵器では杯・甕、土師器ではロクロ整形の小型甕と長胴甕である。図6-9に示した須恵器杯は、カマド廃棄後に燃焼面に伏せた状態で出土し、住居跡の使用年代を示す遺物である。その他の遺物は住居跡の覆土中から出土したものであるが、南倉沢遺跡では明らかに平安時代を前後する時期の出土遺物がない点から、これらが1号住居跡に伴うものとしても大過ないと判断した。2号住居跡は出土遺物が少なく、これが住居の土器組成を現

していないことに留意したい。

杯はすべて須恵器で、土師器杯は認められない。須恵器杯（図6-9）の特徴は、底部切り離しが回転ヘラキリで、体部下半の再調整は施されない。体部は内外面ともロクロメが明瞭で、器面の凹凸が顕著である。色調は白色をなし、やや軟質な焼き上がりである。

須恵器甕は破片出土のもので、全体的な器形は不明である。須恵器外面のタタキメは、平行タタキメの幅が4～5mmと幅広い。その他の器種として、2号住居跡の広口瓶がある。これは大戸窯跡産と推定される。

土師器甕は全体的な器形が分かるものはない。小型甕と長胴甕に分けられる。小型甕は1・2号住居跡ともに出土し、いずれもロクロを用いて整形されたものである。全体的に球胴形になり、体部下半にケズリは施されない特徴がある。長胴甕も1・2号住居跡ともに出土しているが、整形方法に違いがある。1号住居跡の長胴甕は、ロクロを用いて作られるもの、タタキメの入るものがある。2号住居跡の長胴甕は、ロクロが用いられていない粘土紐巻き上げで造られている。

土器の年代については、1号住居跡の廃絶に伴う須恵器杯で検討する。会津地方の須恵器については、会津若松市大戸窯跡の出土資料をもとに編年が行われている。それによれば南原19号窯跡の須恵器杯に類似し、9世紀前半から中葉にかけてとされる。1号住居跡の年代もおおよそこの時期と判断できる。

会津地方の平安時代の土器について分析した山中雄志によれば、9世紀前半代までは須恵器杯が量的優越にあり、9世紀中頃には土師器杯が量的に須恵器杯を逆転するとしている。また土師器甕は、9世紀前半にロクロ整形の長胴甕が出現すると指摘する。南倉沢遺跡1号住居跡と比較すれば、山中のいう9世紀前半に比定でき、これは大戸窯跡の須恵器編年ともそれほどの矛盾は認められない。

2号住居跡は明確な時期決定資料はないが、土師器長胴甕が粘土紐巻き上げにより作られるものを含む。ロクロを用いられる土師器甕よりも古い時期の特徴が認められる。しかし猪苗代町登戸遺跡7号住居跡では、9世紀前半代に粘土紐巻き上げ成形による長胴甕が伴うことが知られている。この点からも会津地方の土師器甕が、9世紀前半代を境に画一的にロクロで作られるとは断定できない。一部ロクロを用いないものも混在しているのであろう。さらに2号住居跡から出土した須恵器広口瓶の高台は、断面が三角形状をなし、大戸窯跡編年では9世紀中頃の新しい特徴の一つとされる。こうした遺物が見られる点から、2号住居跡の年代は、おおよそ9世紀前半代に収まるであろう。

住居跡の年代に関連して、付編2では1号住居跡の堆積土中に多量に含まれている白色細粒について分析を行った。その分析結果によると、榛名山二ツ岳伊香保テフラ（Hr-FP、6世紀中葉）とされる。1号住居跡出土土器の年代観と約300年の年代差がある。1号住居跡の土層観察では、1・2層の白色細粒は純層に近い均質な状態で、住居床面を覆うように堆積していた。分析結果が示すようにHr-FPであれば、白色細粒の純層であるLⅢを起源とする二次的な再堆積土としか

考えられない。いずれにせよ南会津地方でHr-FPとされる白色細粒火山灰が確認されたことで、今後の発掘調査では、これら火山灰の降下年代と遺構の年代観との相違について注意を払う必要がある。さらに古墳時代の竪穴住居跡にしばしば見られるHr-FPも同様で、その降下年代と土器の年代観とに相違があることも確かである。Hr-FPについては、分析結果に基づく降下年代をそのまま援用するのではなく、堆積土の認識を含めた再検討が必要であろう。

筒形土器 筒形土器は1・2号住居跡ともに出土している。粘土紐を巻き上げて作られ、外面にはその接合痕を明瞭に残す。内面はナデが施され、外面に比べれば器面は滑らかになる。

筒形土器の用途については、塩生産に関わるとされる。出土例が増加した現在でも、製塩に用いられた土器とする見解を否定しうる知見は得られていない。筒形土器は福島県内のほぼ全地域において出土例が知られるようになり、「焼き塩」過程から「運搬」過程まで用いられた土器とする見解が一般的となっている。

南倉沢遺跡の筒形土器についても、これら見解を否定しうる所見はなく、塩生産とその流通に関わる土器としておく。本遺跡において筒形土器が出土する意義として、以下の点があげられる。①下郷町では塩生産が行われていない。このことは「運搬」を示す遺物である。②筒形土器の多くは、破片となって出土する。これは福島県全域の出土例でも同じで、特に内陸地の場合は、一般的な傾向として捉えられる。このことは筒形土器を割り取りながら塩を使うことに起因するのであろう。③1号住居跡では筒形土器2～3個体程度を保有している。会津高田町腰巻遺跡1号住居跡と比較しても、筒形土器の保有数に大差ない。また浜通り地方の楢葉町赤粉遺跡でも、1軒の住居跡から出土する筒形土器は2～3個程度で、多くても5～6個である。筒形土器の保有数は生産地からの距離に比例する入手の容易さだけではなく、生活必需品としての保有数と理解できる。

金属器 各住居跡ともに鉄製品・青銅製品など金属器を少量保有している。1号住居跡では刀子・鉄鏃、2号住居跡が銅銭と銅製筒金である。

刀子は切先部分の小破片である。生活全般に使用される道具で、逆に限定的な使用目的は特定できない。鉄鏃は鏃身の形状が逆台形をなし、一見雁股鏃であるが、上端部の断面形が三角形をなし、刃部の幅が広い。鏃身の形状から、柳葉形をなす征矢のように甲冑をも貫く対人武器とは考えにくい。むしろ刃部幅が広いことから傷口を広げる鏃身で、狩猟用の鉄鏃と考えた方が無難であろう。

銅銭は2号住居跡のカマド内から出土した。銭種は不明である。カマドに明らかな後世の攪乱がなく、出土状況からは2号住居跡に伴いそうである。さらに付編3の成分分析の結果からも、新寛永通寶ではないとされる。平安時代の国産銅銭であるならば、和同開珎など皇朝十二銭の可能性はある。舶来銅銭であるならば唐銭であろう。

皇朝十二銭の出土例を見ると、①竪穴住居跡の覆土から出土、②胎盤埋納に関連して土器内部から出土、③柱穴・住居床下から出土、④横穴式石室・蔵骨器内部から出土、⑤備蓄銭、⑥その他採集遺物などに分けられる。②～④は銅銭の本来的な貨幣としての意味を離れ、祭祀具の一つとして理解できる。⑤・⑥は既に銅銭の出自が不明になった例で、銅銭の意味を検証できない。

①は、住居内でも床面上や覆土中から出土するなど様々で、銅銭が貨幣として流通していることを否定できる出土状況ではない。しかし陸奥国をはじめとする東国でも、平安時代の銅銭がその貨幣価値に見あっただけの出土量は確認されていない。南倉沢遺跡の銅銭は、貨幣としての意味だけでなく、②～④とした側面をもつ可能性が高い。

銅製筒金は一方が塞がる円筒形をなす。巻末の成分分析の結果では、平安時代よりも新しい時期と推定されている。銅製筒金の用途は不明である。

2 竪穴住居跡の特徴と集落形態

竪穴住居跡の特徴 1号住居跡の平面形は正方形で、規模は4m×4.2m、床面積は16.8㎡である。住居跡の構造は、床面において柱穴は確認できず、カマド脇の東壁中央に柱穴2基がみられる。床面は掘り込んだ地山面をそのまま床面とする。壁溝はカマドが造られた東壁を除いて、「コの字」形に巡る。カマドは1・2号住居跡とも南西隅に位置する。カマドの構造は燃焼部が外側に張り出す。細長く延びる煙道部はない。1号住居跡は住居廃絶に伴いカマドを壊しているため、その詳細を窺うことはできないが、カマド袖の心材に平石を利用している。2号住居跡のカマドは燃焼部底面が床面より深く、袖に平石を立てて心材とし、それを粘土で被覆している。カマド底面の深さに違いがあるが、基本的な構造は1・2号住居跡ともに同じである。

南倉沢遺跡1・2号住居跡と平安時代の竪穴住居跡と比較する。類例として猪苗代町登戸遺跡8号住居跡（9世紀前半）、会津高田町下掘際遺跡3号住居跡（9世紀前半）があげられる。図50に示した登戸遺跡8号住居跡は、全体的な平面形だけでなく、カマドが住居隅によった部分に造られ、カマド周辺のでくりが酷似する。さらに柱は4本柱であるが、その内の2本はカマド脇の壁際に設けられる。壁際に柱が取り付く1号住居跡と共通する。下掘際遺跡3号住居跡は柱穴の位置は明確でないが、カマドが住居隅に位置し、袖の心材となる石が煙道付近のカマド奥まで用いられる特徴がある。

南倉沢遺跡1号住居跡は、会津地方の平安時代の竪穴住居跡と比べても、その構造に大きな相違点を見出せず、平野部に位置する一般的な竪穴住居跡と共通することを特に明記しておく。

集落の形態 今回の調査では、集落跡の全容を解明したわけではない。ここでは竪穴住居跡の立地から、集落の景観を復元的に検討する。

南倉沢地区の地形は、周囲を標高1000m級の山に囲まれた山間部において、西側に向かって開けた傾斜の緩い谷となる。谷底を流れる小谷川により開析された段丘平坦面が形成される。地形的には、南倉沢地区以外の場所は急斜面となり、集落に適した場所は望めない。このことは南倉沢地区以外では農耕地の確保もできないことである。

南倉沢遺跡の景観を復元すると、小谷川の河岸段丘面には畑地を中心とした農耕地、竪穴住居などが営まれたのであろう。当時の降雪量・風向きなどを知る手がかりはないが、1・2号住居跡のように尾根を背にした東向き緩斜面に竪穴住居が造られていたのであろう。一方小谷川北岸は調査

が行われていないため、土地利用の詳細は不明である。南岸の地形と比べて急傾斜であることからすれば、畑地であった可能性が高い。竪穴住居の数は、段丘面の広さなどから勘案しても10軒程度であろう。掘立柱建物は未確認である。人口は竪穴住居1軒あたり4～5人としても50人前後であろう。集落の労働力人口としては20人程度と推定できる。

会津盆地の集落景観を復元すれば、河岸段丘の平坦面に集落が造られる。その周囲には水田が広がり、段丘面と河川の間には水路が縦横に走る景観が復元できる。集落内部は、竪穴住居の他に掘立柱建物が立ち並び、その中には区画施設を伴う比較的大きな建物も存在する。

南倉沢遺跡では掘立柱建物は確認されていない。会津盆地では平安時代頃に竪穴住居と共に掘立柱建物が造られる時期である。また山間部に営まれた集落では、掘立柱建物跡が伴わない事例が多い。このことが会津盆地の集落との違いとして現れているのであろう。

3 南倉沢遺跡の平安時代集落の性格

集落の特徴 南倉沢遺跡の平安時代集落の特徴として、以下の点があげられる。

- ①標高740mに立地する集落跡で、阿賀川周辺の河岸段丘面との比高差が250m以上である。
- ②南倉沢遺跡は甲子峠を越えて白河方面へと通じる道沿いに位置する。
- ③竪穴住居跡の構造は、会津盆地内にある一般的な竪穴住居跡と大差ない。
- ④南倉沢地区の地形から、竪穴住居跡が10軒程度の小規模集落であったと推定される。掘立柱建物跡は未確認である。
- ⑤出土遺物の特徴から9世紀前半代と考えられる。遺物量は少量であるが、土器の組成などに他地域と大きな違いが見いだせない。
- ⑥須恵器・筒形土器・金属製品など、明らかに他地域からの搬入品を保有している。
- ⑦銅銭（皇朝十二銭？）を保有する。

南倉沢遺跡集落の性格 上記の特徴から、南倉沢遺跡集落の性格を導き出していきたい。

先ず③～⑤について、竪穴住居跡の構造や出土遺物の特徴は、山間部と平野部に位置する集落と何ら変わらない。このことから南倉沢遺跡では、平野部の集落における住居形態や食物の調理方法などは基本的に同じである。掘立柱建物跡がない以外は、盆地内の集落と大差ない。

①に関連して、古代において阿賀川は交通や物資の運搬にも利用されるだけでなく、兩岸に広がる段丘は集落や田畑として利用されている。この点は、古代集落を考える上でも重要な占地条件の一つであることは言うまでもない。南倉沢地区内を流れる小谷川によって、形成された狭い河岸段丘が居住区域や耕作地となる。当時の自然環境を考えれば、標高750mは寒冷であることは想像に難しくなく、特に水田稲作は不向きであろう。このことから基本的な生業は畑作農耕であり、その他に1号住居跡出土の鉄鏃から、狩猟なども行われていたと推定される。

⑦では、南倉沢遺跡2号住居跡では銅銭（皇朝十二銭？）を所有する人物が居住していたことを推定できる。言い換えれば、南倉沢遺跡集落の社会的背景を窺うことのできる資料でもある。いわ

ゆる律令制からの逃散・逃亡農民の集落ではないことは明らかで、政治的地域支配の影響力が強い集落ということができよう。

次に⑥では須恵器は会津若松市大戸窯跡の製品、筒形土器の形状と製作方法は福島県浜通り地方の特徴に共通する。これは南倉沢遺跡の集落が、独自の生産・獲得物を基に交換などによって生活必需品を得ることができるという広義の意味で交換経済の中に組み込まれた集落である。さらに②との関連で、現在の下郷町は『倭名類聚抄』によれば会津郡長江郷に比定される。甲子峠を越えて白河方面に至る交通路が平安時代に存在するか否かについては、南倉沢遺跡の調査だけでなく、文献史的にも立証する資料は得ていない。しかし南倉沢地区から甲子峠方面の地形を見れば、現在の国道289号以外はあまりに険しい急傾斜で、交通路に適した立地条件ではない。この点を積極的に評価すれば、南倉沢地区近辺に会津から白河に通じる交通路が存在していても良さそうであり、他地域の物品が出土している背景となるのであろう。

4 ま と め

山間部小規模集落の研究では、平安時代に急増するこれらの集落を「離れ国分」や「山棲み集落」、「非平地小規模集落」などとする様々な論考が散見できる。ここで着目されている点は、集落の周囲に畑作・水田など農耕可能な場所の存否であり、これを基に集落構成員の生業を農耕民・非農耕民と区別している点である。しかし、南倉沢遺跡では明らかに他地域からの搬入品があることから、既に売買や交換などの方法が確立していたと考えられる。この場合、集落の生産物・獲得物を代価に米など生活必需品を入手し、集落を維持していたとも考えられる。農耕地や水田の存否だけで集落全体の性格づけや集落構成員の生業を特定する必要もないであろう。

福島県の山間部集落研究では、玉川村平ヶ谷地A遺跡1号住居跡の意義について検討を加えた井憲治の論考がある。井は福島県内22例の山間部小集落を取り上げて分析している。Ⅰ類は鍛冶遺構などの確認例から小鍛冶を生業とする工人集落、Ⅱ類は筒形土器を製塩土器と理解し、運送業など商業的な集落、Ⅲ類は掘立柱建物の検出例から堂守的住居、Ⅳ類は上記Ⅰ～Ⅲ類に当てはまらない集落とし、畑作に依拠した農耕集落としている。この分類から、平ヶ谷地A遺跡1号住居跡はⅣ類に該当し、その居住者は畑作農耕・木地師に従事する人々と推定している。

近年の発掘調査で内陸地の集落においても筒形土器の出土が普遍的に見られる。筒形土器の出土だけでⅡ類を商業的集落とする理由もなく、「交換」などで塩を入手したと考えれば、その実態はⅣ類と考えても良さそうである。同じくⅢ類でも確実に宗教関連の「お堂」と判断できる掘立柱建物の例も極めて少ない。平安時代前期頃は堅穴住居に伴って掘立柱建物が造られはじめる時期でもあり、掘立柱建物の存否だけで集落の性格を特定するには注意を要する。逆にⅢ類の割合は少ないことから、掘立柱建物を伴わないことが山間部集落の特徴のひとつになるだろう。

Ⅰ類の分類基準である鍛冶遺構の存在は、鍛冶を専門とする工人集団の集落、集落構成員の職能としての鍛冶と2つの意味を持つ。この両者の見極めは困難であり、工人集落とした場合、郡衙や

寺院の造営に直接関連する「杣」に見られる鍛冶工人の集落など極めて特殊な事例であろう。このようにⅠ～Ⅲ類は明確な分類基準を欠き、集落の大部分がⅣ類になると指摘できる。

ここで井の分析を改めて評価すれば以下の2点となる。①平安時代になると奈良時代まで開発が及ばなかった山間部にも集落が造られる傾向があり、これは福島県の各地域でも確認できる。②集落の規模は数軒程度の竪穴住居跡からなる小規模で、掘立柱建物を伴わない事例が多い。

以上のことから、南倉沢遺跡の平安時代集落は、奈良時代までは手つかず状態であった山間部までも開発がおよび、そこに営まれた小規模集落と位置づけられる。このことは南倉沢遺跡だけではなく、福島県の各地でも確認できた山間部集落の特徴と共通する。竪穴住居跡の構造的特徴や周辺地形を考慮に入れると、基本的な生業は畑作農耕に依拠すると考えられる。山間部という立地を強調すれば、山からの獲得物を代価にして米・塩・須恵器など生活必需品を入手していたのであろう。ここで言う「山の獲得物」とは単に「山の幸」だけでなく、獣皮・木材・薪燃料・生漆・鉱物資源など多岐に渡る品々も含まれる。

こうした平安時代集落が山間部に進出する意義については、地域社会が山間部を開発できるまでに発展・成長したことを示している。そこには陸奥国南部が国家的な後押しの基に社会基盤の整備が行われた結果であろう。さらに山間部開発が一般的な小農民層だけでは着手できない大事業であり、それを主導する政治的有勢者や富裕農民等の存在が欠かせない。2号住居跡出土銅銭が、山間部開発を主導する有勢者の存在を垣間見せる資料となるかもしれない。

福島県では標高750mを越える高所の発掘調査が少ないだけでなく、平安時代集落跡の確認された例も極めて少ない。今回の調査成果だけで南会津地方の平安時代山間部集落を論じることが早急である印象は否めない。今後は類例の増加に加え、平野部を含めた総合的な分析を試み、山間部集落の歴史的意義を再度検討したい。(福 田)

第3節 古代竪穴住居の上屋構造とその復元

下郷町南倉沢地区には、茅葺き屋根が地面まで葺き下ろされた建物が現存していた。この建物の外見は、復元された古代の竪穴住居を彷彿とさせるものであった。今回南倉沢地区の協力を得て、この茅葺き建物の調査を行う機会を得た。その他に壁建建物も2棟現存していた。本節ではこれらの建物と発掘調査の成果をあわせて、竪穴住居跡の構造復元を試みる。

1 南倉沢地区の茅葺き建物の構造的特徴 (図44～50, 写真25～36)

調査対象とする建物は、いずれも下郷町南倉沢地区を走る一般国道289号線沿いに所在する。建物の名称は北側から1～3号建物とした。1号建物は南倉沢地区の共同炭焼き小屋として昭和50年代に建てられたもので、現在も使用している。2・3号建物は1号建物から国道289号線を200mほど登った位置に所在し、畑地の脇に隣接して建てられている。これらは農機具を収納する小屋となっ

ているが、古くは住居としても利用されていた。

1号建物 1号建物は2本柱で棟木を支え、茅葺きの切妻屋根が地面まで葺き下ろされる構造である。建物の横断面は三角形となる。垂木は棟木の上から地表面に向かって斜めに据えられ、壁際に垂直に打たれた壁柱と固定される。さらに垂木と直交するように板材が取り付けられ、この上に茅屋根が葺かれている。建物の内部には炭窯が2基並んで造られ、その前面は作業場となる。

建物内部の規模は、奥行きが8.3m、奥壁の幅が6.9m、間口の幅が6.6mである。屋根頂部までの高さは5.1mであるが、作業場床面から棟木の中心までの高さは4.3mを測る。2本柱・棟木は直径25cm前後の太い丸太材、壁柱・垂木は直径10cmほどの細い丸太材が用いられる。各部材の固定はロープで縛っただけで、その補強に筋交いを多用している。

1号建物は垂木の組み合わせ方に特徴がある。垂木はロープを用いて固定するため、棟木の上では左右の垂木が互い違いに並ぶ。この時垂木の末端は、奥行き方向にそれぞれ平行にずれる。そのため、側壁と奥壁とが直角とならず、床面の形が平行四辺形となる。奥壁は垂木にあわせて垂直に立ち上がる。さらに壁柱と垂木を骨格として、トタン材を用いて壁を造っている。奥壁外面には茅が葺かれている。入口側は奥壁にトタン材による庇を取り付けた様な構造である。

1号建物の内部には炭窯が2基並んで造られ、炭窯焚き口の前面は作業場となっている。その作業場に直径50cm、深さ20cm程度の穴が2つある。右側は消し炭をつくる穴、左側は木炭窯の焚き口を塞ぐための不純物を含まない粘土をつくる穴と明確な機能分けがあるらしい。このことは古代製



図44 1～3号建物位置

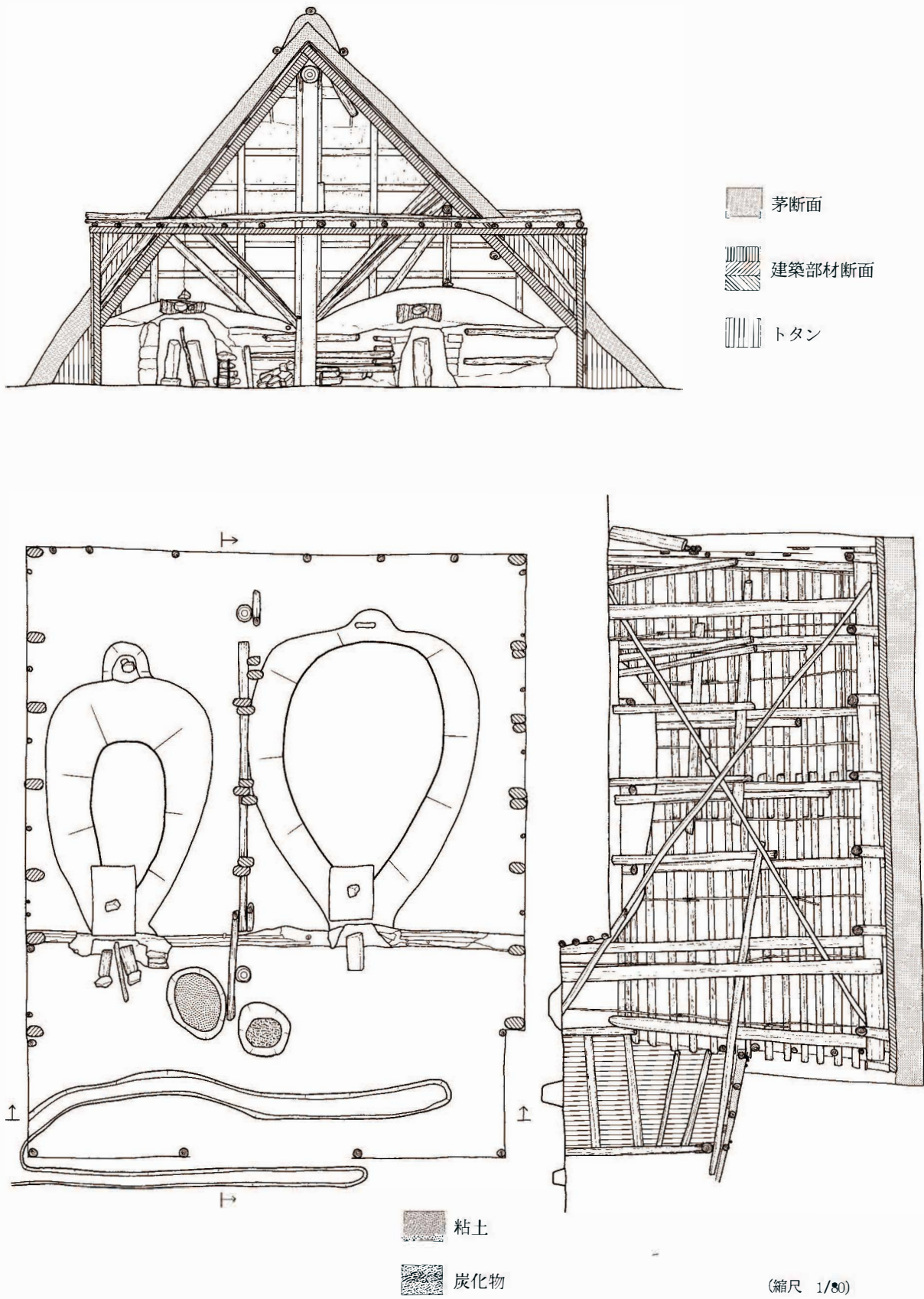


図45 1号建物 (1)

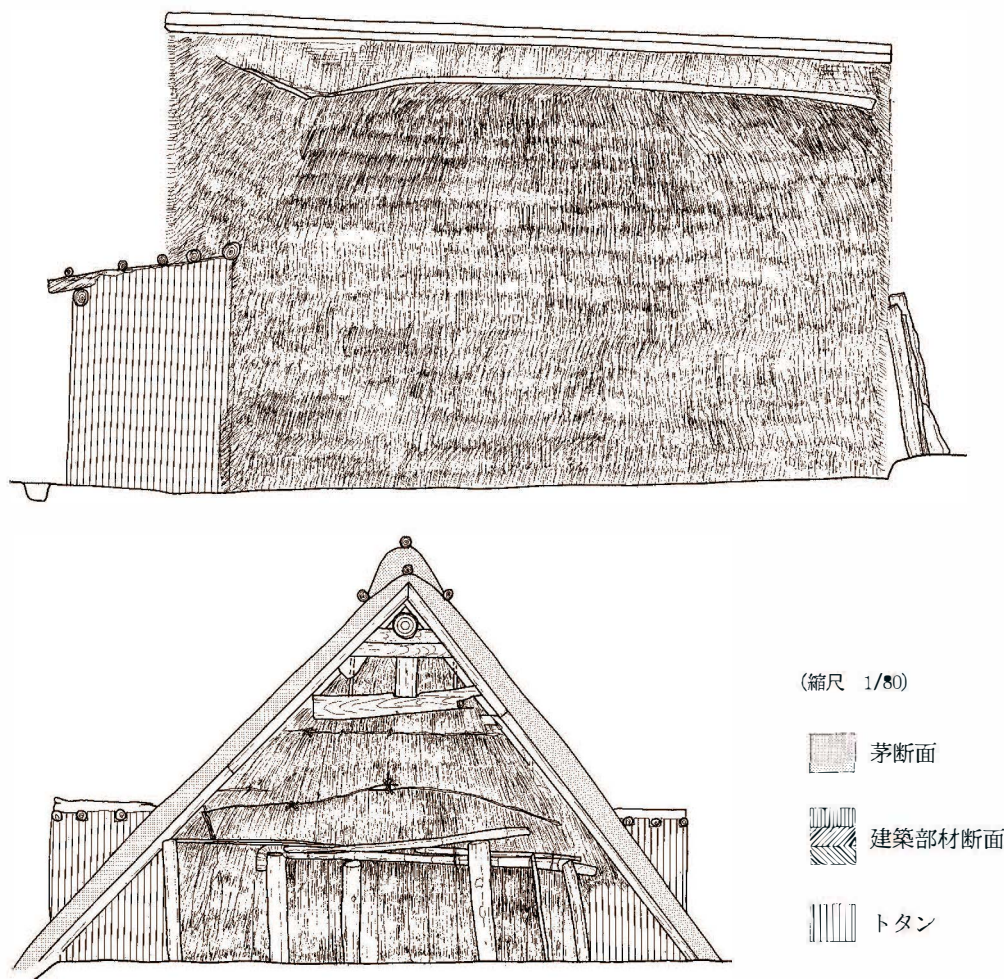


図46 1号建物 (2)

鉄戸跡の作業場に円形坑がある調査事例がみられ、こうした円形坑の機能を窺うことができる。

2・3号建物 両方の建物は、いわゆる壁建ちの小屋で、屋根は寄せ棟になる。2号建物の規模は、各柱の芯々距離で桁行きが5.4m、梁行きが3.6mである。屋根頂部までの高さが3.9m、床面から棟木の中心までの高さが3.4mを測る。3号建物は2号建物よりも一回り小さい。その規模は桁行きが4.7m、梁行きが3.1mを測る。床面から棟木の中心までの高さは、2号建物と同じく3.4mである。屋根頂部までの高さは、茅がやせてしまい3.6mと低くなる。

2・3号建物の外見は、復元された掘立柱建物のようなものであるが、柱は地中に埋めていない。棟木と垂木は丸太材であるが、それ以外の部材は角材を用い、それぞれホゾ・ホゾ穴で固定している。構造は長方形箱形の木枠の上に寄せ棟になる屋根をのせている。地表面は平に整地しただけで、木枠下部を直接地面に置いている。屋根は10本の柱と対応する梁・桁となる木枠上端部から、それぞれ棟木に向かって斜めに材を渡して骨格を造る。この骨格を基に棟木から四辺の軒に向かって垂木を渡し、屋根の隅は垂木の長さで調節している。側壁の骨格となる柱の中央には、長さ10cmで、幅3cmのホゾ穴が2段設けられ、それに板材が通されている。これと上下の木枠を支えとして、壁材となる薄い割板を縦に並べている。この部分の固定には一部鉄釘を打ち補強している。また壁

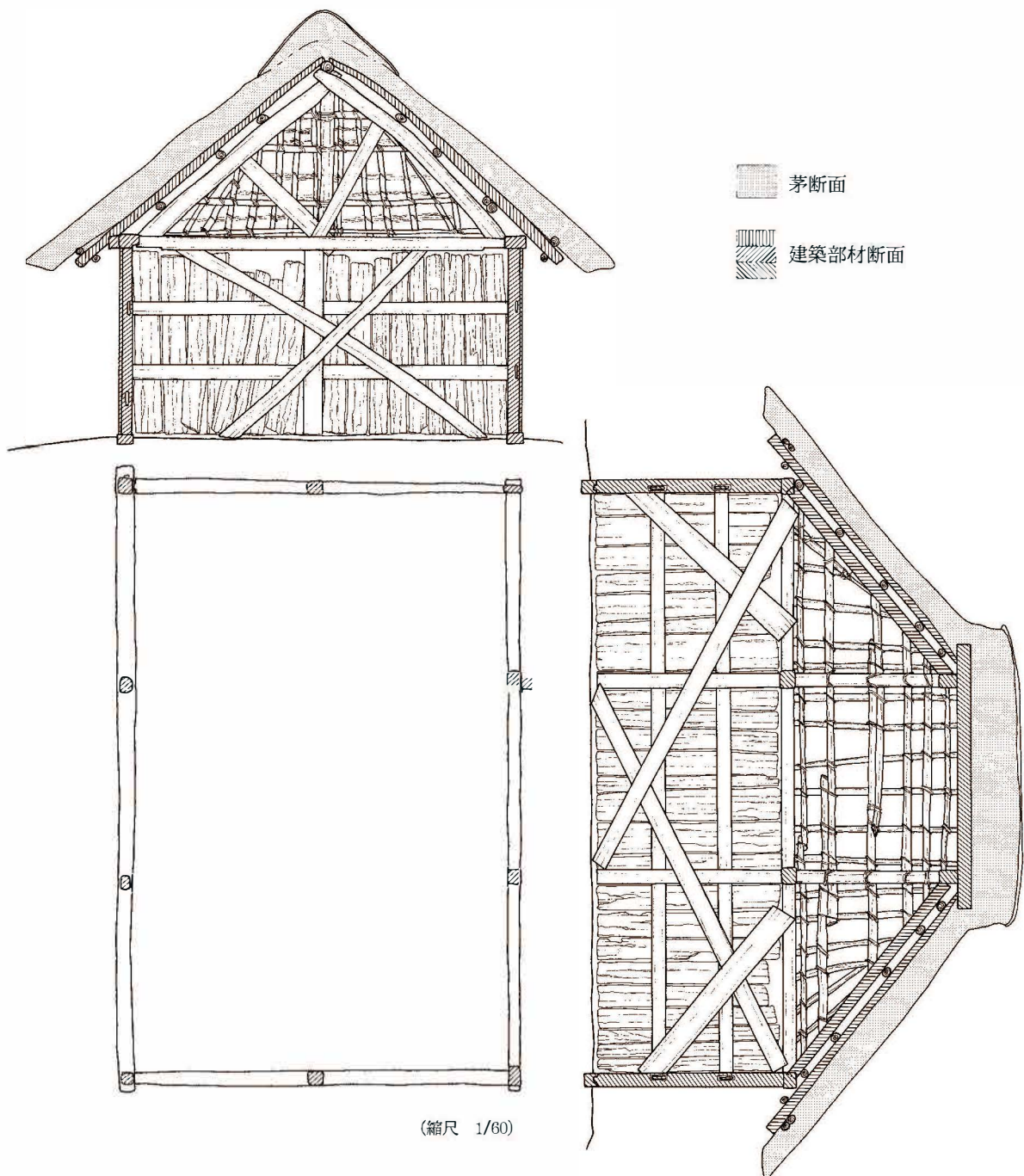


図47 2号建物

材の取り付け方に違いがあり，2号建物では側壁中央の支えの外側，3号建物では内側に壁材が取り付けられている。

2・3号建物の特徴は，①長方形箱形の木枠に，寄せ棟となる茅葺き屋根をのせる構造である。②地表面を掘り込まず，木枠を直接置いて基礎とする。③柱材の結合にホゾ・ホゾ穴が多用される。特に，1号建物とは建材の固定方法に明瞭な違いがある。そのため建物の平面形は，各部材の重なり幅がない整った四角形となる。

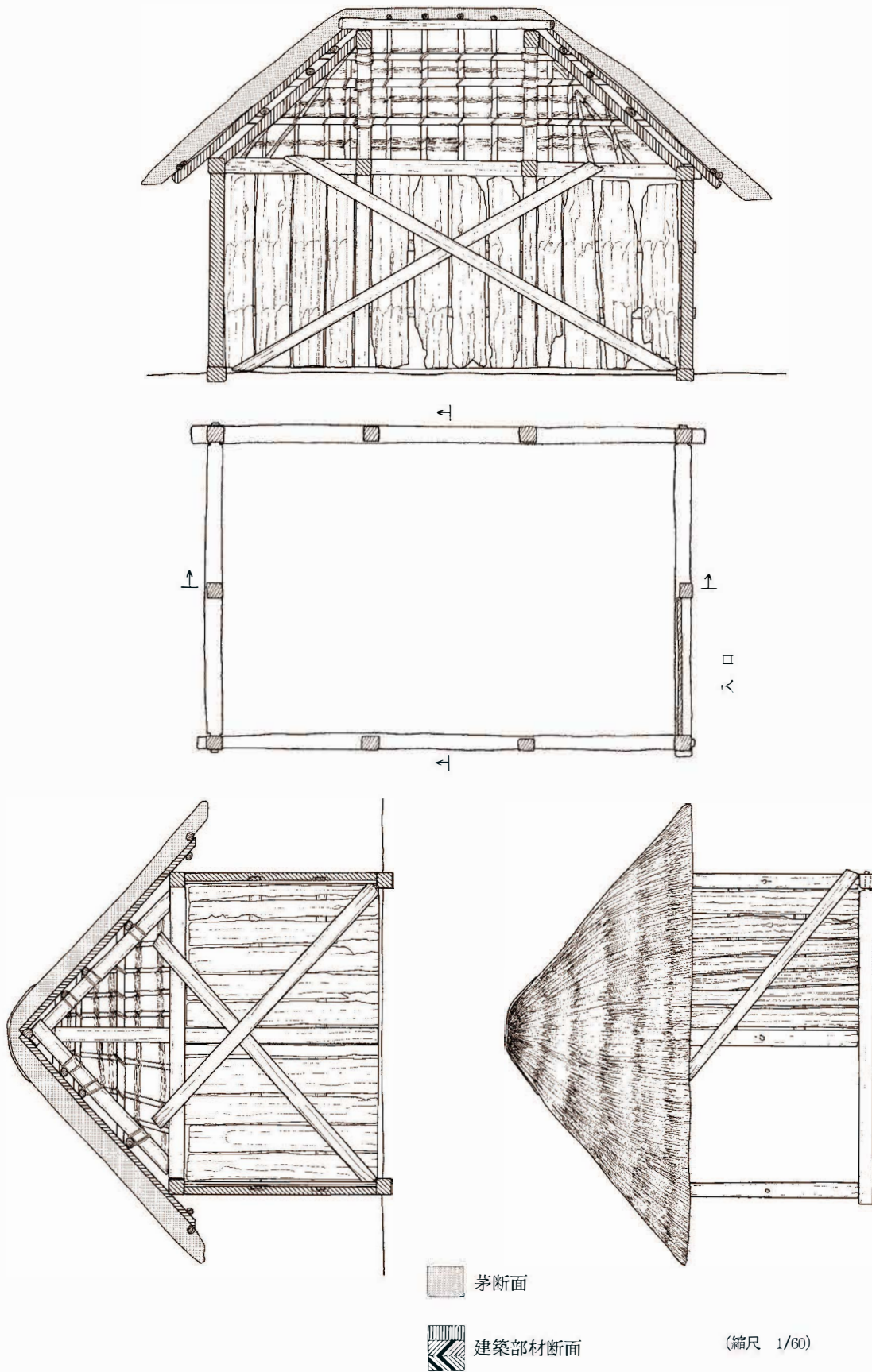


図48 3号建物

2 古代竪穴住居跡との比較検討 (図49・50)

竪穴住居跡の構造復元にあたって、次の4点に着目した。①住居の深さ、②木組み方法、③主柱の数と配置、④床面の形、これらと調査事例を比較する。

①竪穴住居の深さ 住居跡の深さは、上屋構造に関わることは当然で、特に屋根の傾斜角に表れてくる。群馬県黒井峰遺跡・中筋遺跡で確認された火山灰で埋没した竪穴住居跡（古墳時代）では、住居周囲に周提状の土盛りが伴うことが知られている。福島県の事例では、会津高田町鹿島遺跡1・4号住居跡（縄文時代前期）に見られる。奈良・平安時代の竪穴住居で、確実に周提をもつ例はさらに少ないが、一応は周提が取り巻くと推定している。

竪穴住居の深さを推定する手がかりには、矢吹町後原遺跡1号住居跡で確認された住居出入口の梯子施設を事例とした。この住居では周壁が垂直に立ち上がり、梯子痕跡の傾きが約60°である。この両者が交わる点を竪穴住居の深さとした。この深さは0.9mであるが、出入口部分の高さであって、周提上端部を含めた深さではない。それは出入口には周提が回らない可能性があるためである。中筋遺跡1号竪穴住居跡では、周提上端から床面までの深さは1.5mで、旧表土上面から周提上端までの高さ0.8mとされる。この事例と比較すれば、地表面から床面までの深さに大差はなく、竪穴住居の深さは、周提まで含めれば1.5mほどと考えられる。

②木組方法 各部材の結合方法について考えてみる。柱穴の土層断面や焼失住居跡の炭化材などの観察によれば、丸太材がかなりの割合で用いられている。奈良・平安時代の宮殿や官衙的建物、寺院建物などの掘立柱建物は整った形の建築物であり、接合部分に加工が施された部材や製材された角材が用いられている。竪穴住居程度の一般的な建築物の柱材には、木を切り出して樹皮をはぎ

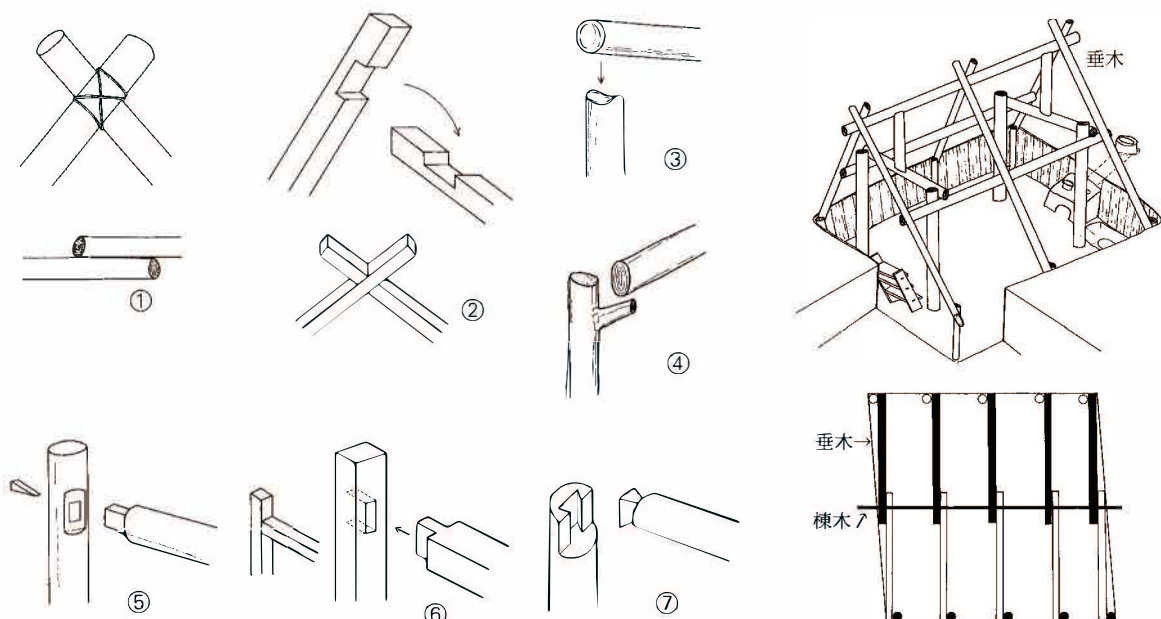


図49 木組みと復元模式図

取っただけの「丸太材」が用いられるのであろう。

各部材の結合方法については、図49に示した方法を想定している。柱材に加工を加えないで、縄で縛り固定する方法もしくは木の股を利用する方法、ホゾとホゾ穴など柱材に加工を施す方法の2つに大別できる。これらの違いは、部材の重なり幅の有無として現れ、整った形の建物になるか否かの違いにもなる。その他に鉄クギ・カスガイなどを使用した固定方法も考えられるが、竪穴住居跡からこれらの出土例は極めて少なく、この方法は一般的ではないのであろう。

縄縛り固定は、互いの材を固定する結合力は小さいが、特段加工を要せず容易に固定できる。結合部分は互いの材木が重なるため幅広になる。図49-①のような結合方法では、左右の垂木が互い違いに接しているため、建物の平面形にゆがみが生じる。

ホゾ・ホゾ穴結合は、木材を加工する技術力を要する反面、その結合力が強い特徴がある。また部材の結合幅がないため、整った形の建物を造ることができる。図49に示すように、加工は様々な方法が考えられる。ホゾの固定をより強固にするには、クサビも利用されているのであろう。近年富山県桜町遺跡でホゾ穴のある建築部材の出土例が増加し、その起源は縄文時代まで遡りそうである。

●**主柱の数と配置** ここでは主柱穴の数とその位置の検討に加えて、梁・桁・垂木・棟木などの結合方法に着目してみる。

古代竪穴住居跡を、主柱穴の数とその配置から大まかに分類すれば、柱穴が四本柱で四角形(A)、住居の中軸線上に2本柱(B)、柱穴がない(C)、4本以上の柱が四角形(D)がある。

Aは最も一般的な構造で、柱穴の位置で幾つかのバリエーションがある。A1は住居隅から中央によった位置にある。A2は四本のうち2本が壁際に取り付くもの。

A1は一般的な竪穴住居跡の例である。この構造は4本柱の上端部で梁・桁を井桁に組み合わせる。桁材の上に棟木をのせる垂直方向の材が取り付く。または桁材を底辺、棟木を頂点として、それに斜めに渡して三角形を作る。棟木の長さや垂木の落とし方次第では、寄せ棟・切妻形の屋根になる。屋根の違いは柱穴の配置だけでは断定しにくく、カマドなど住居施設の配置も検討する必要がある。また棟木の支え方を考慮に入れれば、柱穴が住居隅にあるものは、桁材と住居掘形が近接すると、棟木と直行する側には屋根を葺き下ろしにくいいため、切妻屋根になる可能性が高い。住居中央に柱穴が配置されるものは、棟木の支えが中央によるため、棟木から切妻風に垂木を地面まで落とすには、ややバランスを失する。A1の多くは寄せ棟屋根となる可能性が高いと推定される。

A2の事例は猪苗代町登戸1号住居跡、玉川村江平遺跡21号住居跡、三春町四合内B遺跡5号住居跡などが挙げられる。壁際の柱はその位置から出入口と推定され、その柱と住居隅までの距離が狭く、この部分は寄せ棟屋根とはならない。この場合もA1と同様に四本柱は井桁状に組み、それぞれ梁・桁材となる。ただ柱を外に張り出して出入口を取り込んでいるため、屋根構造などの外見は出入口が垂直の壁となる以外は、A1と同じに寄せ棟となるであろう。

Dは比較的大型住居跡などに見られる。基本的な柱穴の配置は、Aと同様に四角形を基調とすることから、梁・桁も四角形に組まれる。上屋構造は柱が多いため、Aと同じであろう。

Bは住居跡の中軸線上に柱穴が2つ並ぶもので、いわき市タタラ山遺跡14号住居跡など確認例がある。この例では竪穴住居跡の平面形が長方形となる。また斜面部に立地する竪穴住居跡が多く、住居跡の中軸線は斜面の等高線と平行するなどの共通点が見られる。Bの構造は2本柱に棟木をのせて、そこから垂木を落とす構造になる。1号建物の構造を積極的に評価すれば、屋根は切妻形の葺き下ろしとなる。

Cは柱穴が確認できない、または柱穴を掘り込まない構造を採る竪穴住居跡で、明確な上屋構造を復元できない。ここで着目したい点は、実測調査を行った2・3号建物のように、木枠構造を採ることも考えられる。さらに床面に壁溝を設ける竪穴住居跡も存在し、この壁溝が木枠痕跡となる可能性も考慮に入れる必要がある。

2・3号建物の構造を積極的に評価すれば、柱穴がない竪穴住居跡や竪穴状の掘り込みをもたない住居跡、いわゆる「平地式住居」の構造を理解する一助となる。しかし削平された竪穴住居跡と平地式住居跡の見極めは困難であり、調査事例でも両者の明確な区分はない。Cには、木枠が利用された可能性を考慮に入れた調査を進めるべきであろう。

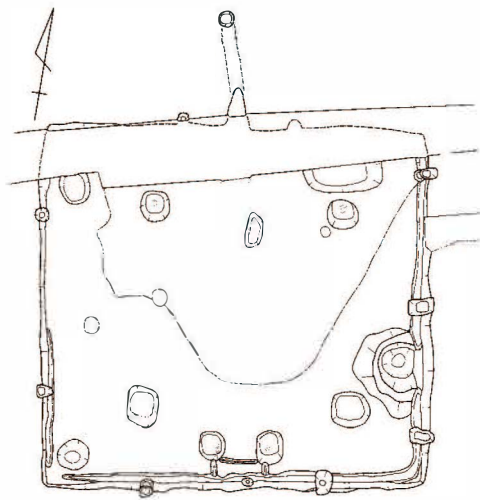
●床面の形 Bの構造は、基本的には1号建物と共通し、屋根は切妻になるとした方が構造的に無理はない。Aでも4本柱がそれぞれ住居隅に位置する場合は切妻屋根になる可能性はあるが、通常は四角形に組んだ梁・桁とその上に取り付けた棟木からそれぞれ垂木を落として寄せ棟の葺き下ろし屋根になる。

ここで着目する点は、発掘調査でしばしば床面の平面形が平行四辺形になる住居跡が存在していることである。前述したように、1号建物は左右の垂木が互い違いに並ぶことで、地表面での平面形が平行四辺形になる。これは切妻屋根だけの特徴ではなく、Aとした住居跡にも見られる。その細部を見れば、4本柱の柱痕跡が平行四辺形になる住居跡にもあてはまる。これは玉川村江平遺跡3号・10号住居跡などを事例としてあげられる。

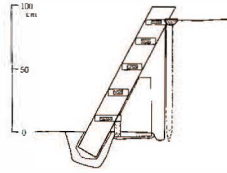
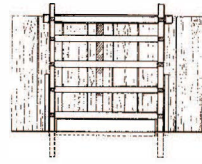
江平遺跡3号・10号住居跡は、平行四辺形の ㊦ がみ具合が大きいだけでなく、その柱痕跡が平行四辺形になる特徴が見られる。通常、梁・桁は井桁状に整った四角形に組み合わせるのに対し、梁・桁と柱がそれぞれ互い違いに組み合わせると、梁・桁が平行四辺形になる。そこから基に垂木の重なり幅が加わり、垂木と地表面が接する位置は大きく ㊦ がんでしまう。これにあわせて住居の壁を造ることから、住居の平面形も平行四辺形となる。いずれにせよ垂木の固定方法だけでなく、4本柱の位置と梁・桁材の固定方法によっても、住居の平面形が制限されることが分かる。

3 ま と め

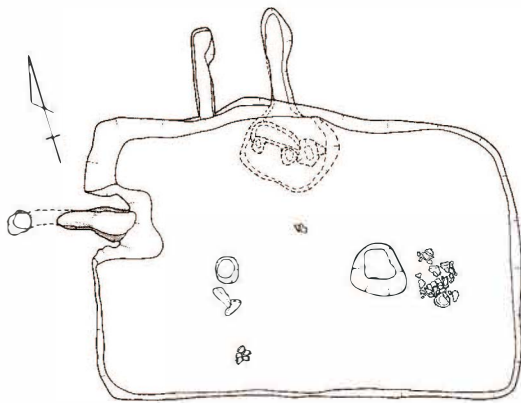
南倉沢地区に現存する茅葺き建物の構造調査を行うことで、竪穴住居の復元を試みた。1号建物の成果から、Bとした住居は切妻屋根になる。さらに建材の結合方法が竪穴住居の平面形に影響を与えることが分かった。特に柱や梁・桁、垂木の固定方法によって、住居跡の平面形が平行四辺形になることが分かった。



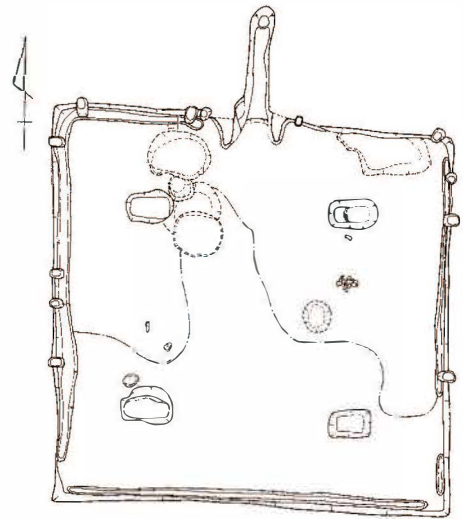
矢吹町 後原遺跡 1号住居跡 (縮尺1/120)



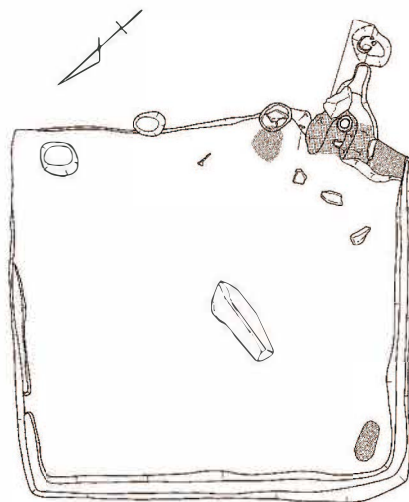
玉川村 江平遺跡 10号住居跡 (縮尺1/100)



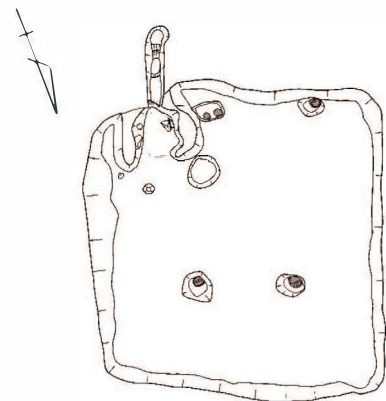
いわき市 タタラ山遺跡 14号住居跡 A床面 (縮尺1/120)



玉川村 江平遺跡 3号住居跡 (縮尺1/100)



下郷町 南倉沢遺跡 1号住居跡 (縮尺1/100)



猪苗代町 登戸遺跡 8号住居跡 (縮尺1/120)

図50 竪穴住居跡の類例

2・3号建物の成果では、箱形木枠を利用した構造をなす。これはいわゆる平地式住居跡や柱穴が確認できない竪穴住居跡の構造を知る上で、新たな視点になる可能性を示している。

これまでの竪穴住居跡の平面的な形状に加えて、各部材の結合方法に着目して復元的な理解も竪穴住居の構造分析の基礎作業となる。しかし柱の長さから生じる住居の高さや屋根の傾斜角などは、発掘調査でも依然その手がかりが少なく検討課題として残る。

さらに住居構造の地域性が問題となる。つまり、立地する地形や標高、気温や降雪量など当時の気候だけでなく、火山活動・地震など地球環境レベルまでの影響を考慮に入れた竪穴住居構造の検討も必要である。近年群馬県黒井峰遺跡・中筋遺跡では、火山灰で埋没した住居跡の発見で住居構造がかなり解明されてきた。反面この例が一般的な竪穴住居の姿ではなく、火山活動が活発な地域の竪穴住居跡として特殊な事例である可能性も捨てきれない。また土屋根の存否も同様に、住居跡内の堆積土に明らかな土屋根を示す土が確認できない例も多く、地域性として現れているのかもしれない。このように竪穴住居の構造には検討課題があり、それら問題点を含め再度検討したい。

(福田)

参考文献

- 檜枝岐村 1970 『檜枝岐村史』
- 能登 健・洞口正史・小島敦子 1975 『山棲み集落の出現とその背景—二つの「ヤマ」に関する考古学的分析』『信濃』第37巻4号 信濃史学会
- 石本 弘ほか 1983 「下掘際遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡発掘調査報告Ⅰ』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 石本 弘ほか 1984 「北ノ前遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡発掘調査報告Ⅱ』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 大島暁雄 1984 「民俗技術における系譜意識とその背景—関東の草屋根葺きを中心として—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第4集
- 西村正衛 1984 『石器時代における利根川下流域の研究—貝塚を中心として—』早稲田大学出版部
- 田島町史編纂委員会 1985 『田島町史第1巻 通史Ⅰ』
- 坂本 彰ほか 1986 「神奈川県北川貝塚」『日本考古学年報』36
- 芳賀英一ほか 1986 「腰巻遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡発掘調査報告Ⅳ』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 南郷村史編纂委員会 1987 『南郷村史1巻 通史』
- 笹森健一ほか 1987 『鷲森遺跡の調査』埼玉県上福岡市教育委員会
- 今尾文昭 1988 『奈良時代「杣」について—奈良・尾山代遺跡の検討』榎原考古学研究所論集九
- 鈴鹿良一ほか 1988 「羽白遺跡(第2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告XⅠ』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 寺島文隆ほか 1988 「登戸遺跡」『東北横断自動車道遺跡発掘調査報告3』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 井 憲治 1989 「平ヶ谷地A遺跡」『福島空港関連遺跡発掘調査報告Ⅰ』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 下郷町教育委員会 1990 『下郷町遺跡分布調査報告書』

第1編 南倉沢遺跡

- 鈴鹿良一ほか 1990 『真野ダム関連遺跡発掘調査報告XV』福島県教育委員会 福島県文化センター
- 芳賀英一ほか 1990 「青宮西遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡発掘調査報告VIII』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 本間 宏ほか 1991 「鹿島遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡発掘調査報告XI』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 伊藤玄三ほか 1992 『会津田島 寺前遺跡』田島町教育委員会 法政大学文学部考古学研究室
- 石田明夫 1993 『会津大戸窯 大戸古窯跡発掘調査報告書』会津若松市教育委員会
- 石田明夫 1994 『会津大戸窯 大戸古窯跡発掘調査報告書』遺物編 会津若松市教育委員会
- 松田光太郎 1995 「浮島式土器の研究」『古代探叢IV』早稲田大学出版部
- 福島県教育委員会 1996 『福島県遺跡地図 会津地方』
- 樋口弘一ほか 1996 『折橋C・D遺跡』田島町教育委員会
- 宇佐見雅夫 1997 『赤粉遺跡—平安時代前期集落跡の発掘調査報告』楢葉町教育委員会
- 新堀昭宏ほか 1997 『中谷地B遺跡・台畑遺跡(試掘調査)』福島市教育委員会 福島市振興公社
- 浅川滋男編 1998 『先史日本の住居とその周辺』同成社
- 館岩村史編纂委員会 1999 『館岩村史第1巻 通史』
- 関根慎二 1999 「群馬県における諸磯b式土器の細分」『前期後半の再検討』縄文セミナーの会
- 松田光太郎 1999 「神奈川県における諸磯a・b式土器の様相」『前期後半の再検討』縄文セミナーの会
- 山中雄志 1999 「ロクロ土師器を中心とする会津地方の土器様相」(前編)『福島考古』第40号 福島県考古学会
- 山中雄志 2000 「ロクロ土師器を中心とする会津地方の土器様相」(後編)『福島考古』第41号 福島県考古学会
- 高橋信一ほか 2000 『豊後海遺跡発掘調査報告』下郷町教育委員会
- 戸田哲也ほか 2000 『浮島貝ヶ窪貝塚資料・米倉山遺跡資料 山内清男考古資料11』奈良国立文化財研究所
- 福田秀生ほか 2001 「後原遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告9』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 佐藤 啓ほか 2001 「赤沢B遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告10』福島県教育委員会・福島県文化センター
- 縄文時代文化研究会 2001 『縄文時代集落研究の現段階』
- 上野修一 2002 『藤原町の遺跡』藤原町教育委員会
- 国井秀紀ほか 2002 「上本町G遺跡」『常磐自動車道遺跡発掘調査報告33』福島県教育委員会 福島県文化振興事業団
- 芳賀英一ほか 2002 「江平遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告12』福島県教育委員会・福島県文化振興事業団
- 佐藤 啓ほか 2002 「堂平F遺跡」『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告13』福島県教育委員会 福島県文化振興事業団
- 今村峯雄・小林謙一
西本豊弘・坂本 稔 2002 「AMS¹⁴C年代を利用した東日本縄文前期～後期土器・集落の研究」『日本文化財科学会第19回大会研究発表要旨集』日本文化財科学会

第2編 いなほし 稲干場遺跡

遺跡記号 CG-IBB

所在地 南会津郡下郷町大字南倉沢
字上風ヶ窪

時代・種類 縄文・弥生時代 狩猟場

調査期間 平成14年5月13日～9月6日

調査員 福島 雅儀・吉野 滋夫
福田 秀生・三浦 武司

第1章 遺跡の環境と調査経過

第1節 遺跡の位置と地形

稲干場遺跡は、国道289号線の南倉沢集落入口から甲子峠方面に向かって130mほど登った地点の右側にある。下郷町の役場からは直線距離で東南東に7kmの地点で、また南倉沢集落の南西に当たる場所である。稲干場遺跡の東側には、丘陵状に残った中位河岸段丘が細長く延びている。この東斜面から小谷川岸までの中位砂礫段丘には、南倉沢遺跡が所在している。

1978年に発行された『会津開発地域土地分類基本調査 田島』収録の地形区分地図によれば、稲干場遺跡の東半分は中位砂礫段丘に、西半分は中位火山灰砂礫段丘に区分される場所である。またこの東側は、小起伏丘陵地と区分されている。

本遺跡は、標高760mの中位段丘を開析して形成された谷状地形に立地している。この開析谷は、南側の小起伏丘陵地から小谷川に向かって延びている。開析谷の規模は、南北の長さ210m、東西の幅が60～80mである。南側の段丘平坦面と谷底面とは約25mの比高差がある。谷底は幅広く、比較的なだらかな傾斜で、小谷川に面した北部から中程にかけては水田となり、南端部は畑地となっている。調査区は遺跡の範囲から見ると、北東端から南西端までを結んだ線の東側部分となる。現状での標高は736～748mである。調査区の範囲は、東端部が国道によって画され、西端部は標高約760mの丘陵東向き斜面下位の辺りである。南端部は標高約750mとなる丘陵中腹までで、北端部は小谷川に向かって開析された急峻な谷の手前となっている。

基盤層まで掘り下げた状況は、図2に示すように西側と東側の2つの谷が入っている。国道から調査区の比高差は谷底で7mほどである。西側の谷は調査区の西側を占めほぼ南北を開析する。南から北に向かって傾斜するが、それぞれ南・北端に向かうにつれて傾斜の度合いを増してゆく。その比高差は10m程である。西側の谷は遺跡の西側と南側を画する丘陵の開析谷と連続していることから、降雨の際は流路となってしまふ。このような地形的条件から人が生活を営むような状況ではない。一方、東側の谷は調査区では谷頭しか見えないが、南倉沢集落に向かって開析されている。

調査区南西部のG26グリッドと東側中央部のH22グリッドを中心とする平坦面の第Ⅲ・Ⅳ層から縄文時代後期と弥生時代の土器が比較的多く出土した。この時期には、開析谷の西部で傾斜が緩やかな地形となっていた。

(吉野)

第2節 調査経過

稲干場遺跡の調査は諸条件の整備が整ったため、5月13日から調査員1名で発掘調査を開始した。同日には作業員22名の雇用手続き・安全衛生講習を行った。その後、バックホー1台で表土剥ぎを

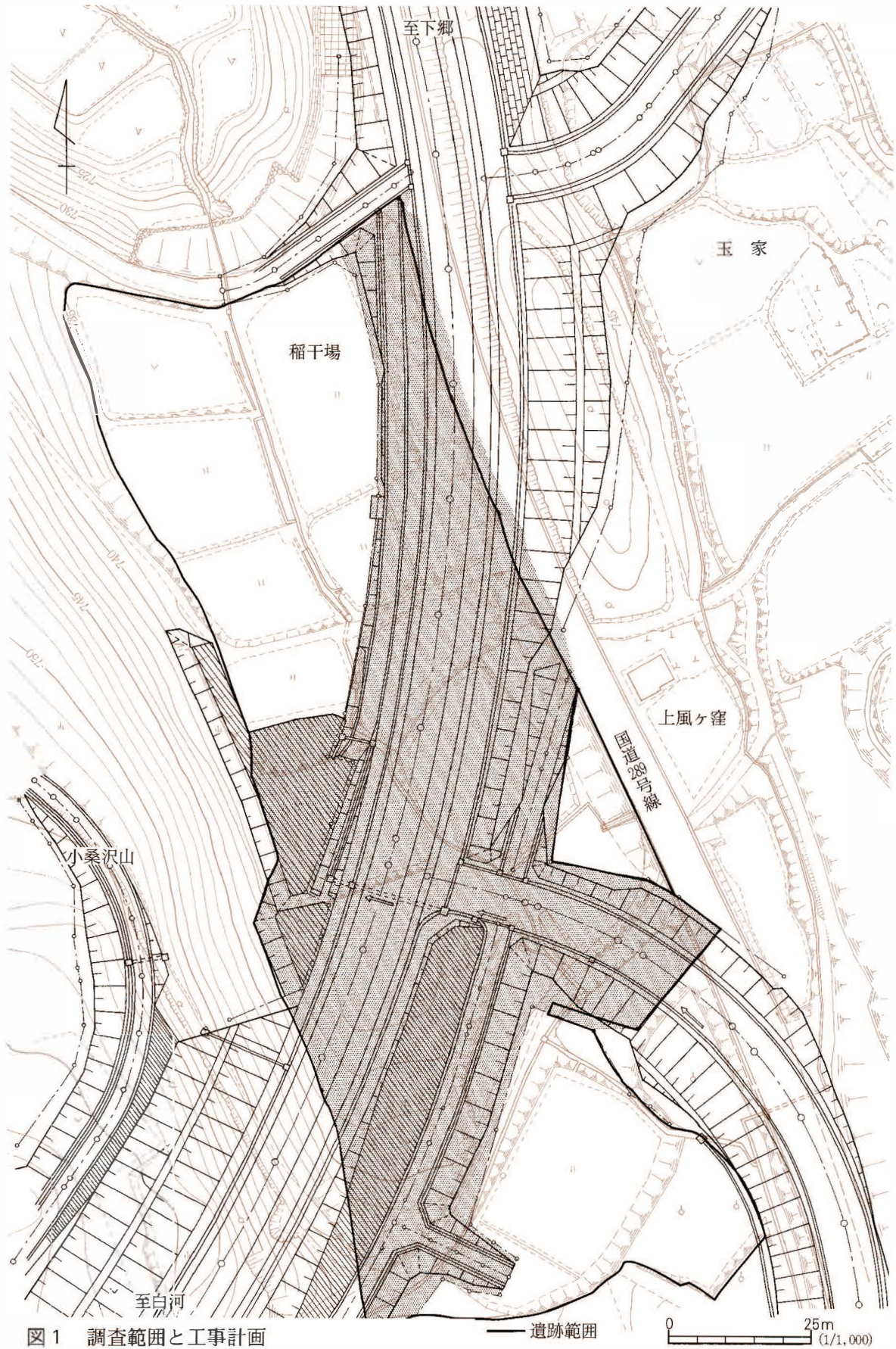


図1 調査範囲と工事計画

調査区北端から開始した。排土は調査区の隣接地に排土置場を設定できないため、音金字十文字地区の残土処理場にまでダンプカーによる運搬をすることとした。15日からクローラ・キャリア1台を搬入して、排土の積込場となる調査区南西部に移動した。

これと前後して調査区東側に隣接する耕作地にも工区が拡がることが判明し、5月15日付で県教育委員会から500㎡が追加され調査面積は計6,700㎡を対象とした。

遺構の検出作業は、調査区北端から第三層黒褐色土の上面で開始したが、遺構は検出されず、遺物はわずか2～3点の縄文土器細片が出土したのみであった。その状況は、調査区北端から南へ80mほど検出作業を進めた段階でも変わらなかった。5月20日にはクローラ・キャリアを1台追加し、排土移動の効率を高めた。調査区北半部については検出作業の結果、遺構はなく遺物も乏しいためにトレンチを基盤層にまで掘り下げて遺構・遺物がないことを確認し、この範囲の調査を終了した。

以後の調査は、堆積層が基盤層まで2～3mに達することから、人力での掘り下げは各層の上面で検出作業を行い、遺構・遺物が検出されない範囲については、随時バックホーを導入して基盤層まで掘り下げることにした。

5月21日には遺跡東側の丘陵に、現場事務所とトイレを設置した。5月下旬からは、南倉沢遺跡の作業員が合流し、35名程度となる。作業員の増員に伴い調査員1名を増員し計2名の体制とした。条件整備の1つであった農業用水路の切り回しが終了したことから、遺構の検出作業は中央部にまで進んだ。この地区では土坑や縄文時代後期の土器と黒曜石の剥片などが出土した。

6月上旬からは、ダンプカー3台で排土運搬を開始した。バックホーは、1台を排土積込専用とするために1台加えて計2台とした。調査区南側を横断する農道も調査対象であるため、迂回路の予定地となる調査区北西部を先行して検出作業を行った。ここでは基盤層から土坑を4基検出した。6月中旬には、調査区北半分の表土剥ぎが終了した。これにより検出作業の範囲が拡大し、人力で排土運搬をするには不効率であるため、キャリア・ダンプを1台導入した。7月にはさらに1台追加し計2台とした。6月下旬は梅雨による連日の降雨で、作業は進まなかった。

7月に入ると調査区から現場事務所が離れているため、降雨時の避難場所と夏本番に向けて日差し避けのため野外テント3張りを設置した。7月初旬には迂回路予定地の調査を終了した。これを受けて、7月9日に県教育委員会から農道迂回路とする1,400㎡を南会津建設事務所に引渡した。7月中旬から迂回路の造成工事が始まることとなったが、隣接して調査を進めることが安全確保のうえで困難があるため、7月15～19日は調査を中止した。7月27日には、県教育委員会が主催する南倉沢遺跡の現地見学会を実施した。

8月上旬には農道迂回路が完成したことから、農道の撤去が可能となった。8月中旬は農道の撤去を実施するために、お盆休みを含めて2週間作業員を休みとした。農道部分からは、落し穴2基を検出したものの、遺物の出土はごく僅かであった。8月30日には調査区の全景を写真撮影し、9月初旬には器材撤収とトイレ等のリース物品の返却を行い、9月6日に現地の調査を終了した。12日は調査面積の残り5,300㎡を南会津建設事務所に引渡した。

(吉野)

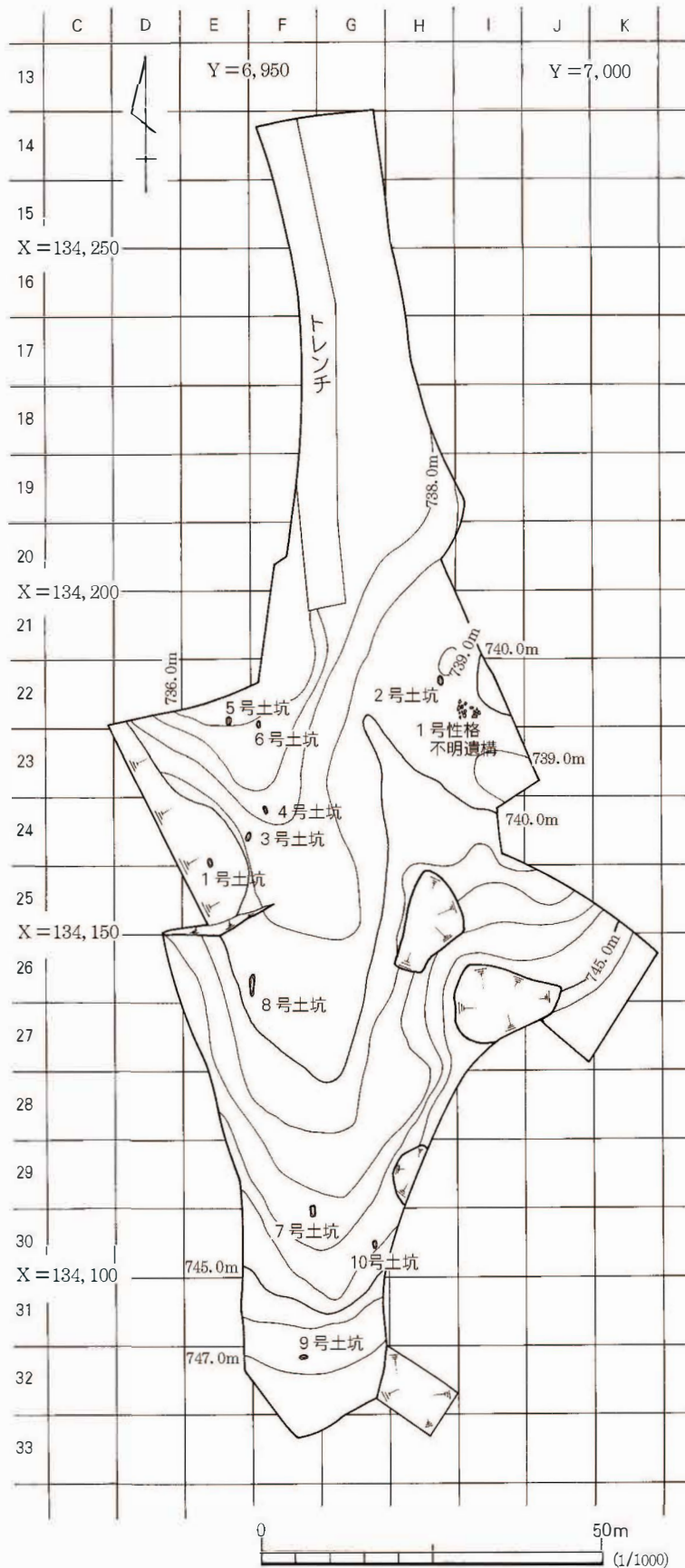


図2 遺構配置図

第2章 遺構と遺物

第1節 遺跡の概要と基本土層

遺跡の概要

稲干場遺跡から検出した遺構は土坑10基、性格不明遺構1基で、遺物包含層を確認している。出土遺物は縄文土器・弥生土器・陶磁器・石器・剥片・炭化物などで整理箱にして約14箱である。遺物のほとんどは遺物包含層から出土し、遺構からのものは極少ない。遺物で主体を占めているのは、縄文土器で後期の粗製土器の出土量が多い。

遺物の分布は全体的に希薄であったが、H22グリッドを中心とする範囲からの出土点数が他と比べて多い。検出した土坑のなかで1・2・7～10号土坑が落とし穴状土坑である。落とし穴状土坑のなかでも形状が異なるものもみられた。1号性格不明遺構としたものは、礫のまとまりと弥生土器が細片となって伴出したものである。弥生土器は、この遺構から出土したものに限られる。

遺構の主体を占めるのが土坑であるためか、時期が明確なも

のは極めて少ない。縄文時代のある時期、狩猟場やゴミ捨て場として利用されたが、その期間は長期間にわたるものではなく断続的であったと考えている。

基本土層 (写真9・10)

調査区で区分した層位は第Ⅰ～Ⅶ層である。以下、各層ごとに述べてゆく。第Ⅰa・Ⅰb層は表土層で、畑地や水田に利用されていた。第Ⅰa層の下部に礫が含まれていたことから細分した。第Ⅱ層は遺物が含まれない層である。堆積層の厚さも薄い、これは第Ⅰb層の耕作による影響であろう。第Ⅲ層は縄文時代後期の遺物を包含する層で、弥生時代に属する1号性格不明遺構も検出している。調査区内にほぼ均一な層厚で堆積し、黄褐色砂粒が多量に含まれている。この黄褐色砂粒を火山灰分析したところ、榛名二ツ岳伊香保テフラ (Hr-PP, 6世紀中葉) との結果であった。南倉沢遺跡では平安時代の住居跡の堆積土にも黄褐色砂粒が含まれていることから、再堆積と考えざるを得ない。

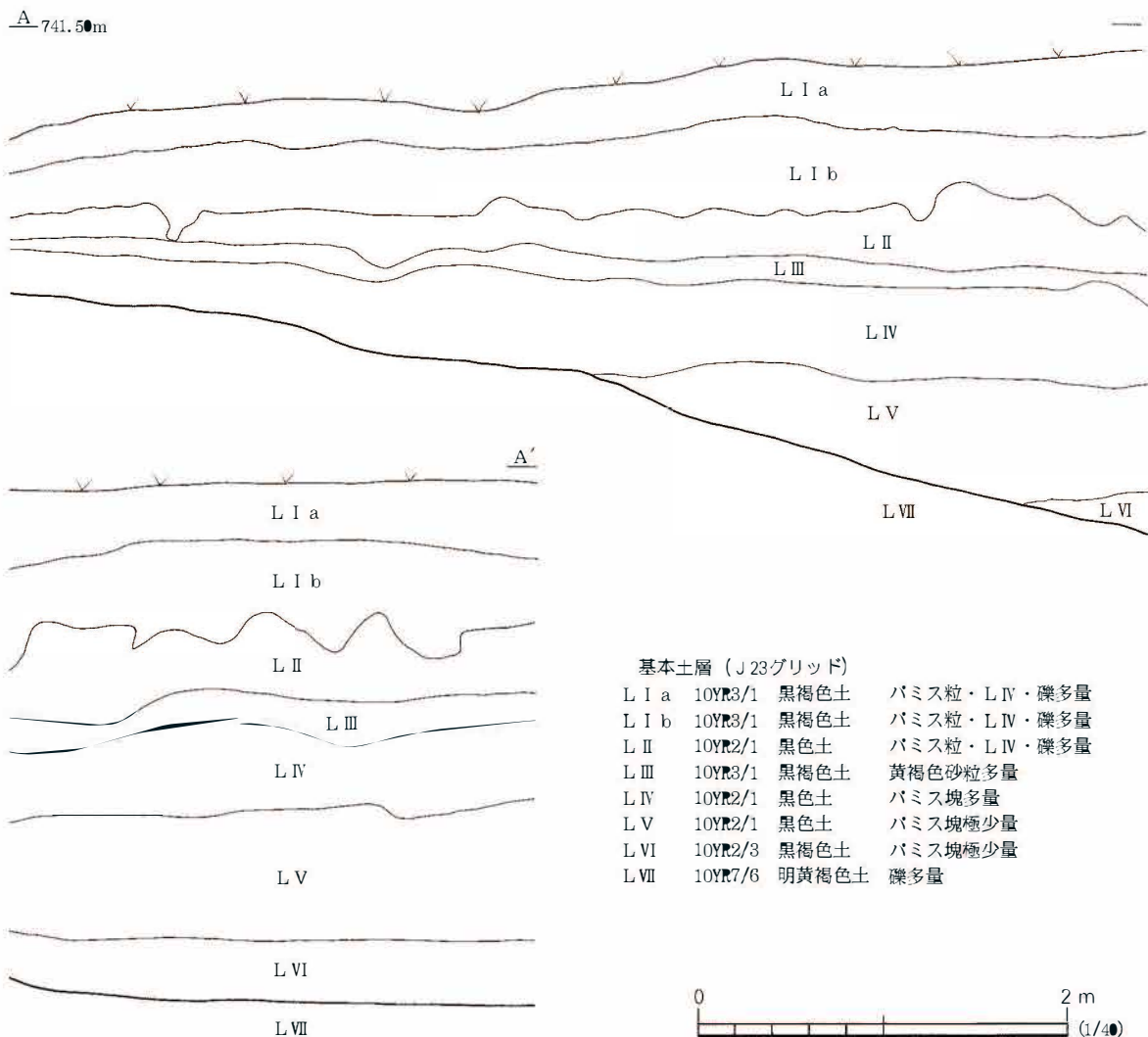


図3 基本土層

第IV層は縄文時代後期の遺物を包含する層である。遺物の出土量は、第IV層からのものが主体を占めている。2号土坑はこの層から検出したものである。黒色土壌（クロボク土）にあたり、包含物には沼沢-沼沢湖テフラの軽石がある。軽石は大きさが5mm程度で層の上部に含まれる割合が多く、下部にゆくほどその割合が少ない。

第V層は遺物を含まない層で、第IV層と同じ黒色土壌（クロボク土）である。自然堆積層のなかで最も厚い層である。特に、谷底となるE22やG30グリッドのあたりでは1mほどの層厚であった。第VI層は基盤層の上面を覆う層で、遺物を含まない層である。クロボク土と基盤層との漸移層である。第VII層は観音川岩屑なだれ堆積物で、礫が含まれ岩塊が露出している。第VIII層は灰白色砂で、10号土坑を断ち割った際、第VII層を60cm掘り下げたところで確認した。（吉野）

第2節 土 坑

調査区から検出した土坑は10基で、検出遺構のなかでも主体を占めている。それらは、主に西側の谷にまばらに分布している。土坑の大半は落とし穴と考えている。土坑の時期については、遺物の出土状況に良好なものがなく、特定することができなかった。

1号土坑 SK1（図4 写真11）

本遺構は調査区西端のE24グリッドに位置する。第VII層より黒色土の長方形として検出した。LIV・V・VI中では確認できず、基盤層まで掘り下げて検出した。平面形から落とし穴状土坑と判断し、調査を行った。他の遺構との重複関係は無く、南側に4号土坑が位置する。

堆積土は4層に分層できた。1層は炭化物を多量に含んだ黒色土で、多量の砂粒が含まれる層である。2層は黒色土。3層は黄褐色土を含んだ黒褐色土で壁面崩落土である。4層は黄褐色土を斑らに含んだ黒褐色土で、使用時に堆積した流入土である。いずれも自然堆積であると考えている。堆積土中には炭化材が含まれていた。検出面の平面形は長軸を南北方向に向けた長方形である。規模は長軸が129cm、短軸が44cmである。底面形は楕円形である。底面の両端は曲線的であり、長軸方向で両端が僅か外側に張り出す。底面は平坦で、ピットなどの付帯施設は確認できなかった。底面では長軸が129cm、短軸が47cmである。検出面から底面までの深さは46cmを測る。底面から壁面にかけてほぼ垂直に立ち上がる。本遺構1層からは、縄文時代後期に属する土器片が1点のみ出土している。

本遺構は、形態から落とし穴状土坑であると判断した。基盤層まで掘り下げて検出したので検出面から底面までは浅いが、本来はかなり上層より掘り込まれた遺構であると推測される。砂粒が含まれる土層は第III層であり本遺構の1層と同層であると考えられ、掘り込み面は第IV層と考えられる。第IV層は沼沢パミスが含まれる黒色土であり、縄文時代中期初頭以降の層である。出土した遺物は縄文時代後期の土器片で流れ込みの可能性がある。明確な所属時期は不明である。（三浦）

2号土坑 SK2 (図4・6 写真11)

本遺構は調査区東端のH22グリッドに位置する。検出面は第IV層である。砂粒が含まれる楕円形の黒色土として検出した。平面形より落し穴状土坑と判断して調査を進めた。他の遺構との重複関係はなく、南側に1号性格不明遺構が位置する。堆積土は4層に分層できた。1層は砂粒が含まれる黒色土である。2層目との層境が乱れるため人為堆積の可能性も考えられる層である。2層は褐色土が疑わしく混入した黒褐色土で炭化材が多量に含まれる層であり、人為堆積である。3層は黒色土である流入土、4層は褐色土粒を微量に含んだ黒色土であり、壁面崩落土と判断した。堆積状況がやや不自然であるが、堆積土が混土ではないので3・4層は自然堆積の可能性が高い。

検出面の平面形は南北に長軸線をもつ楕円形である。規模は長軸が182cm、短軸99cmである。本遺構の底面形は隅丸長方形である。底面の規模は長軸168cm、短軸52cmを測る。底面はほぼ平坦であり、底面ピットなどの施設は確認できなかった。検出面より底面までの深さは122cmを測る。底面から壁面にかけては、底面より約75cmの壁面でくびれ部を造りながら、若干内傾気味に立ち上がる。くびれ部から検出面に向かっては、外側に内湾しながら開口部に達する。

本遺構からは縄文土器が64片出土している。いずれも遺構内堆積土2層からの出土で、縄文時代後期に属する遺物である。図6-1は口縁部破片である。口唇部は僅かに肥厚し、口唇上面が平坦になる。器形は口縁部が外反する深鉢と考えられる。外面は器面を磨いた後に横方向に櫛歯状工具で細かい条痕を施している。同図2は丸く膨らむ胴部破片である。文様は入組文を構成していると思われる。同図3は台付き土器の破片である。器面は良く磨かれており、この磨きにより横位隆帯を作り出している。これらの土器は本遺構の周辺からの流れ込みである。

本遺構は楕円形に掘り込まれた落し穴状土坑である。第IV層より砂粒を含む黒色土として検出できたため、他の落し穴状土坑よりも遺構の残りは良い。遺構の形状は1号土坑や4号土坑とは平面形が異なり、正確な長方形を形作っていない。このことから1・4号土坑と本遺構の間には時間差があるのだろう。本遺構1層は砂粒の混入する黒褐色土であり、基本土層第III層とほぼ同層と考えられる。本遺構堆積土からは沼沢パミスと思われる軽石が認められないことから、第IV層を掘り込んで作られたと思われる。出土遺物は2層からの出土で縄文時代後期の土器片であるが、周辺から縄文時代後期の遺物が多量に出土することから流れ込みの可能性も考えられる。本遺構の明確な所属時期は不明である。

(三 浦)

3号土坑 SK3 (図4 写真12)

調査区中央部の西寄りE25グリッド第IV層から検出した土坑である。周囲には1・4号土坑が位置し、形状は5・6号土坑と類似する。本土坑は東向き斜面の比較的急傾斜のところに掘り込まれていた。検出時には、本土坑の北側に第IV層とは異なる土色範囲から、風倒木痕と考えていた。しかし、堆積土を残した状態で北側部分を断ち割ったところ、土層の逆転現象はなく、異なる土色は

何らかの圧力を受けて変色したと考えた。

平面形は不整形で、長軸が88cm、短軸は70cm、深さは45cmである。壁は南側では緩やかであるが、北側は直立気味に立ち上がる堆積土は第1層黒色土を主体とし、第2・3層は壁面の崩落土であろう。

北側壁は直立気味に立ち上がることから、人為的に掘り込まれたものであろう。その機能は柱を据えて、それが何らかの状況で倒れたことを想定している。5・6号土坑の状況も同様なことから、強風によるものであろうか。以上のことから、本土坑の性格は不詳である。(吉野)

4号土抗 SK4 (図4 写真12)

本遺構は調査区中央やや西よりのF24グリッドに位置する。検出面は基盤層である第VII層である。1号土抗と同様にLIV・V・VI層では検出できず、第VII層まで掘り下げて黒色土の長方形として確認できた。検出面の平面形より落し穴状土抗と判断した。他の遺構との重複関係はなく、北側に5号土抗、南西側に3号土抗が位置する。遺構内堆積土は、1層で黒色土に暗褐色土を斑らに含んでいる。検出面から底面まで一気に埋め戻されていると考えられる。

検出面での平面形は四隅が正確な長方形である。長軸方向を南北に向け、規模は長軸が121cm、短軸は41cmである。底面の平面形もほぼ正確な長方形であり、底面においても、四隅が直角に掘り込まれている。底面の長軸は109cm、短軸は34cmを測る。底面中央部で、若干の丸みを帯びる。ピットなど付帯施設は確認できなかった。検出面から底面にかけての深さは、35cmである。壁面はほぼ垂直に立ち上がる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

本遺構は、正確な長方形に掘り込まれた落し穴状土抗である。本来は検出面よりも上層から掘りこまれた遺構であるが、今回の調査では検出できず、基盤層である第VII層からの検出となった。そのため検出面から遺構底面までが浅い。正確な長方形の形状や砂粒や沼沢パミスの含まれていない黒褐色土が堆積している状況などの条件より、1号土抗と同様の時期であると考えられる。本遺構が機能していた時期は、不明である。(三浦)

5号土抗 SK5 (図4 写真13)

本遺構は調査区西のE22グリッドに位置する土抗である。検出面は第VII層である。黒色土の円形として確認できた。検出当初、黒色土の円形に接して北側には僅かに盛り上がる変色した褐色土があることから風倒木痕であることも想定して調査を進めた。他の遺構との重複関係は無いが、東側に6号土抗が位置する。堆積土は黒色土1層のみである。ブロック土などの明確に人為的に堆積した痕跡は認められないが、検出面から底面まで54cmと深いため自然堆積として埋まるには難しいと考えている。人為堆積の可能性も考えられる。

検出面の平面形は、やや南北に長い楕円形である。規模は長軸99cm、短軸80cmである。底面は東西に長い不整形な長方形である。底面は硬化し若干の起伏がある。底面よりピットなどの施設は確認

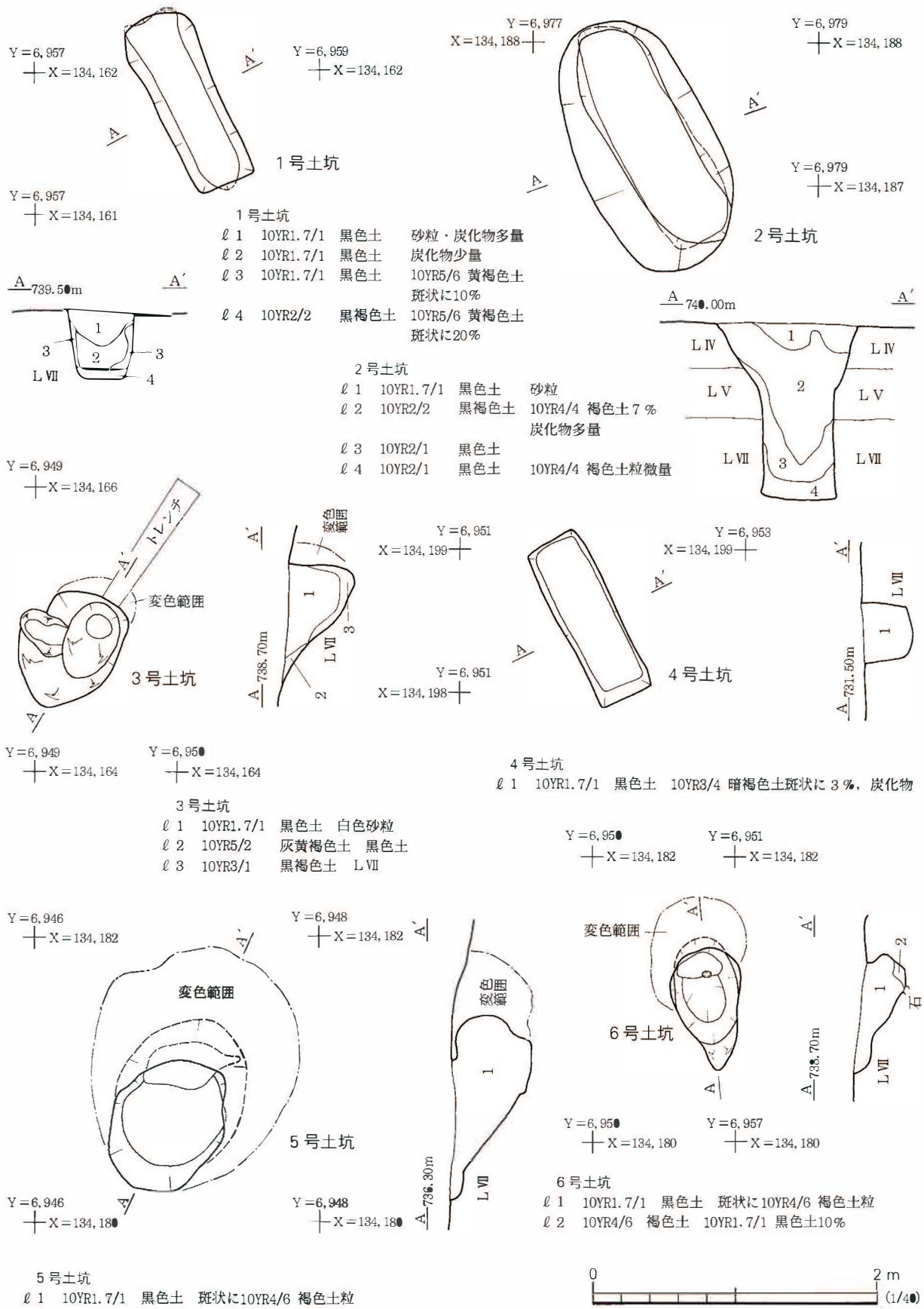


図4 1~6号土坑

できなかつた。底面の規模は長軸62cm、短軸33cmである。南壁では、底面から壁面及び開口部にかけて約45°程度の傾斜で立ち上がる。北壁は、底面から開口部にかけて大きく抉られたように立ち上がる。壁面・底面及び天上部は堅い基盤層の土である。本遺構からの遺物の出土はなかつた。

本遺構は、平面形が楕円形の土抗である。検出面である黒色土の楕円形の北側に、変色した褐色土が僅かに盛り上がる部分があり、風倒木痕である可能性も捨てきれない。しかし、黒色土と褐色土との層境が明瞭に分けられることや褐色土の底面や壁面が硬化していることなどより、遺構であると判断した。同様の遺構として本調査区から3・6号土抗がある。いずれも本遺構がとの距離が近く、ほぼ同時期に存在していた可能性が高い。本遺構の性格ははっきりしないが、例えばトーテムポールのような柱を立てた遺構であり、柱が倒れた痕跡とも考えられる。しかし、推測の域を出ない。本遺構に関する時期や詳細な機能は不明である。 (三 浦)

6号土抗 SK6 (図4 写真13・14)

本遺構は調査区西側のF22グリッドに位置する土抗である。検出面は第Ⅶ層である。不整な楕円形の黒色土として検出した。他の遺構との重複関係は無く、近接して5号土抗が西に位置する。堆積土は2層に分層できた。1層は黒色土で人為堆積の可能性も考えられる。2層は壁面の崩落土と考えられる褐色土で、自然堆積であると考えられる。

検出面の平面形は南北に長い不整楕円形である。黒色土の北側には、変色した褐色土の僅かに盛り上がる部分が確認できる。規模は長軸が85cm、短軸は50cmである。底面形はほぼ円形となる。底面は平坦ではなく、硬化して若干の丸みを帯びる。底面の長軸は30cm、短軸22cmである。検出面から底面までの深さは30cmである。底面から壁面及び検出面にかけて南側は45°の角度で立ち上がる。北壁は抉られたようにして立ち上がる。本遺構内からの遺物の出土はなかつた。

本遺構は黒褐色土が堆積した不整楕円形となる土抗である。立地状況・遺構の形態・遺構内堆積土が、本調査区内の3・5号土抗と類似する。本遺構もこの2つの遺構と時期や性格は同じものであると推測できる。明確な時期や機能は不明である。 (三 浦)

7号土抗 SK7 (図5 写真14)

本遺構は調査区南のF29・F30グリッドに位置する。検出面は第Ⅴ層である。砂粒を含んだ黒褐色土の長方形として検出した。平面形より落とし穴状土抗と判断した。他の遺構との重複関係はない。本遺構の南に9号土抗、東に10号土抗が位置する。堆積土は5層に分層した。1層は砂粒を多量に含んだ黒褐色土層である。2層は沼沢パミスが僅かに含まれる黒色土。3層は西壁面に見られる層で、壁面崩落土及び流入土と考えられる黒色土層。4層は褐色土を含んだ黒色土である。最下層の5層には厚さ1cm程度の砂粒のみの層が確認できる。周壁より中央部に向かってV字状に堆積する状況より、自然堆積と考えられる。

検出面の平面形は長軸方向を南北に向けた長方形である。検出面の東側の先端が若干崩れてしまっ

ている。規模は長軸が169cm、短軸が95cmである。底面形も長方形である。底面は長軸152cm、短軸64cmである。底面はほぼ平坦である。底面にはピットは認められなかった。検出面から底面までは、63cmである。壁面はほぼ垂直に立ち上がる。本遺構からの遺物はなかった。

本遺構は、平面形が長方形である落とし穴状土抗である。第V層で検出できたため、比較的残りは良い。本遺構の1層には砂粒の混入する黒褐色土層であり、基本土層の第III層とほぼ同層であると考えられる。2層より沼沢パミスが僅かに混入する黒色土が堆積しているが、純粋な沼沢パミスではなく流れ込みと判断した。5層にもほぼ純粋な砂粒の層が認められ、本遺構使用時期または廃絶直後に堆積した層であることがわかる。本遺構が機能していた時期は、不明である。(三浦)

8号土抗 SK8 (図5 写真15)

本遺構は調査区西端のD26・E26グリッドに位置する。検出面は第V層上面である。第IV層に相当すると思われる沼沢パミスが多量に含まれる黒色土の長楕円形として検出した。平面形より1基のいわゆるTピットと呼ばれる落とし穴状土抗と判断した。開口部が狭いため、平面形の土抗の中央を2分割するように短軸方向を半截し、土層断面図を作成した。完掘する際に、底面ほぼ中央部が立ち上がりブリッジ状になることがわかった。この時点で2つの長細い楕円形の落とし穴状土抗が切りあっている状況を考慮に入れて調査を進めた。しかし、土抗の軸線がほとんどずれていないこと、堆積土が同一であったことなどの理由で一つの遺構であると判断した。他の遺構との重複関係はない。本遺構の北側に1号土抗が近接する。本遺構の1層に基本土層の第IV層が堆積していることより、掘り込み面は第IV層以下であると考えている。

本遺構の堆積状況は5層に分層できた。1層は火山性堆積物を多量に含んだ黒色土で、基本土層の第IV層に相当する。しかし、本遺構内堆積土1層は流れ込みの可能性があるが、第IV層との差異は確認できない。2層は壁面崩落土である黒褐色土である。3層は黒色土である。4層は黒色土を斑らに含んだ褐色土である。5層は黒色土である。1～3層は自然堆積、4・5層は人為堆積と考えられる。4・5層は断ち割りの堆積土の状況から、本土抗のピットなどの施設である可能性がある。

検出面の平面形は、長軸方向を南北方向に向けた長細い楕円形である。規模は長軸が278cm、短軸が45cmを測る。底面には中央よりも若干北側寄りに検出面から1段低いブリッジを残し、前後して2ヶ所の掘り込みが認められた。南側の長軸方向の規模は上端・下端とも150cmである。短軸方向の規模は上端が約20cm、下端が約12cmである。南壁は底面から大きく張り出して検出面に至る。北側の長軸方向の規模は上端が106cm、下端が102cmである。短軸方向の規模は上端が約31cm、下端は約11cmである。底面は礫があるために起伏が激しい。北側底面及び壁面では礫の露出によって規制され、南側のレベルまで下げられなかったと思われる。本遺構からの遺物の出土はない。

本遺構は、長細い楕円形に作られた落とし穴状土抗である。本調査区において、Tピットと呼ばれる落とし穴状土抗は、本遺構1基のみである。第IV層を掘り下げ、第V層上面で検出した。ブリッジを挟んだ北側底面と南側底面のレベルはほぼ同じある。北側底面が浅くなっているのは、礫の露出

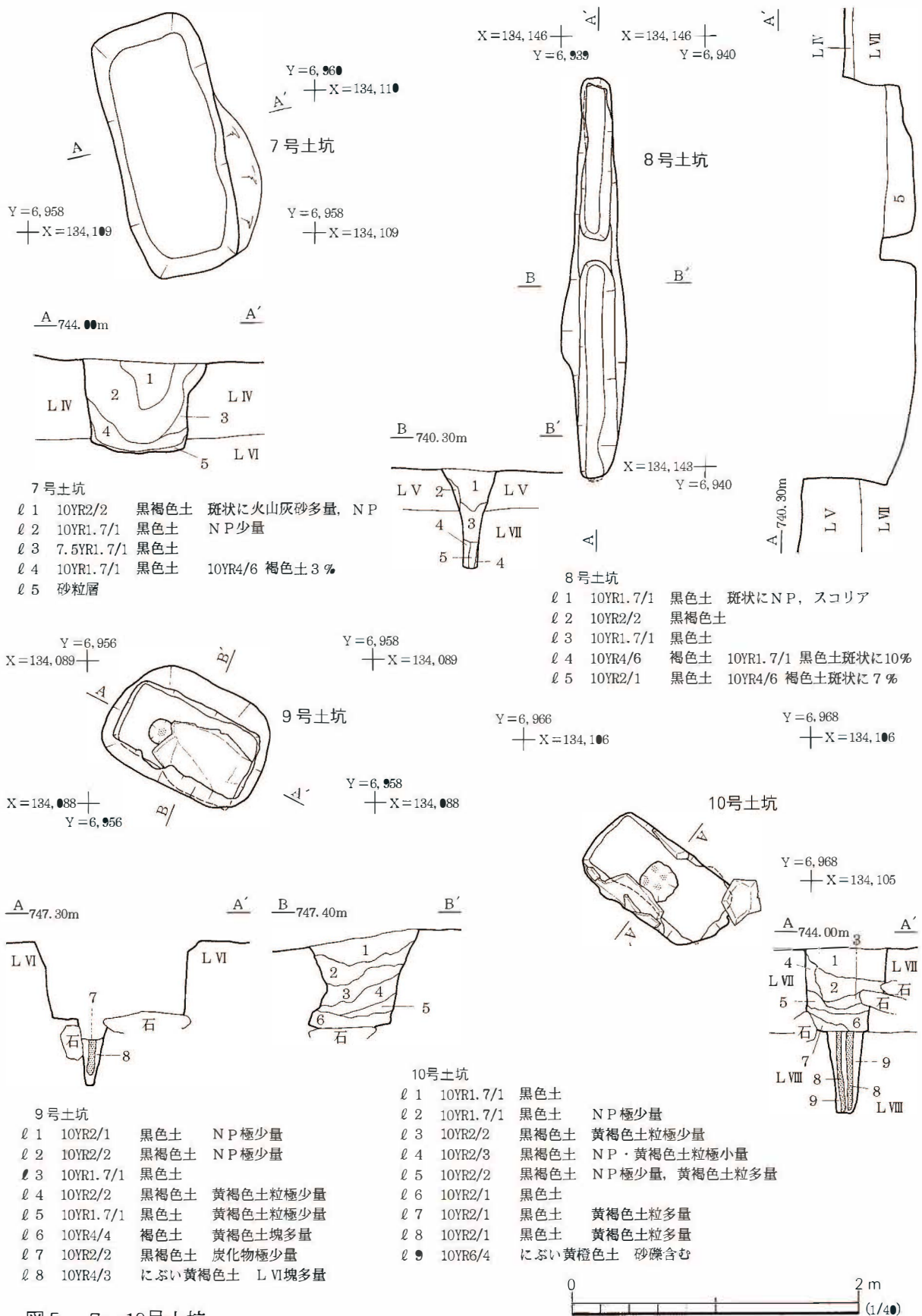


図5 7~10号土坑

による規制を受けていると考えられる。土層断面では褐色土の4層が黒色土の5層を挟み込むように堆積している。土層断面図の設定の位置が悪いことや、ピットなどの施設は4・5層を掘り込んだ下層に位置するという思い込みにより、平面においてピットなどの施設は確認することはできなかった。堆積土中の4・5層がブリッジより下位の層に堆積していることや堆積土の状況より、ブリッジを挟んだこの2施設はピットなどの施設と考えてもよいのではないかと思われる。堆積土1層には第IV層相当の土が堆積し、同時に堆積した層とも考えられる。縄文時代中期初頭以前に掘り込まれ、沼沢パミス降下以降には廃棄され、埋没していたと思われる。(三 浦)

9号土坑 SK09 (図5 写真16)

9号土坑は調査区の南端、F32グリッドに位置する。周囲の地形は北側に向かって開く谷となる。本土坑は谷底付近の北東向き斜面に立地する。標高は745.5mを測る。遺構検出面はLVIとした黒褐色土である。

9号土坑の平面形は、検出面では楕円形であるが、土坑の中位から底面にかけての形状は整った長方形をなす。土坑の長軸方向は周囲の等高線と平行する。土坑の規模は、検出面では長軸が115cm、短軸が80cmである。中位以下の規模は、長辺が100cm、短辺が50cmを測る。検出面からの深さは70cmである。土坑の周壁は、上半部は崩落しているため傾斜が緩くなるが、下半部は垂直気味に立ち上がる。また、南側の周壁下半部は、底面の平石に沿って大きく抉れてオーバーハングしている。底面には大きさが60×50cmで、長方形の平石が認められる。この石はLVII中に含まれる石で、人為的に設置した痕跡は確認できない。このことから土坑を掘り込んだ際に、この石を取り除くことができず、平石の上面を土坑底面としたものと判断できる。底面の中央からやや西よりに小穴が確認できた。小穴の平面形は円形で、小穴の底面に向かって狭まっている。その規模は直径20cmで、土坑底面からの深さは45cmを測る。7層とした杭状施設の痕跡から、その杭は1本で、底面から垂直に立てられたと考えている。なお底面の平石端部が抉れていることから、杭状施設の設置にともない、この部分を故意に打ち搔いたのであろう。

遺構内堆積土は9層に分けた。1層～6層は黒色土を基調とし、斜面上位から自然に流れ込んだような堆積状況である。堆積土の上層には沼沢パミスを極少量含み、底面付近の最下層付近には黄褐色土が含まれる特徴がある。7・8層は底面で確認された小穴に充填された土である。7層は底面に設けられた杭状施設の痕跡と判断している。

9号土坑からは遺物が出土していないため、年代の詳細は不明である。性格については、土坑底面に確認できた小穴の特徴から、いわゆる

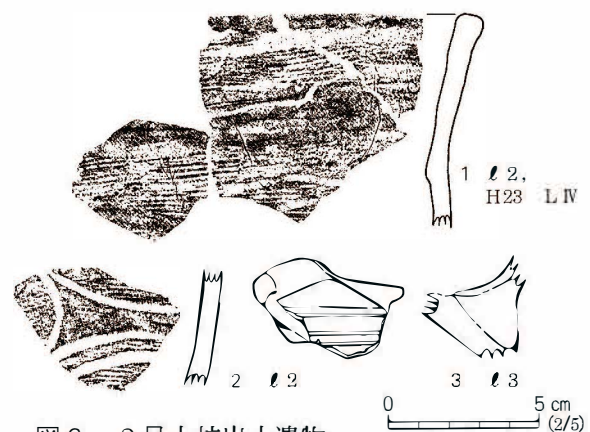


図6 2号土坑出土遺物

落とし穴状土坑と判断している。

(福田)

10号土坑 SK10 (図5 写真17)

10号土坑は調査区の南端、G30グリッドに位置する。周囲の地形は北側に向かって開く谷となる。本土坑は谷底付近の北西向き斜面に立地する。9号土坑と谷を挟んで対岸に立地する。標高は745.5mを測る。遺構検出面はLⅦとした黄褐色土である。

10号土坑の平面形は長方形をなす。土坑長辺の方向は、周囲の等高線とほぼ直交している。規模は長辺が110cm、短辺が55cm、深さが60cmを測る。周壁はいずれも垂直気味に立ち上がる。長辺南側の壁はLⅦ中に混入する礫を取り除くことができず、その部分だけ段差が生じ、底面が狭くなる。底面は平坦になり、その中央に小穴が認められた。小穴の平面形は円形で、底に向かって狭まる。規模は直径が25cmで、土坑底面からの深さは55cmを測る。小穴の検出時には杭状施設の痕跡が4カ所確認できた。小穴の土層観察から、杭状施設は直径2～3cm程度の細長い棒で、小穴底面に達している。杭状痕跡の傾きは底面から開くように斜めに設置している。

遺構内堆積土は9層に分けた。1～7層は土坑内部に堆積した土で、黒色土を基調とする。斜面上位から自然に流れ込んだような堆積状況で、土坑廃絶に伴い人為的に埋め戻された痕跡はない。また9号土坑の堆積土と同様に、上層には沼沢パミスを極少量、底面付近の最下層付近には黄褐色土が含まれる特徴がある。8・9層は底面で確認された小穴に充填された土である。7層は底面に設けられた杭状施設の痕跡と判断している。

10号土坑からは遺物が出土していないため、年代を特定できない。土坑の性格は底面に確認できた小穴の特徴から、いわゆる落とし穴状土坑と判断している。さらに落とし穴状土坑と推定する9号土坑と比べ、立地条件や堆積土などに共通点が見出される。一方、底面の小穴については、9号土坑では垂直に立てた1本杭であるのに対し、10号土坑では杭状施設が4本で、これが底面から斜めに開くように設置するなど差異が認められる。このことが土坑の年代の違いを反映する事象であるのか、落とし穴で得られる狩猟対象の違いを現しているのかは確実でない。(福田)

第3節 その他の遺構と遺物

ここでは、性格不明遺構と遺物包含層出土土器について報告する。性格不明遺構は弥生時代中期前葉の配石墓と考えられるものである。遺物包含層は、縄文時代後期前葉から後葉にかけての土器が確認され、一部弥生時代前期の土器も含まれていた。

1号性格不明遺構 SX1

遺 構 (図7 写真18)

本遺構は調査区I22グリッドに位置する。検出面は第IV層上面である。検出時において大礫が積

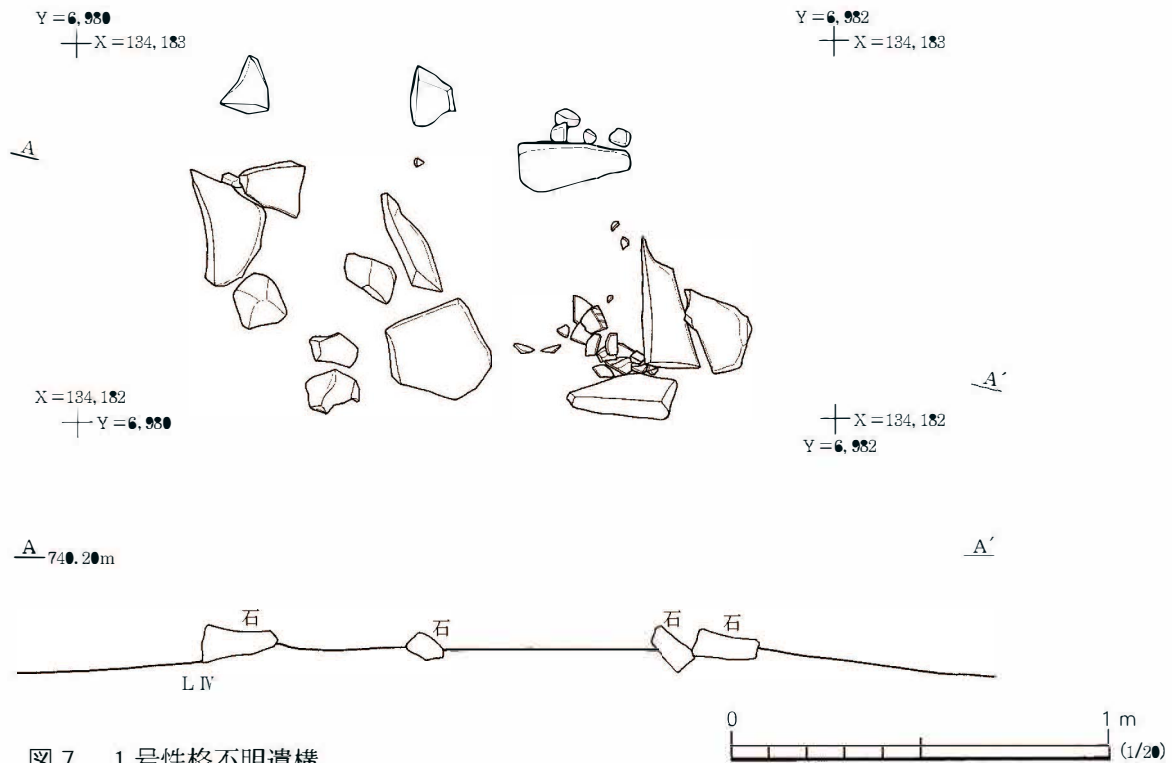


図7 1号性格不明遺構

円状に並び、礫に囲まれるなかに土器片がまとまって出土するのが確認できた。周囲のグリッドを含め、周辺からの礫などの出土はなく、礫は本遺構だけである。そのため遺構であると判断できた。他の遺構との重複関係はなく、北西に2号土抗が位置する。長さ3.0m、幅1.6mほどの範囲に大小礫を配していた。長軸方向はN110°Eを示している。大型の扁平な礫を長軸端や短軸端に配し、その間に小型の角礫を疎らに配している。最大の礫は直径50cm程である。

土器片が南東隅の礫の周囲に散らばり、密集していた。当初、土器1個体が土圧などで潰れたと考えていたが、完形の土器には破片数が足りないことなどから、これらの土器片は破碎され撒かれたものである可能性が高い。また、本遺構の周囲は縄文土器や石器等遺物が集中して出土する区域であったが、特に黒曜石製のチップが本遺構を中心として出土している状況が看取できる。平面図作成後、礫を排除し礫の下層を確認したが土抗など遺構は検出できなかった。

遺物 (図8 写真19・22・24)

本遺構からの出土遺物は縄文土器片52点、弥生土器片118点、石器2点である。図8-1は弥生土器である。同一個体であるが接合しないために、図上復元をした。本遺構に直接伴う遺物と判断している。口縁部が出土していないので断言できないが、胴部の膨らみや全体のプロポーションから壺形土器であろう。底部から体部にかけて外傾しながら立ち上がり、体部の最も膨らむ部分で28cmを測る。文様施文は1本の沈線により体部上半にはイカリ型の渦文、下半には連弧状のモチーフを持つ。この沈線は部分的に2本線になっている部分があり、丁寧に描かれていない。沈線内には縄文を施し、磨り消している。同図2～5は縄文時代後期の土器である。

同図2の器形は浅鉢であろうか。体部に取手状の突起を持ち、外面は削り後丁寧な磨きが行われ

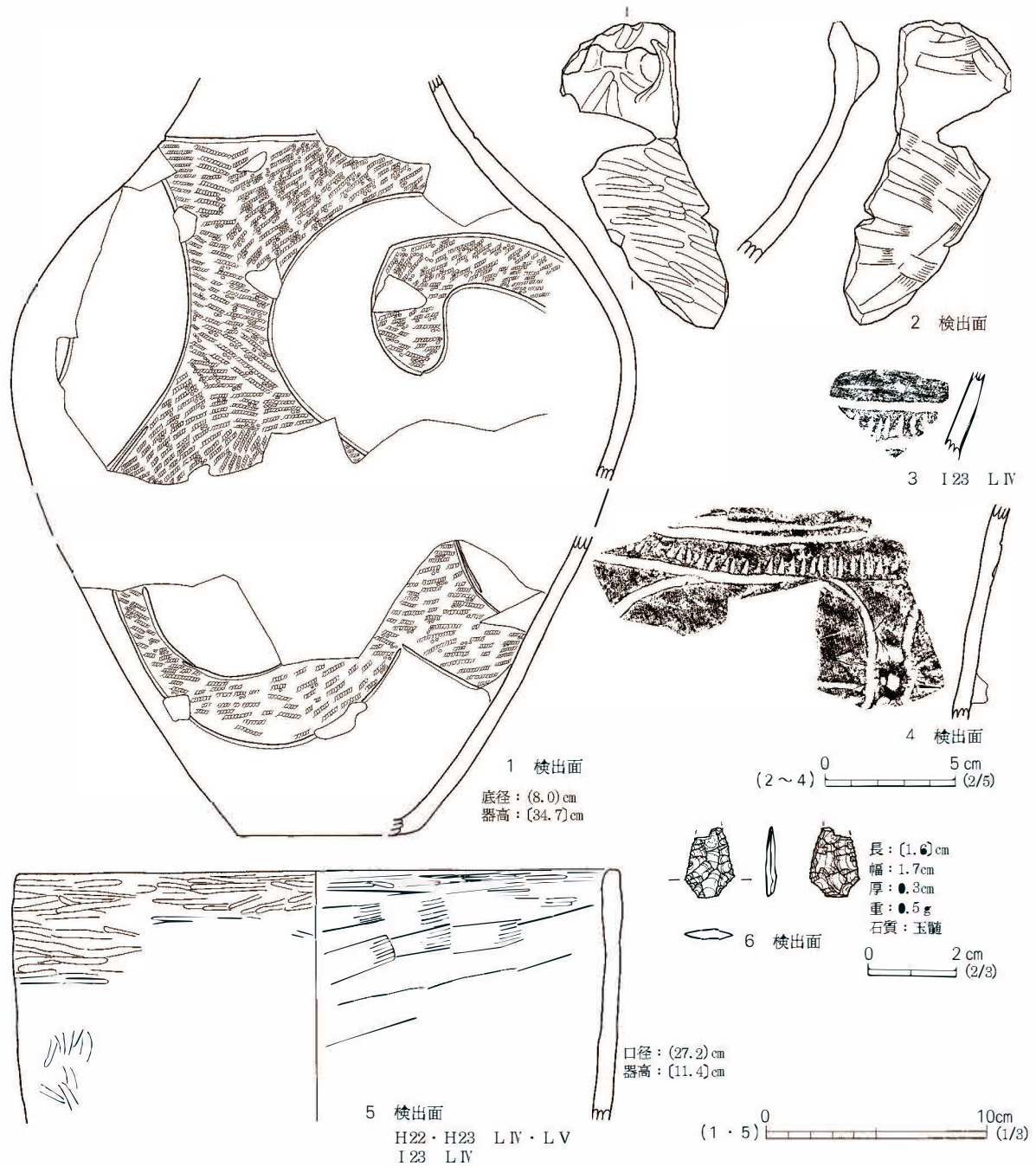


図8 1号性格不明遺構出土遺物

ている。部分的に沈線のように深く抉られた様な痕跡も見受けられる。内面は横方向に削りを施している。これらの調整はまだ器面が柔らかい状態で行ったと思われる粘土のヨレや溜まりが確認できる。同図3は胴部の破片資料である。やや幅広の沈線間にヘラ状工具により刺突を施している。

同図4は深鉢土器の胴部資料である。胴部から口縁部にかけて直線的に外傾する器形である。やや幅広の沈線間にヘラ状工具で刺突を施している。その下位には同様の沈線により入組文であろうか何らかのモチーフを描くが内面には縄文などは施文されず、磨いているのみである。モチーフ間には瘤状の突起が貼り付けられている。同図5は深鉢土器の胴部上半の資料である。ほぼ垂直に立

つ器形である。口唇部断面形は角頭状をなす。外器面は口縁部においては、削りの後に横方向の磨きが施されている。口唇部の磨きは丁寧であるが、口縁部に関しては磨いていない部分が斑らに残るなど雑な感じを受ける。胴部は横方向の磨きに加えて縦方向にも磨かれるようになる。内面は横方向に大きく削っている。同図6は僅かに基部を作り出した有茎石鏝である。先端を欠損しているが、全体に剥離調整を行って二等辺三角形を作り出している。

本遺構は扁平な大型の礫や中型の角礫、小石などによって形作られた配石遺構である。南東隅には、礫とレベルを同じくして破碎した土器が集中する。平面形より礫を配置した土坑墓の可能性も考慮し、配石の周囲を精査し断割したが、土坑状の落ち込みは確認できなかった。しかし、礫を配置し土器片がまとまって出土する状況から墓である可能性が高いと思われる。時期は縄文時代後期の土器片も出土するが、本遺構に直接伴うと判断した弥生土器の時期が適当だろう。土器の年代観から弥生時代中期前葉頃と考えられる。(三浦)

遺物包含層

概要

遺物包含層としたのは第Ⅲ層黒褐色土と第Ⅳ層黒色土である。第Ⅲ層には黄褐色砂粒が、第Ⅳ層にはパミスが含まれ、他の堆積土との見分けは容易であった。第Ⅲ・Ⅳ層は調査区の大半に分布しているが、調査区西側中央部や北東部など後世の削平が及んでいる部分では欠落している。

第Ⅲ層と第Ⅳ層とでは、包含する遺物の時期差は認められず混在している状況である。遺物の出土状況は、全体的にみて希薄であるが、2号土坑と1号性格不明遺構のあるH22グリッドを中心とするあたりに遺物が比較的多く出土した。

遺物 (図9～18 写真19～24)

出土遺物は縄文土器・石器・剥片・炭化物などである。その量は整理箱で約13箱である。土器の大半は細片となって出土し、その全体の器形を窺わせるものは極少ない。そのなかでも出土量が最も多いのは、縄文後期の粗製土器である。

縄文土器 図9は縄文時代早期中葉の田戸下層式である。1は口縁部で横位の平行沈線と貝殻腹縁による圧痕文がなされる。2～4は胴部にあたり2が横位の平行沈線、3・4が横位の平行沈線と刺突文がなされる。5は底部付近にあたり、縦位の平行沈線がなされる。

図10は縄文時代後期前葉の土器を図示した。これらのものは、堀之内式期に併行するものである。1・2は堀之内1式に併行するもので、1

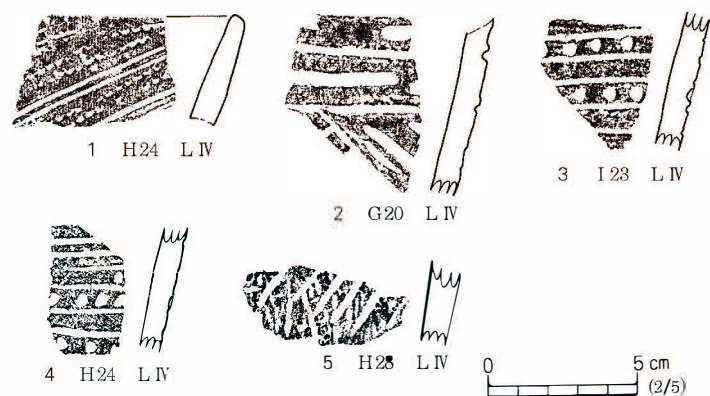


図9 遺物包含層出土土器 (1)

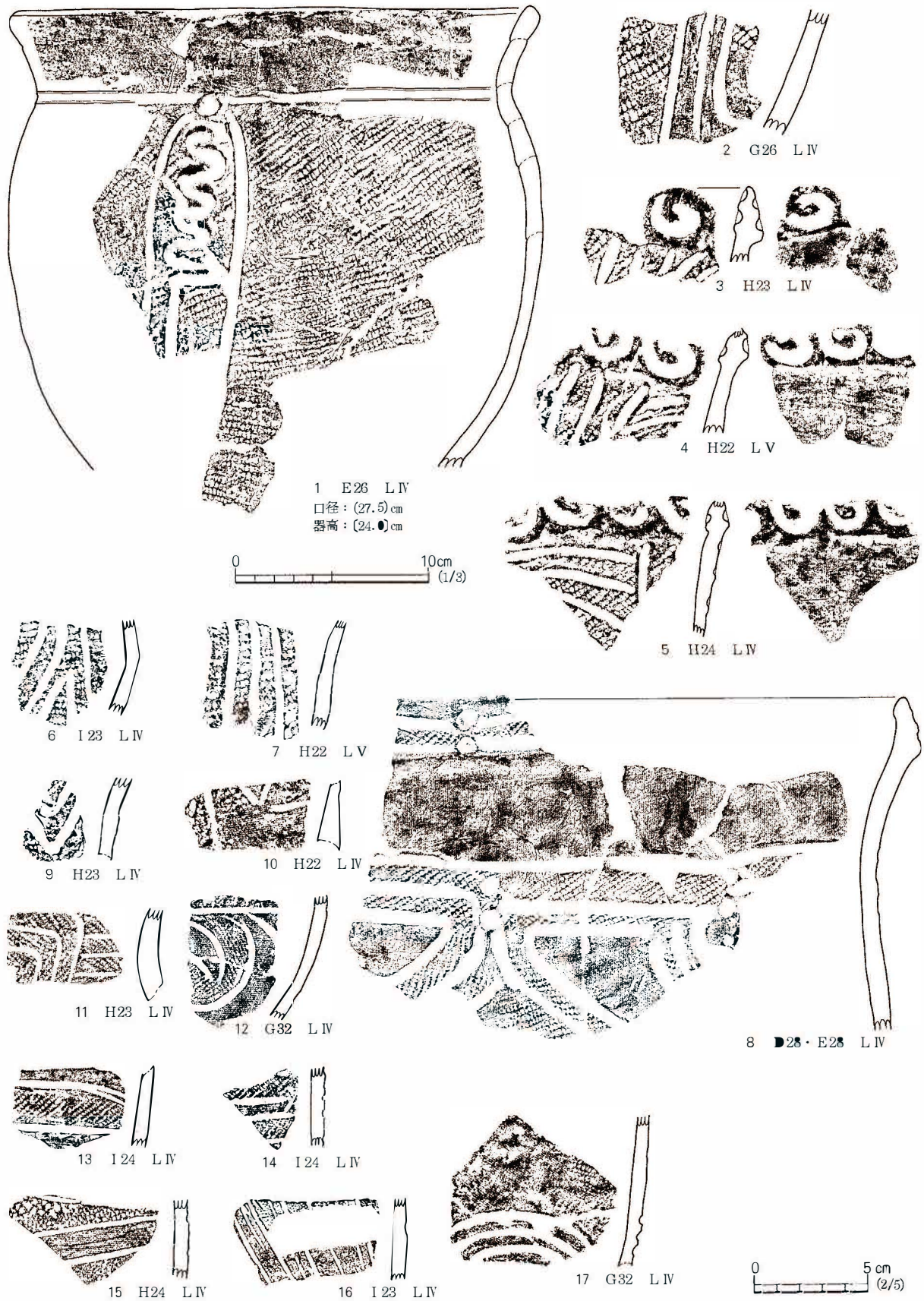


图10 遺物包含層出土土器（2）

は深鉢で口縁部が括れている。口縁部は無文で、胴部にはL R縄文を地文とし蛇行垂下文と放物曲線文を組み合わせで描いている。内面は調整があまりなされておらず、積み上げ痕が観察できる程である。胎土には多量の砂粒が含まれている。2はL R縄文を地文とし幅の広い沈線による区画文がなされる。

3～7・9・10は同一個体の深鉢である。3～5は口縁部で内外面に渦巻状の隆起線が巡る。5の胴部にはL R縄文を地文とし沈線による肋骨文が描かれている。色調は褐色であることから、他の土器の色調とは異なっている。8は口縁部が直立し、頸部が括れる深鉢である。口縁部と胴部には、2条の横位沈線により区画されたなかにL R縄文を充填し、縦位2列に円形刺突がなされる。3～10は県内でもあまり類例はみられず、南三十稻場式の系統に含まれるものであろう。11～15は2条の横位沈線により区画された中に縄文を充填している。17は多条沈線によって曲線が描かれている。11・13・15は堀之内2式に含まれるものであろう。15は沈線によって縄文帯と無文帯を区画している。

図11には縄文時代後期中葉に含まれる土器を図示した。これらは加曾利B式期に併行するものである。1は深鉢の胴部下半から底部にかけての部位で、円筒状となっている。外面は縦方向のミガキが、内面には横方向のナデがなされる。2は台付土器で脚の部分が欠損している。胴部には、磨消縄文によって「つ」の字状文が描かれていることから、加曾利B2式であろう。3は口縁部に沿って横位の平行沈線が巡っている。4は波状口縁の一部である。6・7は同一個体で、内面に丁寧なミガキが施されている。胎土にはあまり砂粒が含まれずよく選良されている。外面には沈線で区画されたなかに2種類の燃りの異なる原体を用いて、羽状縄文を施している。このような施文方法は8～13・15～18にもみられる。11の外面には、縄文施文の前に幅の狭い横位沈線を巡らしている。8～10・13は同一個体で、外面は羽状縄文を地文とし、矢羽根状の沈線がなされている。この沈線は、器面がある程度乾燥した状態で行われたらしく沈線の深さはごく浅い。内面には丁寧なミガキが施されている。15・16は同一個体である。羽状縄文を地文として、横位の平行沈線を巡らせている。14には沈線による横位の弧状文が描かれる。16は口縁部で口唇部に刻目がなされる。20～22には横位の沈線が巡る。23には放物曲線の一部がみられる。24にはおそらく矢羽根状の沈線が巡っていたのだろう。

図12・図13-1～6は縄文時代後期後葉の土器を示した。これらのものは、「コブ」が付くことで特徴付けられ、いわゆる「窪付土器」に含まれるものである。

図12-1・2は口縁に突起が付くもので、2には縄文帯に一条の沈線が加わっている。

図12-4は深鉢である。器形は胴部中程がふくらみ頸部が外傾するもので、口縁形態は平口縁である。文様は口縁部から胴部中程にかけて、横位縄文帯と無文帯及びコブから構成されている。文様が部分的に欠損しているが、入組带状文であろう。施文内には縄文を充填しているが、区画線からはみ出たものを不十分ながらも磨消している。口縁部と胴部にはコブが貼付けられ、数条の刻目が入る。4・18の内面には、口縁部から胴部中程にかけてコゲが付着している。このことから、精

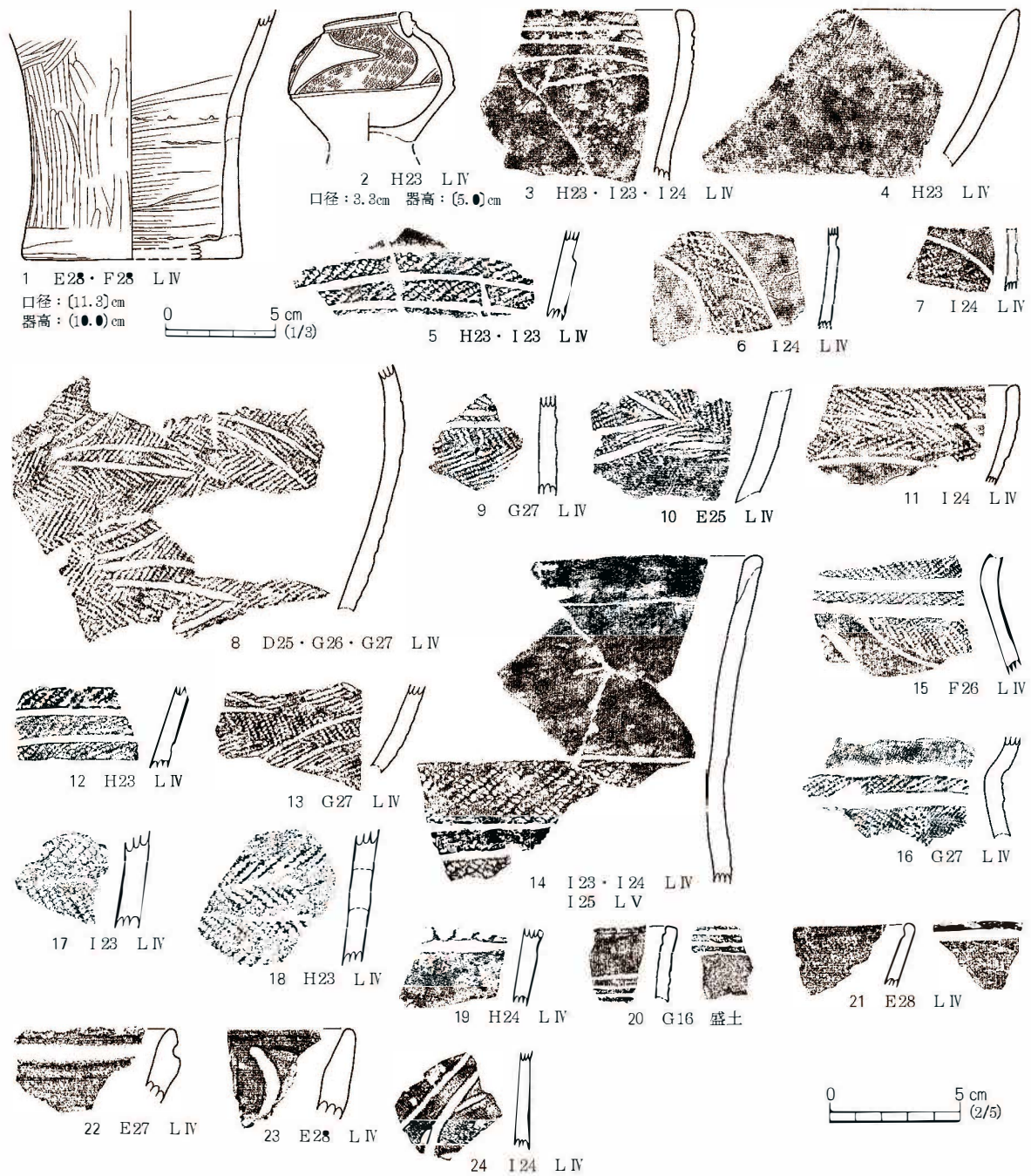


図11 遺物包含層出土土器（3）

製深鉢についても日常的に煮炊きに利用されていた事例となろう。なお、これらのコゲを放射性炭素年代測定に供したが、試料が微量なため測定はできなかった。

図12-3・6は同一個体のもので、口縁部に突起が付く。図12-3・9の文様帯は弧線連結文とコブがなされ、文様帯内の充填施文は3が楕歯条線文、9が縄文である。コブの形状は3が縦割で、9が微粒である。

5の器形は胴部がふくらみ、頸部がやや括れる。口縁には大小の突起が付く。文様帯は口縁部と胴部中程にあり、ともに連続する刻目文とコブが施されている。コブは口縁部では丸く、胴部では

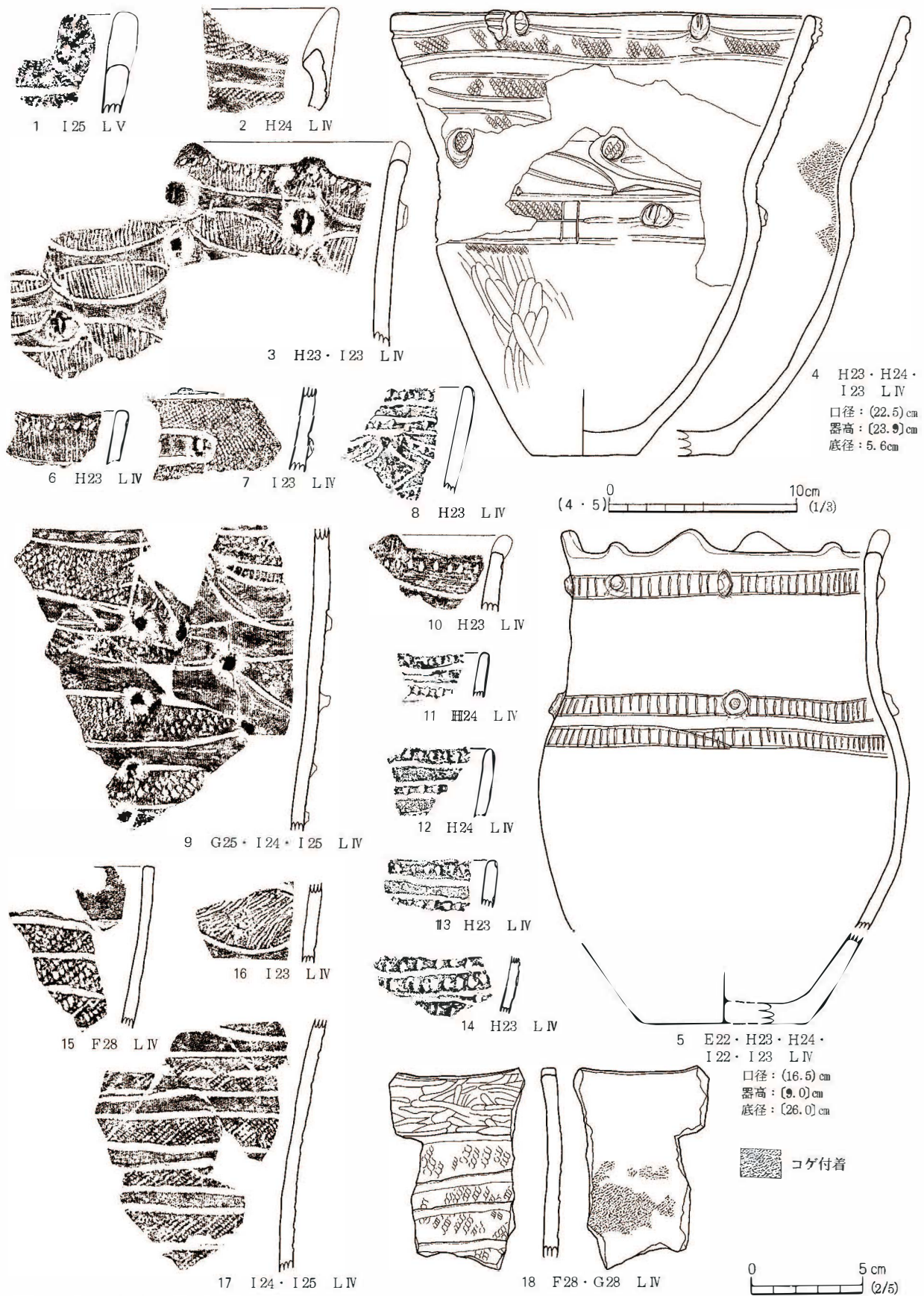


図12 遺物包含層出土土器 (4)



図13 遺物包含層出土土器 (5)

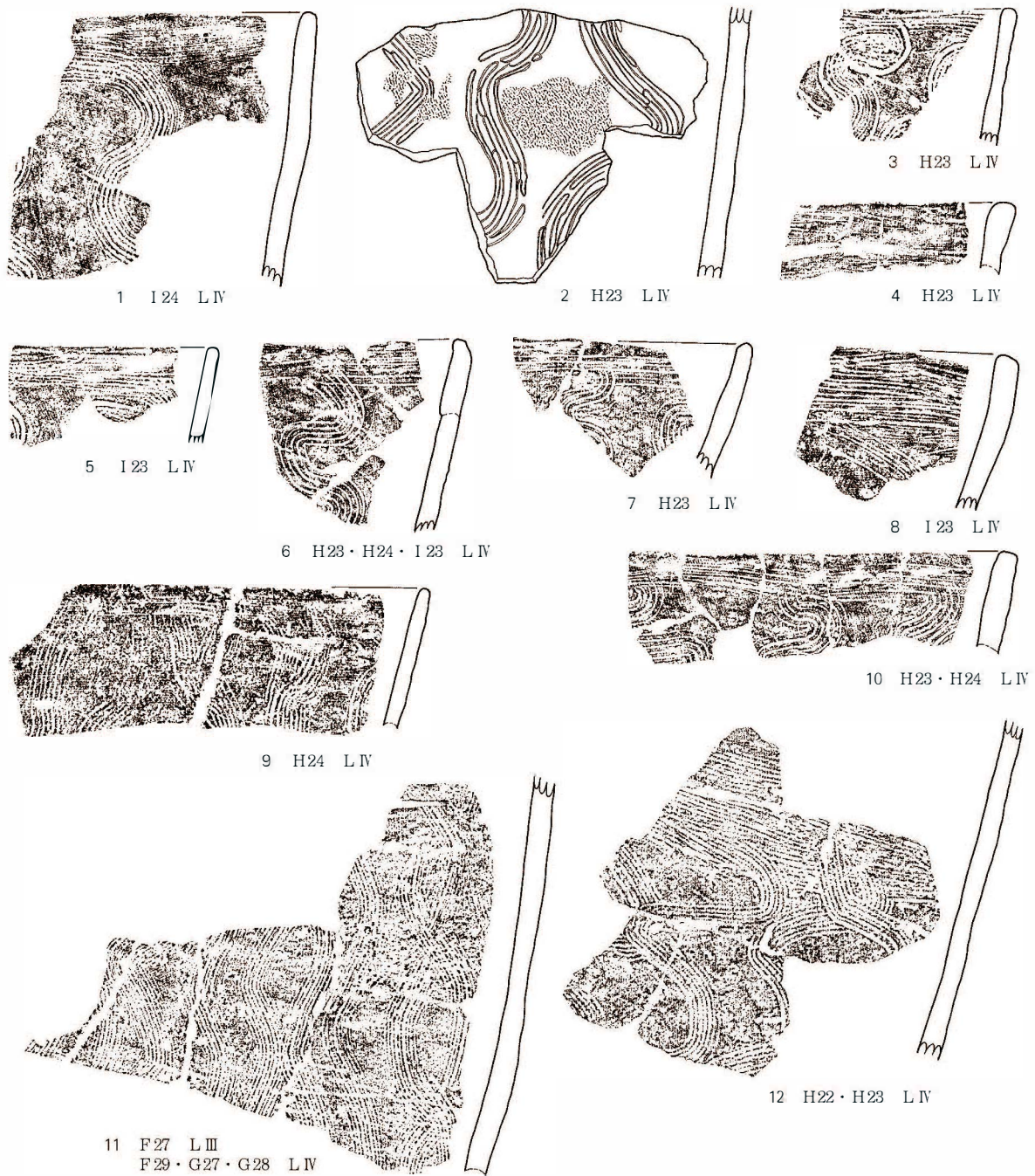


図14 遺物包含層出土土器 (6)

ボタン状となる。8～14は連続する刺突文がなされる。8には口縁部に突起が付く。9～13は同一個体で、口縁部にあたる。9には連結入組帯状文とコブが施されている。15の文様帯には縄文帯と無文帯が横に巡り、縄文帯には横方向からの連続刺突文が加わる。18は口縁部で、突起が付いていたのだろう。文様帯は沈線に区画されたなかに縄文が充填されている。内外面にはミガキがなされ、これにより縄文の一部が磨消されている。17は縄文帯と無文帯を沈線によって区画している。縄文帯の一部には横長の刻目が加わっている。

図13-1・2は同一個体のもので、器面には丹念にミガキがなされていた。ともに刻目がなされ

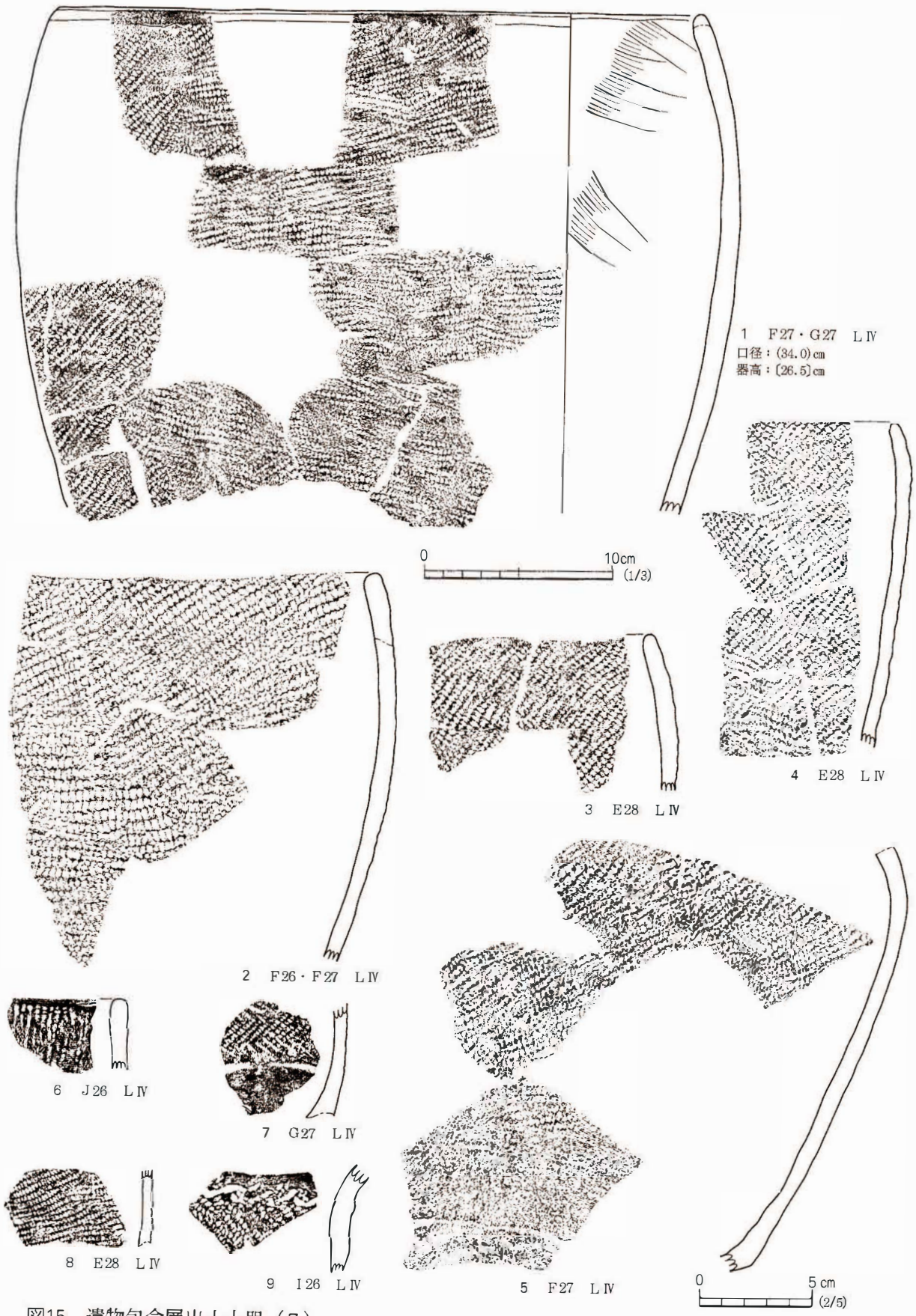


图15 遺物包含層出土土器 (7)

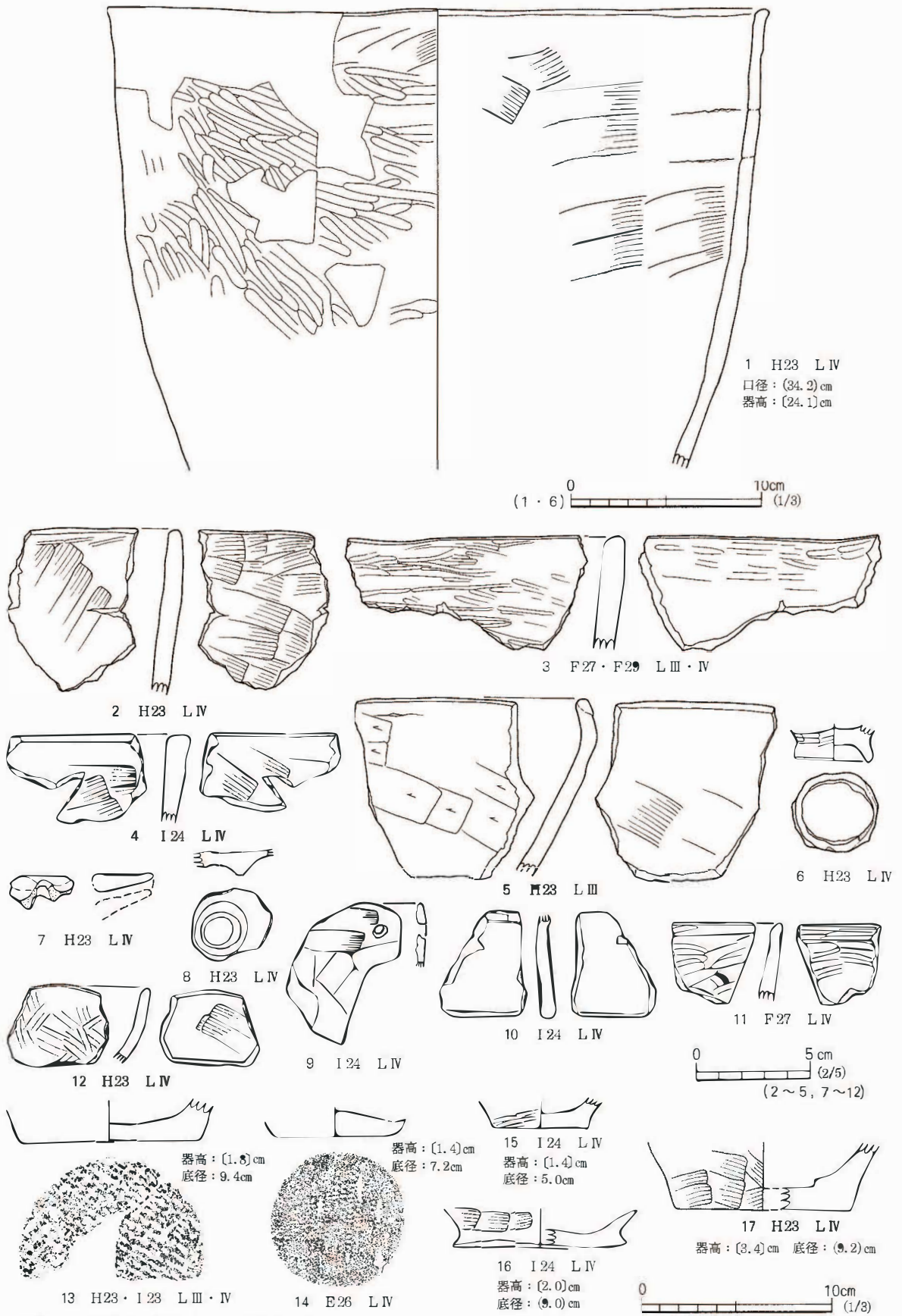


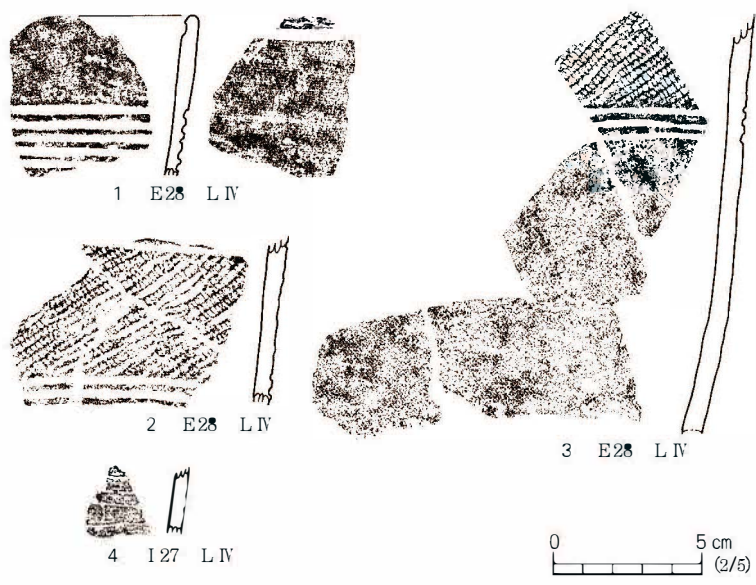
図16 遺物包含層出土土器(8)

た隆起帯と沈線文が組み合わされている。2には三叉文が描かれている。図13-3～6の文様帯は入組帯状文とが組み合わされている。文様帯内の充填施文は縄文である。3・6と4・5はそれぞれ同一個体である。3・6は無文帯や内面にミガキがなされ、洗練されているが、一方4・5は胎土に砂粒が多く含まれ粗雑な印象である。

図13-7～図16には縄文時代後期の粗製土器を図示した。器形は深鉢である。図13-7～14、図14は、口縁部に横位の櫛歯文を巡らせ、胴部に櫛歯文を弧状もしくは流水文的に縦方向に繰り返す描き並べているものである。図13-7、図14-11・12は櫛歯文が交差するもので、図13-8は先に描いた櫛歯文を磨り消して一本引きの流水文を描いている。図13-7の口縁部には沈線を挟んで、「掘起しコブ」が上下2個1組でなされている。「掘起しコブ」とはコブを貼り付けるのではなく、施文具で両脇に刻みを入れ、盛り上がった部分をコブとするものである。施文はコブを施した後にされている。内面調整は図13-7～9、図14-1～5・7・12が横方向のミガキ、それ以外はナデ調整となっている。なお、図14-2の外面に付着したコゲを放射性炭素年代測定に供し、 3100 ± 30 cal B Cの測定結果が与えられている。図15には施文が縄文と撚糸文のものを示した。1～5・8はLR縄文を全面に施文して、口唇部にはヨコナデが施される。器形は口縁部が内湾し（1～3）、胴部中程がふくらむ（5）。内面の調整は5が横方向のミガキが施されている以外は、いずれもナデによるものである。胎土には砂粒が多く含まれ、図13・14の櫛歯文が施された土器と比べると粗雑な印象である。6は撚糸文、9は結節縄文が施されている。

図16-1～5は無文の土器である。器形は1～4が深鉢で、5が浅鉢であろう。2・3は他の土器と比べミガキ調整がなされず、造りが粗雑である。5の胎土には細かい砂粒が含まれるのみで、よく選良されている。

図16-6・8～12はミニチュア土器で、7は注口土器である。いずれも破片であり、全体の器形を窺わせるようなものはない。



9・11・12は口縁部で、6・10は脚部、8は底部にあたる。9は焼成前に穿孔がなされ、色調は9・11が黒色である。7は注口の部分である。

図16-13～17には深鉢の底部を示した。15・17にはナデ調整が、13・14には平組の網代痕がみられる。

弥生土器 図17に示した。1～3は同一個体のもので、平行沈線で区画されたなかにLR縄

図17 遺物包含層出土土器 (9)

文を充填している。1の内面には沈線が横位に1条巡っている。弥生前期の御代田式段階のものである。4は一本引きによる平行沈線がなされることから、二ツ釜式であろう。

石器 図18に図示した。1～3は石鏃である。1・3は無茎鏃で基部に挟りが入り、2は有茎鏃で基部側縁の挟りが深く茎が長い。3の尖頭部は欠損している。4は石錐で、全体の調整が棒状となっている。両端部ともに欠損している。6は磨石であるが、両端部に敲打痕がみられることから、敲石としても使用されていたのだろう。5は不定形石器で側縁を調整している。7～9は二次調整のある剥片である。いずれも側縁に調整がなされている。

剥片 図示はしていないが、チップが多い。石質で多数を占めるのは、黒曜石で次に多いのはチャートである。共に製品は調査区からは出土していない。(吉野)

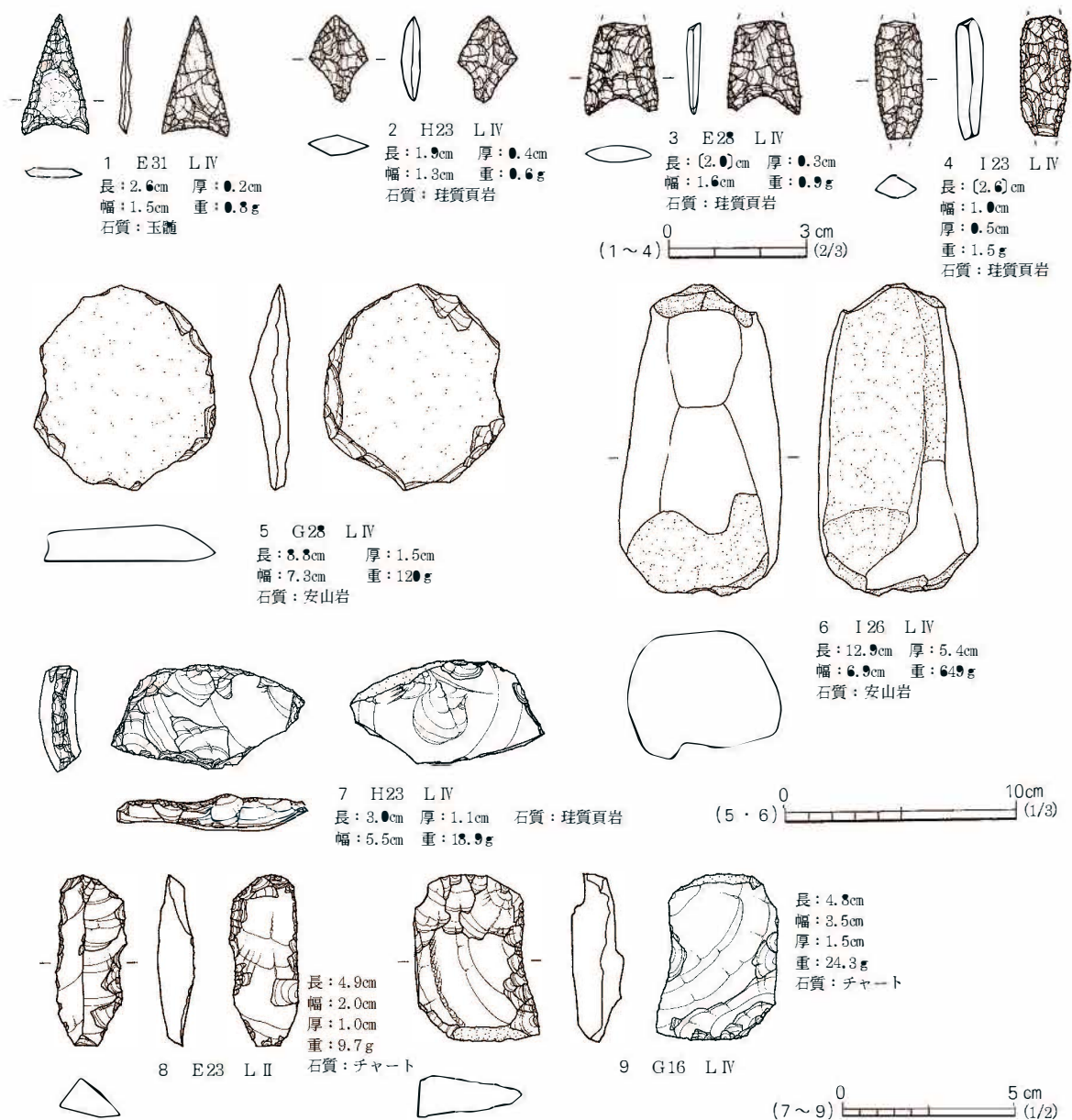


図18 遺物包含層出土石器

第3章 ま と め

遺物について

調査区から出土した遺物については、遺物包含層から出土したものが大半で縄文時代早期・後期と弥生時代の土器があるが、縄文時代後期のものがほとんどである。そのなかでも、後期前葉・中葉・後葉の土器が出土しているが、1個体に復元できるような資料は極めて少なく、器種組成を復元できるような資料も出土していない。さらに、主体を占めるものが粗製土器であるために、後期のどの段階が主体を占めていたのかは明確ではない。

縄文土器 後期の土器は前葉の堀之内1・2式期、中葉の加曾利B式期、後葉の新地式期などと併行するものが出土した。本遺跡の後期前葉では、深鉢・鉢などがある。本遺跡からは、南倉沢遺跡や会津高田町道上遺跡で出土している網取Ⅱ式や三十稲場式に属する土器などがみられない。さらに、図10-3～7・9・12などは県内においてもあまり類例がないようである。そこで、県外の資料をみると、南三十稲場式土器が出土した遺跡として挙げられている新潟県新穂村垣ノ内遺跡（田中2002）から、図10-3～5と同様に口縁部の内外面に渦巻文がなされているものがある。

さらに類例を見ていくと、新潟県柏崎市十三塚北遺跡でB群土器とされたものには、胴部文様に縄文を地文として太い沈線で文様を描いている。この点では図10-9と類似するものの口縁部の形態・文様や器形が異なっている。B群土器は「信州系土器群」とされ、南三十稲場式古段階に位置付けられている。以上のことから、南三十稲場式に併行する土器と考えている。南三十稲場式は、ほぼ堀之内1式期と併行することから、後期前葉とした。福島県内で南三十稲場式として出土している資料とは異なっている。

後期中葉では、深鉢・台付土器などがある。図11-1・4・5などは、類例を見ていくと磐梯町角間遺跡でV群2類土器とされたなかで、第Ⅰ段階に相当するものであろう。図11-2の「つ」字状文は、角間遺跡では見られない。むしろ地域的に離れた、いわき市久世原館・番匠地遺跡第V群土器2類のなかの深鉢・鉢などの胴部文様に散見できる。

後期後葉では、深鉢しか器形が分かるものがない。まず、図12-2は山形の口縁部、縄文帯に一条の沈線が加えられていることから、後葉でも初頭に位置付けられる（後藤1962）。図12-3・6・9には弧線連結文がなされ、3・6は施文内を櫛歯条線文で、9は縄文で充填している。これらの特徴から、コブ付土器第Ⅱ段階（安孫子1969）に入るものであろう。図12-5は独特な器形と文様であるが、類例として西郷村牛窪遺跡4号埋甕を挙げておく。器形は異なるが、口縁部と胴部中段のくびれに文様がなされ、それ以外は無文であることが類似している。ほぼコブ付土器第Ⅱ段階に位置付けられていることから（小林2001）、図12-5も同段階としておく。

図12-4と南倉沢遺跡出土深鉢（第1編図6-4）は入組帯状文がなされ胴部下半に文様帯がない。コブが2個1組で構成されている。図12-8・10~14の施文内には刻目により充填されている。以上の特徴からコブ付土器第IV段階であろう。図13-1~6には三叉文が施されていることから、後葉でも新しい頃であろう。

図13-7の櫛歯文がなされた粗製土器には、「掘起しコブ」が加えられていることから、コブ付土器第III段階と考えられる。しかし、角間遺跡2号住居跡の堆積土から後期中葉の土器と共に櫛歯文の粗製土器が出土している。このことから、「掘起しコブ」がなされていない櫛歯文の粗製土器は後期中葉から後葉の時期が考えられる。

以上のように、後期前葉から後葉にかけての土器が出土しているが、後期中葉では加曾利B2式期、後期後葉では第II~IV段階とその流れは断続的なものである。さらに、関東地方や新潟県と併行期の土器が出土していることから、これらの地域の影響を受けていることが分かり、広域な交易活動の一端を垣間見るようである。

弥生土器 前期の御代田式（図17-1~3）、中期中葉の壺形土器（図8-1）、中期後葉の二ツ釜式（図17-4）などが出土している。それぞれ同一個体のもので、遺物のなかで占める割合は極めて少ない。下郷町五百地遺跡（樋口1983）からは中期中葉のまとまった壺形土器と御代田式期の鉢形土器が出土していることから、本遺跡の在り方と共通するものがある。しかし、五百地遺跡は阿賀川沿いの下位岩石段丘標高440mに位置することから、立地状況は異なっている。

遺構について

調査区で検出した遺構で主体を占めるのは、従来落し穴状土坑と言われているものである。その形状から、2つの類型化ができた。1類は平面形が長方形で、底面から杭状施設の痕跡がある9・10号土坑である。2類はいわゆる「Tピット」と呼ばれる形状のもので8号土坑が該当する。

一方、1類とした9号土坑の底面には、基盤層を構成している角礫が露出していた。底面の大きさからすると2本の杭状施設が可能であるが、角礫の存在がそれを妨げて、結果的に1本の杭状施設となっている。以上のことからすると、本遺跡は落し穴状土坑には適さない場所であったといえよう。そのために土坑の数も結果的に僅かとなったのだろう。

その他に、1類としたものと平面形が類似するものの、底面に杭状施設の痕跡がない1・2・4・7号土坑などがある。これらのものは調査所見から落し穴状土坑とされているが、1・2・4号土坑については堆積土に炭化物が含まれていることから、先の1・2類とは時期が異なるものであろう。さらに、底面に杭状施設の痕跡がない土坑を古代の落し穴とする論考（小島・鶴間1994）を参考にするならば、南倉沢遺跡で確認された平安期の住居跡と同時期の落し穴の可能性も窺うことができる。

下郷町で縄文後期の土器が表採されている遺跡は14箇所である。ほとんどの遺跡が河川沿いの下位砂礫段丘や下位岩石段丘の標高400~580mに立地している。このうち、本遺跡と同じ中位火山灰

砂段丘に位置する原・木令遺跡は、本遺跡から直線距離にして約1.8km下った標高630m前後の地点にある。さらに、原遺跡からは弥生土器も採取されていることから、関連を窺うことができる。

本遺跡と隣接する南倉沢遺跡からも縄文後期の土器がわずかながら出土している。このことから、周辺地域には生活の拠点があったことが推定できるが、出土遺物の量からするとごく小規模な集落が断続的に営まれていたことが考えられる。

弥生時代の遺構とした性格不明遺構であるが、調査の所見では配石墓の可能性を示唆している。このことから、標高700mを越える遺跡に弥生時代の遺構が存在したことが、認識を改める必要を感じた。その足跡から弥生土器を使用しながらも生活形態は縄文時代と大差がなかったのだろう。

(吉野)

引用・参考文献

- 室井康弘 1961 「南会津郡安張遺跡中間報告」『福島考古』第4号
- 後藤勝彦 1962 「陸前宮戸島里浜台囲貝塚出土の土器について」『考古学雑誌』48巻1号
- 安孫子昭二 1969 「東北地方における縄文後期後半の土器様式」『石器時代』第9号
- 中村五郎 1976 「東北地方南部の弥生式土器編年」『東北考古学の諸問題』東北考古学会
- 樋口弘一 1976 「南会津郡東部の弥生式土器資料」『福島考古』第17号
- 樋口弘一 1988 「南会津郡下郷町五百地遺跡の弥生式土器」『福島考古』第24号
- 田島町教育委員会 1983 『小塩遺跡』
- 福島県文化センター編 1983 「道上遺跡」『国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告Ⅲ』
- 福島県立博物館 1988 『三貫地貝塚』
- 西郷村教育委員会 1988 『牛窪遺跡』
- 下郷町教育委員会 1990 『下郷町遺跡分布調査報告書』
- 福島県文化センター編 1990 「角間遺跡」『東北横断自動車道遺跡発掘調査報告8』
- いわき市教育文化事業団 1990 『久世原館・番匠地遺跡』
- 小島正裕・鶴間正昭 1994 「古代の陥し穴をめぐって」『研究論集XⅢ』東京都埋蔵文化財センター
- 本間 宏 1996 「福島県」『後期中葉の諸様相』第9回縄文セミナー
- 下郷町 1998 『下郷町史』第6巻自然編
- 小林圭一 2001 「東北南半の瘠付土器成立の様相」『後期後半の再検討』第14回縄文セミナー
- 柏崎市教育委員会 2001 『十三本塚北』
- 品田高志 2002 「新潟県における縄文後期前葉期の土器群」『後期前半の再検討』第15回縄文セミナー
- 田中耕作 2002 「新潟県における縄文時代後期前葉の土器群」『後期前半の再検討』第15回縄文セミナー